

平成31年度

教師となつて第一歩

埼玉県教育委員会



埼玉県マスコット「コバトン」

挨拶

埼玉県教育委員会教育長

小松 弥生

【子供たちへの願い】

私が子供たちの将来について常に願うことは、大きく次の2つのことです。1つ目は、それぞれの夢や志をもち、予測困難な社会の変化にも自立的に対応して、自分の力で道を切り拓き、幸福な人生を実現すること。2つ目は、自他のかけがえのない価値を認識しながら、他と協働する体験を重ねることにより、社会の形成に積極的に参画し、社会のより良き構成員となることです。埼玉県では、「埼玉教育の振興に関する大綱」を踏まえ、「第3期埼玉県教育振興基本計画（平成31年度～平成35年度）」に沿って、知・徳・体をバランスよく育み、変化の激しい社会を生き抜くための力を確実に伸ばす教育に取り組んでいます。

【埼玉県が目指していること】

大綱では、子供たちが、大切な「宝」であり、かけがえのない「財産」（人財）であると考え、子供たちが「人財」として輝けるような教育を進めるとしています。中でも、学校教育においては、基礎的・基本的な内容の確実な習得に加え、他とコミュニケーションをとりながら、自分の考えを深め、社会で使える真の学力を身に付けるようにしていく必要があります。皆さんには、これまで積み上げられてきた指導方法に加え、埼玉県が他の自治体からも注目されている「埼玉県学力・学習状況調査」や、「主体的・対話的で深い学び」を推進する「協調学習」などの取組を活用し、子供たちの力を着実に伸ばしてほしいと考えます。また、教職員の間でも、学び合い、その成果を積み上げる文化をつくってほしいと思います。子供たちを伸ばした方法を様々な角度から探り、効果的な方法を学校内はもとより、学校間で広く共有し、実践することで埼玉県全体の教育力を高めて欲しいのです。

【地域・家庭等との連携・協働】

子供たちの育成は、学校のみでできるものではありません。家庭・地域と協働し、学校教育を充実させ、主体的に社会づくりに参画しようとする子供たちを育ててほしいと思っています。時には伝統芸能をはじめとした素晴らしい文化に触れさせたり、先進的な研究を行っている機関と協働して最新の科学技術を体感させたりするなど、未来を拓く子供たちに様々な経験を積ませて欲しいと思います。

【初任者への期待】

子供たちの可能性は無限です。そして、飛躍へのエネルギーを秘めています。未来を担う子供たちの指導に直接携わる教員の仕事は、やりがいと達成感にあふれています。しかしながら、交通事故や盗撮など教員による不祥事が後を絶たず、県民の信頼を失いかねない状況になっています。皆さんには、教師の仕事に誇りを持ち、自らを律し、日々の研究と修養にたゆまぬ努力を続けていかれることを期待しています。埼玉の子供たちが豊かな学びで自ら未来を拓いていくことができるよう、教師としての確かな第一歩を踏み出してください。

初任者研修に臨むに当たって

埼玉県立総合教育センター所長

初任者の皆さんは、明日の埼玉を担う「人財」を育てる教師として、大きな第一歩を踏み出しました。各学校への着任に当たり、心から祝福を申し上げるとともに、意欲と情熱をもって、未来に生きる子供たちを育てられることを期待しています。

教師になるという夢を実現された皆さんは、今、新しい出会いへの期待と希望に胸をふくらませていることでしょうか。同時に、教師としての職責の重大さについても実感していることと思います。皆さんは、勤務校の児童生徒の教育や健康・安全に責任をもつと同時に、「教育公務員」として、社会に対する責任と使命も担っていることを常に意識しなければなりません。

新しい学習指導要領には、これからの学校には、急速な社会の変化の中で、一人一人の児童生徒が自分のよさや可能性を認識できる自己肯定感を育むなど、子供たちが持続可能な社会の創り手となれるようにすることが求められると示されています。そのために必要な学力や体力、道徳性等を確実に育成する質の高い教育を行うためには、高い資質・能力を備えた教員が指導に当たる必要があります。教育の専門家としての確かな力量を身に付けるためには、常に研究と修養に努め、専門性の向上を図ることが不可欠です。皆さんには、教育公務員特例法に基づく初任者研修が義務付けられています。初任者研修は、勤務校で指導教員の先生方を中心に行う「学校研修」と、県立総合教育センター、その他関係機関で実施する「機関研修」を行います。これらの研修は、教師としての実践的指導力と使命感を養うとともに、深い見識を得ることを目的としており、教育活動を実践していく上で極めて重要なものです。このことを十分認識して、日々の研修に励んでください。

現在、教育現場を取り巻く状況は大きな変革の時を迎えているといえます。私たちには、これまで受け継がれてきた学校教育の実践や蓄積を生かしていくとともに、こうした状況の変化に適切に対応するために、不断に最新の専門的知識や指導技術等を身に付けていく「学びの精神」が、これまで以上に強く求められています。日々の研究と修養を通して皆さん一人一人が教師として成長していくことは、同時に児童生徒一人一人の確かな成長につながります。教師に求められる資質・能力とは、教育者としての教育理念と使命感、児童生徒への深い愛情と理解、教科等に関する専門的知識、実践的指導力などです。教師となって第一歩を踏み出した初任者の皆さんには、これらの資質・能力の向上を図るために、常に向上心と情熱、謙虚な姿勢をもち続けていってほしいと思います。そして、県民の期待に応えられる教師として、児童生徒や保護者・地域から信頼される真に魅力的な教師となられることを強く願います。

◆本書の利用の仕方◆

- 1 本書は、本年度、新しく教員になられた皆さんが、円滑に教育活動に取り組めるように援助することを目的として編集されています。
- 2 本書は、「基本編」・「Q&A編」・「用語解説編」・「資料編」の四部で構成されています。
- 3 「基本編」は、皆さんが、実践的な指導力や教員としての技量の向上を図っていく上で必要とされる基礎的・基本的な事項について記述されています。したがって、ここに記されている事項について、いつも心において、日ごろの教育活動に生かしていくように努めてください。
- 4 「Q&A編」は、皆さんが、日常の教育実践に臨み、当面する可能性のある様々な問題や悩みについて、その解決に向けての手立てを質問と回答の形式で示してあります。もちろん、ここで記したことはあくまでも例に過ぎません。実際の場合では、これを参考に、最も適切な方法を考え、管理職の指導の下、他の教職員と連携しながら解決に努めてください。
- 5 「用語解説編」として、教員として知っておく必要のある基本的な用語を選び、解説しましたので、参考にしてください。
- 6 「資料編」として、埼玉県教員として把握しておく必要のある基本的な資料を掲載しましたので、参考にしてください。
- 7 本書を、常時、手元に置き、活用するように努めてください。また、機関研修の際にも持参してください。

目 次

	ページ		ページ
挨拶	1	II 児童生徒を伸ばす学習指導	
初任者研修に臨むに当たって	2	1 生き生きとした授業	28
本書の利用の仕方	3	(1) 児童生徒一人一人の理解	
目次	4	(2) 十分な教材研究	
基本編		(3) 基礎的・基本的な知識・技能の確実な「習得」	
I 学び続ける教師		2 「よい授業」を展開するための心得	29
1 教師としての出発	7	(1) 授業の組立ての工夫	
(1) 児童生徒との新鮮な出会い		(2) 児童生徒の学習意欲を喚起する手立ての工夫	
(2) 教え育てる、学び続ける教師		(3) 指導技術の錬磨	
(3) 児童生徒に学ぶ		(4) 児童生徒のよい点を生かす指導	
(4) 先輩に学ぶ		3 学習指導における評価	30
(5) 希望をもって		(1) 学習評価の意味	
(6) 言葉遣い・マナー		(2) 指導に生かす評価	
2 教師の一日	9	4 教科等の指導	32
(1) 出勤		(1) 道徳教育	
(2) 朝の職員集会（職員朝会）		(2) 外国語活動(小学校)	
(3) 朝会や児童生徒集会		(3) 外国語活動・外国語(小学校)	
(4) 朝の会や朝のショートホームルーム		(4) 総合的な学習（探究）の時間	
(5) 授業に対しての心構え		(5) 特別活動	
(6) 授業のない時間		(6) 自立活動	
(7) 休み時間		(7) 通常の学級における配慮	
(8) 給食指導		(8) 人権教育	
(9) 清掃指導		III 生徒指導・進路指導・キャリア教育・防災教育	
(10) 帰りの会や帰りのショートホームルーム		1 心の通う生徒指導	54
(11) 放課後		(1) 生徒指導のねらい	
(12) 会議等		(2) 生徒指導の実際	
(13) 出張（旅行命令）		(3) 学校における教育相談の実際	
(14) 退勤		(4) 命を大切にする指導	
(15) 休憩時間		(5) いじめ問題への対応	
3 教職員の“こころとからだの健康づくり”	12	2 夢を育む進路指導	61
4 服務	14	(1) 進路指導とは	
(1) 職務上の義務		(2) 進路指導の実際	
(2) 身分上の義務		3 キャリア教育の推進	62
(3) 服務の実際		(1) キャリア教育のねらい	
5 教職員事故防止と倫理観の確立	18	(2) キャリア教育の実際	
(1) 体罰		(3) キャリア教育推進のための具体的な方策	
(2) 交通事故等		(4) ガイダンスの機能の充実とキャリア・カウンセリングの充実	
(3) セクシュアル・ハラスメント、わいせつ行為		4 主権者教育の推進	65
(4) 個人情報の適正な管理		(1) 主権者教育のねらい	
(5) 会計処理や物品の管理		(2) 主権者教育の実際	
(6) 教職員事故の防止		5 学校における防災教育	66
(参考) 教育関係職員の交通事故等に係る懲戒処分等の取扱い		(1) 防災教育の推進体制	
(参考) 懲戒処分の基準		(2) 防災教育に関する指導の在り方	
(参考) 職員事故防止チェックリスト(初任者向け)			

IV 児童生徒を生かす学級（ホームルーム）経営

1 学級（ホームルーム）経営のねらい	68
2 学級経営の内容	68
3 学級経営の方法	68
(1) 学級経営案の作成	
(2) 学級経営の実際	
(参考) 学校運営と学校自己評価、教職員人事評価	
4 学級経営と保護者との連携の在り方	71
(1) 保護者会の意義と担任の役割	
(2) 家庭への連絡と電話の配慮事項	
(3) 苦情や要求等への対応	
(参考) 信頼の基盤を築く教師のマナーと対応	

V 特別支援教育

1 特別支援教育の理念と基本的な考え方	75
(1) 特別支援教育への転換	
(2) 特別支援教育とは	
(3) 学校教育法の一部改正	
(4) その他の関連法令の改正	
(5) 全ての学校で特別支援教育の推進を	
2 児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導	76
(1) 教育的ニーズの把握	
(2) 学校全体で児童生徒を支援	
(3) 個別の指導計画等の作成と活用	
3 インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進	77
(1) インクルーシブ教育システム	
(2) 支援籍学習	
(3) ノーマライゼーションとは	
4 障害のある児童生徒に対する一貫した支援の在り方	78
(1) 家庭、保護者等との連携	
(2) きめ細かな就学支援のために	
(3) サポート手帳	

VI 望ましい学校運営

1 校務分掌と仕事の進め方	80
(1) 校務分掌の意義	
(2) 校務の分担	
(3) 遂行上の留意点	
2 日常欠かせない教育活動	81
(1) 体力向上	
(2) 健康教育（学校保健・学校安全・食育・学校給食）	
図1 学校保健の領域と内容	
図2 学校安全の領域と内容	

3 開かれた学校づくりと家庭・地域との連携	91
(1) 開かれた学校づくりの背景とねらい	
(2) 学校・家庭・地域の連携	
(3) これからの学校の在り方	
(4) 彩の国教育の日	
(5) 「親の学習」	
(6) 子育ての目安「3つのめばえ」	
(7) 「接続期プログラム」	

Q&A編

I よりよい授業をつくる	97
1 「学習指導案」の意義	
2 「学習指導案」の書き方	
3 「教科書」・「補助教材」の使用	
4 「発問」を行うときの心構え	
5 「考える力」を育む授業	
6 「指導過剰」な授業	
7 学習の遅れがちな児童生徒	
8 授業の中での個別指導	
9 「協働的な学習」における留意点	
10 板書の技術と配慮事項	
11 「ノート指導」での留意点	
12 ICT機器等を効果的に活用するときの配慮事項	
13 児童生徒の励みになる通知表	
14 学校図書館の活用	
II よりよい児童生徒の生活を考える	108
15 指導の仕方に差がある場合の生徒指導	
16 基本的な生活習慣を身に付けさせる指導	
17 忘れ物をなくすための指導	
18 授業や活動の始まる時刻を守らせるための指導	
19 遅刻の多い児童生徒への指導	
20 休みがちな児童生徒への指導	
21 頻繁に保健室へ来る児童生徒への指導	
22 反抗的な児童生徒への指導	
23 規則を守らない児童生徒への指導	
24 落ち着きのない児童生徒への指導	
25 教室にいつも一人でいる児童生徒への指導	
26 不登校と思われる児童生徒への指導	
27 こだわりの強い児童生徒への指導	
28 選択性かん黙の児童生徒への指導	
29 遠足(旅行)・集団宿泊的行事などの実地踏査をする上での留意点	
30 「清掃指導」を行うときの留意点	
31 勤労生産・奉仕的行事のねらいと進め方	
32 生徒指導における地域や関係機関との連携	
33 校内で発生した児童生徒のけがや事故に対する処置	

	ページ		ページ
Ⅲ よりよい学級（ホームルーム）をつくる	122	サ行 埼玉県学力・学習状況調査	148
34 学級（ホームルーム）担任としての心掛け		埼玉の子ども70万人体験活動	
35 学級目標を立てる上での留意点		持続可能な開発のための教育（ESD）と 持続可能な開発目標（SDGs）	149
36 まとまりのある学級づくりの具体策		児童生徒への懲戒	150
37 係活動、当番活動の指導		指導要録	151
38 「朝の会」「帰りの会」のより効果的な運営の 仕方		自閉症	
39 学級担任として、座席を決めるときの留意点		習熟の程度に応じた指導	152
40 学習意欲の低い学級の指導		集団活動	153
41 教室で動物を飼育することについての判断		少人数指導	154
42 家庭訪問の留意点		消費者教育	
43 要保護世帯・準要保護世帯の児童生徒に対して の配慮		情報セキュリティポリシー	155
44 社会科見学や遠足などの通知文作成上の留意点		情報モラル教育	
		小中一貫教育	156
		職員会議	
		食農教育と食育	157
		シラバス	158
		人事評価制度	159
		スクールカウンセラー	160
		スクールソーシャルワーカー	
		全国学力・学習状況調査	
用語解説編		タ行 大学入学者選抜改革	161
ア行 朝の一斉読書活動	130	中・高等学校の調査書	
インクルーシブ教育システム		著作権	162
ADHD（注意欠陥多動性障害）		通級による指導	
LD（学習障害）	131	ティーム・ティーチング	
カ行 外国人児童生徒等への支援（多文化共生）	132	特別支援教育の推進	163
カウンセリング・マインド	133	ナ行 日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度	
科学技術教育		ノーマライゼーションの理念に基づく教育	164
学級がうまく機能しない状況 （いわゆる「学級崩壊」）	134	ハ行 プログラミング教育	
学校応援団		補助教材	165
学校における性に関する指導	135	ボランティア・福祉教育	
学校の管理下における事故	136	ヤ行 薬物乱用防止教育	166
学校と説明責任		ユニバーサルデザインの視点で 取り入れた授業づくり	167
学校評価	138	資料編	
学校評議員制度		1 郷土愛を育むために	169
環境教育	139	2 埼玉県の概要	170
給与	140	3 埼玉県の成立	
教育課程の編成		4 県民の日	
教育の情報化	141	5 埼玉県のシンボル	171
教員免許更新制	142	6 埼玉県歌	172
教科書採択		7 学校数	173
協調学習～「知識構成型ジグソー法」～	143	8 園児・児童・生徒数	
グランドデザイン	144	9 本務教員数	174
高校教育改革		10 園児・児童・生徒数の推移	
高大接続改革	145		
公務・通勤災害補償制度			
交流及び共同学習			
合理的配慮	146		
国際理解教育			
個人情報保護法	147		

I 学び続ける教師

1 教師としての出発

(1) 児童生徒との新鮮な出会い

皆さんは、壺井栄著「二十四の瞳」を読んだことがあるでしょうか。この物語の中に、次のような一節があります。

「道みちささやきながら歩いてゆく彼らは、いきなりどぎもをぬかれたのである。場所もわるかった。見通しのかかぬ曲がり角の近くで、この道にめずらしい自転車が見えたのだ。自転車はすうっと鳥のように近づいてきたかと思うと、洋服を着た女が、みんなのほうへにこっと笑いかけて、『おはよう！』と、風のように行きすぎた。どうしたってそれは女先生にちがいがなかった。歩いてくるとぼっかり思っていた女先生は自転車をとばしてきたのだ。自転車にのった女先生ははじめてである。洋服を着た女先生もはじめて見る。はじめての日に、おはよう！とあいさつをした先生もはじめてだ。みんな、しばらくはぼかんとしてそのうしろ姿を見おくっていた。全然これは生徒の負けである。」

さっそうとした姿の大石先生が、新任教師として子供と最初に出会った場面です。島の子供たちにとって、それは新鮮な驚きであったことでしょう。

今日グローバル化や情報化、少子高齢化など社会の急激な変化に伴い、高度化・複雑化する諸課題への対応が必要となっています。21世紀を生き抜くための力を育成するため、基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、思考力・判断力・表現力等の育成や学習意欲の向上、多様な人間関係を結んでいく力や習慣の形成等、学校や教師に求められるものは今まで以上に多岐にわたります。しかしながら、「児童生徒にとって教師は身近な憧れの存在」であることは、いつの時代も変わらないものです。

(2) 教え育てる、学び続ける教師

児童生徒はもとより、児童生徒を慈しみ育てている保護者、勤務校の先輩教師も、それぞれが新任教師との出会いに大きな期待を寄せています。

皆さんは、教師となったその日から「教え育てる人」としての自覚をもって、それらの人々の期待に応えていく責任があります。

教師は、「教え育てる人」としての使命感に燃え、豊かな人間性と相まって教師としての専門性を日々の教育実践の中で発揮することが期待されています。

また、教師は常に探究心をもち、学び続け、教職生活全体を通じて、実践的指導力等を高めるとともに社会の急速な進展の中で、知識・技能の絶えざる向上が必要です。

(3) 児童生徒に学ぶ

ア 児童生徒を見つめる

「教うるは学ぶの半ばなり」という言葉があります。教師は、児童生徒を教え育てることを職務としていますが、実は児童生徒からも多くのことを学んでいます。

児童生徒は、一人一人がすばらしい長所や伸びようとする芽をもっています。その長所や伸びる芽を見落とさずに的確にとらえるためには、児童生徒を見つめる努力をすることです。目の前の児童生徒をよく知ること、この前提があって「教え育てること」が始まるのです。児童生徒を見つめ理解することは、児童生徒を単に眺めていることではありません。一人一人の児童生徒に対して声をかけ、変化に気付こうとすることですから、すでにこの時点で教え育てるといえることが始まっているとも言えます。

イ 児童生徒と共に

児童生徒は、大人と同様に、学校や家庭において様々な喜びと苦しみの繰り返しの中に生きています。教師は、その児童生徒と同じ世界にいなればなりません。

「児童生徒を知る」「児童生徒の目の高さで指導する」ことが必要だとよく言われますが、それはこのことを意味していません。しかし、このことは、単に児童生徒の言いなりになることではありません。教師が深い愛情を注ぎ、温かく、厳しく、児童生徒の心に響く指導を続けていく中でこそ、はじめて児童生徒と共に歩む教師

になることができるのです。

ウ 魅力ある人間に

教師が燃えるとき、児童生徒の心の中に情熱の灯がともり、教師自らが心を開くとき、児童生徒はその心に語りかけてきます。児童生徒一人一人に対し、かけがえのない人間としての人格を認め、公平に接するとき、教師と児童生徒の間に信頼関係が生まれます。こうした人間的接触の基礎は、自らが魅力的な人間、そして教師を追求することから始まります。それには、教師自らが自身の改善点に気付く、その克服に真摯に取り組む姿勢とともに、児童生徒にかける愛情と情熱と正義感、そして揺るぎない教育理念とを堅持することが必要です。それらが備わったところに、人間性豊かな教師が誕生します。

(4) 先輩に学ぶ

ア 授業の専門家としての努力

新任の教師は、分からないことは先輩の教師に進んで聞き、先輩の教師がどのような実践をしているのかを学びながら、日々研鑽に努めることが大事です。授業の専門家を目指し、授業を通して児童生徒から信頼される教師になるよう励んでください。

教師は、常に研究と修養に努め、専門性の向上を図る自己研鑽が求められています。「我以外皆我師」という言葉があります。様々な場面に学ぶ機会があり、常に自己研鑽を図ることを忘れてはなりません。

教師がその使命を果たすためには、自分が指導する教科等の学習内容や指導方法に精通し、児童生徒にしっかりと学力を付けさせる指導力をもたなければなりません。教材研究を深め、積極的に授業研究に取り組む中で、その実力は身に付いていきますが、その過程で先輩の教師に大いに学ぶ謙虚さも大切です。

先輩の教師が努力と経験によって身に付けた豊かな指導力を素直に学び、自分のものを創り出していくということが、新任の教師に望まれる姿勢です。

イ 校務分掌を担う一員として

教師は着任するとすぐ、先輩の教師と

対等のスタッフとして、校務分掌の担い手となります。学級担任として学級の児童生徒を育てるだけでなく、学年の担当者として、教科部会等の一員として、所属校の全ての児童生徒を育てていくという認識が必要です。

また、自分の分掌については、責任者であるという自覚が必要です。しかし、職務遂行の過程で様々な問題や困難にも遭遇します。そうした場面で全力を投入しても解決できないときには、進んで先輩の教師に相談し、教えを請うことが必要です。

学校の仕事はいわばチームワークです。必要な報告、連絡、相談にも注意を払い、常に課題意識をもって臨み、責任を果たすことが大事です。また、人間関係を大切にすることも重要なことです。

(5) 希望をもって

教師は、児童生徒の成長を願い、希望を抱いて日々の教育活動に取り組んでいます。教育は、教師と児童生徒との人間的触れ合いに始まりますから、教師の人間としての魅力は、児童生徒を大きく感化します。

ですから、児童生徒との豊かな人間関係を育むためにも、教師自らが成長を目指し、不断の研究と修養に努めることが大切です。

自己啓発・自己研鑽に努める教師、相互に厳しく磨き合う教師、常に児童生徒や先輩の教師とともに学び続ける教師の姿勢こそが、希望をもって伸びようとする教師の生き方であると言えます。

(6) 言葉遣い・マナー

教師は、児童生徒の手本となる正しい言葉遣い・マナーを身に付けていなければなりません。わかる言葉、温かい言葉、美しい言葉、心に響く言葉、時には厳しい言葉で、児童生徒を生き生きとさせ、やる気を起こさせるようにすることが大切です。

児童生徒にやる気を起こさせる言葉の例として「よくやったね」「すごいね」などが、児童生徒を傷つける言葉の例として「そんなこともできないの」などが挙げられます。

また、身に付けるべきマナーの一つとし

ての挨拶と服装についても注意を払う必要があります。挨拶については、朝の「おはようございます」をはじめ、児童生徒・同僚・保護者の方などに、親しみのあるすがすがしい挨拶をしましょう。

服装は、教育の場にふさわしく機能的で児童生徒に清潔感を与えるものであることやTPOに合ったものであることが大切です。特に、儀式や諸行事のときは、先輩の教師に指導を仰ぐことも大切です。

2 教師の一日

児童生徒は、登校、授業、休み時間、清掃など、学校で決められた日課に従って、一定のリズムをもって生活しています。この生活のリズムをよりの確に、より生き生きとしたものにするために、私たち教師の在り方が大きく関わっています。授業や校内生活を充実した楽しいものにするによって、児童生徒に、明日もまた、早く学校に行きたいという気持ちをもたせることが大切です。

そのために私たち教師は、児童生徒の一人一人の人格を理解して接することを柱にしつつ、自らも教師として、ふさわしい行動、適切な言葉遣い、時間の厳守などを基本的な事項として心する必要があります。このように教師自身が自らの姿勢を正し、児童生徒の指導に当たることによって、児童生徒の秩序ある生活が営まれるのです。

(1) 出勤

時間にゆとりをもって出勤しましょう。

「今日も児童生徒と共にならぼうぞ」という思いに胸をふくらませ、出会った児童生徒と言葉を交わし、児童生徒の状況と教室環境の安全などを確認します。こうして、ゆとりをもってその日一日の指導に当たれるように心掛けることが大切です。

(2) 朝の職員集会（職員朝会）

朝の職員集会には、開始時刻に遅れないよう集合し、校長等からの指示・連絡事項を書き留めましょう。さらに、その日の予定、児童生徒への連絡事項などを専用のノート等にメモし、的確に伝えられるようにしましょう。また、職員集会の間の児童生徒の自習、校内放送の視聴などは、静かに、規律ある中で展開されるよう、事前の計画

や指導をしておくことが大切です。

なお、朝の職員集会がない日は、職員室や校務システムの掲示板等を必ず確認し、それをよく読み、不明な点があったら担当者などに尋ね、学校の行事予定などを確実に把握しておくことが必要です。そして、児童生徒が必要な事項を理解し、支障なく日常生活や諸活動ができるように努めましょう。

(3) 朝会や児童生徒集会

朝会や児童生徒集会は、全教職員と全児童生徒が一堂に会する機会です。そこでは、児童生徒が校長先生や係の先生、児童会・生徒会関係の先生方などの話などをよく聞くことによって、児童生徒がこの学校の一員なのだという自覚や生き方を身に付けるように指導していきます。児童生徒が大勢集まる集会では、私語で騒がしくなったり、時間に遅れる児童生徒を見かけたりすることがあります。多くの人が集まる時はどうしたらよいか、集合・整列などの集団としての行動やマナー、話を聞く態度、児童会・生徒会を代表しての話し方などについて、事前事後の指導をすることも大切です。

(4) 朝の会や朝のショートホームルーム

この時間は、学校によって異なると思いますが、10分程度のところが多いでしょう。その日の児童生徒との最初の出会いですから、心の交流を図る大切な時間と言えます。したがって、今日一日お互いに力を合わせ元気に過ごそうという意味を込めて、まずは大きな声で挨拶を交わすことです。その後、担任は確実に一人一人の児童生徒の出席状況を確認します。その際、児童生徒の様子にも目を向け、健康観察を行うとともに、服装、生活態度などを把握し、極力声をかけることです。その他、諸連絡や提出物の確認などがありますが、これらについては、効率的に行い、明るく温かい雰囲気の中で、時間どおり第1校時の授業が始まるように努めなければなりません。

(5) 授業に対しての心構え

学校生活の中心は授業です。授業の目的は、児童生徒が意欲をもって臨み、学んだことを確実に理解し、本時の目標を達成する力、つまりは、人としてよりよく生きる

力を付けることにあります。時間ごとの目標が明確で準備の整った授業とそうでない授業とでは、児童生徒の反応、理解度に差が生じます。そこで教師は、児童生徒の興味・関心に配慮しながら、十分な教材研究を行った上で、授業に臨むことが必要です。また、児童生徒に授業時の規律を身に付けさせることも大切です。校種、学年によって、それぞれ異なりますが、その第一歩として、時間を正確に守ることから始めます。それには、始業のチャイムと同時に授業が始まり、終業のチャイムと同時に授業を終わらせることです。時間のけじめがつけられる児童生徒を育てるためには、教師自身がまず身をもって示すことが大切なことと言えます。

(6) 授業のない時間

授業のない時間には、教材研究や次の授業の準備、テストの処理、学級事務、欠席者の家庭への連絡など様々な仕事を行います。授業や生徒指導上の問題などについて先輩の教師から指導助言を受けたり、他の教師の授業を見せてもらったりするまたとない機会です。特に、自分の担当している学級で、他の教師が授業するのを参観すると、ふだん自分が授業しているときと異なった児童生徒の反応や活躍ぶりを目にすることがあります。また、児童生徒の今まで見えなかった長所を発見したり、自らの指導の至らなさに気付いたりもします。

授業を参観させていただいたあとは、授業担当者や児童生徒のことや指導法などについて、必ず話し合う時間をもつようにしましょう。そうすることによって、児童生徒の多面的な見方ができ、理解が深まるとともに、児童生徒の伸ばし方など、指導技術も大いに改善されるに違いありません。

なお、職員室は保護者、地域の方、業者等の外部の方も出入りします。職員室での教師同士の会話の内容や言葉遣いには十分に気を配りましょう。

(7) 休み時間

児童生徒にとって楽しいひとときです。緊張から解放された児童生徒は、授業中とはうって変わった姿を見せ、自分の思い思

いの行動をします。校種によっても異なりますが、児童生徒にとっては、この時間こそ先生と一緒に遊んだり、学習のつまずきや生活上の悩みなどを相談したりできる自由な時間でもあります。そこで、教師として次の授業の準備をする一方、児童生徒に優しい心とゆとりをもって接することができる雰囲気をつくることも、心しておくべきことです。また、休み時間における児童生徒の安全の確保に配慮することも大切です。

雨や雪の日などは、校庭には出られなくなるので、校舎内で過ごすこととなります。したがって、校舎内での事故を防ぐために、室内での生活の仕方を児童生徒と話し合っておくことも必要です。

(8) 給食指導

教師と児童生徒が、食事を共にすることは楽しいことです。その楽しさを引き出すためにも、集団行動や食事に当たっての基本的マナーを身に付けさせることが大切です。特に、小・中学校においては、会食の楽しさを増すために、机の並べ方を工夫したり、教師がグループの中に入ったり、話題を考えたりするなど様々な工夫をすべきです。

なお、運搬や配膳のときに、火傷などの事故防止や衛生管理及びアレルギー対応などには細心の注意を払うことが必要です。

(9) 清掃指導

清潔な環境の中で学習や生活ができることは、たいへん幸せなことです。したがって、「自分たちのよりよい生活の場は、自分たちの手で」という気持ちを育て、清掃活動に当たらせることが大切です。実施に当たっては、清掃用具の安全で正しい使い方や安全な箇所での活動を指導することが大切です。また、早くきれいに仕上げる手順と仕事の分担を考えさせて、力を合わせた清掃活動を行わせませす。同時に、清掃が早く終わった児童生徒が遅れている清掃箇所を進んで手助けするなど、普段から清掃活動を通して好ましい人間関係のある学級に育てるように努めます。

教師が児童生徒と共に清掃活動に当たることは、児童生徒との一体感や学級の雰囲気

気をつくる上でも大きな力となります。

(10) 帰りの会や帰りのショートホーム ルーム

この会は、一日の学校生活の反省と放課後の生活、翌日の連絡などが中心となるでしょう。反省では、発言が他人を傷つけることもありますので、この点は十分気を付けることです。教師自身も「うれしかったこと」など、温かいコメントを付け加えることが大切です。また、この会のもち方は校種、学年によって異なりますが、児童生徒の成長過程に合わせた進行を工夫したり、話合いの内容にも、「今日の発見」「よかったこと」「一分間スピーチ」などの変化をもたせたりして、会を楽しくする工夫をします。会が終了したら、教室、多目的教室、空き教室等からの児童生徒の退出と各教室の施錠等を確認し、安全な下校や部活動の場所への移動を促しましょう。

(11) 放課後

放課後は、児童生徒がより主体となつてのびのびと活躍する時間です。部活動、学校行事に関わる活動、グループでの研究活動などが展開されます。ここでは、自らが興味・関心をもつ活動に参加しているだけに、授業中では見られなかった児童生徒の一面を見ることが出来ます。そこで、教師も、児童生徒の中に飛び込んで指導するよう心掛けることが大切です。また、必要に応じて、学習の遅れが見られる児童生徒や帰国児童生徒などへの補足的な学習、さらには、生活や進路などの教育相談に当たる時間でもあります。また、翌日の授業のための教材研究、準備、成績処理、掲示物の作成、学級事務など放課後の仕事もありますが、定時に退勤できるよう効率よく計画的に仕事を進める必要があります。

(12) 会議等

放課後は、諸会議の時間帯でもあります。職員会議、学年会、校内研修会、教科部会などいろいろあります。予定の開始時刻までに集合しましょう。これらへの参加は、自分がその会議の構成メンバーの一員であり、責任の一端を担っているという自覚をもって臨むことが大切です。したがって、質問や意見は、よく調べた上で自分から進んで、率直に述べるようにすべきで

す。また、そこで出された話題や意見を真剣に聞き、自らを高めることに役立てるよう心掛けることが大切です。そのためにも、会議などで話し合われた内容は、メモをもとに記録を整理し、また、提出された資料類もきちんと整理・分類して保存し、その後の活動に生かすよう努めていきましょう。

(13) 出張（旅行命令）

校長から出張を命じられた場合は、他の先生方に授業を交換してもらうよう依頼したり、児童生徒の自習計画を綿密に立てたりし、その日の学習に支障をきたさないようにしましょう。また、出張中、児童生徒の指導をしていただく同学年・教科等関係の先生方へ、事前に自習計画を持参して依頼しておきます。帰校したら速やかに校長に復命するとともに、児童生徒を指導していただいた先生方に謝意を伝えることも大切です。

(14) 退勤

学校から退勤する前には、教室など担当場所の整理整頓、鍵締まり、火気の点検、危険物の撤去、自席の机上の整理などの習慣を身に付けなければなりません。また、職員室や教室等に、現金や貴重品を置いて帰らないこと、個人情報に関する文書等の管理を確実に行うことも、必ず守るべきことです。

退勤時にも、先生方に挨拶をして家路につきましょう。

(15) 休憩時間

4 サービスの項目で述べますが、教師の一日には休憩時間があります。頭と心と身体を休め、リフレッシュする時間をもつことも大切なことです。

3 教職員の“こころとからだの健康づくり”

教職員は、児童生徒のみならず保護者・地域住民等、立場の異なる方々と関わるため、それぞれの考えや感情を理解しなくては成り立たない仕事です。人を相手にする仕事は終わりが見えにくく、必ずしも決まった正解がないなど、自分でも気付かないうちにストレスをためてしまう特性があります。また、教職員の仕事は、その人自身が役割を担う職務（担任や校務分掌、部活動など）が多く、個人で抱え込みやすい性質があるため、心身共に疲労を蓄積しやすい傾向にあります。このような特性を理解し、自分で自分の健康を守るセルフケアと同時に、管理職によるラインケア、同僚によるケア、専門家によるケア等によって、教職員が健康でいきいきと笑顔で働き続けることが、児童生徒にとっても安心できる学校生活の土台になります。

こころの健康

★こころの声に耳を傾けましょう★

“こころが風邪をひく”という表現もあるとおり、精神的に落ち込んだり抑うつ的になったりすることは、誰にでもあります。早期発見、早期対応のポイントを知っておくことが重要です。
『自分のこころの声を聴く（⇒自分の変化に気づく力・・・セルフケア）』
『同僚とのコミュニケーション（⇒いつもと違う変化に気づける関係性・・・同僚によるケア）』

★こんな時、こんな人は“こころの健康”に要注意です★

- ・ 人事異動：これまでの経験と異なる方法を理解し、習得することや職場の雰囲気慣れるまで
- ・ 人間関係の変化：同僚、上司の異動に伴う喪失感や新たな人間関係が構築できるまで
- ・ 行事等の対応：学校行事、生徒指導や保護者対応など大きな出来事があった後
- ・ 家族や家庭の変化：結婚、出産、介護、死別などのライフイベントによる精神的負荷
- ・ 自分の健康：病気やけが、睡眠不足、体力の低下など、今までの健康が脅かされた時
- ・ 考え方：頑張り過ぎる、まじめで完璧主義、正義感・責任感が強いなどの性格特性

★こころの健康づくりにつながる4つのケア★

【セルフケア】 自分自身のストレス状態や健康状態を認識することが大切です。周囲に助言や協力を求めたり、意識的にリフレッシュを図ることで、メンタル不調を予防できます。

【同僚によるケア】 「いつもと違う」様子に気付いた時、その気づきを同僚や管理職などに相談したり、「何かあった？話を聞かせて」などと同僚の声をかけることが大切です。

【ラインケア：管理職によるケア】 管理職による話しやすい雰囲気づくりや見守る姿勢、困難事案の解決への支援や行事終了時に労いや承認などのタイミングの良い声かけは、やる気を育て、メンタル不調を予防します。

【専門家によるケア】 「食欲がない」「眠れない」「出勤時に動悸や吐き気がする」などの変化は、メンタル不調のサインです。「これくらい大丈夫」「もう少し様子を見て」と思わず医療機関等への早めの相談が大切です。

公立学校共済組合では、健康相談サービスを提供しています。「福利のしおり」を御一読ください。
◆教職員電話健康相談 24 (0120 - 24 - 8349)・・・24 時間の電話相談サービスです。まずはお電話で！
◆電話・面談によるメンタルヘルス相談 (0120 - 783 - 269)・・・5 回まで無料で相談できます。
◆教職員メンタルヘルス相談 (12 か所の医療機関 (依存症専門機関 2 か所を含む) で、面接による相談ができます。)
◆Web 相談 (こころの相談) (<https://www.mh-c.jp/>)・・・Web 上で 24 時間相談ができます。

からだの健康

★自分の生活習慣と健康について考えましょう★

新たに教職に就いた方、新しい学校に着任した方にとっては、これまでの生活リズムが大きく変化します。「毎日の仕事を大事にする」と「自分の健康を大事にする」を両立していくことは、安定した学校（職場）生活を過ごすために大変重要なことです。しかし、新しい仕事と職場に慣れるまでは、誰にとっても苦勞が多いものです。そのような時こそ、「基本的な生活リズムを確立しておくこと」が肝心です。自分の生活リズムを思い通りに作ることは難しいですが、「自分にとっての基本」を意識できれば、突発的な事態が起きて生活の流れが乱れてしまったとしても、早く元の状態に戻すようにと自分自身で気を配ることができます。

★生活習慣病予防は『栄養（食生活）』『運動』『休養』『飲酒』『喫煙』『歯・口腔』★

生活習慣病の予防対策は、健康を増進し病気の発症自体を予防する「1次予防」、病気を早期に発見・治療する「2次予防」、治療により進行を防ぎ回復を目指す「3次予防」があります。

若い世代は特に、「今は元気だし、生活習慣病なんて自分には関係ない」と思ってしまいがちですが、不規則な生活やストレスによって身体は変化していきます。「栄養（食生活）」「運動」「休養」「飲酒」「喫煙」「歯・口腔」の6つのポイントを意識して、健康の保持・増進につながる自分なりのライフスタイルを確立していきましょう。

【生活に取り入れるポイント】

『栄養バランスに気を配る（⇒ 昨日はラーメンだったから、今日は野菜を中心にしよう）』

『意識して身体を動かす（⇒ 徒歩での移動の時は、歩幅を広くしてみよう）』

『睡眠時間の確保（⇒ もう遅くなったから今日は寝て、明日に備えよう）』

『適正飲酒（⇒ 「週2回は休肝日」と決めて、飲酒量と飲酒機会にも気を配ろう）』

『タバコは止められます（⇒ タバコの健康リスクを理解し、禁煙外来等も活用しよう）』

『歯と口腔の健康（⇒ しっかり噛んで食べるためにも、歯と口腔の健康を維持しよう）』

★定期健康診断は、『受けて終わり』ではなく、『受けてからが始まり』です★

健康診断の結果を受け取った後にその内容を十分理解し、自分の健康づくりに役立てることが大切です。健診結果を確認し、大きな問題がなかった方は、良い生活習慣の再確認により、自分の健康づくりを維持するチャンスです。要精密検査等の指示があった方は、病気の早期発見と生活習慣を改善するチャンスです。健康診断の結果は自分の健康のために役立てましょう。

【健康診断活用のポイント】

『ファイリング』

（⇒ 各検査項目の数値が過去からどのように推移しているかをチェックできるよう、健診結果はファイルに綴じるなどしてまとめて保管しておきましょう。）

『動脈硬化リスクに着目』

（⇒ 検査項目を1つずつ見るだけでなく全体を関連付けて考え、肥満・高血圧・脂質異常・高血糖などの動脈硬化リスクが重複していないかもチェックしましょう。）

『疾病の早期発見、早期治療のチャンス！』

（⇒ 要精密、要治療と診断された方は、できるだけ早く、必ず医療機関を受診しましょう。）

公立学校共済組合埼玉支部では、気軽にできる健康チェックを提供しています。

◆「からだところの体温計」 (<https://fishbowlindex.jp/pssaitama/>)

4 服務

服務とは公務員がその職務に服する場合の在り方を言います。ここでは法規等と関連させて、公務員が職務に服する場合に生ずる義務や制限等について触れます。

公立学校に勤務する教員は、地方公務員ですが、一般には教育公務員と呼ばれます。したがって、服務については地方公務員法（以下「地公法」という。）により規定されていますが、教員には、その職務の性質上、地公法の特別法としての教育公務員特例法（以下「教特法」という。）の規程も併せて適用されます。

教員の服務の基本的な姿勢については、地公法第30条に「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。また、教育基本法第9条第1項にも「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」と規定されています。

このことについては、特に留意する必要があります。皆さんは、教員としての第一歩を踏み出したとき、この基本的な姿勢について、「教育公務員としての責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。」と「服務の宣誓」を行ったわけです。このことは常に心に留めておきましょう。

それでは、次に「服務」に関する主要な規程を具体的に見ていきます。

(1) 職務上の義務

ア サービスの宣誓

地公法第31条の規程に基づく条例の定めにより、先に記したとおり、服務の宣誓をしなければならないとされています。

イ 職務に専念する義務

公務員には職務に専念することが義務付けられています。仕事に専念すること

はいずれの社会でも当然のことですが、公務員には特に法律でそのことが明記されています。

地公法第35条に「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と定められています。

ここで注意することは、条文中の「法律又は条例に特別の定がある場合を除く外」の規定です。職務専念義務には例外があり、職務専念義務の免除（以下「職専免」という。）として法律又は条例で定められています。地公法の精神に反しない中で、職専免に該当するものとしては次のようなものがあります。

① 地方公務員法関係

- ・ 休職（第27条第2項、第28条第2項）
- ・ 停職（第29条第1項）
- ・ 職員団体の専従休職（第55条の2）

② 教育公務員特例法関係

- ・ 教員が本属長の承認を受けて勤務場所を離れて研修を行う場合（第22条第2項）

③ 労働基準法関係

- ・ 休憩（第34条）
- ・ 年次有給休暇（第39条）
- ・ 産前産後の休暇（第65条）
- ・ 育児時間（第67条）
- ・ 生理休暇（第68条）

その他、条例に基づく免除に「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」と「職務に専念する義務の特例に関する条例」があります。「職務に専念する義務の特例に関する条例」に該当する事項は次の場合です。

- ・ 研修を受ける場合
- ・ 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- ・ 前に規定する場合を除く外、人事委員会が定める場合

ただし、市町村立学校教員については市

町村の教育委員会教育長、県立学校教員については県教育委員会教育長の承認を、あらかじめ得る必要があります。

ウ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

言うまでもなく、公務員は法令と上司の職務上の命令に従わなければなりません。

地公法第32条に「職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」と明記されています。

「上司の職務上の命令」は、一般に「職務命令」と言われます。職務命令というとなんとなく高圧的なニュアンスを感じさせますが、学校運営に当たつての校務分掌や学級担任なども、法令的には校長の決定による職務命令に含まれます。

(2) 身分上の義務

ア 秘密を守る義務

地公法第34条第1項に「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」と明記されています。

これは一般に「守秘義務」と言われるものです。学校には児童生徒の個人情報などがたくさんあります。「埼玉県個人情報保護条例」も踏まえて十分注意する必要があります。19ページの「(4) 個人情報の適正な管理」も参照してください。

イ 信用失墜行為の禁止

地公法第33条に「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」と明記されています。

教員が児童生徒に与える影響は大きいので教員には、一般の公務員より高い倫理性が求められています。

犯罪行為はもとより、社会的に非難を受けるような行動や言動はあってはなりません。特に昨今、体罰、飲酒運転、わい

せつ行為、個人情報紛失事案には厳しい指導や処分が行われています。

ウ 争議行為等の禁止

地公法第37条第1項に「職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。」と規定され、地方公務員としての争議行為を禁止することが明記されています。

エ 政治的行為の制限

地方公務員が政治的目的をもって、政治的行為をすることの制限は、地公法第36条に規定されていますが、教員に対してはこの規程は適用されませんので、注意する必要があります。

公立学校の教員には、教特法第18条の規定により、国家公務員の例によることとされますので、国家公務員法第102条が適用されます。それには次のように規定されています。

「職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に参与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

2 職員は、公選による公職の候補者となることができない。

3 職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。」

これを受けて、「人事院規則14-7」で政治的行為の制限を具体的に規定しています。他に「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」などの規程による制限もあります。

オ 営利企業への従事等の制限

地公法第38条に「職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」と規定されています。

公務員は勤務時間の内外を問わず、原則として営利企業に従事することが禁止されています。

ただし、教育公務員には、教特法第17条の規程により、一部特例があります。

(3) 服 務 の 実 際

ア 勤 務 時 間 と 時 間 外 勤 務

(7) 勤 務 時 間

勤務時間とは、職員が職務に専念することを義務付けられた時間であり、学校職員の勤務時間は、各都道府県の条例で定められています。

埼玉県では、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」（以下「勤務時間等条例」という。）で定め、さらにこの条例に基づいた「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」（以下「勤務時間等規則」という。）で具体的に規定しています。

勤務時間等条例第3条では、学校職員の勤務時間は、4週を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とされています。

また、勤務時間の割振りは、市町村立学校については各市町村教育委員会の小中学校管理規則、高等学校管理規則及び特別支援学校管理規則、県立学校については埼玉県立中学校管理規則、埼玉県立高等学校管理規則及び埼玉県立特別支援学校管理規則により、校長が定めるとされています。勤務時間の割振りとは、勤務日と週休日、勤務日における勤

務時間、勤務日における勤務終始時刻、休憩時間を具体的に定めることをいいます。勤務校の勤務時間をよく確認しておきましょう。

(イ) 休 憩 時 間

休憩時間は勤務時間には含まれません。勤務時間等条例では、1日の勤務時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩時間を、勤務時間の途中に置かなければならないと定めています。

一人一人が確実に休憩時間を確保できるよう工夫することが大切です。例えば、緊急の対応で定められた休憩時間が取れない場合、別の時間にずらして取得したり、複数で業務にあたる場合などはほかの教員と交替しながら行ったりすることなどが考えられます。

(ウ) 時 間 外 勤 務

教職員の時間外勤務については、「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」により、原則として校長は時間外勤務を命ずることができません。例外的に時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとして規定されています。

- ・ 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- ・ 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- ・ 職員会議（成績会議、入学者選抜など）に関する業務
- ・ 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務

なお、教育職員は、その職務と勤務態様の特殊性にもとづいて、教職調整額が支給されることとしています。

イ 週 休 日 と 学 校 職 員 の 休 日

(7) 週 休 日 ・ 休 日

日曜日及び土曜日は週休日で、勤務時間が割り振られていません。学校職員の

休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの間）には、勤務時間が割り振られていますが、特に勤務することを命じられない限り正規の勤務時間においても勤務することを要しません。

(イ) 週休日の振替

週休日に勤務を命じられた場合には、原則として同一週において、ただし、校務の都合により、この同一週内での週休日の振替等が困難である場合には、勤務を命じた日を起算日とする4週間前の日から、勤務を命じた日を起算日とする16週間後の日までの期間内に、週休日の振替を行うことになっています。

ウ 服務に関する願出・届出事項

(ア) 休暇願・休暇届

市町村立学校において休暇を受ける場合は、それぞれ所定の休暇願もしくは休暇届をもって、校長の承認を受ける、もしくは届け出なければなりません。その際、病気休暇、勤務時間等条例に基づく特別休暇、組合休暇、介護休暇、介護時間は願い出となり、年次休暇、特別休暇のうち産前産後休暇だけは届け出となります。

県立学校において、休暇を受ける場合は、総務事務システムにより申請しなければなりません。ただし、病気休暇や介護休暇、介護時間などは、病気休暇簿や介護休暇簿、介護時間簿などをもって校長に願い出なければなりません。

なお、年次休暇は1年を通じて20日が付与されますが、新規採用者については採用された年における在職期間によって付与日数が異なります（勤務時間等規則第8条の3）。次の表を参照してください。

在職期間	日数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え1年未満の期間	20日

(イ) 研修承認願

教特法第21条には、「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。」とされています。また、同法第22条第1項には「教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。」とあり、同条第2項には「教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。」と定められています。この研修を受けるに当たっては、所定の研修承認願をもって校長の承認を受けなければなりません。また、研修後は、速やかに所定の研修報告書を校長に提出しなければなりません。

（各市町村教育委員会の小中学校職員服務規程、
埼玉県立学校職員服務規程）

エ 服務に関する報告・届出事項

(ア) 身上記録の報告（県立学校職員のみ）

氏名、住所、学歴、資格免許等について、総務事務システムにおいて報告が必要です。

報告に際しては、証明書類の添付が必要になることがあります。

(イ) 氏名・住所変更届（市町村立学校職員のみ）

所定の様式で変更届を作成し、速やか

に校長に届け出ることが必要です。

(ウ) 事故報告

万一の事故発生時には、勤務時間の内外を問わず、速やかに校長に報告し、その指示を受けなければなりません。

オ 出張

出張とは「職員が公務のため一時その在勤公署を離れて旅行することをいう。」

(職員の旅費に関する条例第2条)と規定されています。つまり、本来の勤務場所では職務が果たせないとき、直接目的地に赴いて職務を行うものです。

したがって、出張は、校長による旅行命令(職務命令)によって行われるものであり、自分の判断で出張を決めることはできません。

教職員が命令を受けて出張する場合には、旅費条例などの定めにより旅費が支給されます。旅費の額や支給方法は条例等で定められています。

教職員が出張用務を終えて帰着したときは、速やかに校長に復命しなければなりません。

出張方法については、最も経済的な通常の経路及び方法によって行うこととされています。

5 教職員事故防止と倫理観の確立

教職員は、教育公務員として法律等を遵守することは当然のことですが、まず人間として倫理観・道徳観が強く求められています。

たった一人の教職員が事件・事故を起こすだけで、教職員全体の信頼が大きく損なわれてしまいます。

また、軽率な言動で厳しい批判にさらされることもあります。

県民の負託を受けて教育に携わる教職員の生活態度は社会に大きな影響を与える立場にあることを自覚することが必要です。

しかしながら、これまで、体罰、交通事故(飲酒運転等を含む)、わいせつ行為、個人

情報の紛失・流出、会計事故などの事件・事故が発生しており、この中には、新規採用者を含む採用以来5年以内の者及び臨時的任用者による事故も少なくありません。

これらは決して起こしてはならないことであり、全ての教職員が事件・事故の根絶に向けて取り組まなければなりません。

(1) 体罰

体罰はいかなる理由であろうとも、許されるものではありません。教職員一人一人が体罰を自らの問題として受け止め、体罰を容認する意識を職場から根絶し、冷静な判断力をもって事に当たることが基本です。何より、体罰は児童生徒の心を傷つけ、人間的誇りを失わせるものであることを、深く認識していなければなりません。

教職員一人一人が取り組むべきこととして、次のようなことがあります。

ア 教職員としての力量を高め、児童生徒それぞれの個性や長所を生かす生徒指導を推進する。

イ 教育相談的な関わり方を大切にし、児童生徒の不安や悩み、喜びなど、心情を共感的に受け止める。

ウ 児童生徒に対して、氏名を呼び捨てにしたり、乱暴な言葉遣いをしたりしていないかなど自分自身の指導を振り返る。

エ 怒りの感情をコントロールし、冷静な指導を行う。

学校教育法第11条にあるとおり、体罰は法律で厳に禁止されています。また、体罰に関する文部科学省の対応については、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」(平成25年3月13日付け24文科初第1269号文部科学省初等中等教育局長及びスポーツ・青少年局長)を参考にしてください。

(2) 交通事故等

児童生徒に対して安全指導をする立場である教職員は、通勤や職務上での運転はもちろんのこと、私生活での自動車等の利用においても常に安全運転を心掛けなけ

ればなりません。安全運転の基本的な心構えは次の点です。

- ア 生命の尊さを知ること。
- イ 譲り合いと思いやりの気持ちをもつこと。
- ウ 交通ルールを守ること。

交通事故を起こすと民事上、刑事上、行政上の責任を問われます。特に飲酒運転（酒気帯びを含む）は絶対にしてはいけません。

また、運転者が飲酒していることを知りながらその自動車に同乗した場合も責任を負います。

参考までに、「教育関係職員の交通事故等に係る懲戒処分等の取扱い」（P20）を示しました。

(3) セクシュアル・ハラスメント、わいせつ行為

セクシュアル・ハラスメントとは、他の人を不快にさせる性的な言動です。これは、個人の尊厳や名誉、プライバシー等の人格を害するとともに勤務条件や勤務環境に悪影響を及ぼします。

- ・職場内外で起きやすいもの
例：「おじさん」「おばさん」「お坊ちゃん」「お嬢ちゃん」「男のくせに」等、言われた人が不快に感じる
身体への不必要な接触をする
職務に関係のない電話やメールを執拗にする など
- ・主に職場内外において起こるもの
例：宴席で卑猥な話をする など
セクシュアル・ハラスメントを起こさないためには、次のことを心掛けましょう。
- ア お互いが大切なパートナーであるという意識をもつ。
- イ 性に関する言動に対する受け止め方には、個人や男女間で差があるということを認識する。
- ウ セクシュアル・ハラスメントの対象には、教職員、児童生徒、保護者、地

域の住民等と幅が広いことを認識する。

教職員によるわいせつ行為は言語道断です。児童生徒を性犯罪から守るべき立場の教職員が加害者となることは、県民の信頼を失う最も卑劣な非違行為であり、埼玉県教育委員会では最も重い懲戒処分（免職）としています。

児童生徒（卒業生を含む）とのメールや無料通信アプリケーション等の交換、教職員が運転する車に児童生徒を同乗させることから教職員として不適切な行為に及んだ事例や、学校の外でも、通勤途中での痴漢行為や盗撮、出会い系サイト等がきっかけとなった買春などが発生しています。

わいせつ行為等を行い、厳しい懲戒処分を受けた場合、その教職員だけでなく、所属している学校はもちろんのこと、学校教育全体の信頼も失墜してしまいます。

被害者も、心と身体に傷を負い一生癒えないことでしょう。人間として、そして何より教育者として、わいせつ行為は絶対に許さない、許されないという断固とした意志をもたなければなりません。

(4) 個人情報 の 適正な管理

教職員は職務上、児童生徒の学習・進路・生活・保健等の指導や家庭状況に関する個人情報を取り扱っています。

地公法第34条に秘密を守る義務が規定されています。職務上知り得た個人情報の取扱いは慎重に行わなくてはなりません。この義務は職を退いても適用されます。

事件・事故を防止するために次の点に留意しましょう。

- ア 情報が保存・記録されたパソコン、電子記憶媒体、紙資料等は、施錠できる所定の場所に保管すること。
- イ 重要な文書等は、原則として学校外に持ち出さないこと。情報の持ち出しには管理職の許可が必要であること。
- ウ この他、埼玉県個人情報保護条例、埼玉県情報セキュリティポリシー、市町村

立小・中学校個人情報保護・管理規程及び校内規程などに基づき、情報の保護と適正な管理をしなければならないこと。

(5) 会計処理や物品の管理

学校では、様々な公金等を扱っています。また、児童生徒から教材費等の学校徴収金を徴収することもあります。学校徴収金に関する文書は、すべて校長名で発し、事前に管理職の確認を受けることが大切です。経済的に余裕のない家庭も少なくありません。購入する物品が「本当に必要なのか」「価格は適正か」「時期は適切か」等に注意しなければなりません。

家庭から預かった現金は1円たりとも無駄にしてはなりません。

学校が預かっている現金を横領することはもちろん、購入した物品を私的に流用することも、たとえボールペン1本であっても犯罪です。

会計処理は一人の担当者に任せきりにせず、緊張感をもって、収入・支出等の事務処理を行い、複数の目でチェックできる

体制を取り、いつでも報告できる状態にしておくことが求められます。

(6) 教職員事故の防止

行政上の懲戒処分には戒告、減給、停職、免職があります。また、懲戒処分に至らないまでも訓告等の指導措置が行われる場合もあります。これに加えて、内容によっては刑事上の責任、民事上の責任を負うことにもなります。

他校において、事件・事故が起こった際にも、他人事とせず、自分のこととして受け止めることが大切です。

そのためには、日頃から教職員の職責を認識し、自らを律していかなければなりません。また、学校は風通しのよい職場でなければなりません。各学校には、教職員倫理確立委員会が置かれ、事件・事故防止に向けて、組織的に取り組んでいます。

皆さんは、各学校で行われる研修等に積極的に参加し、率先して服務規律向上に努めてください。

(参考)

教育関係職員の交通事故等に係る懲戒処分等の取扱い

(平成16年11月11日 教育長決裁) (平成28年6月8日 最終改正)

違反行為の種類	事故の種類	死亡	傷害		物損
			重傷	軽傷	
酒酔い運転・酒気帯び運転		免職	免職	免職	免職・停職
無免許運転		免職	免職・停職	停職	停職・減給
速度違反(超過速度25km/h以上)		免職	停職	停職・減給	減給・戒告
その他の法規違反		停職	減給・戒告	戒告・文書訓告	文書訓告・文書注意
措置義務違反等があった場合には、上記の取扱いに対し加重して処分する。					

備考 事故の状況等により、上記の取扱いに対し、懲戒処分等を加重又は軽減することができる。

(参考)

懲戒処分の基準

埼玉県教育委員会
(平成16年11月11日議決)
(平成18年10月13日改正)
(平成19年 2月14日改正)
(平成20年 4月24日改正)
(平成27年 4月27日改正)
(平成28年 6月 8日改正)

第1 基本事項

本基準は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を掲げたものである。

具体的な処分量定の決定に当たっては、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- ③ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- ④ 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- ⑤ 過去に非違行為を行っているか

等のほか、適宜、日ごろの勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上、判断するものとする。個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることができる。

また、懲戒処分を行わないことに相当の理由があると認められるときは、懲戒処分以外の訓告等の措置を行うこともできる。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

第2 標準例

1 一般服務関係

(1) 欠勤

ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする。

イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた職員は、停職又は減給とする。

ウ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた職員は、免職又は停職とする。

(2) 遅刻・早退

勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員は、戒告とする。

(3) 休暇等の虚偽申請

病気休暇等について虚偽の申請をした職員は、減給又は戒告とする。

(4) 勤務態度不良

勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

(5) 職場内秩序を乱す行為

ア 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した職員は、停職又は減給とする。

イ 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した職員は、減給又は戒告とする。

- (6) 虚偽報告
事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員は、減給又は戒告とする。
- (7) 秘密漏えい
職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職とする。
- (8) 個人の秘密情報の目的外収集
その職権を濫用して、専ら職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員は、減給又は戒告とする。
- (9) 個人情報紛失、盗難
児童生徒等に係る重要な個人情報を持ち出して、重大な過失により紛失し、又は盗難に遭った職員は、減給又は戒告とする。
- (10) 違法な職員団体活動
ア 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は県の機関（県費負担教職員については、市町村の機関）の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員は、減給又は戒告とする。
イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員は、免職又は停職とする。
- (11) 政治的目的を有する文書の配布
地方公務員法第36条第2項又は教育公務員特例法第18条の規定に基づく国家公務員法第102条第1項の規定に違反して、政治的目的を有する文書を配布した職員は、戒告とする。
- (12) 営利企業従事等
許可なく営利企業に従事等した職員は、減給又は戒告とする。
- (13) 公文書の偽造
公文書を不正に作成し、使用した職員は、免職又は停職とする。
- (14) 収賄
賄賂を収受した職員は、免職とする。
- (15) セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）
ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員は、免職又は停職とする。
イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した職員は、停職又は減給とする。この場合においてわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該職員は免職又は停職とする。
ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員は、減給又は戒告とする。
- (16) 不適正な事務処理
事務処理に適正さを欠き、公務の運営に重大な支障を与え、又は県民等に重大な損害を与えた職員は、停職、減給又は戒告とする。
- (17) コンピュータの不適正使用
コンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障などを生じさせた職員は、減給又は戒告とする。この場合において県民に損害を与

えるなど公務の運営に重大な支障を生じさせたときは、停職とする。

(18) 入札談合等に関する行為

県（県費負担教職員については、市町村）が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員は、免職又は停職とする。

2 公金公物取扱い関係

(1) 横領

公金又は公物（県（県費負担教職員については、市町村を含む。以下同じ。）が構成員となっていることや、県から補助金等が交付されているなど、県と密接な関連を有する関係団体の財産を含む。以下同じ。）を横領した職員は、免職とする。

(2) 窃取

公金又は公物を窃取した職員は、免職とする。

(3) 詐取

人を欺いて公金又は公物を交付させた職員は、免職とする。

(4) 紛失

公金又は公物を紛失した職員は、戒告とする。

(5) 盗難

重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った職員は、戒告とする。

(6) 公物損壊

故意に職場において公物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。

(7) 出火・爆発

過失により職場において公物の出火、爆発を引き起こした職員は、戒告とする。

(8) 諸給与の違法支払・不適正受給

故意に条例等に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員は、減給又は戒告とする。

(9) 公金公物処理不適正

自己保管中の公金の流用等公金又は公物の不適正な処理をした職員は、減給又は戒告とする。

3 交通事故・交通法規違反関係

(1) 酒酔い運転及び酒気帯び運転での交通事故

ア 酒酔い運転又は酒気帯び運転で人を死亡させ、又は傷害を負わせた職員は、免職とする。

イ 酒酔い運転又は酒気帯び運転で他人の財産等に損害を与えた職員は、免職又は停職とする。

(2) 無免許運転での交通事故

ア 無免許運転で人を死亡させた職員は、免職とする。

イ 無免許運転で人に重篤な傷害を負わせた職員は、免職又は停職とする。

ウ 無免許運転で人に傷害を負わせた職員は、停職とする。

エ 無免許運転で他人の財産等に損害を与えた職員は、停職又は減給とする。

(3) 速度違反（超過速度25km/h以上）での交通事故

ア 速度違反で人を死亡させた職員は、免職とする。

イ 速度違反で人に重篤な傷害を負わせた職員は、停職とする。

ウ 速度違反で人に傷害を負わせた職員は、停職又は減給とする。

- エ 速度違反で他人の財産等に損害を与えた職員は、減給又は戒告とする。
- (4) その他の法規違反による交通事故
- ア 上記(1)から(3)以外の法規違反で人を死亡させた職員は、停職とする。
- イ 上記(1)から(3)以外の法規違反で人に重篤な傷害を負わせた職員は、減給又は戒告とする。
- ウ 上記(1)から(3)以外の法規違反で人に傷害を負わせた職員は、戒告とする。
- (5) 交通法規違反
- ア 酒酔い運転又は酒気帯び運転をした職員は、免職又は停職とする。
- イ ア以外の悪質な交通法規違反をした職員は、停職、減給又は戒告とする。
- (6) 飲酒を勧める行為・飲酒運転車両への同乗
- ア 酒酔い運転又は酒気帯び運転となることを知りながら飲酒を勧めた職員は、免職又は停職とする。
- イ 酒酔い運転又は酒気帯び運転であることを知りながら同乗した職員は、停職又は減給とする。
- ウ ア又はイの場合で、飲酒を勧めた職員又は同乗した職員が飲酒運転をした者を管理監督する職にあるときは、処分を加重する。

(注) 処分を行うに際しては、過失の程度や事故後の対応等も情状として考慮の上判断するものとする。

4 児童生徒に対する非違行為関係

- (1) 体罰等
- ア 体罰により児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重篤な後遺症を負わせた職員は、免職とする。
- イ 体罰を行った職員は、戒告とする。この場合において、体罰を常習的に行っていたとき、体罰の態様が悪質なとき、又はその事実を隠ぺいしたときは、当該職員は停職又は減給とする。
- ウ 悪質な暴言若しくは威嚇を行い、又は常習的に暴言若しくは威嚇を行った職員は、停職、減給又は戒告とする。また、暴言又は威嚇を行い、その事実を隠ぺいした職員についても同様とする。
- (2) わいせつな行為等
- ア 職務上関係のある、あるいは関係のあった児童生徒に対してわいせつな行為をした職員は、免職とする。
- イ 職務上関係のある、あるいは関係のあった児童生徒に対してわいせつな言辞等の性的な言動等不適切な行為を行った職員は、停職又は減給とする。この場合において不適切な行為が特に悪質なときは、当該職員は免職とする。

5 その他の非行関係

- (1) 放火
- 放火をした職員は、免職とする。
- (2) 殺人
- 人を殺した職員は、免職とする。
- (3) 傷害
- 人の身体を傷害した職員は、停職、減給又は戒告とする。
- (4) 暴行・けんか
- 暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかったときは、減給

- 又は戒告とする。
- (5) 器物損壊
故意に他人の物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。
- (6) 横領
ア 自己の占有する他人の物を横領した職員は、免職又は停職とする。
イ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した職員は、減給又は戒告とする。
- (7) 窃盗・強盗
ア 他人の財物を窃取した職員は、免職又は停職とする。
イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員は、免職とする。
- (8) 詐欺・恐喝
人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員は、免職又は停職とする。
- (9) 賭博
ア 賭博をした職員は、減給又は戒告とする。
イ 常習として賭博をした職員は、停職とする。
- (10) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用
麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した職員は、免職とする。
- (11) 酩酊による粗野な言動等
酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員は、減給又は戒告とする。
- (12) みだらな性行為等
18歳未満の者に対して、みだらな性行為又はわいせつな行為をした職員は、免職又は停職とする。
- (13) 痴漢行為
公共の場所又は乗物において痴漢行為をした職員は、免職又は停職とする。
- (14) 盗撮行為
公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした職員は、免職又は停職とする。

6 監督責任関係

- (1) 指導監督不適正
部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。
- (2) 非行の隠ぺい、黙認
部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員は、停職又は減給とする。

(参考)

職員事故防止チェックリスト(初任者向け)

◎ ○ △

1	一般服務	
1	勤務時間内はもとより、勤務時間外も教育公務員としての自覚を持って行動しているか。	□ □ □
2	普段から管理職や主任等へこまめに報告、連絡、相談をしているか。	□ □ □
3	同僚とのコミュニケーションに努め、チームで仕事を進めているか。	□ □ □
4	勤務時間中は職務に専念し、無断で職場を離れることはないか。	□ □ □
5	職務上知り得た秘密を漏らすことはないか。	□ □ □
6	電車やバス、レストランなど公共の場で、児童生徒や保護者のことを軽々しく話題にすることはしないか。	□ □ □
7	保護者や外部からの問い合わせ等に、丁寧で誠実な対応をしているか。	□ □ □
8	児童生徒や同僚、保護者等関係者を、性的な対象として見ることはないか。	□ □ □
9	性的な冗談を言ったり、個人的な性的体験を話題にしたりすることはないか。	□ □ □
10	異性に対し、不必要な身体的接触をすることはしないか。	□ □ □
11	備品や消耗品を私用で使うことはないか。	□ □ □
12	現金を職員室や準備室等で保管していないか。	□ □ □
13	職務以外の目的でパソコンやネットワークを利用していないか。	□ □ □
14	パソコンの持ち込み、持ち出しの際に、校長の許可を得ているか。	□ □ □
15	セキュリティワイヤーなど、パソコンやデータの盗難防止をしているか。	□ □ □
16	答案などの重要な文書や個人情報(電子データを含む)をやむを得ず校外に持ち出す場合、校長の許可を得ているか。	□ □ □

2 交通安全

17	出勤時には、時間に余裕をもって家を出ているか。	□ □ □
18	退勤時に、疲労で漫然と運転していることはないか(自転車・バイクを含む)。	□ □ □
19	いつ、どこで急に飛び出す者がいても、回避できる余裕を持って運転をしているか。	□ □ □
20	常に十分な車間距離を維持しているか。	□ □ □
21	運転免許証は失効していないか。	□ □ □
22	飲酒した翌朝、アルコールが体内に残ったまま自動車を運転することはないか。	□ □ □
23	同僚の酒気帯び運転を黙認することはないか。	□ □ □

3 生徒指導		◎ ○ △
24	体罰が、法に違反する行為であることを知っているか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
25	長時間の正座や直立等身体的苦痛を伴う指導も体罰であると知っているか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
26	自分が学生時代に受けた体罰を肯定していないか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
27	同僚の体罰を見過ごすことはないか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
28	児童生徒の考え、言い分などを十分聞きながら指導しているか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
29	児童生徒に対する言葉遣いが乱暴になっていないか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
30	毅然とした態度と威圧的な態度を混同していないか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
31	児童生徒を自分の思いどおりに動かすことに固執していないか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
32	児童生徒を指導中にカッとなったりイライラしたりなど、感情的になることはないか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
33	部活動の指導において、勝利至上主義になっていないか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
34	指導の成果があがらないことを、児童生徒のせいにしていないか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
35	特定の児童生徒だけに厳しくしたり、優しくしたりしていないか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
36	児童生徒に時間厳守を指導しておきながら、自分が授業開始時刻に遅れたりすることはないか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
37	同僚と互いに授業を見せ合うなど、独善的にならないよう指導改善を図っているか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
38	児童生徒を遅い時間まで残すようなことはないか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
39	密室となるような部屋で、児童生徒と二人だけになって指導することはないか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
40	児童生徒を自家用車に乗せることはないか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
41	児童生徒に職務と関係のない電話やメールをしていないか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
42	児童生徒と校外で個人的に会うことはないか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
43	児童生徒のプライバシーに関わる話題を、他の児童生徒の前で話したりすることはないか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
44	児童生徒に学校内の部屋やロッカーの鍵を預けっぱなしにしたり、暗証番号を教えたりしていないか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

Ⅱ 児童生徒を伸ばす学習指導

－「生きる力」の育成を目指して－

1 生き生きとした授業

学習指導は学校における教育活動の主要な部分を占めています。児童生徒一人一人が活気にあふれ、目を輝かせるような授業の展開を目指して研鑽を積むことは、教師の当然の務めです。また、そのような授業を継続して行えば、教師にとっても授業はより楽しいものになるでしょう。

(1) 児童生徒一人一人の理解

担任する学級や教科を担当する学級が決まったら、まず児童生徒一人一人の名前を早く覚えることが大切です。それと同時に、児童生徒の能力や性格、生活環境、友人関係などを把握することに努め、それらを一日も早く授業に生かすことを心掛けなければなりません。

児童生徒一人一人を理解する方法としては、前年度の担任の先生に尋ねたり、指導要録、家庭調査票などで調べたりする方法が考えられます。顔と名前を一致させる方法としては、集合写真などを利用するとよいでしょう。また、授業を始める前に出席状況を確認したり、座席表を作って名前を間違えないようにしたりする努力も必要です。

相手の目と自分の目を合わせて「○○さん」と呼名することは、「私は、あなたの存在を認めていますよ」という意思表示であることを忘れてはなりません。授業中の指名で、「窓際の前から5番目」とか「白いシャツを着た君」などというのは、児童生徒の存在をきちんと認めていないことにつながりますので、慎まなければなりません。また、児童生徒の能力や性格などを事前に調べて授業に臨むことは大切ですが、最終的には自分の目でよく確かめて指導に生かすようにしなければなりません。例えば挙手をしたり発言したりする回数の少ない児童生徒は、内容を

よく理解しているのに挙手をしないのか、内容が分からなくてぼんやりしているのか、理由は様々です。「あの子はよく分かっているのに発言しようとしないう」と思ったら、慎重な性格が要因なのか、授業に魅力を感じていないからなのかなど、その原因をさぐり、児童生徒が主体的に授業に参加できるようにする働きかけを工夫することが大切です。

(2) 十分な教材研究

児童生徒一人一人を理解する努力を重ねながら、一方では教材研究をしっかりとしなければなりません。

ア 教材の内容を十分把握する

教科書の内容を扱うとき、まず、学習指導要領をよく読んだ上で、年間指導計画に沿って教材研究をします。「どこを教えるのか」「どこを何のために読ませるのか」「何を考えさせるのか」「どのように発展させたいのか」「写真・資料のどこに注目させ、何を発見させたいのか」ということまで考えて授業の準備をしなければ、教科書を十分に活用できません。

また、他の資料等を利用することによって、学習内容を効率的に深く理解させることができる場合もあります。

なお、教科書以外の教材を使用する場合には、教科書との関連をよく検討した上で、その適否を判断する慎重さが必要です。（詳しくは、Q&A編「『教科書』・『補助教材』の使用」及び、用語解説編「著作権」、「補助教材」を参照）

そして、採用した教材の利用については、教科書の内容を扱うのと同様の配慮が必要です。

イ 児童生徒の反応を予測する

ここでこのような発問をしたら、児童生徒はどんな反応を示すか、どのような

内容の発言が返ってくるかなどを予測し、どのような反応にも対応できる準備をしておく必要があります。また、児童生徒に問題を提示したり、表現・制作をさせたりする場合には、教師があらかじめ行って見て、つまずきそうなところを予測し、乗り越えさせる具体的な手立てを用意しておかなければなりません。

このように教材研究は多岐にわたりますが、教材研究を十分に行った授業は、児童生徒にとってより分かりやすいものになるはずです。

(3) 基礎的・基本的な知識・技能の確実な「習得」

授業において、基礎的・基本的な知識・技能の面については、発達の段階に応じて徹底して「習得」させ、学習の基礎を構築していくことが大切です。さらに、「習得」した知識・技能を、その後の学習で「活用」できるようにすることも必要です。そのため、児童生徒が「分かること」「できること」「使えること」を重視し、三者を一体として捉える学習指導を展開することが大切です。

また、基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けることにより、その後の学習に抵抗なく進んでいくことができます。

基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けることは、児童生徒の学習意欲の向上にもつながります。各教科等で基礎的・基本的な知識・技能の習得に向けた取組の方法について共通理解を図り、継続していくことでより大きな効果が期待できます。

2 「よい授業」を展開するための心得

「むずかしいことを やさしく

やさしいことを ふかく

ふかいことを おもしろく」

これは小説家、井上ひさし氏の言葉ですが、毎日の授業にも当てはまる名言と言えましょう。難しいことを難しく教えるだけでも困りますが、易しいことまで難しくしてしまうのでは、なお困ります。易しく教

えようとする、内容まで易しく浅いものになりがちです。たとえ難しくても深い内容について児童生徒の心を捉えた興味深い授業が展開できれば、児童生徒の学習意欲を高められるに違いありません。

(1) 授業の組立ての工夫

教材研究の重要性は前述しましたが、教材研究が深まれば、指導事項・内容の重点が明確になり、授業の骨格がはっきりしてきます。「導入」→「展開」→「まとめ」という三段階の学習指導過程をとっているのが一般的ですが、この三段階の中に学習内容と学習活動をどのように盛り込んでいくかが、授業の組立ての工夫なのです。

各段階で主に行われることは、

- <導入> ①学習に対する意欲の喚起
②学習目標、学習内容の確認
③一人一人の問題発見、問題の共通化、焦点化
- <展開> ①問題を追究するための計画（見通し）
②解決に向けての諸活動
③問題の解決
- <まとめとふりかえり> ①学習内容の整理・確認
②評価
③次時の予告

などが考えられます。この学習指導過程は、単元や題材を単位として考える場合と、1時間を単位として考える場合がありますから、それぞれに応じた授業の組立てを工夫することが大切です。1時間を単位で考えると導入は必要以上の時間をとらないことが望ましいのですが、単元や題材を単位とすると、導入に1時間や2時間を要することも考えられます。

単元や題材の展開段階になると、前時の続きから、いきなり解決に向けての活動に入ることがありますが、その場合でも時間の最初は活動のための導入が必要になります。

学習指導の形態としては、導入やまとめ段階は一斉指導が効率的ですが、展開段階

になると個や一斉での学習の他、目的に応じてグループ学習やペア学習などを取り入れることが大切です。特に、小・中学校においては、単元を見通した問題解決的な学習によって、「児童生徒に基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力その他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養う」ことをしています。その上で、一単位時間における授業においては個や一斉での学習、グループ学習やペア学習といった学習形態の工夫や、体験的な学習、協働的な学習等の多様な手法を取り入れていくことで、言語活動を充実させ、児童生徒に学力を定着させることが大切です。主体的・対話的で深い学びを引き起こすような授業を工夫し、常に改善していきましょう。

(2) 児童生徒の学習意欲を喚起する手立ての工夫

授業の組立てができれば、次にどんな手立てを講じて各内容を扱うかを考えなければなりません。これが冒頭の「むずかしいことをやさしく」「やさしいことをふかく」にあたることです。そのためには、教材の内容やその系統に精通していることや、児童生徒を生かす工夫が大きな比重を占めてきます。

学習意欲を喚起するための指導の手立ての工夫を、全ての教科、単元や教材でも考えていくことが大切です。さらに、「よい授業」を展開するためには、教材の内容をかみくだいてみること、教具を工夫すること、発問の仕方を工夫することなどが必要です。

(3) 指導技術の錬磨

次に「ふかいことをおもしろく」に深く関わることです。まず教師は、話し上手・聞き上手でなければなりません。

話し上手とは、聞き手を笑わせるようなことではなく、要点を明確化し、適切な間や強弱によって聞き手に話の内容がきちんと効果的に伝わる話し方を指します。時にはユーモアを交えるのも児童生徒の心を和ませることになりますが、授業の

内容からはずれて脱線ばかりしていても、児童生徒は学習の充実感を味わえないでしょう。また、表情や身ぶり手ぶりも話し上手の要素です。

一方、聞き上手になるのも大切なことです。授業のルールを守らせるとともに、発言した児童生徒へ配慮することも大切です。そして、次も発言したいと思う気持ちにさせる聞き方や受け答えを心掛けることが大切です。

その他、ノート指導の工夫、板書の工夫、指名の仕方、ICTを活用した資料の示し方、情報機器の活用、机間指導の方法なども研究して、指導の技術を高めていかなければなりません。

(4) 児童生徒のよい点を生かす指導

「よい授業」を展開するための心得を述べてきましたが、最後に、常に児童生徒のよい点を認め、それを引き出す教師の心掛けが大切であることを付け加えます。

児童生徒は一人一人それぞれに「よい面」をもっています。それを理解していくために、他の教師に相談し、学年会等で話題にするなど、その児童生徒の興味や関心を把握するよう努め、普段から意識的に声をかけていくことなどが大切です。

全ての児童生徒が成長していく姿を見守りながら、教える喜びを味わえる教師でありたいものです。

「子供は教師の鏡である」と言われます。授業の成功の理由も失敗の原因も教師にあるのです。

自らの取組をしっかりと振り返ることのできる教師が「よい授業」を展開できるのです。

3 学習指導における評価

(1) 学習評価の意味

学習評価は、学習指導要領の目標の実現状況を把握し、指導の改善に生かし、児童生徒の学習意欲を促すためのものです。

私たちは、授業を行う際に、まず、指導すべきねらいを押さえます。さらに、そのねらいをどのように指導して達成するか

という計画（学習指導案）をつくり、授業に臨みます。

また、私たちは、授業の中で様々な評価活動を行っているはずで、例えば、机間指導やノート指導を通して、児童生徒一人一人の学習の状況を確認したり、あるいは、授業の流れの中で発問に対する反応を見たりしながら、一人一人の児童生徒の学習の実現状況を見極めたりします。また、ペーパーテストなどを用いて学習の成果や達成度を確認します。

(2) 指導に生かす評価

ア 目標に準拠した評価による観点別学習状況の評価と評定

観点別学習状況の評価は、評定のためだけでなく、きめ細かい学習指導と児童生徒一人一人の学習内容の確実な定着を図るため、日常の授業においても適切に実施されるべきものです。評価規準は「おおむね満足できる状況」とし、児童生徒の実態に応じた手立てを設定し指導・支援に当たります。また、毎時間の授業で全ての観点について評価するのではなく、その時間のねらいや学習活動に照らして、いずれかの観点に重点を置いて評価します。評価規準を作成する際は、国立教育政策研究所作成の「評価規準の作成・評価方法等の工夫改善のための参考資料」が参考になります。さらに、単元（題材）の中の適切な場面で適宜評価を行うなど、評価方法や評価の時期を工夫することが大切です。そして各単元や題材の観点別学習状況の評価を学期末、学年末に、評定に総括します。

学期末や学年末に児童生徒や保護者に対して、子供の学習の状況を連絡し、通知表などの形で観点別評価と評定などを伝えます。その際、評価の妥当性、信頼性を高め、評価結果の説明を十分にできるようにしておく必要があります。そのためには、あらかじめ評価規準や評価方法を明確にするとともに、校長のリーダーシップの下で組織的・計画的に取り組むことが重要です。

また、児童生徒の学習意欲を高め、その後の学習や発達を促すために観点別評価や評定に十分示しきれない児童生徒のよい点や進歩の状況（個人内評価）についても、言葉をかける、コメントを記入するなどの方法で積極的に伝えます。

イ 評価方法

評価の方法や資料としては、発表、観察、対話、ノートやレポート、質問紙、作品、テストなどがあります。これらの特徴を理解し、教科の特性に応じて評価方法を工夫することが必要です。

その際、大切なことは、児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を振り返り、指導の改善を行い、児童生徒の学習意欲の向上に生かすようにすることです。挙手や発言の回数等表面的な状況で評価することのないように注意したいものです。

ウ 児童生徒一人一人を生かす評価

評価は、児童生徒の諸能力を十分に発現させるための、動機付けとなるものでもあります。児童生徒を格付けするような発想で行われる評価や、児童生徒の学習意欲を減退させ、自己の意識を低下させるような評価はしてはいけません。

それでは、児童生徒を生かすためには、どのような評価を取り入れ、どのような配慮をすればよいのでしょうか。そのためには、第一にプロセスを重視した評価、つまり、「形成的評価」を授業の中に適切に組み入れる工夫をすることが大切です。

評価を「鏡」に例えれば、この評価という「鏡」を学習過程の中に差し込むことによって、学習者は、そこに自分の姿を映し見ることができるわけです。そうすることで、何が理解でき、どこにつまずいているかを発見します。このことが着実に学力を高める上で重要なことです。

また、この「鏡」は、教師自身の姿も映し出してくれます。学習状況の把握に役立つばかりでなく、授業における教師の指導に対する軌道修正にも役立ちます。

第二は、テストの効果的な活用について工夫することです。例えば、誤答の分析をすることで、一人一人の児童生徒のつまずきを発見し、適切な指導を行うことが可能です。また、全体の誤答傾向を調べることで、指導の在り方を見直すこともできます。

一方、達成動機をねらった評価を組み入れることも、児童生徒を生かす上で欠かすことができません。例えば、テストで70点をとった児童生徒に、答案用紙を返す場面を想定してみましょう。単に70点という点数だけを書かれて返された場合と、「よく頑張りました。この次は〇〇に気を付けて頑張ればもっとよくなりますよ」という添え書きをされて返された場合とでは、児童生徒の学習に対する意欲は、明らかに異なってくるはず

です。

第三は、教師による評価ばかりでなく、児童生徒による、自己評価や相互評価を取り入れて、児童生徒自ら学習状況を確認し、自己評価能力を育てることも必要です。

なお、国の動向にも注意を払い、文部科学省が示す指針や国立教育政策研究所教育課程センター作成の「評価規準の作成・評価方法等の工夫改善のための参考資料」や「埼玉県小・中学校教育課程評価資料」を十分理解し、それらを踏まえた評価を実施することが大切です。

4 教科等の指導

(1) 道徳教育

平成27年3月27日に学習指導要領の一部を改正する告示がされ、小学校は平成30年度、中学校は平成31年度より「特別の教科 道徳」が全面実施となりました。

ア 教育活動全体を通じて行う道徳教育

学校における道徳教育は、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を

養うことを目標とする教育活動であり、人格の形成の根幹に関わるものです。

したがって、道徳教育は、ある限られた特定の時間に指導すれば事足りるというのではなく、学校の教育活動全体を通じて行われて、はじめて効果を上げ得るものです。道徳科はもとより、各教科、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間、特別活動、生徒指導など教育活動のあらゆる場で、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度などの道徳性を養うことが大切です。「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度」とは、道徳的価値を自覚し、自己の生き方についての考えを深め、日常生活や今後出会うであろう様々な場面、状況において道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質を意味します。

道徳教育を推進するために、学校では、校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心に、全教師が協力して道徳教育全体計画を作成しています。これは、全教師が道徳教育の重要性についての認識を深めるとともに、学校の道徳教育の重点や推進すべき方向について共通に理解し、それぞれの教育活動が果たす役割を明らかにして具体的な指導を行うためです。

イ 「特別の教科 道徳（道徳科）」の指導のねらい

小・中学校においては週1時間の「特別の教科 道徳（道徳科）」が設けられています。埼玉県の高専においては、ホームルーム活動等の時間に道徳教材を活用した学習を年5回以上実施することとしています。

この時間のねらいについて、小（中）学校学習指導要領は、次のように示しています。特別の教科 道徳（道徳科）においては「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己（人間として）の生き方につ

いての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。」

「特別の教科 道徳（道徳科）」の指導において、各教科等で行われる道徳教育を補ったり、深めたり、相互の関連を考えて発展させ、統合させたりすることで、学校における道徳教育は一層充実します。

「特別の教科 道徳（道徳科）」における学習のねらいは、次の四つに要約することができます。

(7) 道徳的諸価値について理解する時間

道徳的価値とは、よりよく生きるために必要とされるものであり、人間としての在り方や生き方の礎となるものです。児童生徒が今後、様々な問題場面に出会った際に、その状況に応じて自己の生き方を考え、主体的な判断に基づいて道徳的実践を行うためには、道徳的価値の意義やその大切さを理解することが必要です。ここでは、道徳的価値が人間らしさを表すものであることに気付き、価値理解^{*1}と同時に、人間理解^{*2}や他者理解^{*3}を深めていくようにすることが重要です。

道徳的価値の理解を図るには、児童生徒一人一人がこれらの理解を自分との関わりで捉える（自分のこととして感じたり考えたりする）ことが大切です。また、道徳的価値自体を観念的に理解するのではなく、道徳的価値を含んだ事象や自分自身の体験などを通して、そのよさや意義、困難さ、多様さなどを理解することが求められます。

*1 価値理解・内容項目を人間としてよりよく生きる上で大切なことであると理解すること。

*2 人間理解・道徳的価値は大切であってもなかなか実現することができない人間の弱さなども理解すること。

*3 他者理解・道徳的価値を実現したり、実現できなかったりする場合の感じ方、考え方は一つではない、多様であるということを前提と

して理解すること。

(イ) 自己を見つめる時間

「自己を見つめる」とは、これまでの自分の経験やそのときの感じ方、考え方と照らし合わせながら、更に考えを深めることです。このような学習を通して、児童生徒は道徳的価値の理解と同時に自己理解を深めることとなります。また、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることもできるようになります。

(ウ) 物事を(広い視野から)多面的・多角的に考える時間

よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うためには、児童生徒が多様な感じ方や考え方に接することが大切であり、児童生徒が多様な価値観の存在を前提にして、他者と対話したり協働したりしながら、物事を多面的・多角的に考えることが求められます。その際、物事を一面的に捉えるのではなく、様々な視点から物事を理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすることが大切です。

(エ) 自己(人間として)の生き方についての考えを深める時間

児童生徒は、道徳的価値の理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考えることを通して、自己の生き方についての考えを深めていきます。その際、特に自己(人間として)の生き方を深めることを強く意識させることが重要です。そのためには、道徳的価値に関わる事象を自分自身の問題として受け止められるようにしたり、他者の多様な感じ方や考え方に触れることで自分の特徴などを知り、伸ばしたい自己を深く見つめられるようにしたりします。さらに、これからの生き方の課題を考え、それを自己(人間として)の生き方として実現していこうとする思いや願いを深めることができるような工夫が求められます。

ウ 「特別の教科 道徳（道徳科）」の展開

(7) 主題の構成と主題名の設定

まず主題を構成することから始まります。主題とは、どのような道徳的価値をねらいとし、どのように教材を活用するかを構想する指導のまとまりで、「ねらい」とそれを達成するための「教材」によって構成されます。

主題を構成するには、主題に関わる児童生徒の具体的な生活や意識の実態を的確に把握した上で、まず、ねらいとする道徳的価値を設定します。次に、その「ねらい」を達成するための教材を選び、その上でこれらを組み合わせ、何をどのように指導すべきかをはっきりさせた「展開の概要」（学習指導過程）を考えていきます。

主題が構成されると、これに対する名称が付けられます。これが主題名です。主題名は、例えば、「よく考えて」「困った人の身になって」「長所を生かす」「あいさつの大切さ」などのように、授業の内容が捉えやすいように表現を工夫するとともに、できるだけ端的に表すようにします。

(イ) ねらいの明確化・教材の吟味

年間指導計画に基づき、児童生徒の実態を踏まえて、本時の「ねらい」を決めます。その際、学習指導要領に示されている内容（小学校低学年19項目、中学年20項目、高学年22項目、中学校22項目、県の推進方針により高等学校は16項目）を十分生かすようにします。

道徳科においても、主たる教材として教科用図書を使用しなければならないことはいうまでもありませんが、各地域に根ざした地域教材など、多様な教材を併せて活用することも重要です。これらの教材は、地域住民が実際に児童生徒に語り聞かせる生きた教材や情報通信ネットワークを利用した教材、実話、写真、劇、漫画、紙芝居などの多彩な形式の教材など多様なものがあります。

これらの教材の特徴を押さえて補助的な教材として活用したり、効果的に取り込んだりすることも考えられます。

次に、中心となる教材の吟味をします。教材に精通していることが、効果的な授業を進めることにつながります。

教材吟味に当たっては、まず、ねらいとする価値を念頭において、教材そのものを読み込むことです。一つの教材の中には、幾つかの道徳的価値が含まれていることがありますが、それらの中からねらいとする道徳的価値に絞り、読み込んでいくことが大切です。

さらに、教材の中で、児童生徒に最も話し合わせたい場面（多様な感じ方、考え方を引き出すことができる部分）を特定します。そして、話合いのきっかけを効果的に投げ掛けるための発問（中心的な発問）を考えます。児童生徒の反応を予想し、話合いを深めるための補助発問等も考えます。話合いの前提となる場面の条件や状況等を明らかにし、中心的な発問を生かす前後の発問等も検討します。このような視点をもって、繰り返し読むことが教材吟味です。

(ウ) 学習指導過程を工夫する

具体的に「特別の教科 道徳（道徳科）」をどのような手順で進めるかということについては、特に決められた形式はありませんが、広く用いられている学習指導過程を示します。このような指導を基本としますが、教師の指導の意図や教材の効果的な活用などに合わせて各自で工夫改善していくことが大切です。

○ 導入

ねらいとする価値への自覚に向けて動機付けを図る段階です。「～したことはありませんか」と発問して児童生徒に自分の生活経験を想起させたり、教師の説話やアンケートを用いたりして、ねらいとする価値に気付かせ、問題意識をもたせることが大切です。なお、この段階では、できるだけ無駄を省いて短時間で行うこと、学習への動機付けを図ること

などに留意しましょう。

○ 展開

展開は、道徳科のねらいを達成するための中心となる段階です。具体的には、話し合いを通して、児童生徒一人一人の感じ方や考え方を明らかにしていきます。

教材提示については、読み物教材の場合は教師の読み聞かせ（範読）が一般的に行われています。その際、あらかじめ登場人物、場面の状況、あらすじなどの確認をし、併せて読み聞かせ（範読）を聞く場合の観点の指示も行います。

教材の提示に続いて、教師が用意した主な発問によって話し合いが進められます。特に授業のねらいに強く関わる中心的な発問を軸に、じっくりと考える時間をとり、話し合わせます。ここでは、教材に描かれている道徳的価値に対する児童生徒一人一人の感じ方や考え方を生かしたり、物事を多面的・多角的に考えたり、児童生徒が自分との関わりで道徳的価値を理解したりするなどの学習が深まるようにすることが大切です。児童生徒がどのような問題意識をもち、どのようなことを中心にして自分との関わりで考えを深めていくのかについて、主題が明瞭となった学習を心掛けます。また、後半で自分自身の在り方や生き方に目を向けさせることも、道徳的価値の自覚を深めるためには効果的です。「～した（された）ことがある」あるいは「～している（される）のを見たことがある」など、自分の経験をもとに、そのときの感じ方、考え方と照らし合わせながら今までの自分を見つめさせ、自らを振り返って成長を実感したり、これからの生き方の課題や目標を見付けたりすることができるようにします。

○ 終末

ねらいとする道徳的価値に対する思いや考えをまとめたり、道徳的価値を実現することのよさや難しさなどを確認したりして、今後の発展につなげたりする段階です。ここで大切なことは、実践

しようとする意欲の高まりを認め、励ますことです。1時間の授業で実践化を図ることがねらいではありませんので、無理に一定の方向に誘導したり、ある価値観を押し付けたり、また、決意表明を強いたりすることは慎むべきです。なお、ここでは、教師の説話や体験談、ことわざや格言、あるいは、作文、日記、手紙などを用いるなどして、できるだけ心に残る工夫をすることも大切です。

(I) 評価について

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育における評価については、教師が児童生徒一人一人の人間的な成長を見守り、児童生徒自身のよりよい生き方を求めていく努力を評価し、それを勇気付ける働きをもつようにすることが求められています。教師と児童生徒の温かな人格的な触れ合いに基づいて、共感的に理解されるようにすることが大切です。

道徳科における評価に当たっては、道徳科の学習活動に着目し、年間や学期といった一定の時間的なまとまりの中で、「児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子」を継続的に把握する必要があります。教師は、授業における指導のねらいとの関わりにおいて「児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子」を様々な方法で捉えて個々の児童生徒の成長を促すとともに、それによって自らの指導を評価し、改善に努めることが大切です。道徳科の評価の視点としては、「道徳的諸価値の理解に基づき」特に次の点に着目して見取っていきます。

*以下の視点は、学習指導要領解説「特別の教科 道徳編」「第5章 道徳科の評価」による例示

- 「一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展させているか」
- ・道徳的価値に関わる問題に対する判断の根拠やそのときの心情を様々な視点から捉え考えようとしている。
 - ・自分と違う立場や感じ方、考え方を理解しようとしている。
 - ・複数の道徳的価値の対立が生じる場面

において取り得る行動を多面的・多角的に考えようとしている。

「道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか」

- ・読み物教材の登場人物を自分に置き換えて考え、自分なりに具体的にイメージして理解しようとしている。
- ・現在の自分自身を振り返り、自らの行動や考えを見直している。
- ・道徳的な問題に対して自己の取り得る行動を他者と議論する中で、道徳的価値の理解を更に深めている。
- ・道徳的価値の実現することの難しさを自分のこととして捉え、考えようとしている。

「その他」

- ・発言や記述ではない形で表出する児童生徒の姿を見取る。（発言に聞き入る／考えを深めようとしている）
- ・学習を積み重ねていく中で、読み物教材の登場人物に共感している。
- ・自分なりに考えを深めた内容を書くようになっていく。
- ・既習の内容と関連付けて考えている。

など

※発言や感想文、質問紙の記述等だけでなく、それ以外の形で見られる様々な児童生徒の姿にも着目する。

(オ) 指導上の留意点

- a 道徳科は、多様な価値観に触れることで、自分の価値観を明らかにしていく時間です。一つの考え方でなく、いろいろな意見が出されるようにします。
- b 児童生徒がどのようなことを考えているかを十分に把握し、児童生徒の感性を大事にして授業を進めます。また、結論を急がずに、じっくり考えさせるようにします。教え込むものではありません。
- c 主な発問と児童生徒の考えをさらに深めるための補助発問を吟味して用意しておきます。発問回数は必要最小限度にとどめ、児童生徒に多く語らせるようにします。
- d 「彩の国の道徳」をはじめとした地域教材等を効果的に活用してい

きます。

- e 指名の仕方を工夫して、児童生徒一人一人に自分も意見が言えるのだという自信をもたせるようにします。
- f 話し合いや書く活動など一人一人の感じ方や考え方を表現する機会を充実し、自らの成長を実感できるようにします。
- g 一斉による学習だけでなく、ペアやグループによる話し合いを効果的に入れ、友達と語り合うことで話し合いを深めることもできます。なお、グループ等での話し合いの後、全体に広めることが大切です。
- h 思っていることを素直に表現できるように、学級における人間関係を確立しておきます。教師は受容的な態度で、児童生徒の意見や考えを温かく受け止めるようにします。
- i 道徳科では、他の意見や考えを聴き、自らの生き方を考えるのですから、「誰もが自分の考えを言える」学級づくりに努めることが大切です。
- j 高等学校の道徳教材を活用した学習の指導に当たっては、生徒が人間としての在り方や生き方について自らの考えを深め、道徳性もしくは道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を高められるようにします。

(2) 外国語活動(小学校)

ア 外国語活動の目標(現行)

【目標】

外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う。

外国語活動の目標は、

- (ア) 外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深めさせる。
- (イ) 外国語を通じて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育

成を図る。

(ウ) 外国語を通じて、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませる。という三つの柱を踏まえた活動を統合的に体験させることで、中・高等学校等における外国語科の学習につながるコミュニケーション能力の素地を養おうとするものです。

児童のコミュニケーション能力の素地形成のためには、これら三つの柱を統合的、体験的に指導することが大切です。

そのため三つの柱を、それぞれ単独で、あるいは、一つの柱を重点的に指導することは、目標に照らして適切ではありません。特に、三つ目の柱である「外国語を通じて、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませること」だけを重点的に行うことは、スキル学習ととらえられ、内容によっては中学校の外国語科の単なる前倒しとなり、中学校での外国語学習への興味や関心を高めるのではなく、かえって外国語嫌いを生むおそれもあることから、特に避けた点です。

イ 外国語活動の内容

内容面においては、「外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図る」ための内容と、「日本と外国の言語や文化について、体験的に理解を深める」ための内容を取り扱うこととなっています。

これは、外国語活動の目標を実現するために、内容面では、他者と積極的にコミュニケーションを図ったり、異なる言語や文化を体験的に深めたりすることとし、こうした内容に関する活動を外国語を通して行うことで、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむことができるということを示しています。つまり、「外国語を聞き取ることができる」、「外国語を話すことができる」などスキルを獲得するために、内容を取り扱うのではないということです。

ウ 指導計画の作成と内容の取扱い

指導計画の作成や授業の実施については、学級担任又は外国語活動を担当する

教師が児童の実態に合わせながら行うこととします。授業の実施に当たっては、ネイティブ・スピーカーの活用に努めるとともに、地域の実態に応じて、外国語に堪能な地域の人々の協力を得るなど、指導体制を充実することも大切です。

また、接続する中学校との連携を図ることも重要な点です。小学校ではどのような活動をする計画になっているのか、その場合、中学校ではどのような指導が必要になってくるのか等について、小・中学校間で共通理解を図ることが求められます。

児童のコミュニケーション能力の素地を養うためには、十分な準備、地域や保護者への説明、そして、様々な機関及び人々との連携がなくてはならないことに留意する必要があります。

エ 単元・授業の構成方法

年間指導計画を作成したら、それに沿って単元ごと、1時間ごとの授業計画を立てることになります。1単元の時間数は、単元目標や学習内容、児童の実態によって様々ですが、単元ごと、授業ごとに明確な目標を立て、目標達成のために効率よく授業が展開されなければなりません。外国語活動を展開するに当たっての単元構成、授業構成について、以下のことを確認してください。

(7) 単元構成の基本

- a 児童の興味・関心を尊重する。
単元で扱われる活動は、児童が興味・関心をもっていること、してみたいことを考えて設定します。つまり、児童中心に活動を設定することです。
- b 児童の発見や思考を生かす。
児童中心ということは、児童の興味・関心からスタートすることですが、楽しさだけの活動では、やがて児童は飽きてくるものです。そこには、児童の発見や思考、そして感動がなければならず、それらを表現できる場も必要です。高学年は

知的好奇心も高まり、なぜこのようなことをするのかと理由を求めるとようになります。何のためにするのか、また、どんな力が身に付くのか（付いたのか）を実感できるような活動を設定することが大切です。

- c 様々な活動をバランスよく配列する。

様々な活動を、偏らないように、バランスよく単元の中に組み込むことが大切です。

(イ) 単元構成の方法

- a 目標を決める。

児童に身に付けさせたいことを明確にします。

- b 活動の種類を決める。

活動は目標に合ったものとし、例えば、聞く活動から口まねする活動、覚えられるよう繰り返し何度も言う活動、自分の意思で発話する活動へと、単元全体の中で指導していくように設定します。

- c 活動形態を決める。

どのようなコミュニケーション活動を取り入れると目標を達成できるかを考えます。

- d 具体的な表現を決める。

コミュニケーション活動で使用する表現を考えます。児童にとって難しすぎると思われるものは避けるようにします。

(ウ) 授業構成上の注意点

単元計画ができれば、1単位時間の各授業構成を考えることとなります。その際の留意点について述べます。

- a コミュニケーション能力の素地を養う。

スキル向上のためのパターン・プラクティスやダイアログの暗記ではなく、コミュニケーション活動を通して、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図ったり、言語や文化について、体験的に理解を深めたりする活動を行います。

- b 様々な活動をバランスよく行う。

ゲームが面白いからといって、同じゲームを長時間続けたり、よく似たゲームを続けたりすると、児童も飽きて活動意欲は低下します。様々な活動を、様々な形態でバランスよく行うことが大切です。

- c 多様な機器類を積極的に活用する。

CD、DVD、電子黒板など様々な機器類を使用することで、児童の興味・関心を喚起することができます。

- d 児童と教師とが一對一でやりとりをする場面を取り入れる。

児童にとって未知の外国語を理解するためには、児童が、相手の言葉が分かった、自分の思いが伝わったという経験をし、自信をもつことが大切です。そこで、挨拶など、簡単なやりとりでもよいので、児童一人一人と教師が外国語でやりとりをする場面を取り入れるよう心がけます。

- e 余韻を残す。

1時間の授業の中で、いくつかの種類の活動を行うとすれば、どの活動も児童がもう少しやりたい、続けたいという余韻をもった状態で終わらせます。一つの活動で高めた意欲を、次の活動へとつないでいくためです。

(I) 授業の基本的な流れ

以下に授業の基本的な流れを示します。

- a ウォーム・アップ

外国語で挨拶をし、児童にこれから外国語活動が始まることを意識させます。みんなで歌を歌ったり、2～3分で終わる簡単なゲームをしたりして、外国語活動にふさわしい雰囲気をつくります。

- b 導入と展開

ゲームやクイズ、絵本の読み聞かせ等で、取り上げる内容や表現を導入します。その際、教師がジェスチャーを使ったり、具体物を示したりして、児童の理解を助けることが大切です。また、取り扱ったことがあ

る語彙・表現を活用し、身に付けさせたい内容をスパイラルに取り上げることも大切です。さらに、本時の表現を扱った歌やチャンツで、その表現を繰り返し聞かせたり、口に出させたりして慣れさせます。

c まとめ

本時の授業の中で、何がよかったのか、児童一人一人のよい取組や頑張りを認め、児童の意欲を高めるような声かけを教師がすることが大切です。また、児童に本時の振り返りとして、どのようなことに気付いたのかなどを具体的に発表させたり、書かせたりします。そして、次回の外国語活動を楽しみにできるように、余韻を残して終わらせることが大切です。

平成30・31年度は移行措置期間となっています。新学習指導要領においては小学校3年生・4年生は外国語活動、5年生・6年生は外国語を学ぶこととなります。以下それぞれについて紹介します。

(3) 外国語活動・外国語(小学校)

ア 目標

(7) 外国語活動の目標(新)

【目標】

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語との音声の違い等に気付くとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむようにする。
- (2) 身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。
- (3) 外国語を通して、言語やその背景に

ある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

外国語活動の基本的な理念は、

- a 外国語を用いたコミュニケーションを図る素地となる資質・能力の育成
- b 幅広い言語に関する能力の育成
- c 外国語の音声や基本的な表現への慣れ親しみ、とあります。

「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱を踏まえ、外国語活動を通じて外国語に慣れ親しみ、外国語学習への動機付けを高めることをねらいとしています。

(4) 外国語の目標(新)

【目標】

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどについて、日本語と外国語との違いに気付き、これらの知識を理解するとともに、読むこと、書くことに慣れ親しみ、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようにする。
- (2) コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりするとともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。
- (3) 外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、主体的

に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

外国語の基本的な理念は、

- a 外国語を用いたコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力の育成
- b 「聞くこと」「話すこと」及び、「読むこと」「書くこと」の4技能を扱う
- c 音声から文字への指導を行う
- d 言語活動を通して、文や文構造への理解を図る、とあります。

「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱を踏まえ、高学年から発達の段階に応じて段階的に文字を「読むこと」及び「書くこと」を加えて総合的・系統的に扱う教科学習を行うとともに、中学校への接続を図ることをねらいとしています。

イ 内容

「学びに向かう力、人間性等」は「知識及び技能」と「思考力・判断力・表現力等」を育成することを通して培われていくものであるため、外国語活動及び外国語では「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」の2つの柱で内容を構成しています。

(7) 外国語活動の内容

外国語活動「知識及び技能」の項目の1つ目は「言語を用いて主体的にコミュニケーションを図ることの楽しさや大切さを知ること」2つ目に「英語の音声やリズムなどに慣れ親しむとともに、日本語との違いを知り、言語の面白さや豊かさに気付くこと」3つ目は「日本と外国との生活や習慣、行事などの違いを知り、多様な考えがあることに気付くこと」4つ目は「異なる文化をもつ人々との交流などを体験し、文化等に対する理解を深めること」です。外国語活動「知識及び技能」は、実際に英語を用いた言語活動を通して、体験的に身に付けることができるようにすることが大切です。意味のある言語活動を通して、児童に繰

り返し体験的に理解させることが重要であり、「知識及び技能」は体験の結果として身に付くものであることに留意しましょう。

外国語活動「思考力・判断力・表現力等」の項目1つ目に「自分のことや身近で簡単な事柄について、簡単な語句や基本的な表現を使って、相手に配慮しながら、伝え合うこと」があります。ここでは「相手に配慮しながら」という点がポイントです。2つ目として「身近で簡単な事柄について、自分の考えや気持ちなどが伝わるよう、工夫して質問したり質問に答えたりすること」があります。ここは「自分の考えや気持ちなどが伝わるように」というところがポイントです。

(イ) 外国語の内容

外国語「知識及び技能」では「英語の特徴やきまりに関する事項」として、「ア 音声」、「イ 文字及び符号」、「ウ 語、連語及び慣用表現」、「エ 文及び文構造」を指導することになっています。これらの項目は、「思考力・判断力・表現力等」の育成を目指して言語活動を行う中で指導することになっています。

外国語「思考力・判断力・表現力等」に関する事項として「ア 身近で簡単な事柄について、伝えようとする内容を理解した上で、簡単な語句や基本的な表現を用いて、自分の考えや気持ちなどを伝え合うこと」と記されています。これは「話すこと[やりとり]」、「話すこと[発表]」について述べたものです。外国語活動と異なっている点は、「伝えようとする内容を理解した上で」とされたことです。

「身近で簡単な事柄」を羅列するのではなく、場面や状況を考えながら、どのような事柄を取り上げ、どのような順序で伝えたほうがよいのかなどについて考えなければなりません。自分なりの考えをもつことが大切で、気持ちを表現する工夫等を行うことが大切です。次に、「イ 身近で簡単な事柄について、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な

表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりすること」があります。読むことについては「推測しながら」というところがポイントです。注意することは、「読む」ということが、中学校で行われている文章の「読解」を意味するものではなく、あくまで「語句」や「基本的な表現」と対象としていることです。「語順を意識しながら書く」というのは、英語の語順の大切さを意識しながら書くことについて述べています。語の順序を替えれば意味が大きく異なってしまうように、英語では意味の伝達において語順が重要な役割を担っています。小学校では「書くこと」については、「書き写したり、例の中から言葉を選んで書く」レベルですが、これらの活動を通して、英語の語順の重要性に児童が気付くことが大切です。

<参考文献>

- ・指導の重点・努力点
- ・埼玉県小・中学校学習指導要領移行の手引
- ・埼玉県小学校教育課程編成要領
- ・埼玉県小学校教育課程指導資料
- ・埼玉県小学校教育課程評価資料
- ・埼玉県小学校教育課程指導実践事例集
- ・初等教育資料
- ・小学校外国語活動研修ガイドブック
文部科学省
- ・Hi, friends! 1・2 指導書 文部科学省
- ・Let's try! 1・2 指導書 文部科学省
- ・We can! 1・2 指導書 文部科学省
- ・評価規準の作成 評価方法等の工夫改善のための参考資料(各教科) 国立教育政策研究所
- ・小学校学習指導要領 外国語
(平成29年3月)
- ・小学校学習指導要領 外国語活動
(平成29年3月)
- ・小学校学習指導要領解説 外国語活動・外国語編(平成29年7月)
- ・小学校外国語活動・外国語研修ガイドブック 文部科学省(平成29年6月)

(4) 総合的な学習(探究)の時間

総合的な学習(探究)の時間は、変化の激しい社会に対応して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、

よりよく問題を解決する資質や能力を育てることなどをねらいとしています。思考力・判断力・表現力等が求められる「知識基盤社会」の時代において、ますます重要な役割を果たすものです。

ア 目標の趣旨

【目標】 (総合的な学習の時間)

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活の中から問いを問いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析してまとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

総合的な学習(探究)の時間の目標は、大きく二つの要素で構成されています。

一つは、総合的な学習(探究)の時間に固有な見方・考え方を働かせて、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成するという、総合的な学習(探究)の時間の特質を踏まえた学習過程の在り方です。もう一つは、(1), (2), (3)として示している、総合的な学習(探究)の時間を通して育成することを目指す資質・能力です。育成を目指す資質・能力は、(1)では総合的な学習(探究)の時間において育成を目指す「知識及び技能」を、(2)では「思考力・判断力・表現力等」を、(3)では「学びに向かう力、人間性等」を示しています。

イ 各学校において定める目標

各学校は、総合的な学習（探究）の時間の目標を踏まえて、各学校の目標を適切に定めて、その実現に向け、地域や学校、児童生徒の実態に応じて、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開することが求められます。ここに総合的な学習（探究）の時間の大きな特質があります。

各学校の目標は、学校の教育目標との関連性を考慮しつつ、総合的な学習（探究）の時間での取組を通して、どのような児童生徒を育てたいのか、また、どのような資質や能力及び態度を育てようとするのか等を明確にすることが求められます。

ウ 各学校において定める内容

各学校においては、イの目標を踏まえ、各学校の総合的な学習（探究）の時間を通して育成を目指す資質・能力を示すことが求められています。総合的な学習（探究）の時間では、各教科等のように、どの学年で何を指導するのかという内容が学習指導要領に明示されていません。これは、各学校が、国の示す目標に従って、地域や学校、児童生徒の実態に応じて、創意工夫した内容を定めることが期待されているからに他なりません。

総合的な学習（探究）の時間においては、内容として、目標の実現のためにふさわしいと各学校が判断した探究課題を定める必要があります。この探究課題とは、学校の実態に応じて例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題※（職業や自己の将来に関わる課題）、児童生徒の興味・関心に基づく課題などのことであり、横断的・総合的な学習としての性格をもち、探究的に学習することがふさわしく、そこでの学習や気づきが自己の生き方を考えることに結び付いていくような、教育的に価値のある諸課題のことです。※（ ）は中学校、高等

学校

また、内容を定める際に留意することとして、日常生活や身近な社会との関わりを重視し、その時々最適な学習課題が何かを適宜判断することが求められます。学習指導要領解説・総合的な学習の時間編等の例示を参考にしつつ、地域や学校、児童生徒の実態に応じて内容を見直し定める必要があります。その際、学年間の連続性や発展性、異校種間の接続、各教科等との違いや関連性などに配慮して、内容を定めることが重要です。

なお、年度途中においても、学習活動の展開が必ずしも計画どおりに進まない場合には、当初の計画を固定的なものとしてとらえるのではなく、必要に応じて適宜見直していくという柔軟かつ弾力的な姿勢をもつことも大切です。

エ 学習指導の基本的な考え方

(7) 児童生徒の主体性の重視

総合的な学習（探究）の時間の学習指導の第1の基本は、学び手としての児童生徒の有能さを引き出し、児童生徒の発想を大切に育てる主体的、創造的な学習活動を展開することです。児童生徒の主体性が発揮されている場面では、児童生徒が自ら変容していく姿を見守ることが大切です。また、児童生徒の取組が停滞したり迷ったりしている場面では、適切な指導が必要になります。このように、児童生徒のもつ潜在的な力が発揮されるような学習指導を行うことが大切です。

(4) 適切な指導の在り方

学習指導の第2の基本は、探究課題に対する考えを深め、資質・能力の育成につながる探究的な学習となるように、教師が適切な指導をすることです。

そのためには、児童生徒の状況や教材の特質に応じて、教師がどのような意図をもって学習を展開していくかが問われます。学習を展開するに当たって、教師自身が明確な考えをもち、期待する学習の方向性や望ましい変容の姿を想定して

おくことが不可欠です。教師が学習活動のイメージをもつことで、どのような場面でどのように指導するのが明らかになります。また、児童生徒の望ましい変容の姿を想定しておくことで、学習状況に応じた適切な指導も可能になります。

(ウ) 具体的で発展的な教材（学習材）

学習指導の第3の基本は、身近にある具体的な教材、発展的な展開が期待される教材を用意することです。

充実した学習活動を展開し、学習を深め、児童生徒が探究課題の解決を通して育成を目指す資質・能力を身に付けていくためには、適切な教材（学習材）が用意されていることが欠かせません。

そのために、総合的な学習（探究）の時間における教材として、実際の生活の中にある問題や事象を取り上げることが効果的です。例えば、食生活の問題から自然環境の問題や労働問題、食料自給率の問題などが見えてきます。このように具体的な教材、発展的な展開が期待される教材であることが望ましいと言えます。

オ 探究的な学習の指導のポイント

総合的な学習（探究）の時間における「探究的な見方・考え方」とは、各教科等における見方・考え方を総合的に活用するとともに広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会・実生活の課題を探究し、自己の生き方を問い続けるということです。探究的な見方・考え方を働かせるということは、「探究的な学習」の一層の充実が求められていると考えることができます。

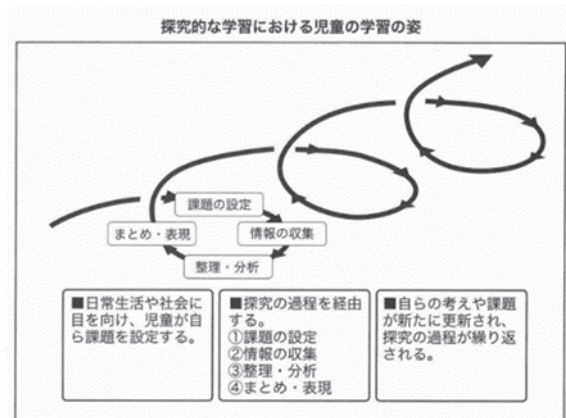
(7) 学習過程を探究的にすること

探究的な学習とするためには、学習過程が次のようになることが重要です。

- ①【課題の設定】体験活動などを通して、課題を設定し課題意識をもつ
- ②【情報の収集】必要な情報を取り出したり収集したりする
- ③【整理・分析】収集した情報を、整理したり分析したりして思考する

- ④【まとめ・表現】気づきや発見、自分の考えなどをまとめ、判断し、表現する

もちろん、こうした探究の過程は、いつも①～④が順序よく繰り返されるわけではなく、順番が前後することや一つの活動の中に複数のプロセスが一体化して同時に行われることもあります。およその流れのイメージですが、このイメージを教師がもつことによって、探究的な学習を具現するために必要な教師の指導性を発揮することにつながります。



小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編 p.9より抜粋

(イ) 他者と協働して取り組むこと

総合的な学習（探究）の時間においては、特に、異なる多様な他者と協働して主体的に課題を解決しようとする学習活動を重視する必要があります。それは、多様な考え方をもつ他者と適切に関わり合ったり、社会に積極的に参画したり貢献したりする資質・能力の育成につながるからです。また、協働的に学ぶことにより、探究的な学習として、児童生徒の学習の質を高めることにもつながるからです。そしてその前提として、何のために学ぶのか、どのように学ぶのかということを経験が基盤にあることが必要です。

協働的に学ぶことの意義は三つあります。

一つ目は、多様な情報の収集に触れることです。同じ課題を追究する学習活動

を行っていても、収集する情報は協働的な学習の方が多様であり、その量も多くなります。情報の多様さと多さは、その後の整理や分析を質的に高める点でも重要です。

二つ目は、異なる視点から検討ができることです。整理したり分析したりする際には、異なる視点や異なる考え方がある方が、深まりが出てきます。一面的な考え方や同じ思考の傾向の中では、情報の整理や分析も画一的になりやすいものです。

三つ目は、地域の人と交流したり友達と一緒に学習したりすることが、相手意識を生み出したり、学習活動のパートナーとしての仲間意識を生み出したりすることです。共に学ぶことが個人の学習の質を高め、同時に集団の学習の質も高めていきます。

このように協働的に取り組む学習活動を行うことが、児童生徒の学習の質を高め、探究的な学習を実現することにも結び付いています。

(5) 特別活動

ア 特別活動の目標

特別活動は、児童生徒の自治的能力等を育成したり、学力向上の基盤となるよりよい人間関係を築いたり、いじめや不登校などの問題を予防するといった役割を果たしたりするなど、児童生徒の成長に欠かせない教育活動です。目標は、以下のとおりです。

【目標】

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題

を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。

- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

特別活動の教育的意義は次のとおりです。

- ・教師と児童生徒及び児童生徒相互の人間的な触れ合いが深まります。
- ・児童生徒の個性や能力の伸長、協力の精神等が育成されます。
- ・各教科等で育成された資質・能力等は、実生活上の課題解決に活用されることで、思考力・判断力・表現力等が鍛えられたり、知識及び技能が実感を伴って体得できたりします。こうしたことから、特別活動と各教科等は往還的な関係にあります。
- ・道徳的实践を効果的に展開できる重要な場や機会であることを積極的に生かして、知・徳・体の調和のとれた豊かな人間性や社会性が育成されます。

イ 特別活動の内容

(7) 学級活動・ホームルーム活動

学級活動(小・中学校)は、学級を単位として、(1)学級や学校の生活づくりへの参画、(2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全、(3)一人一人のキャリア形成と自己実現について、児童生徒が、話し合ったり、協力して実践したりする活動です。(平成30年度から新学習指導要領先行実施)

学級や学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的・実践的に取り組むことを通して、主に「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」の三つの視点に係

る資質・能力を育成することを目指す活動です。

学級担任は、児童生徒の実態や集団の発達の段階を考慮しながら、児童生徒によりよい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てることが必要です。学級経営と密接に関連していますので、教師と児童生徒の間の信頼関係が基盤となります。

ホームルーム活動(高等学校)は、生徒の学校における基礎的な集団であるホームルームを中心として、担任と生徒、生徒相互がお互いに信頼し合うことを基盤にして行う集団活動のことで、集団活動を通して集団の一員としての在り方生き方等を育むことができる場です。ホームルーム担任は、集団活動・進路指導等を通して、生徒の自主的、実践的な態度を育成し、人間としての在り方生き方や個人及び社会の一員としての自覚を深め自己実現の能力を養うよう努めることが必要です。

なお、ホームルーム活動等の時間に、年間を通じて5回以上、各学校の人間としての在り方や生き方に関する教育の計画に基づいて道徳の教材を活用した学習を行うことになっています。

(イ) 児童会活動・生徒会活動

児童会活動(小学校)・生徒会活動(中・高等学校)は、全校児童生徒で組織し、学校生活の充実や向上を図る活動を行います。児童会活動の内容は、「児童会の組織づくりと児童会活動の計画や運営」「異年齢集団による交流」「学校行事への協力」で、その運営は、高学年児童が中心となりますが、下学年の思いや願いが理解できるようにすることも大切です。生徒会活動は、児童会活動の内容に「生徒の諸活動についての連絡調整」「ボランティア活動などの社会参加」が加えられ、より生徒の自発的、自治的

に活動する態度や能力を高めることが必要です。

(ウ) クラブ活動(小学校)

クラブ活動は、主として第4学年以上の児童が、学年や学級が異なる同好の児童の集団において共通の興味・関心を追求する活動です。異年齢集団での「クラブの組織づくりとクラブ活動の計画や運営」「クラブを楽しむ活動」「クラブの成果の発表」を通して、協力し支え合おうとする人間関係を築き、よりよいクラブづくりに参画しようとする自主的、実践的に取り組むことを通して、個性の伸長を図りながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す活動です。

(イ) 学校行事

学校行事は、全校または学年の児童生徒で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す教育活動です。内容としては、「儀式的行事」「文化的行事」「健康安全・体育的行事」「遠足(旅行)・集団宿泊的行事」「勤労生産・奉仕的行事」の五つです。学校行事は、学校や地域の実情及び児童生徒の実態を考慮し、また必要に応じて、内容相互の関連や各教科、道徳及び総合的な学習の時間との関連を図って行います。

ウ 学級経営の工夫(小・中学校)

特別活動の内容には、学級単位の活動と、児童会活動・生徒会活動、クラブ活動や学校行事のように学級や学年の枠を越えた集団活動とがあります。それぞれの内容の特質は異なっても、特別活動の目標の達成を目指す教育活動です。その指導に当たっては、児童生徒が友達と協力し、学校生活を豊かにしようとする意識を高めるよう、学級経営の在り方を創意工夫することが大切です。

そのためには、次のような配慮が必要です。

(7) 体験的に学ぶ人間としての生き方

教師と児童生徒、児童生徒相互の温かい心の触れ合いを学級経営の基盤におき、積極的に児童生徒理解に努め、人間関係の改善や信頼関係を築く努力が大切です。学級での話し合いや係活動などの様々な集団活動に、発達の段階に即して、自主的に取り組ませ児童生徒に自信をもたせる工夫が必要です。そのためには、折り合いをつける学級会などの話し合い活動を行うことや、活動の目標を明らかにしたり、活動の役割をはっきりさせ責任をもって取り組めるようにすることが大切です。学級の多様な活動の中で、一人一人が活躍できる場をつくり、失敗や苦労を経験させながら、その過程を大切にし、励ましや助言を与え、所属感や成就感を味わわせることが大切です。こうした着実な実践の積み重ねの中で、児童生徒は、社会生活に必要な人間としての生き方の基本を自ら学んでいくのです。

(イ) 一人一人の意見や考えが尊重される学級

個が生かされる集団活動を目指すことが大切です。児童生徒にとって学級は学校生活の基盤となる場です。それだけに、特定の者が集団を支配したり、学級会などで一部の者の意見で事が決まってしまうことのないよう留意する必要があります。どんな小さなことを決めるにも、学級の一人一人の意見や考えを大切に、話し合い活動において合意形成されたことに対しては、学級の全員が協力して活動に取り組むようにします。学級の集団活動の経験が、クラブ活動、児童会・生徒会や学校行事にも生かされ、自発的活動へと発展することになるのです。

エ ホームルーム経営の工夫（高等学校）

(7) 人間としての在り方生き方の体験

教師と生徒、生徒相互の温かい心のふれあいをホームルーム経営の基盤におき、積極的に生徒理解に努め、人間関係

の改善や信頼関係を築く努力が大切です。ホームルームの係活動をはじめ、様々な集団活動に、発達の段階に即して、自主的に取り組ませる工夫が必要です。そのためには、目標を明らかにし、係活動については、その役割をはっきりさせ、責任をもって行わせることです。ホームルームの様々な活動の中で、一人一人が活躍できる場をつくり、失敗や苦労を経験させながら、その過程を大切にし、励ましや助言を与え、所属感や成就感を味わえるよう配慮することが大切です。こうした着実な実践の積み重ねの中で、生徒は、社会生活に必要な人間としての在り方生き方の基本を自ら学んでいくのです。

(イ) 一人一人の意見や考えが尊重されるホームルーム

ホームルーム集団の中で、個を大切にすることが実感できる活動を大事にしたいものです。ホームルームは、生徒にとって最も心の安らぐ場です。それだけに、特定の者が集団を支配したり、ホームルーム活動の話し合いなどで一部の者の意見で事が決まってしまうことのないよう留意する必要があります。どんな小さなことを決めるにも、一人一人の意見や考えを大切に、話し合いによって、ホームルームの総意で活動に取り組むことを基本において、ホームルーム経営を進めることが大切です。ホームルームの集団活動の経験が、学校行事にも生かされ、自発的活動へと発展することになるのです。

(6) 自立活動

「自立活動」は特別支援教育の教育課程において、重要な位置を占めているものです。特別支援学校学習指導要領（平成29年4月）の総則には、「学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。」「特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳科、外国語

活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮すること。」とも示され、個々の児童生徒の実態に即して作成された個別の指導計画の下に、適切な指導の実践が行われることが期待されています。

障害のある児童生徒の場合は、その障害によって、日常生活や学習場面において様々なつまづきや困難が生じることから、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要となります。このため、各教科等に加えて特に「自立活動」の領域を設定し、それらを指導することによって、児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指しているのです。

「自立活動」の「内容」は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成しており、それらの代表的な要素である27項目を六つの区分に分類・整理したものです。(48ページ参照)

これらは、各教科等のようにそのすべてを取り扱うものではなく、個々の児童生徒の実態に応じて必要な項目を選定して取り扱うものです。

障害のある児童生徒は、その障害によって、各教科等において育まれる資質・能力の育成につまづきなどが生じやすくなります。「自立活動」の指導は各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担っていると言えます。

(7) 通常の学級における配慮

小学校又は中学校の通常の学級に在籍している児童生徒の中には、通級による指導の対象とはならないものの、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導が必要となる児童生徒がいます。こうした児童生徒の指導に当たっては、自立活動の内容を参考にして適切な指導や必要な支援を行うことが

望まれます。個々の児童生徒の実態を的確に把握し、それに基づき、長期的及び短期的な観点から指導目標を設定します。個別の指導計画の作成に当たっては本人や保護者の願いを大切にし、個々の児童生徒についての障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などに基づき、必要な指導内容を段階的に取り上げることが大切です。また、家庭との連携のもとに指導することも重要です。保護者からの情報については、個人情報なので、取り扱いには十分に留意することが必要です。

また、「どの子にとっても分かりやすい授業」の観点から、場の設定や刺激への配慮など教室の環境づくりや、授業の見通しや板書の工夫などの「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり」を心がけることも重要です。

自立活動の内容（六つの区分と27項目）

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。
- (5) 健康状態の維持・改善に関する事。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4) 集団への参加の基礎に関する事。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事。
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
- (4) 身体の移動能力に関する事。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
- (2) 言語の受容と表出に関する事。
- (3) 言語の形成と活用に関する事。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

(8) 人権教育

「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。(世界人権宣言第1条)」

「世界人権宣言」が国連総会で採択され、平成30(2018)年で70年を迎えました。現在、国連「人権教育のための世界計画」では第3フェーズ(2015～2019)を迎えており、これまでの2つのフェーズでの取組の一層の推進及び公務員等の人権研修の強化を目標としています。

ア 国の取組【第三次とりまとめ】

我が国においては、平成12年の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の施行後、様々な取組が行われています。平成20年には、学校における人権教育の効果的な指導方法等の在り方についての研究報告が、「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」として、文部科学省から公表されました。

とりまとめの中では、人権教育を通じて培われるべき資質や能力について、
 (ア) 知識的側面・・・「人権に関する知的理解」
 (イ) 価値的・態度的側面 } …「人権感覚」
 (ウ) 技能的側面 }
 の3側面から捉えることができること。これら3つの側面の具体的な内容を、人権教育に関する全体計画や年間指導計画の中に、発達の段階や各教科等との関連を考慮しながら適切に指導をすることにより、自他の人権を守るための実践行動が児童生徒に育まれることなどが説明されています。

イ 埼玉県の取組

(ア) 人権感覚育成プログラム

埼玉県教育委員会では、こうした人権を取り巻く国内外の動きを踏まえ、広く県民に人権尊重の精神を培う人権教育

を推進するため、「人権感覚育成プログラム(学校教育編、社会教育編)」を開発し、県内の全ての学校(小・中・高・特支)に配布しました。また、新しい人権課題も扱った「人権感覚育成プログラム(学校教育編)第2集」(平成31年3月)を発行しました。

このプログラムでは、児童生徒の発達の段階に即した豊かな「人権感覚」を育むため、次の9つの「人権感覚育成のための視点」が設定されています。

- ① 人間の尊厳・価値の尊重
- ② 生命尊重
- ③ 自己尊重の感情
- ④ 共感と連帯感
- ⑤ 公平・公正
- ⑥ 多様性の尊重・共生
- ⑦ コミュニケーション能力
- ⑧ 権利と責任
- ⑨ 参加・参画

(イ) 人権課題

社会のグローバル化に伴って、人権問題はますます複雑・多様化する傾向にあります。人権教育によって、「法の下での平等」「個人の尊重」「生命尊重」というような人権一般の普遍的な視点と具体的な人権課題に即した個別的な視点の両者を相互に関連させることで、人権尊重についての理解が深まります。

平成25年度から平成34年度までの10年間にわたる本県の指針となる「埼玉県人権教育実施方針」では、重要な人権課題として、次の13項目を取り上げています。

- ① 女性
- ② 子供
- ③ 高齢者
- ④ 障害のある人
- ⑤ 同和問題
- ⑥ 外国人
- ⑦ HIV感染者等
- ⑧ 犯罪被害者やその家族
- ⑨ アイヌの人々
- ⑩ インターネットによる人権侵害
- ⑪ 北朝鮮当局による拉致問題
- ⑫ 災害時における人権への配慮
- ⑬ 様々な人権問題(刑を終えて出所

した人、性同一性障害をはじめとした性的マイノリティ、ホームレスの人権、プライバシーの侵害等)

これらの課題に関する知識や理解を深めるとともに、人権問題を直観的に捉える感性や日常生活における人権への配慮が、「人権感覚」として一人一人の態度や行動に現れるよう児童生徒を指導していくことはたいへんに重要です。

そのためには、教育活動全体を通じて人権尊重の理念について理解を促すとともに、児童生徒の発達の段階に即した一人一人を大切にする教育を推進していく必要があります。

その際、児童生徒が自らの課題を発見し、その解決を実現するためには、主体的・対話的で深い学びを推進していくことが、人権教育においても不可欠です。

ウ 人権教育の重点

県の「指導の重点・努力点」では、人権教育の重点として、次のように説明されています。

- (7) 児童生徒や地域の実態に基づき、目標や視点を明確にした人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、全教職員の共通理解を図るなど、学校全体の組織的な取組を進める。
- (イ) 指導に当たっては、一人一人の児童生徒が発達の段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、人権への配慮が様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるようにする。
- (ロ) 発達の段階に応じた実践的・先進的な研究を行うとともに、参加体験型学習等、児童生徒の主体的な学習を促す指導内容・指導方法について工夫・改善し、豊かな人権感覚を身に付けさせる。
- (エ) 家庭・地域社会と連携・協働した取組を推進することを通して、人々の間に人権尊重の意識がより一層広まるような取組の工夫に努める。

社会体験（学校間連携やボランティア活動など）、自然体験、交流活動（高齢

者や障害のある人など）といった豊かな体験活動の場の設定を工夫するとともに、「人権感覚育成プログラム」の活用をはじめとした指導方法の工夫・改善、「埼玉県版人権学習に係る質問紙」に基づく人権感覚育成状況の評価の活用に取り組むことにより、自他の人権を尊重し、人権感覚を身に付けた児童生徒の育成が推進されていきます。

*①「女性」に係る人権課題

男女共同参画社会

男女共同参画社会とは、「男性と女性が互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」のことです。

国では、平成27年、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、「第4次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。

しかし、本県が県内在住の満20歳以上の男女3,000名を対象として実施した「平成27年度男女共同参画に関する意識・実態調査」によると、「男女の地位の平等感」を問う質問において「社会通念や風潮」「社会全体」「政治」では不平等感が強くなっているという結果が出ました。

また、平成30年に世界経済フォーラムが、各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数（2018年版）を発表しましたが、日本の順位は149か国中の110位であり、特に経済や政治の分野での男女格差が大きいことが判明しました。

その他、セクシュアル・ハラスメント、配偶者等からの暴力（DV）や交際相手からの暴力（デートDV）をはじめとするあらゆる暴力の根絶など未解決の課題への対応も社会の重要な課題になっています。

これらの状況を踏まえ、埼玉県では、「男女が共に個性と能力を発揮でき、人権が尊重された埼玉の実現」を目標として、「平成29～33年度埼玉県男女共同参画基本計画」を策定しました。

基本目標の一つに「男女共同参画の意識をはぐくむ」が掲げられ、「男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実」のために、「男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進」が示されています。

*②「子供」に係る人権課題

児童虐待

(1) 児童虐待の定義

児童虐待は、本来子供をあたたく守り育てるべき親や親に代わる養育者が、子供の心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいいます。虐待は、子供に対する極めて重大な人権侵害です。

平成29年度、県内の児童相談所が受け付けた児童虐待通告件数は、13,393件で、平成28年度の11,639件に比べて、1,754件(15.1%)の増加となりました。これは児童虐待防止法が施行された平成12年度以降で最多の件数となっています。埼玉県では、児童、高齢者及び障害者への虐待に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「埼玉県虐待禁止条例」を制定し、平成30年4月1日から施行しています。

児童虐待は、次の4種類に分類されます。

- ア 身体的虐待**：反復的・継続的な身体的暴行、又は子供の身体に外傷が生じたり、生命に危険の恐れのある暴行を加えたりすること。
- イ 性的虐待**：子供に性的行為を行うこと、又は、子供にわいせつな行為をさせること。
- ウ 保護の怠慢・拒否（ネグレクト）**：子供の健康・安全への配慮、衣食住の世話、医療的・情緒的ケアなど必要な保護、養育を行わないこと。
- エ 心理的虐待**：言葉による脅迫や子供を無視したり拒否的な態度を示したりすること、子供の心を傷つけることを繰り返し言うこと、子供の自尊心を傷つけるような言動、他の兄弟姉妹

とは著しく差別的な扱いをすること、子供の目の前で、夫や妻、パートナーがその相手に暴力を振うこと。

(2) 児童虐待の起こる要因

児童虐待は、親・子供・社会状況・家庭の文化など様々な要因が重なり合っただけで起こるものではありません。そのため、一部の特別な家庭のみに起こる問題ではなく、どこの家庭にでも起こり得る問題であると認識することが必要です。

(3) 児童虐待の早期発見・通告義務

児童虐待は、多くは家庭という密室で行われる行為であるため、実際に虐待が行われている現場を発見されることは稀です。

しかし、虐待を受けている子供は、言葉で訴えることはなくても、何らかのSOSのサインを出していることが多くあります。子供と接する機会の多い教職員が、いかにこのサインを見逃さないかが、子供を虐待から守る第一歩になります。不自然な傷・あざ、不自然な行動・関係、その他の不自然な状況など、「不自然さ」は最も重要なサインです。

教職員一人一人が「問題の背景には、児童虐待があるかもしれない」という認識の下、普段から子供の変化や言動等に注目することは、虐待の早期発見につながります。

児童虐待防止法では、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。」と定めています。周囲の人のあたたかいまなざしと行動が、子供を虐待から守ります。

(4) 組織的対応・関係機関との連携

児童虐待は、その発生要因が複雑であること、子供・保護者双方への支援が必要であることが多いこと、複数の関係機関との連携が必要であることなどから、学校においては、組織的に対応できる体制づくりが必要です。

教職員一人一人の意見や、子供や家庭に関する重要な情報が管理職に届くようなシ

システムを整備し、組織としての判断、対応ができることが虐待対応には求められます。初任者のみなさんもためらうことなく管理職等に報告、相談をしましょう。また、PTA・保護者、学校医、民生・児童委員等の地域の方々との情報交換や連携、児童相談所、各市町村の児童福祉担当課などの関係機関との連携・協力も大切です。

<参考文献>

・「教職員・保育従事者のための児童虐待対応マニュアル」改訂版 埼玉県・埼玉県教育委員会（平成30年）

*⑤「同和問題」に係る人権課題

同 和 問 題

(1) 同和問題の本質

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分制度により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれていることを強いられ、今なお、日常生活の上で様々な差別を受けるなどしている、我が国固有の人権問題です。

歴史的には、同和地区（被差別部落）住民は、封建社会の身分制度のもとで低い身分とされ、職業や住居をはじめ婚姻、交際、服装等に至るまで社会生活のあらゆる面で厳しい差別を受けていました。

一方で、社会の治安を守り、伝統的な文化を伝えるなどの役割を担っていました。

明治維新後、身分の称号廃止と職業選択の自由を宣言した、いわゆる「解放令」により、身分差別は廃止されましたが、自立するための経済的な施策が実施されなかったため、差別の実態には、ほとんど変化がありませんでした。

(2) 心理的差別と実態的差別

昭和40（1965）年、同和对策審議会答申が出され、同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとの提言がなされました。この答申は、その後の

同和行政の指針となったものであり、その中で、部落差別を心理的差別と実態的差別の2つに大別しています。

ア 心理的差別

人々の観念や意識の中に潜在する差別であり、封建的身分の賤称（身分の差別呼称）を使って侮蔑したり、偏見により交際や就職、結婚などを拒んだりするなどの行動に現れる差別のこと。

イ 実態的差別

同和地区の人々の生活の上に現れている差別のことで、劣悪な生活環境、低位な教育・文化水準、不安定な職業、高い生活保護率などの形で現れる差別のこと。

この心理的差別と実態的差別は、相互に作用し合って、差別を助長する結果となりました。

(3) 早期解決に向けて

この問題を解決するため、国や県、市町村では、昭和44（1969）年の「同和对策事業特別措置法」の施行以来、平成14（2002）年3月の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効までの33年間、様々な特別対策事業を行ってきました。

この結果、同和地区における生活環境等については改善が図られ、実態的差別の解消は、ほぼ達成されました。しかし、心理的差別については、着実に解消に向けて進んでいるものの、結婚や就職に際した身分調査、不動産購入などの土地調査、インターネット上の差別的な書き込みがなされるなど、未だに課題として残っています。

このような状況を踏まえ、部落差別のない社会を実現するため、「部落差別の解消の推進に関する法律」が、平成28（2016）年12月に施行されました。

私たち一人一人が同和問題を正しく理解し、自分自身の問題として考え、相手に対して思いやりの気持ちをもつとともに、差別を許さないという強い意志をも

つことが大切です。

(4) 明るい展望に立った教育の推進

同和問題に関する人権教育を実践するに当たっては、差別をされてきた人々への差別の厳しさや過酷さを指導するだけでなく、歴史的業績などを取り上げることや、私たちの努力で差別をなくしていくことができるなど、明るい展望に立つて推進していくことが極めて大切です。

* ⑪ 「北朝鮮当局による拉致問題」に係る人権課題

北朝鮮当局による拉致問題

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形でその消息を絶ちました。これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いがもたれています。政府は、これまでに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定していますが、さらにこの他にも拉致の可能性を排除できないケースがあります。

埼玉県においても、政府が認定した拉致被害者1名を含む15名の安否が未だに確認されていません。

平成14(2002)年9月、北朝鮮当局は、日本人拉致を初めて認め、同年10月に5名の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者については、未だ北朝鮮当局から安否に関する納得のいく説明はありません。

平成18(2006)年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、拉致問題に関する国民世論の啓発を図ることが国及び地方公共団体の責務と定められました。また、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

拉致問題は重大な人権侵害であり、県民の間に広く拉致問題についての関心と認識を深めることが必要です。

学校においても、アニメ「めぐみ」等の啓発映像作品を活用した授業やポスター掲示等を通して、拉致問題を人権課題の一つとして捉えさせ、人権教育の視点に

立ち、被害者や被害者家族の心の痛みや叫びに共感する心情の育成を基盤に据えた取組が求められています。

* ⑬ 「様々な人権問題」に係る人権課題

性同一性障害をはじめとした性的マイノリティ

個人の性の在り方(セクシュアリティ)は、「からだの性」「こころの性(性自認)」「好きになる性(性的指向)」「表現する性」の4つの要素から考えることができます。多くの人は、「からだの性」と性自認が一致し、異性に性的指向が向かいます。しかし、「からだの性」と性自認が一致しない人や性的指向が同性や両方の性に向かったり、どちらにも向かわなかったりする人などが一定数存在します。このような人々のことを性的マイノリティと言います。日本の人口の7.6%(約13人に1人)が性的マイノリティに該当するという調査結果もあります。性的マイノリティの多くは、性自認に悩んだり、性的指向を理由として偏見や差別を受けたりするなど、自分らしく生きにくいという悩みを抱えています。

ホモ、レズ、オカマなどの言葉は、差別的な意味合いを含みます。呼称だけでなく、発した本人に差別的な意思がなくても、冗談や無意識の発言に傷つく人がいるということを、心に留めておく必要があります。

身近な大人である「先生」は、初めてカミングアウトする相手や、唯一相談できる相手になる可能性が高い存在です。相談を受ける際には、次の点に注意する必要があります。まずは、相手のセクシュアリティを決めつけず最後まできちんと話を聴くこと。そして、「話してくれてありがとう」を伝えること、誰に話しているか、誰に話してもよいかを確認すること、などです。

また、アウトティング(本人の許可なしに他者に相談相手のセクシュアリティを伝えてしまうこと)をしないよう、細心の注意を払う必要があります。

Ⅲ 生徒指導・進路指導・キャリア教育・防災教育

1 心の通う生徒指導

(1) 生徒指導のねらい

生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことです。

生徒指導は、各学校の教育課程の内外において一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すものです。

ア 個別的で発達的な指導

生徒指導は、すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよい発達を目指しています。したがって、一人一人の特性を理解した上で、適切に行われなければなりません。また、生徒指導が個別的で発達的な指導を施すことを基本姿勢にしているということは、生徒指導が単に、児童生徒の人格や行動上の課題、問題行動を起こす要因となる悩みや不安、問題行動の解消だけを目指しているのではないということです。

むしろ、生徒指導は、それぞれの児童生徒の現状を把握しながら、より健全な発達を図るといふ、積極的な指導や援助に重点が置かれています。言い換えれば児童生徒が直面している様々な課題を、児童生徒自らが解決していくための力を育てるといふことです。

イ 個性を伸ばし社会的資質を高める指導

児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図ることは、教育の基本でもあります。生徒指導が対象としているのは、児童生徒一人一人の人格そのものですから、生徒指導は、児童生徒の個性に即し、かつ具体的に進められなければなりません。そして、児童生徒一人一人が自己の特性を生かしながら、集団や社会を構成する

よりよい人間性をもち、社会に貢献できる資質や能力、態度を身に付けることができるように指導・援助することが大切です。

同様に、社会の規律や秩序を尊重し、それを遵守する態度や行動についての指導も重要になります。

当然のことながら、個性の伸長を図るといふことは、自由放任や自分勝手な考えに任せることではありません。生徒指導は、児童生徒の自主性、自発性を大切にしながら、社会性の発達を図るように進めることが重要です。そうすることが社会の規律や秩序を尊重し、よりよい人間性の自覚に基づく、社会の一員としての自己実現を図ることにつながります。

ウ 実際の生活に即した指導

児童生徒に対しては、現在及び将来の社会の中で、よりよく自己実現のできる資質や態度を育成していかなければなりません。つまり、現在の生活を充実させるための努力こそが、よりよい将来につながるのです。

生徒指導を進めるに当たっては、児童生徒の実態を把握し、正しく理解しながら、児童生徒にとって望ましいと思われる経験や活動の場を設定していくことが大切です。そして、児童生徒の人格形成にとって望ましくない要因や影響を可能な限り排除したり、軽減したりすることも必要になります。また、様々な困難や事態に直面しても、自己の人格がゆがめられ、阻害されることなく、強く、正しく生きるために必要な能力や態度の育成を助成する積極的な働きかけも必要です。

エ すべての児童生徒を対象とした指導

児童生徒は、心身ともに成長・発達の著しい段階にあるので、特に心身の健康の維持・増進に留意した指導が必要になります。

そのためには、すべての児童生徒を対象として、できる限り多くの教師が関わられるような工夫を図ることが重要です。特に初任者の教員にあつては、学級（ホームルーム）（以下「学級」）担任、教科担任、部活動顧問、学年主任、生徒指導主任、養護教諭などとの連絡を密にし児童生徒への指導・援助に当たることが望まれます。

オ すべての教師が行う統合的な指導

生徒指導は、教育課程における特定の教科等だけで行われるものではなく、教育課程のすべての領域において機能することが求められています。そして、それは教育課程内にとどまらず、休み時間や放課後に行われる個別的な指導や、学業の不振な児童生徒のための補充指導、随時の教育相談など教育課程外の教育活動においても機能するものです。それらは児童生徒の望ましい心身の発達をはぐくむ中で、相互に補い合いながらなされなければなりません。

学校において生徒指導を進めるに当たっては、指導計画、校務分掌などにより全教師が一体となって実践することが重要です。

(2) 生徒指導の実際

生徒指導というと、非行対策や問題行動に対する指導としてとらえられる傾向があります。もちろんそうした指導も生徒指導の重要な内容ですし、学校での実際の生徒指導に占める割合が高いこともあります。しかし、生徒指導はそれだけにとどまらず、むしろ積極的に、豊かな人間性や人格のよりよい発達を目指す教育として考えられています。したがって、生徒指導は、学校における日々の教育活動の中で、児童生徒一人一人の人格のよりよい発達を目指すことや自己指導能力を育成することをねらいとして展開されます。

ア 児童生徒理解から始まる生徒指導

生徒指導は、実際の活動においては集

団を対象に展開されることが多いのですが、最終的なねらいは、集団を構成する一人一人の児童生徒の育成にあります。

児童生徒一人一人の学校生活を充実させ、人格や能力を望ましい方向に最大限に伸ばすためには、一人一人の児童生徒の性格的特徴や傾向を把握し、一人一人を正しく、より深く理解することが大切になります。それにより、指導の目標が立ち、いつ、どこで、どのような方法で指導するかという指導の目安も明らかになってくるのです。

なお、児童生徒理解のためには、能力、性格、環境など、児童生徒にかかわる様々な資料を集める必要があります。その資料を集める方法としては、次のようなものがあります。

(7) 観察法

観察法は、児童生徒の行動などを観察、記録、分析することで理解を深める方法です。児童生徒を観察する際は、できるだけ客観的に、あるがままの姿をとらえ、記録することが大切です。

(4) 面接法

面接法は、児童生徒との対話や質問に対する回答などを通して理解を深める方法です。面接の際は、児童生徒が心を開いて話せるような雰囲気をつくることや児童生徒の表情、態度、話し方などにも留意することが大切です。

(5) 質問紙調査法

質問紙調査法は、児童生徒の知りたい点を質問紙にして回答させ、回答結果を評価・分析して理解する方法です。短時間で多くの児童生徒に実施できる利点がありますが、質問の仕方によって回答結果が左右される点に留意する必要があります。

(1) 検査法

教師自身の作成する学力検査や、市販の標準化された検査の中から適切なものを選んで実施することで児童生徒理解に役立てることができます。例えば学

力検査、性格検査、適性検査などです。これらは客観的な結果を得ることができる反面、その結果は児童生徒の一面であることにも留意する必要があります。

(オ) 作品法

児童生徒の作文や日記、絵等からは喜び、あこがれ、願望、悩みなどの心理状態を読み取ることができます。さらに、児童生徒の人生観や世界観なども作品に表現されることもあります。かかっている内容によっては、面談の必要性が生じたり、日々の観察に新たな視点が加えられたりします。

(カ) 事例研究法

児童生徒の蓄積された事例を基に理解を深めていく方法です。この事例は日々の観察記録、面接記録、調査結果、他の機関などからの情報を基に構成されます。これは児童生徒の資料・情報の共有を通じた、学校の組織的な生徒指導の促進を目的としています。ある児童生徒について、複数の教員が持ち寄った資料を分析・検討して適切な指導を考えることとなります。

イ 学習指導における生徒指導

学習指導における生徒指導としては、次のような二つの側面が考えられます。一つは、各教科等における学習活動が成立するために、一人一人の児童生徒が落ち着いた雰囲気の下で学習に取り組めるよう、基本的な学習態度の在り方等についての指導を行うことです。もう一つは各教科等の学習において、一人一人の児童生徒が、そのねらいの達成に向けて意欲的に学習に取り組めるよう、一人一人を生かした指導を行うことです。

これからの生徒指導においては、後者の視点に立った、一人一人の児童生徒にとって「わかる授業」の成立や、一人一人の児童生徒を生かした意欲的な学習の成立に向けた創意工夫ある学習指導が、一層必要性を増していると言えます。

具体的には、一人一人の児童生徒のよ

さや興味関心を生かした指導や、一人一人の児童生徒が主体的に学ぶことができるよう課題の設定や学び方について自ら選択する場を工夫した指導、児童生徒が協働的に学ぶことができるよう互いの考えを交流し、学び合う場を工夫した指導など、様々な工夫をすることが大切です。

ウ 道徳科、特別活動における生徒指導

生徒指導は、社会的に自己実現ができるような資質・態度を形成していくための指導・援助です。したがって道徳教育のねらう児童生徒の価値観の形成を無視しては達成できません。道徳的価値の内面化と日常生活における生徒指導には緊密な関係があり相互に補充し合うものと言うこともできます。

また、特別活動も自己指導能力や自己実現のための態度や能力を育成する具体的な場の一つです。特に集団活動の場として重要な役割をもっているため、特別活動の指導を行うときは、常に生徒指導の観点をもって臨むことが大切です。

エ 学級担任が行う生徒指導

(1) 基本的な生活習慣の形成と学級の役割

生徒指導の基盤は学級であり、児童生徒に対する最もきめ細かな観察や指導は、学級担任によって多く行われます。

問題行動を起こす児童生徒の指導をしていて気付くことは、多くの場合、日常の生活習慣が乱れていることです。基本的な生活習慣が身に付いておらず、不規則とも言える生活をしています。基本的な生活習慣の確立は、自主性や自立性をはぐくむという生徒指導を進めていくために不可欠です。

この基本的な生活習慣の指導は、学級での集団指導と個別指導のバランスをとりながら行うことが重要です。

(2) 児童生徒の問題行動への指導

非行などの問題行動を起こす児童生徒に対しては、学級担任一人の判断で指導するのではなく、校長、教頭や学年主

任、生徒指導主任などに相談し、指示や助言、協力を受けて指導することが大切です。一人の教師が抱え込むのではなく、校内の教職員やスクールカウンセラー等がチームを編成して、児童生徒の問題行動への指導・援助に当たることが効果的です。学級担任は、他の児童生徒への影響に気を配りつつ、学級の一員として、存在を認め指導・援助に当たることが大切です。

オ 生徒指導の校内体制と保護者・関係機関との連携

生徒指導に当たるのはすべての教師です。一人一人の教師が組織の一員として自覚をもち、全教職員の共通理解と共通実践によって指導に取り組む校内体制の確立が重要です。また校内研修などを通して、教師としての資質の向上を図ることが大切です。

なお、指導の効果をあげるためには、保護者の理解や協力は必要不可欠です。場合によっては市町村の教育相談所、児童相談所、地元警察署、県立総合教育センター、教育事務所などの関係諸機関との積極的な連携を図ることも必要になります。

(3) 学校における教育相談の実際

教育相談には、学校で学級担任や教育相談担当などが行うものと、県及び市町村、民間の教育相談機関などが行うものがあります。

ここでは、学校で行う教育相談について述べます。

ア 学校における教育相談の特質

学校における教育相談は、生徒指導の一環として位置付けられるものであり、しかもその中心的な役割を担うものです。各学校の教育目標を達成するために、すべての児童生徒を対象として、すべての教師が行うものです。学業・進路・性格・行動・人間関係など児童生徒の生活適応上の課題を解決するとともに、その成長を支援していくものです。

学校における教育相談の特徴には、次のものが考えられます。

(7) 問題の早期発見・早期対応ができる

学校においては日常の行動観察や調査、検査などにより、小さな兆候をとらえ、問題を早期に発見し、深刻化する前に指導・援助する機会が得られ、予防的な役割を果たすことができます。

(4) 成長を促す指導ができる

学校において児童生徒の不適應などの課題を解決するだけでなく、社会的な資質・能力や態度を育成し、さらに、将来に及ぶ展望を獲得させ、自己実現を支援する取組を段階的、継続的に行うことができます。

(ウ) 長期にわたる指導や日常の指導ができる

学校では長期にわたって相談や指導・援助に当たることができます。日常の関わりや授業の中で、きめ細かな観察や個別指導などの配慮も可能になります。

(エ) 他の教師との協力の下で指導できる

学級担任は、児童生徒の指導・援助に当たり、関係教師の協力の下に様々な対応や問題解決の手掛かりなどを得ながら、問題の解決に取り組むことができます。

イ 学級担任が行う教育相談の実際

(7) 児童生徒理解から始まる教育相談

教育相談は、児童生徒を共感的に理解することから始まります。十分に理解しないまま相談を始めると、現象の対応のみに振り回されて、児童生徒の内面にまで目を向けた根本的な指導・援助にならず、成果が表れないことがあります。また、親子関係や友人関係など児童生徒を取り巻く環境まで踏まえることも必要です。

また、物事に対する一人一人の感じ方、考え方、反応や行動の表れ方などは様々で、先入観にとらわれることなく丁寧に聴くことが求められます。児童生徒理解に当たっては、毎日の関わり方を意図

的に工夫して効果をあげたいものです。

(イ) 学級担任の人間性が問われる面接相談

児童生徒の中には、個別に対応しなければ解決できない心理的な課題をもっている児童生徒もいます。このような場合には、教師と児童生徒の望ましい人間関係を基盤とした個別面接が必要になります。信頼感に基づく人間関係ができたときに、はじめて心を開いての話が始まるのです。

それには、「～すべき」、「～であるはず」といった気持ちを少し脇において、児童生徒の内に秘められた「育つ力」「生きる力」「やる気」「欲求」を受け入れ、課題解決の実現に向けての指導・援助を本気で実行することです。児童生徒は、教師の言葉や行動から認めてもらっているという安心感を得て信頼関係を築いていきます。

児童生徒と話をする際の基本的な態度として、次の点に留意します。

① 関心を寄せること

声をかけたり、関心を寄せたりして、教師から近付くことが大切です。教師の心からにじみ出た言葉を児童生徒は待っています。教師の誠実な姿勢を、感じとっているのです。

② 価値を認めること

「がんばっているね」「さすがだね」などの励ましの一言は、価値ある人間として認められたという思いを実感することに通じます。「自分も満更でもない」「自分も捨てたものではない」といった自分を再発見する喜びをより多く感じさせたいものです。

③ 傾聴し共感的に理解すること

否定せず最後まで聴く耳をもつことです。「話をよく聴く」「話を待つ」「話を引き出す」「話を整理する」など、児童生徒の立場に立って話を理解します。そのような聴き方を通して、児童生徒の感情を理解することが大

切です。結論を急いだり、話をさえぎって説諭をしたり、相手を咎めたりすると開きかけた心の扉がまた閉じてしまいます。

教師は、児童生徒の沈黙の意味を知ろうとしない傾向があります。「黙っていたらわからない。必要なことは、はっきり言いなさい。」と言うだけでは、本当の気持ちは聴き取れません。なぜ話さないのか、話せないのかを考え、配慮する姿勢が求められます。

④ 伝え返すこと

児童生徒の感情を理解するためには、理解したことを「さびしいんだね」「つらかったんだね」などと伝え返して相手の感情に近付けていくことが大切です。そうすることにより、児童生徒は「先生は自分と一緒に考えてくれている」「自分の困りごとや戸惑いをよく知ろうとしてくれている」と感じられるようになります。

⑤ じっくり構えて忍耐強く接触を繰り返すこと

一度の面接相談で問題が解決するとは限りません。何度も面接相談を繰り返す必要のある児童生徒もいます。そのような児童生徒の内面の動きは複雑ですから、やりとりを重ねて解決の方策を一緒に探していきます。

⑥ 動作や表情等の非言語に留意すること

面接相談に当たっては、非言語（表情・距離・声の質・服装等）に表れる教師自身の癖等について認識しておくことも大切です。

ウ 専門の相談機関との連携

学級担任による教育相談だけで、すべてを解決する必要はありません。自分だけで何とかしようと思うと、かえって教師自身の態度がかたくなになり、うまくいかないものです。学年主任や教育相談担当などに積極的に、そして気軽に相談しましょう。

なお、県立総合教育センターや市町村の教育相談所などの相談機関の活用も有効です。外部の専門家に相談を依頼する場合は、あらかじめ校長・教頭に相談し、指示を受ける必要があります。その際、専門の相談機関と連携する必要性について、保護者の方に理解してもらうことも必要です。場合によっては、学校医への連絡も必要になります。

このような専門機関と連携するとき大切なことは、専門機関の助言を得て学校としての指導や援助を継続していくことです。専門家にすべてを任せ、解決したらまた学校で預かるという姿勢は好ましくありません。教育相談の一過程で「専門機関と連携して支援する」という立場を、常に堅持することが大切です。

(4) 命を大切にす指導

ア 命の教育の意義

(7) 命を取り巻く危機的状況と命の教育の必要性

児童生徒の命にかかわる、深刻な事件や事故が続いています。そこからは、いじめ・暴力行為・薬物乱用・自傷行為・自殺など、他人を、そして自分自身を傷つける児童生徒の姿が浮かびあがってきます。その背景として、核家族化や都市化など急激な社会変化の中で、家庭での出産や家族の死など命にかかわる大切な場面に直接触れる機会が失われてきたことが挙げられます。また、人は死んでも生き返ると思っている子供の存在などを考えると、児童生徒の命の重みに関する感受性が弱まっているとも思われます。児童生徒にとって、生や死の意味について真剣に考え、命のかけがえのなさや人生が一度しかないことについて理解し、命の大切さや生きる喜びを実感として捉える場が必要です。

(イ) 命の教育を進める視点

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育で、命の大切さを考えさせることが重要です。具体的には、道徳科はもと

より、各教科、外国語活動(小学校のみ)、総合的な学習(探究)の時間の中で、また、特別活動との関連も図りながら、生と死や命に関わるテーマについて、教育課程全体を見渡して命の教育に取り組むことが求められます。実施に当たっては、次のような点に留意する必要があります。

- a 児童生徒が自分自身を価値ある存在と認め、自分を大切に思う自己有用感に基づく自尊感情をはぐくむ。
- b 命の大切さを実感できるような自然や人と豊かにかかわる体験活動の充実を図る。
- c 児童生徒一人一人の発達の段階に配慮する。
- d 教師自身が生と死や命に向き合う自らの姿勢を問い直すための研修の充実を図る。

イ 自殺の防止

(7) 自殺の危険因子

児童生徒の自殺というと、最近ではいじめの有無ばかりに焦点が当てられますが、実際には自殺は様々な要因が複雑に関連して生じる現象です。危険因子が多く当てはまる児童生徒には潜在的に自殺の危険が高まる可能性があるため、早い段階で、専門家から助言を受けられるように働きかけてください。(「文部科学省編：教師が知っておきたい子どもの自殺予防2009年」参照)

a 自殺未遂歴

これまでに自殺未遂に及んだことがあるという事実は最も深刻な危険因子です。手首自傷(リストカット)や薬物過剰摂取といった、たとえ死に直結しない自傷行為であったとしても、適切なケアを受けられないと、その後も同様の行為を繰り返し自殺に至る危険が高いのです。

b 心の病

中・高校生くらいの年代になると、自殺の危険の背景に心の病が存在す

る場合があるので、その疑いがあるときには専門医による治療が欠かせません。

c 孤立感

自殺を理解するキーワードは「孤立感」です。児童生徒が自分の居場所を失ってしまったと強く感じるような状況に陥っていないか注意を払う必要があります。

d 事故傾性

自殺はある日突然何の前触れもなく起きるといよりは、それに先立って無意識的な自己破壊傾向が生じてくる場合があります。自分の健康や安全が守れないような行動が起きていないかという点に注意を払う必要があります。

(4) 自殺の危険を感じた場合の対応

自殺の危険を察知した場合の対応として、TALKの原則があります。これは、Tell、Ask、Listen、Keep safeの頭文字をとってまとめたものです。

T：子供に向かって心配していることを言葉に出して伝えます。

A：真剣に聴く姿勢があるならば、自殺について質問しても構いません。むしろ、これが自殺の危険を認知して、予防につなげる第一歩となります。

L：傾聴です。叱責や助言などをせずに子供の絶望的な訴えに耳を傾けましょう。

K：危険を感じたら、子供を一人にせず一緒にいて、他からの適切な援助を求めてください。自殺未遂に及んだ事実がある場合は、保護者にも知らせて、子供を医療機関に受診させる必要があります。

(5) いじめ問題への対応

ア いじめの発見

いじめ防止対策推進法では、次のようにいじめを定義しています。「『いじめ』

とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

いじめられている児童生徒に見られる兆候としては、精神的な不安が募っておどおどした態度であったり、注意力が散漫になったり、常に周囲を気にしたりするような様子が見られます。それに伴い、学力も低下してきますし、学校も休みがちになり、高じては不登校、さらには自殺へと進む例もあります。また、近年ではスマートフォン等のインターネット端末から、メールやSNS等により個人への誹謗中傷や個人情報流出させる、いわゆる「ネットいじめ」もあります。基本的に、いじめに対しては、未然防止や早期発見・早期対応が重要です。以下、そのための留意点を列記します。

(7) 児童生徒の心理的な変化や動揺を見抜く目

何気ない児童生徒の生活の中にいじめは隠されています。児童生徒の表情や態度、例えば、授業中の発問に対する答え方の変化や、何かを気にしているような態度が見られるなど、ささいなことを見逃さない観察眼をもつ必要があります。

(4) 児童生徒を観察する場と時間

担任は、教室にいる時間をできるだけ多くすることが大切です。そのためには、休み時間や清掃の時間、給食の時間はもちろんのこと、他の教師が自分の学級の授業へ出ているとき、その授業を参観しながら児童生徒の様子を観察するのも効果的です。そのような時こそ、意外に担任の知らない児童生徒の隠れた面が見えるものです。

また、いじめは、どの学校にも、ど

の学級にも、どの児童生徒にも起こり得ることを認識し、アンケート調査や面談など、定期的に児童生徒から状況を聞く機会を設けることが必要です。

(ウ) 迅速な対応

児童生徒に変化や動揺が認められたときには、直ちに本人への声かけや聴き取りを行います。また、児童生徒の様子を学年主任等、他の教師と共有し、対応を相談します。担任する学級にいじめがあることは恥ずかしいことではありません。いじめを早期に発見できる目を持ち、担任が一人で抱え込むことなく、初期段階から組織的に対応をすることが大切です。

(エ) 組織的な対応

「いじめ防止対策推進法」には、各学校は「学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめに対して組織的に対応することが盛り込まれています。いじめが疑われる事案が認められた場合には、早急に管理職や学年主任等、他の教師と情報を共有し、役割を分担してチームとして対応に当たることが大切です。また、児童生徒との話合いや対応の内容を記録しておくことも必要です。

イ いじめの解決

いじめの事実を把握したら、担任はいじめられている児童生徒の支えになり、その児童生徒の長所や能力を認め、励まし、行動に自信をもたせることが大切です。また、日頃から他の教師と協力し、いじめを見て見ぬふりをしている児童生徒をなくすよう、学校全体に「正義」や「勇気」を尊重する雰囲気育てます。

さらに、いじめる側の児童生徒に対しては、まず本人たちの話を聴き、どんな気持ちか、自分のやっている行為が相手をどのくらい傷つけているか、どれだけ深刻な悩みを相手に与えているか、相手の身になって考えさせるとともに、いじめは絶対に許されない行為であることを徹底的に理解させることが大切です。犯

罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめは、学校として警察に相談・通報して対応していく必要があります。

また、適切に自己を表現し、正確に他者を理解できるよう、コミュニケーション能力を高める指導を充実させることも必要です。さらに、ますます見えにくくなっているネットいじめに関しても、インターネットの利便性や危険性について知識を深めさせるとともに、スマートフォンの使い方等、情報モラルについてしっかり教え、情報化の影の部分から自分を守る力を身に付けさせることが大切です。

2 夢を育む進路指導

(1) 進路指導とは

進路指導とは、生徒が自らの在り方や生き方を考え、自分を生かす進路選択ができるよう指導・援助することです。指導・援助では、ガイダンス機能の充実を図るとともに、日頃の学習指導、生徒指導、教育相談、進路相談等を通して、生徒一人一人の能力、適性、興味・関心、将来の希望などを把握し、生徒の可能性を最大限に伸ばさせるよう努めることが大切です。

(2) 進路指導の実際

中学校では、進路指導主事を中心とした校内の組織体制を整備し、進路指導にかかわる校内研修を行うなど、本来の進路指導の在り方を踏まえ、中高の交流や連携を図りながら、中学校3年間を見通して計画的、組織的、継続的に指導・援助することが必要です。そのためには、教職員の共通理解を図るとともに、各学級においては、生徒の実態に応じた具体的な指導計画を作成して実施していくことが大切です。

また、就職や進学に関する情報・資料の収集整備を行うとともに、進路に対する啓発的な経験を深め、生徒に自分の適性を考えさせる指導を充実させることも重要

です。その際、関係諸機関との緊密な連携も視野に入れる必要があります。

保護者に対しては、第1学年の段階から、生徒の将来の生き方について親子で考える啓発活動を継続的に進めることが大切です。

特に進路の選択・決定に果たす家庭の役割は大きいので、進路指導の方針やその進め方について保護者の理解と協力を得るよう努めなければなりません。

さらに、現在、県教育委員会では、高校生が主体的に進路選択できる力を身に付けさせるため、外部人材を活用したキャリア教育推進事業、男女が共に活躍するためのキャリア意識向上プロジェクトなどに取り組んでいます。

〈参考文献〉

- ・「平成30年度指導の重点・努力点」
- ・「平成30年度埼玉県教育行政重点施策」
- ・「埼玉県中学校進路指導・キャリア教育指導資料」埼玉県教育委員会

3 キャリア教育の推進

(1) キャリア教育のねらい

ア キャリア教育の定義

平成23年1月の中教審答申では、キャリア教育を「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」と定義しています。

また、ここでは「キャリア」とは「人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね」として捉えています。人は誕生から老年期に至るまで、その時々で立場や役割が与えられています。その役割は生涯という時間的な流れの中で変化しつつ、積み重なりつながっていくものです。このような自分の役割を果たして活動することを通して、他者や社会に関わることになり、その関わり方の違いが「自分らしい生き方」となっていくとされていま

す。

イ キャリア教育の意義

キャリア教育の意義やねらいは、児童生徒一人一人が将来、社会人・職業人として自立していくために必要な能力や態度を身に付けることであり、その身に付けた能力や態度を、自己の現在及び将来の選択や生き方にどのように生かしていくかの視点に立った指導・支援を行っていくことです。

進路指導の取組は、キャリア教育の中核をなすものですが、従来の「出口指導」や進学指導、就職指導に重点が置かれた「進路決定の指導」から、一人一人のキャリア発達を促す「発達の段階に応じた指導」の充実に変換していくことが、キャリア教育では強く求められています。

(2) キャリア教育の実際

キャリア教育の推進には、各学校で幅広い視点に立って、学校教育全体を総合的に見直し、小学校入学時から高等学校卒業時まで、学校を挙げて児童生徒一人一人を支援していく姿勢が求められています。

ア 一人一人のキャリア発達への支援

(7) 児童生徒のキャリア発達の的確な把握

児童生徒の発達の段階を踏まえるなど、適時性、系統性等に配慮しながら、どのような能力や態度が身に付いたかを活動の様子や成果等から捉えることが大切です。また、児童生徒自身が適切に自己評価しながら自己理解を深めていくよう支援することが重要です。

(4) キャリア・カウンセリングの機会の確保と質の向上

キャリア教育の取組においては、児童生徒一人一人の課題を適切に受け止め、よさを伸ばしていく姿勢をもち、キャリア・カウンセリングの機会の確保と質の向上に努め、児童生徒の意識の向上や変容を促し、意欲を喚起することが重要となります。

イ 「働くこと」への関心・意欲の高揚

と学習意欲の向上

(7) 職業や進路などキャリアに関する学習と教科・科目の学習との相互補完性の重視

特別活動や総合的な学習（探究）の時間などにおける職業・進路などキャリアに関する学習が、教科・科目の学習意欲の向上に結び付き、教科・科目の学習がキャリアに関する学習への関心・意欲につながるよう、配慮することが大切です。

(1) 進路への関心・意欲の高揚と学習の必要性・有用性の認識の向上

児童生徒が、なぜ学ばなくてはならないのか、今の学習が将来どのように役立つのかなどについて自覚することができるよう、日頃の学習における指導を工夫することが求められます。

ウ 職業人としての資質・能力を高める指導の充実

基礎的・基本的な知識や技能の定着を図るとともに、将来の職業生活を視野に入れ、児童生徒が情報活用能力や外国語の運用能力等、今後、社会や企業で一層必要となる能力を身に付けることができるよう指導の充実を図ることが大切です。

エ 自立意識の涵養と豊かな人間性の育成

(7) 働くことの意義についての総合的理解の促進

働くことには、生計の維持や自己実現の喜びだけでなく、一市民として社会に参画し、社会を支えるという意義があることを児童生徒に理解させ、将来、社会人・職業人として社会的役割を遂行していくことができるように支援することが求められています。

(1) 早期からの自立意識の涵養と豊かな人間性の育成

児童生徒が小学校段階から、発達の段階に応じ、社会の仕組みや自己と他者あるいは社会との関係を理解できるよう

にし、仕事に対する責任感や強い意志を涵養することが大切です。また、他者を思いやる心を培い、自分自身への自信や有用感をもつよう指導するとともに、勤労の尊さ、それぞれの仕事の社会的役割等の理解を深めていくことが大切です。

(3) キャリア教育推進のための具体的な方策

ア 「能力・態度」の育成を軸とした学習プログラムの開発

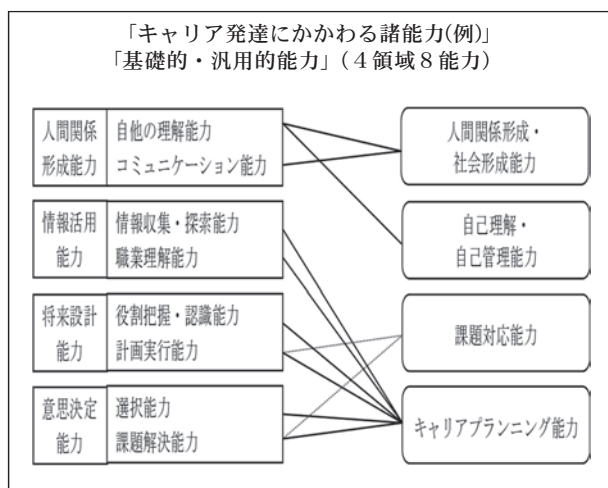
(7) 各発達の段階における「能力・態度」の目標設定

キャリア教育を進めるには、児童生徒の発達の段階や発達課題を踏まえるとともに、学校の教育計画を見通す中で、全体計画やそれを具体化した指導計画を作成することが大切です。各発達の段階における能力・態度の到達目標の設定を十分に行い、進路指導の取組の組織性や系統性を明確にしていくことが大切です。

(1) 「職業観・勤労観を育む学習プログラムの枠組み（例）」の活用

国立教育政策研究所生徒指導研究センターでは、「職業観・勤労観を育む学習プログラムの枠組み（例）」を開発し、職業的（進路）発達に関わる諸能力を、①人間関係形成能力②情報活用能力③将来設計能力④意思決定能力の四つの能力領域に大別し、小学校、中学校、高等学校のそれぞれの段階において身に付けることが期待される能力・態度を具体的に示しました。さらに、この「4領域8能力」を補強し、より一層現実に即して、社会的・職業的に自立するために必要な能力を育成するために「基礎的・汎用的能力」が示されました。（「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（平成23年1月）この「4領域8能力」と「基礎的・汎用的能力」の）共通する要素や差異を示すと下の図のようになります。

「4領域8能力」から「基礎的・汎用的能力」への転換に関しては、それぞれの学校・地域等の実情や、各校の児童生徒の実態を踏まえ、学校ごとに育成しようとする能力の目標を定めることを前提に、新たな枠組み等を作成して指導に役立てていくことが大切です。



イ 教育課程への位置付けの工夫

キャリア教育は、関連する様々な取組が各学校の教育課程に適切に位置付けられ、計画的・系統的に展開されることが大切です。従来の進路指導の各取組を体系化し、計画的、組織的に実施し、調査・体験的活動等の場や機会の拡充に取り組みとともに、各教科等の学習との関連を明確にしていくことが求められます。

キャリア教育を効果的に展開していくためには、特別活動の学級活動を要としながら、総合的な学習（探究）の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていく取組が重要になります。

(4) ガイダンスの機能の充実とキャリア・カウンセリングの充実

児童生徒一人一人が、自己の可能性や適性についての自覚を深め、自らの意志と責任で進路を選択できるようにするためには、きめ細かな指導・支援を適切に実施することが必要です。そのためには、

学校の教育活動全体を通じ、ガイダンス機能の充実を図るとともに、教師一人一人が、キャリア教育の本質的理解と認識を確立し、児童生徒や保護者とのコミュニケーションのスキルを高めるなど、カウンセリングの基礎的な能力・態度・技能を習得することが求められています。

ア キャリア・カウンセリング

児童生徒のキャリア発達は、自己の新たな可能性の発見、自己理解の深化など内面の成長に深く関わっています。そこで、教師一人一人が児童生徒の課題をしっかりと受け止めながら、それぞれのよいところを伸ばしていく姿勢をもつことが大切です。また、適性と進路や職業・職種との適合を主眼とした面談や進路相談の充実により、児童生徒の意識や姿勢の転換を図ることが必要です。

キャリア・カウンセリングは、児童生徒一人一人の生き方や進路に関する悩み、迷いなどを受け止め、自己の可能性や適性についての自覚を深めるとともに、適切な情報に基づく自らの意志と責任により進路を選択することができるよう指導・支援を行うことが重要です。

イ 教師一人一人の資質向上

キャリア教育を推進するためには、教師の資質や専門性の向上が極めて重要です。そのためには、全ての教師がキャリア教育についての理解を共有するとともに、基本的なキャリア・カウンセリングの手法を身に付けることが望まれます。

〈参考文献〉

- ・『キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書～児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てるために～』平成16年1月28日
- ・「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」中央教育審議会平成23年1月31日
- ・「中学校キャリア教育の手引き」文部科学省 平成23年1月
- ・「小学校キャリア教育の手引き〈改訂版〉」文部科学省 平成23年5月

- ・「高等学校キャリア教育の手引き」
文部科学省 平成 23 年 11 月
- ・埼玉県中学校進路指導・キャリア教育指導
資料—自分を生かす進路選択—（埼玉県）
平成 28 年 3 月

4 主権者教育の推進

(1) 主権者教育のねらい

平成 27 年 6 月に成立した公職選挙法等の一部改正により、平成 28 年 6 月 19 日以降の選挙において、選挙権を与えられる年齢が満 18 歳以上に引き下げられました。これにより、高等学校では、学級内で選挙権をもつ生徒ともたない生徒が混在し、前者の生徒が選挙権を行使することになりました。

また、教育基本法第 14 条では「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」とされており、選挙権年齢引き下げと併せて、学校での主権者教育の重要性が高まっています。

近年、投票率の低下、とりわけ若年層の低投票率が問題視されています。目まぐるしく変化を遂げている現代の社会、そして未来において、数々の課題に対処し、適切な選択を行うためには、高い資質をもった主権者、すなわち、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者の育成が求められます。そのためには知識習得だけでなく、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせる教育が必要であり、これが主権者教育のねらいです。

(2) 主権者教育の実際

主権者教育を実施するに当たり、留意点が 4 点あります。

1 点目は、主権者教育とは前述のとおり、国や社会の諸問題について自ら考え、判断し、行動する能力を育むものです。したがって、一方的な知識伝達に終わらない、児童生徒が能動的に参加する学習

を取り入れることも重要です。自ら考え、自らの言葉で表現することにより、主体的な力が身に付くのです。

2 点目は、主権者教育とは模擬選挙などにより選挙行動を教えるだけのものではないということです。政治に参加する第一歩は選挙に行き、投票することですが、関連する知識・情報を収集し、それらを検討・考察して的確に判断する能力を育むことが目的です。政治的リテラシーを養うとともに、社会参加を通して意識を高めることも必要です。したがって、単発的に行うのではなく、年間計画を立て、日頃の教育活動の中に位置付けることが大切です。

3 点目は、指導者となる教師が、公職選挙法などの関連法規について理解を深めておく必要があります。例えば、

- ・選挙期間とは？
- ・選挙期間内で違法になる指導の例とは？
- ・18 歳未満と 18 歳以上では政治活動にどのような違いが生まれるのか？

など、指導する教師が身に付けておくべき知識もあり、十分に熟知しておく必要があります。こうした知識を、小・中学校段階から少しずつでも児童生徒に理解させる取組も必要になります。

4 点目は、政治的に対立する見解がある場合には、それぞれの情報を示し、対立する双方の見解を示すことが必要です。複数の見解を示し、児童生徒に思考・判断させることが、主権者としての資質向上につながります。教師には中立かつ公正な立場で指導することが求められています。

主権者教育は、各学校で状況に合わせて計画・実施していくものです。こうしたねらいや留意点を踏まえて、主権者教育に取り組んでください。

<参考文献>

- ・「常時啓発事業のあり方等研究会」最終報告書（総務省 平成 23 年 12 月）

- ・『私たちが拓く日本の未来』活用のための指導資料(総務省・文部科学省)
- ・「主権者教育の推進に関する検討チーム」最終まとめ(文部科学省 平成 28 年 6 月)

5 学校における防災教育

(1) 防災教育の推進体制

東日本大震災では、学校施設の地域に果たす役割が注目されました。

県内でも、竜巻や大雪、台風や豪雨に伴う土砂災害等、様々な自然災害への対応を、学校も含めた地域社会全体で迫られることが多くなってきました。

このことから、防災教育を効果的で円滑に推進するためには、校内体制や学校・家庭・地域・関係機関の連携体制を整える等、児童生徒の実態や地域の特性に応じて、計画的、組織的に行うことが必要です。

(2) 防災教育に関する指導の在り方

ア 防災教育のねらい

防災教育は、安全教育の一環として実施されるもので、児童生徒に実践的な「防災対応能力」の基礎を培うことを目的としています。また、「生きる力」を育むことと密接に関連していることから、各学校においては、教育活動全体を通じて、体系的、計画的に防災教育を展開する必要があります。

- (ア) 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。
- (イ) 地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。
- (ウ) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

〈参考文献〉

- ・「生きる力」を育む防災教育の展開(文部科学省)

イ 防災教育の重点

平成 29 年 3 月に告示された学習指導要領の各教科等の目標や内容などには、防災教育に関わるものが多く含まれています。各学校では、防災教育のねらいや重点等を明確にし、それらを学校の教育課程に位置付け、教育活動全体を通じて、体系的、計画的に指導することが必要です。

また、防災教育を行うに当たり、災害から自らの生命を守るために必要な態度を身に付け(自助)、助け合いやボランティアの精神を育み(共助)、人間としての在り方や生き方を学ぶ防災教育を展開する必要があります。

【小学校】

低学年では、教職員や保護者等近くの大人の指示に従うなど適切な行動ができるようにする。

中学年では、災害の時に起こる様々な危険について知り、自ら安全な行動ができるようにする。

高学年では、日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、自分の安全だけでなく、他の人々の安全にも配慮ができるようにする。

【中学校】

地域の過去の災害や他の地域の災害例から危険を理解し、災害への日常の備えや的確な避難行動ができるようにする。また、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めるようにする。

【高等学校】

自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献しようとする態度等を身に付ける。また、社会における自らの役割を自覚し、地域

の防災活動や災害時のボランティア活動にも積極的に参加できるようにする。

【特別支援学校】

障害のある児童生徒等については、障害の状態、発達の段階、特性等及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

〈参考文献〉

- ・「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」（文部科学省）

ウ 防災教育の具体的な進め方

計画的に防災教育を進めるため、家庭や地域が主体となる地域の防災活動の展開なども十分考慮して、効果的かつ継続的に行う必要があります。

(7) 防災教育の指導内容の整理と指導計画の作成

学習指導要領、教科書等に示している災害安全の内容や災害時に役立つ内容などに分けて、各教科、道徳科、特別活動等学校教育活動全体における防災教育の指導内容等を整理し、「学校安全計画」の中に位置づけることが大切です。

(1) 指導資料、視聴覚教材等の活用

児童生徒等が興味・関心をもって積極的に学習に取り組めるよう、文部科学省、気象庁、埼玉県教育委員会で作成した指導資料や視聴覚教材等を活用することも有効です。

(2) 地域ぐるみの防災教育の推進

地域ぐるみの行事への児童生徒の参加などを通じて、日頃から「開かれた学校づくり」に努め、非常時も地域との絆が生かされるような基礎づくりを進めることが大切です。

また、日頃から消防署や関係機関との密接な連携を図り、避難訓練の実施等、学校、家庭、地域ぐるみの防災教育の内容や進め方については、計画の作成及び実践が円滑に行われるようにします。

(3) 教職員研修の実施

教職員の防災に関する意識を高揚させ、防災教育に関する指導力の向上を図るため、教職員・児童生徒の安全確保と安否確認の方法、児童生徒の引き渡しの方法や避難所の開設支援等についての研修を計画し、実施することが大切です。

(4) 防災教育改善のための評価

指導計画（目標、指導内容、指導時間数）、指導方法、指導の成果及び家庭、地域社会との連携などについて評価し、改善しながら指導を進めていくことが重要です。その際、地域の実態等に応じた学校の防災教育を進めるため、第2次学校安全の推進に関する計画（文部科学省）や埼玉県地域防災計画との関連に十分配慮することが大切です。



埼玉県マスコット「コバトン」

IV 児童生徒を生かす学級（ホームルーム）経営

1 学級（ホームルーム）経営のねらい

（※以下、「学級」のみの表記とする。）

学級は、一人一人の児童生徒が教師や友達との「出会い」「ふれあい」「学び合い」を通して成長していく場であり、そのような場づくりが学級経営の大きなねらいです。したがって、児童生徒一人一人が十分に能力を発揮できるよう、よりよい学級の雰囲気づくりをすることが、学級経営には大切です。

2 学級経営の内容

学級経営のねらいを達成するためには、学級経営の内容を知っておく必要があります。

それを大別すると、次のようになります。

- (1) 学級目標の設定と管理に関すること
- (2) 教科指導に関すること
- (3) 道徳科、外国語活動・外国語、総合的な学習の時間及び特別活動などの指導に関すること
- (4) 生徒指導に関すること
- (5) 進路指導・キャリア教育に関すること
- (6) 教室環境の整備に関すること
- (7) 学級の望ましい人間関係の育成、個別指導及び教育相談に関すること
- (8) 家庭との連絡及び連携に関すること
- (9) 学級事務に関すること

学校の教育目標は、関係する法令などを踏まえ、児童生徒や地域の実態をよく見極め、学校の全教職員の共通理解のもと、校長が定めるものです。また、「本年度の方針と重点」や「目指す学校像・自校の存在意義・地域等から求められる使命」などという形で、具体的な目標まで定められるのが一般的です。それらの目標や使命を具現化する場が学級であり、その内容をしっかりと把握して実践することと、評価・改善を適宜行うことが重要になります。

3 学級経営の方法

学級経営は、思いつきで行うものではありません。学校の教育目標を念頭において、学級担任の考え方、児童生徒の思いや願いなどを踏まえて、計画的に行われる必要があります。その計画案に当たるものが、「学級経営案」と言われるものです。

(1) 学級経営案の作成

学級経営案は、学級担任が作成するものです。その形式は、通常、学校の特色などを生かして、各学校で定めています。また、学級経営案には、「学級独自」の部分と「他学級と共通」の部分とがあり、記載内容については、学級間で調整して作成することが必要です。そのため、他の学級担任とも連絡・調整を密にし、よりよい学級経営案を作成していくことが大切です。これにより、風通しのよい学級経営を行うことができます。

学級経営案の作成に必要と思われる内容は、概ね次のとおりです。

ア 目標

学校教育目標、学年目標、学級目標

イ 学級の実態

在籍数、要保護・準要保護児童生徒数、学級内の人間関係に関する課題など

ウ 努力点

本年度の学校、学年及び学級の努力点

エ 学級の組織

委員や係の置き方、当番活動、班活動・係活動の仕方など

オ 学習指導

教科、道徳科、外国語活動・外国語、総合的な学習の時間及び特別活動、学校・学年・学級行事などに関すること

カ 生徒指導

基本方針、努力事項、具体的事項など

キ 教室経営

清掃分担、掲示計画、保健衛生に関することなど

ク 学級の事務

年間を見通した事務計画、経理に関することなど

ケ 家庭との連携

学級通信、家庭訪問、家庭との連絡の仕方など

コ 評価項目

学級経営の評価項目

(2) 学級経営の実際

学級経営をより望ましいものとするため、最も大切なのは学級担任と児童生徒が心を通い合わせることです。そのためには、学年主任や他の学級、学年の教員、管理職などと情報交換したり、指導方法

について相談をしたり、一人一人の児童生徒を多面的、多角的に理解するよう努め、一人一人のよさを認め、励ますことです。そして、学級担任は児童生徒との信頼関係を深めながら、よい学級をつくりたいこうとする気持ちや態度を育てることが大切です。

次に、学級経営の内容に即して、要点を述べることにします。

ア 学級目標の設定と管理

学校の教育目標を念頭におき、児童生徒と理想の学級を構想し、それに合った目標を決めます。日々の活動を通して共に実現を目指してこそ、よい学級が出来ます。よい目標を設定するためには、学級の児童生徒とよく話し合い、教師の強制にならない配慮が大切です。

イ 教科指導

児童生徒一人一人の能力を最大限に伸ばせるように、児童生徒の実態や欲求等に留意し、児童生徒が生き生きとした活動ができるような教材研究を行うことが大切です。

ウ 生徒指導

全ての児童生徒が、明るく楽しく、しかも充実した学校生活を送れるように指導し、援助することが大切です。学校生活の基盤は学級にあるので、その指導の中心は学級担任になります。

エ 教室環境の整備

快適な環境で、児童生徒の生活を包み込むような配慮が必要です。「人が環境をつくり環境が人を育てる」と言われますが、児童生徒にとっても快適な環境が大切です。人的にも物的にも最善の配慮をしなければなりません。教室環境は、学級担任と児童生徒が「協働して」つくりあげるものです。掲示物一つをとっても、心地よさを人の心と与えることができます。（※〔よりよい教室環境のための資料〕参照）

オ 個を大切にす指導

学級という集団は、一つのかたまりに見えますが、一人一人の個性をもった児童生徒で構成されていることを忘れてはなりません。児童生徒の生活全般を通して、一人一人の児童生徒をよく見つめ、望ましい方向に伸びるように導くことが、個を大切にす指導と言えるのです。

カ 家庭との連携

極めて大切なことなので慎重な取組

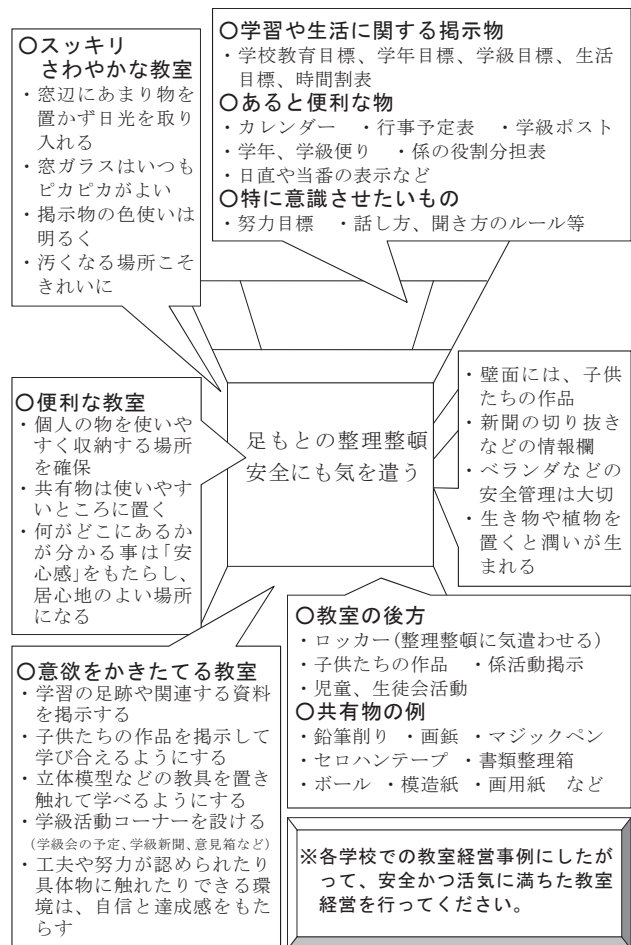
が必要です。教師からの一方的な関係にならないよう配慮することが大切です。相手の立場に立ってみたり考えたりして、相互に理解し合える関係づくりに努めましょう。

キ 教職員人事評価制度との関連

学級経営案に定めた評価項目により、学級経営を自己評価するのは重要なことであり、教職員人事評価制度はその機会の一つです。

本制度の目的は、教職員の資質・能力の向上を図り、学校全体を活性化させ、教育力を高めることにあります。このことから、組織の一員として学校全体や学年・分掌などの目標と連鎖させて個人の目標を設定し、自己評価を活用して、取組を充実させていくことが大切です。

〔よりよい教室環境のための資料〕



※掲示物については、特別支援教育の視点から、集中を妨げないよう、落ち着いた教室環境をつくる必要があります。

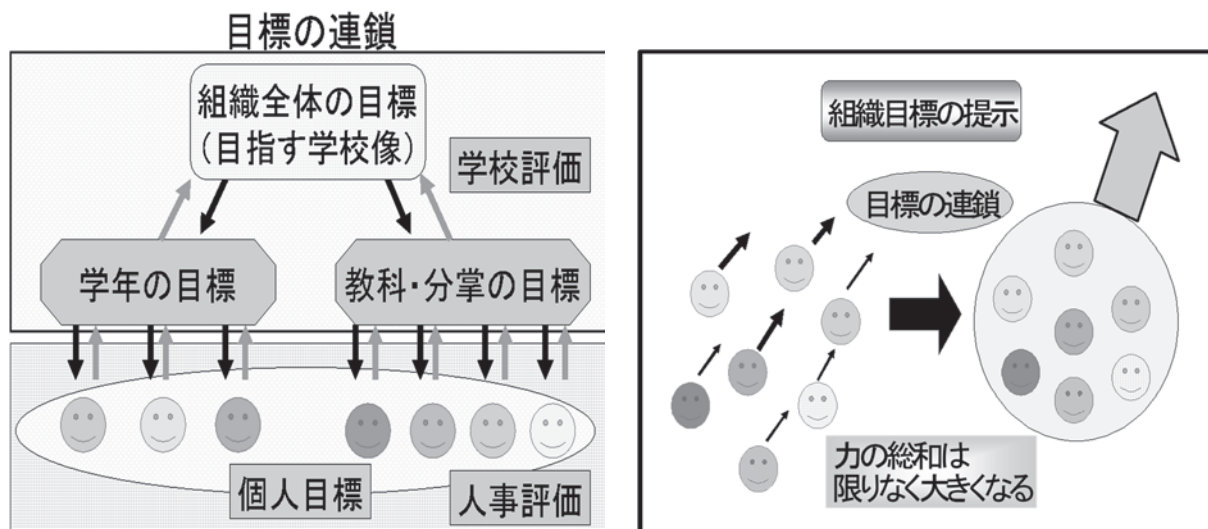
(参考)

学校運営と学校自己評価、教職員人事評価

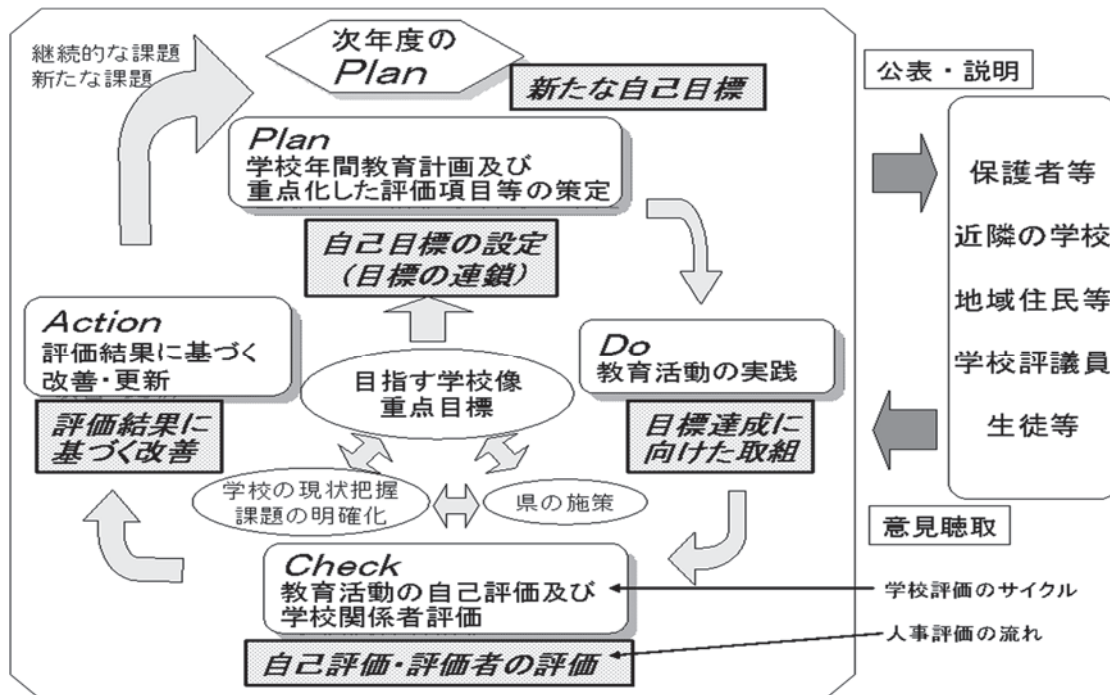
各学校は、学校の特色や児童生徒、地域及び保護者からの意見や期待等を踏まえて、学校全体の長期的な目標である「目指す学校像」、中期的な「重点目標」、年度目標である「評価項目」を「学校自己評価システムシート」上に設定し、共通理解を深め、実現に向けて組織的な取組を進めます。

各学年・各分掌は学校全体の目標を実現するために何を行うか目標を設定し、個人は各学年や各分掌の目標を実現するために目標を設定します。個人の目標が達成されることにより学年や分掌の目標が達成され、ひいては学校全体の目標が達成されるのです。

※市町村立学校においては、それぞれの教育委員会の規程により学校自己評価に取り組んでいますので、御確認ください。



<学校自己評価システムと人事評価の関係>



「教職員評価システムの手引き (改訂版) 平成 28 年 7 月」より

4 学級経営と保護者との連携の在り方

各学校では、地域や学校等の実態を踏まえて教育目標を設定しています。教育目標の実現に当たっては、地域や家庭の協力を得て、信頼関係を保ち、連携を図りながら具体的な教育活動を推進することが重要です。とりわけ、担任はその接点として、直接的な役割を担っていることを理解する必要があります。

(1) 保護者会の意義と担任の役割

ア 保護者会の意義

保護者会は、保護者にとって、児童生徒の学校での様子や実態を知るよい機会です。保護者が知りたい情報をよく吟味し、整理して分かりやすく伝えるようにしましょう。

保護者会は、担任にとって、保護者の願いや、家庭・地域での児童生徒の様子や悩み等を聞き取る場であり、担任の願いや方針に対しての協力を得る場でもあります。保護者からの話は遠慮がちで間接的であることも多いので、相手の様子や言葉から真意をくみ取れるよう十分に耳を傾けることが大切です。このような機会を通して、保護者との間で、児童生徒に対する指導の在り方について共通理解を深めることが大切です。

イ 担任の役割

会議の進め方は、担任の一方的な説明に終始しないよう、工夫が必要です。話し合う内容をあらかじめ保護者に知らせておくと、意見や悩み等が出しやすくなるものです。また、雰囲気や和らげ、保護者同士のつながりがもてるよう、自己紹介や座席、名札の工夫をしたり、司会・記録等を依頼したりしておくなどの配慮も必要です。

(2) 家庭への連絡と電話の配慮事項

ア 家庭との連携

家庭との連携方法の一つに、学級通信等の発行があります。担任の考えや願い、学級での出来事や問題点等を定期的に載せ、理解と協力を得る方法で、意図的、計画的、継続的に進めていくことが大切です。学級通信等を発行する際は、事前に校長、教頭、学年主任などから指導を受けておくことも大切です。

イ 個々の家庭との連携

児童生徒が早退する場合や事故等の問題が生じたときは、個々の家庭との連携を取る必要があります。連絡方法は、連絡帳、手紙、家庭訪問、電話等が考えられます。

そのときの内容や家庭の状況、児童生徒の実態等を考慮し、適切な方法を選ぶようにします。

特に、電話での連絡は、明瞭で端的に話し、誤解が生じないようにし、電話終了後は、内容をメモしておくなど、記録を残すことも大切です。

(3) 苦情や要求等への対応

ア 相手の立場に立って聴くこと

何らかの苦情や要求を訴えに来校する保護者は、怒りや不満、不信感をもっているため、感情が高ぶっていることがあります。

相手の苦情を聴く際の基本姿勢は、「事柄を聞くだけでなく、怒りや焦り等の感情を受け止めながら聴く」ということが大切です。苦情を相手の立場に立って聴くと、聴く側の動揺も軽減され、これにより、保護者が安心し、冷静に話し合いができるような信頼関係をつくり出すことにもつながります。「子供たちのために、今できる具体的なことを、一緒に考えていきましょう」という連帯感を生み出すことも重要です。

イ 正確な事実の把握と記録

苦情や要求の記録を怠ると、事実関係が曖昧になったり、主観が混じったりして、対応の判断を誤る可能性があります。話を聞く中で、複雑で分かりにくい内容であれば確認し、正確な記録を残すことで、それが確かな情報として校内で共有され、適切な対応につながります。

ウ 言い訳や安易な回答の忌避

苦情や要求に対して、その場しのぎの回答や不用意な発言をしたり、連絡せず放置するなどして、その後の対応を難しくしたり、長期化させたりすることがあります。対応が困難だと判断したら、要望や趣旨を傾聴・整理・記録・確認し、学校として検討する旨を伝えることで、初期対応の失敗を避けることができます。

エ 迅速な情報伝達と組織的な対応

苦情や要求を受けた場合は、校内で情報の共有化が図られるように動き、管理職の判断と指示の下、迅速な対応をすることが重要です。特に、緊急性が高い場合は、管理職の素早い判断と行動が求められるため、対応窓口を一本化するなどして、情報が円滑に届くようにすることが大切です。組織的な対応を進めていくことが保護者との信頼関係にもつながります。

(参考)

信頼の基盤を築く教師のマナーと応対

1 心のこもった挨拶

挨拶は、対人関係を円滑にする行為です。また、相手もつあなたの第一印象を左右する要因の1つにもなります。さらに、挨拶に、心がこもっていれば、初対面である人との距離が近づいたり、会話のきっかけをうまくつかむことができたりします。次の【ポイント】を振り返るとともに留意して、心のこもった挨拶を励行しましょう。

【ポイント】

- ①相手よりも先に挨拶しましょう。
- ②明るくさわやかに挨拶しましょう。
- ③TPOをわきまえたタイミング、声の調子、表情で挨拶しましょう。
- ④相手の目を見て、軽く会釈して挨拶しましょう。

2 好ましい印象を与える身だしなみと態度

身だしなみや態度は、挨拶同様、あなたの第一印象を決定する要因の1つとなります。次の【ポイント】を参考にして、相手から好感をもたれる身だしなみや態度を心掛けましょう。

【ポイント】

- ①清潔感のある服装、髪形などを心掛けましょう。
- ②誠実な態度で応対しましょう。
- ③相手の来校目的や話の内容を正しく理解することに努め、落ち着いて応対しましょう。
- ④相手の風ぼう、言葉づかい、態度などで先入観をもたず、冷静な応対に努めましょう。
- ⑤自分では対応しきれない内容（苦情等）の場合には、速やかに管理職、主幹教諭、学年主任、担当者等に取りつぎましょう。

3 上手な話し方と聞き方

意思疎通をよりよく、効果的にする話し方と聞き方について、次の2つの【ポイント】を心掛けましょう。

【上手な話し方のポイント】

- ①曖昧な表現は避けましょう。
例：結構です、いいです 等
- ②流行語、外国語、専門用語等を頻繁に用いず、分かりやすい表現を使いましょう。
- ③そっけない言葉、否定形の言葉、雑な言い方等に留意して、失礼にならない表現を使いましょう。
例：そこから入らないでください
→入口はあちらです
例：これに書いて…
→こちらに記入して… 等

【上手な聞き方のポイント】

- ①誠心誠意、相手の話に心を傾けて“聴く”ようにしましょう。
- ②タイミングよく、相手の話にうなずくなどしましょう。
- ③曖昧な点や不明な点はよく確かめましょう。
- ④相手の話を途中で遮らずに、最後まで聞きましょう。

4 正しい敬語

謙譲語、尊敬語、丁寧語を正しく用いて、来校者へ適切に応対しましょう。

◎正しい敬語の例

- ①誤ご持参の上→正お持ちになって
- ②誤〇〇教頭が→正教頭の〇〇が
- ③誤申されたが→正おっしゃった
- ④いいですか→
(丁寧)よろしいでしょうか
- ⑤ちょっと待ってください→
(丁寧)少々お待ちください

6 要望・相談・苦情等への対応

学校への要望・相談・苦情等は、学校への期待と受け止め、適切に、かつ迅速に対応することが肝要です。

こうした要望等への対応は、その後の学校としての組織的な対応の重要な基礎となります。《電話の場合》と《来校の場合》の適切な対応の手順を身に付けましょう。

《電話の場合》

「5 正しい電話の対応◎受け方」に沿って、特に次の点に留意して対応しましょう。

- ①相手の氏名等を確認しましょう。匿名者については、無理に聞き出さないようにしましょう。
- ②用件を聞き取り、その要点を正確に書き留めましょう。
- ③自分で応答できない場合には、用件の担当者等に電話を取りつぎましょう。応答できる者が不在の場合には、折り返し電話をするなどの対応にしましょう。なお、これらの対応は、相手の意向をよく確認した上、それに沿った対応にしましょう。
- ④自分が対応した場合には、電話の用件を管理職及び担当者等に正確に報告しましょう。特に、相手の意向に回答を求めることやその期限がある場合には、漏れなく報告しましょう。
- ⑤電話を切る際は、「ご心配（ご迷惑）をおかけして申し訳ありませんでした」「ご連絡ありがとうございます」などと言い添えましょう。

《来校の場合》

- ①相手の氏名等を確認しましょう。失礼のないよう、丁寧に対応しますが、不審な面がないか確認しましょう。
- ②その場で待っていただき、管理職及び担当者等に連絡し、指示を仰ぎましょう。管理職及び担当者等が不在の場合には、学年主任や先輩の教師等に連絡し、指示

を仰ぎましょう。やむを得ず、自分が対応せざるを得ない場合には、一人で対応せず、同僚に依頼して、複数で対応しましょう。

- ③会議室、相談室等の指示のあった場所に来校者を案内しましょう。

- ④対応の際は、次の点に留意しましょう。

- ・直ちに説明、主張をするのではなく、相手の話を傾聴する姿勢で来校者の話を聞き取りましょう。
- ・来校者の要望等を記録し確認しましょう。
- ・要望等に対する個人的な意見や即答、約束はしないようにしましょう。
- ・対応の時間は、常識的な範囲で設定しましょう。
- ・相手が帰る際は、「ご心配（ご迷惑）をおかけして申し訳ありませんでした」「ご来校いただき、ありがとうございます」などの詫びや礼を言い添えましょう。なお、回答を求められる内容の場合には、「本日の内容を一旦お預かりして、管理職（担当）から改めてご連絡します」などとさらに言い添えましょう。
- ・対応した内容を可能な限り速やかに管理職及び担当者へ報告しましょう。特に、来校者の意向に回答を求めることやその期限がある場合には、漏らさず報告しましょう。



埼玉県マスコット
「コバトン」

V 特別支援教育

1 特別支援教育の理念と基本的な考え方

(1) 特別支援教育への転換

平成18年6月、学校教育法等の一部改正が行われ、平成19年4月1日から施行されました。これまでの「特殊教育」（障害の種類や程度等に応じ特別の場で指導を行う）から「特別支援教育」（一人一人の教育的ニーズに応じて、適切な教育的支援を行う）への転換が、法的に位置付けられました。

また、平成18年12月には、教育基本法が改正され、その第4条（教育の機会均等）に、「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。」という条文が加えられました。これにより、全ての学校が「特別支援教育」の理念を十分に理解し、実践していくことが求められます。

以下に、特別支援教育の概要と法改正の内容等を説明します。

(2) 特別支援教育とは

これまで、障害のある児童生徒に対する教育は、その障害の種別や程度等に応じて「特別の場」（盲・ろう・養護学校、特殊学級、通級指導教室）で指導を行う「特殊教育」とされてきました。平成17年12月、中教審から「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」という答申が出されました。ここでは、平成15年3月「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」を踏まえ、「特別支援教育」の理念を次のように定義しています。

「特別支援教育とは、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、これまで特殊教育の対象となっていた幼児児童生徒に加え、小・中学校において通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒に対しても適切な指導及び支援を行うものである。」

(3) 学校教育法の一部改正

改正のポイントは以下のとおりです。

ア 特別支援学校・特別支援学級

従来の盲・ろう・養護学校が、複数の障害種に対応した教育ができる「特別支援学校」となりました。また、従来の「特殊学級」の名称が「特別支援学級」に変更されました。

イ 特別支援学校の「センター的機能」

特別支援学校においては、在籍する児童生徒に対する教育を行う他、要請に応じて小・中学校等に在籍する障害のある児童生徒の教育に関して必要な助言又は援助を行うことが規定されました。特別支援学校には、その専門性を生かしながら地域の幼稚園、小・中学校、高等学校等を積極的に支援していくことが法的に定められました。

ウ 幼稚園、小・中学校、高等学校等における特別支援教育

学校教育法第81条第1項において「幼稚園、小学校、中学校、高等学校・・・においては、・・・教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、・・・障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。」と規定されました。これまでは、障害のある幼児児童生徒の教育は、特別支援学校や特別支援学級などで行うものとされてきました。しかし、これからは、すべての学校が、障害のある幼児児童生徒の教育に関わっていかなければならない、ということが法的に位置付けられたのです。

(4) その他の関連法令の改正

学校教育法の改正に先立ち、学校教育法施行規則の一部が改正され、平成18年4月から施行されています。この改正により、通級による指導の対象として、新たに「学習障害者」と「注意欠陥多動性障害者」が加わりました。また、「自閉症者」は、「情緒障害者」から独立して別に規定されました。

(5) 全ての学校で特別支援教育の推進を

平成19年4月1日付「19文科初第125号特別支援教育の推進について（通知）」において、特別支援教育の理念、校

長の責務、特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組等が示されました。各学校においては、在籍する児童生徒の実態の把握に努め、特別な支援を必要とする児童生徒の存在や状態を確かめることが不可欠です。そして、学習面、生活面などで何らかの困難さを抱えている児童生徒については、どのような支援や配慮が必要なかを担任だけで抱え込むのではなく、校内委員会などで、組織的に検討し、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成して、丁寧に対応していくことが重要です。クラスの中で「困った子」「手のかかる子」「指導のしにくい子」と捉えるのではなく、その児童生徒自身が「困っている」「何らかの支援や配慮を必要としている」という視点で児童生徒に臨むことが特別支援教育のスタートです。

2 児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導

(1) 教育的ニーズの把握

教員は、児童生徒が示している行動の意図や意味を探り、共感しながら支援をしていく必要があります。その際に、運動、社会性、言語、知識などの発達の側面から遅れのあるところだけに焦点を当てるのではなく、本人が得意なことや好きなことにも着目します。そこから有効な支援の手立てが見つかります。いろいろな側面から児童生徒の実態を捉え、支援していくことが大切なのです。

児童生徒一人一人に適切な教育的支援をしていく上で大切なことは、まずは、児童生徒の出しているサインやつまずきに気付くことです。そして、「どのような場面で」「いつ」「どこで」「どんな問題が」起こるのかを分析し、学習や生活場面等で見られる児童生徒のつまずきや困難さなどの様子を正確に把握することです。サインやつまずきを見逃してしまったために、問題となる行動等につながることもあります。

学級担任として、教科担任として、児童生徒の困っている状況をいち早くキャッチし、一人一人の教育的ニーズに応じた支援をしていくことが重要です。

(2) 学校全体で児童生徒を支援

通常学級に在籍する発達障害を含めた教育的支援を必要とする児童生徒に適切な支援を行うには、担任一人で関わるのではなく、学校全体で支援していく体制が必要です。そのために、本県ではすべての公立の幼稚園、小・中学校、高等学校において、校内委員会が設置され、特別支援教育コーディネーターが指名されています。

「小・中学校におけるLD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」（平成16年：文部科学省）では、校内委員会の役割について次のように示しています。

- 学習面や行動面で特別な教育的支援が必要な児童生徒に早期に気付く。
- 特別な教育的支援が必要な児童生徒の実態把握を行い、学級担任の指導への支援方策を具体化する。
- 保護者や関係機関と連携して、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する個別の教育支援計画を作成する。
- 校内の関係者と連携して、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する個別の指導計画を作成する。
- 特別な教育的支援が必要な児童生徒への指導とその保護者との連携について、全教職員の共通理解を図る。また、そのための校内研修を推進する。
- 専門家チームに判断を求めるかどうかを検討する。なお、LD、ADHD、高機能自閉症の判断を教員が行うものではないことに十分注意すること。

また、特別支援教育コーディネーターの役割については「学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役」と示されています。

担任一人で悩まず、学校全体で児童生徒を理解し、支援していくことが大切です。

(3) 個別の指導計画等の作成と活用

障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行い、社会で自立できる自信と力を育む教育を充実するためには、一人一人の教育的ニーズに応じた計画の作成が大切です。本人や保護者の願い、障害の状態等を踏まえて作成することが求

められます。

ア 個別の指導計画

一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、学校で適切な教育的支援を行っていくために、個々の児童生徒について「個別の指導計画」を作成します。

個別の指導計画は、学習指導要領の改訂に伴い、これまでの特別支援学校に加えて特別支援学級及び通級指導教室に在籍する児童生徒全員についても作成することが義務付けられ、通常の学級においても対象となる児童生徒については、作成するよう努めることとされています。

個別の指導計画の作成に当たっては、児童生徒の実態を的確に把握し、それに基づき指導目標を設定し、それらを達成するために必要な指導内容を取り上げます。指導内容を具体的に設定する際に、児童生徒の興味に基づき、意欲を高め、発達の進んでいる側面を更に伸ばせる指導内容などを取り上げるようにします。また、学習状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に活かすことが大切です。

イ 個別の教育支援計画

障害のある児童生徒の教育は、学校内での指導・支援のみで完結するものではありません。そこで、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育支援を、教育のみならず、福祉・医療・就労等が連携して行うために、「個別の教育支援計画」を作成し、実施・評価・見直しをすることが重要です。

個別の教育支援計画は、学習指導要領の改訂に伴い、これまでの特別支援学校に加えて特別支援学級及び通級指導教室に在籍する児童生徒全員についても作成することが義務付けられ、通常の学級においても対象となる児童生徒については、作成するよう努めることとされています。

障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズを専門家や保護者の意見を基に正確に把握し、自立や社会参加を支援するための計画となるように、各学校が組織として取り組み、作成・活用していくことが必要です。

ウ 教育支援プランA・B

本県では、支援の必要な児童生徒について、個別の教育支援計画の中に個別の指導計画の機能を取り込んだ「教育支援プラン

A・B」を作成しています。教育支援プランは総論・各論的又は長期・短期的な観点からの総合的な教育計画となっています。

「個別の教育支援計画」は、児童生徒の障害の状況を書き連ねたものであってはなりません。一人一人の現実を踏まえながらも長期的な展望に立った実践可能な計画であることが重要です。また、平成28年度からは障害者差別解消法の施行に伴い、新たに「合理的配慮の実施内容」の記入欄が設けられました。

なお、本県では作成した「教育支援プランA・B」の写しを保護者に提供することとしています。

3 インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進

(1) インクルーシブ教育システム

現在、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システム（inclusive education system）の構築が進められています。インクルーシブ教育システムでは、障害のある者が「general education system」（教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされています。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要です。

平成28年4月から障害者差別解消法が施行され、地方公共団体においては、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が義務付けられました。国では民間事業者向けの対応指針を策定し、合理的配慮等の具体例を示しています。こうした内容を踏まえ、本県においても職員向けの対応要領が策定されて

います。

(2) 支援籍学習

支援籍とは、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒と一緒に学ぶ機会の拡大を図るとともに、障害のある児童生徒に対するより適切な教育的支援を行うため、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき、必要な支援を在籍する学校又は学級以外で行うための仕組みです。（※埼玉県では、ノーマライゼーションの理念に基づく教育推進の中心的仕組みとして、平成16年から実施されてきました。）

障害のない児童生徒にとっては、小・中学校の通常の学級に支援籍を置く障害のある児童生徒と一緒に学ぶことにより「心のバリアフリー」を育むことができます。また、障害のある児童生徒にとっては、在籍校(学級)以外の学校(学級)において学ぶことにより、「社会で自立できる自信」を育むことができます。さらに、特別支援学校に在籍する児童生徒にとっては、小・中学校の通常の学級に支援籍を置くことにより、地域との関係を深めることができます。

支援籍学習を実施した特別支援学校に在籍する児童生徒の保護者からは「支援籍学習を始めて、地域の人が声をかけてくれることが多くなり、地域の子ども会などの活動にも誘われるようになった。地域との接点が増えてたいへんうれしい。」「地域で暮らしているんだという確かな手応えを感じている。」などの感想が寄せられています。

(3) ノーマライゼーションとは

ノーマライゼーションとは、障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそが、ノーマルであるという考え方です(参照「第5期埼玉県障害者支援計画」)。デンマークのバンク・ミケルセンが、1953年に障害者の処遇に関して唱えたもので、北欧から世界へ広まった障害者施策の重要な理念の一つです。

本県では、児童生徒に障害者に対する差別や偏見といった心の障壁を取り除く「心のバリアフリー」を育むとともに、障害のある児童生徒に「社会で自立できる自信と力」を育むことを目的として、ノーマライ

ゼーションの理念に基づく教育を推進しています。その中核となる取組として、支援籍学習があります。

4 障害のある児童生徒に対する一貫した支援の在り方

障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うためには長期的な視点で一貫した支援を行うことが求められています。

(1) 家庭、保護者等との連携

子供の一番の理解者は保護者です。まずは保護者がその子供を育ててきた過程にどのような状況があったのか、今どのような悩みがあるのかなど、保護者の悩みや苦勞を理解しようとするのが重要です。その児童生徒に今何が必要か、そのためにどのような連携を取るのが望ましいかが、このような姿勢をとることによって明確になってきます。

こうした教員の姿勢により、保護者の心の安定や、児童生徒の一面のみにとらわれて見失っていた全体的な発達への気付き、家庭での育て方の振り返りが促されることもあります。

学校と家庭との信頼関係は、一方的に理想とする方向に導くことではなく、一人一人の児童生徒のよりよい発達を願って、共に考えることによって築かれ、生まれるものであることを忘れてはなりません。

(2) きめ細かな就学支援のために

障害のある児童生徒の就学先については、年齢及びその能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために、可能な限り障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮することが必要です。また、「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら対応することが重要です。

(平成25年10月4日付「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」25文科初第756号)

(3) サポート手帳

埼玉県と埼玉県教育委員会では、乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援のために「サポート手帳」を作成しています。このサポート手帳は、障害のある方が乳幼児期か

ら成人期までのライフステージを通じて、医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関において、支援内容等の情報が共有され、一貫した支援を受けられるようにするためのものです。各市町村の障害福祉担当窓口等で配布されています。

保護者や本人が、プロフィールや関係機関からの支援状況等を「サポート手帳」に記録し、必要に応じて、関係機関に提示することによって、相互に共通認識を深めることができます。

就学支援の充実を図るためにも「サポート手帳」の積極的な活用が望まれます。



サポート手帳

VI 望ましい学校運営

1 校務分掌と仕事の進め方

(1) 校務分掌の意義

校務分掌は、全教職員が学校の教育目標を達成するための協力組織であり、教職員一人一人の教育実践を支え、より実り多いものにするためのものです。したがって、教職員一人一人の専門性を生かす組織でなければなりません。学校の業務が円滑に行われるためには、仕事の分担が合理的に行われ、一定の秩序のもとに処理されることが必要です。

校務分掌は、こうした観点から学校の教育活動を遂行するための人の配置や分担を組織化したものです。

校務分掌には、次のようなものがあります。

- ・学校教育の運営に関すること
- ・教育課程の編成、実施、評価、改善に関すること
- ・児童生徒の指導に関すること
- ・児童生徒の進路に関すること
- ・児童生徒及び教職員の保健安全に関すること
- ・学校の施設・設備(教材教具などを含む)に関すること
- ・地域社会、関係諸機関・団体などとの連絡調整に関すること

(2) 校務の分担

教育活動が、円滑かつ効果的に展開されるためには、全教職員がそれぞれ校務の一部を分担し、その校務について、内容・組織全体の中で占める位置・役割・他の校務との関連などを十分理解し、主体的に企画・立案・運営に当たることが大切です。また、相互の理解と協力により仕事を分け合い、補い合って処理していくことは、分掌した校務の遂行上はもとより、全ての教育活動を展開していく上で極めて大切なことです。

その際、学校の教育目標を具現化する

ための創意工夫が必要で、それが、学校全体の日々の教育活動に生かされていくことが重要です。そのためには、日頃から教職員間で良好な人間関係を保ち、相互の連携を十分に図りながら、職務の遂行に努めなければなりません。

(3) 遂行上の留意点

分担した校務を進めていく際には、次のようなことに留意する必要があります。

ア 分掌内容の理解と工夫

分担した校務を責任をもって進めていくためには、まず内容を十分理解しておくなければなりません。そのためには、前年度からの引継ぎを確実にを行うことが重要です。書類、帳簿、資料などを前任者から引き継ぐ際、十分な説明を受けて、仕事内容を理解するとともに、前年度の実績や問題点なども併せて聞いておくことが必要です。それらをどのように改善し、効果的に実践すべきかについて創意工夫をすることが本年度の大切な課題となります。

イ 共通理解のもとに

分掌事務は、複数の者で運営していく場合もあれば、一人で担当する場合もあります。いずれにしても、自分の分担には責任をもって、意欲的、積極的に取り組むことが大切です。ただ、責任を任されたからといって、自分の考えだけで勝手に仕事を進めてよいということではありません。常に独断専行を避け、共通理解を図りながら、自分の分掌事務について正しい手続きを踏んで効率的に進めていくことが重要です。そのためには、校長・副校長・教頭・主幹教諭・関係主任などへの「報告」、「連絡」、「相談」を怠らないことです。

また、諸会議を通して、全校への徹底を図っていくことも必要です。例えば、担当分掌が「拾得物係」であるとし、落と

し物防止は基本的な生活習慣の確立に関わるので、届いた落とし物を単に処理するだけの消極的な取組ではなく、「落とし物をしないようにするためには」との観点から方策を考え、分掌会議に提案し、検討することを働きかける必要があります。そして、全校で取り組むべきものであるとの結論が出たなら、職員会議に提案します。全教職員の意思の疎通を図って、共通理解のもとに実行に移すことで、大きな成果が上げられるはずです。

このように、校務分掌組織を通して、学校運営に積極的に参加する気持ちが大切です。

2 日常欠かせない教育活動

学習指導要領総則第1の2(3)に、「学校における体育・健康に関する指導は、(略)学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。」と示されています。このことは、児童生徒が生涯を通じて、健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うことを目指しています。したがって、「体育・健康に関する指導」は体育科(保健体育科)の時間はもとより、全教職員の理解の下、関連の教科や道徳科、特別活動の他、総合的な学習の時間なども含めた学校の教育活動全体を通じて行うことによって、その一層の充実を図ることが求められます。

また、指導を効果的に進めるためには地域や学校の実態及び児童生徒の体力や健康状態を的確に把握し、それにふさわしい学校の「体育・健康に関する全体計画」を作成し、計画的、継続的に指導することが大切です。

(1) 体力向上

ア 体力の現状

本県の児童生徒の体力は、昭和60年頃までは向上傾向にありましたが、その後は停滞・低下傾向が続いていました。

このような状況を踏まえ、平成17年度から「教育に関する3つの達成目標」に「体力」達成目標を設定し、各学校で自校の課題に合わせて積極的に取り組ん

できました。さらに、年度毎に課題種目を設定し、体力向上に努めてきました。その結果、本県児童生徒の体力は、向上傾向を示すようになってきています。

しかし、運動する子供とそうでない子供の二極化の傾向が依然深刻な問題となっていることから、全ての児童生徒に対して、運動への関心や自ら運動する意欲、運動の技能、知識など、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を身に付けさせることが必要です。そのため、学校の体育授業だけでなく、学校教育活動全体で体力向上に取り組むとともに、家庭や地域との連携が必要となっています。

イ 体力低下の影響

(7) 児童生徒自身への影響

学校の朝会中に倒れる、机に顔を伏す、教室できちんと席に座っていることができない、常に疲労を訴え意欲や気力に欠けるなど、気になる児童生徒の状況が多く見られます。また、転倒時に手で支えられずに顔面から転んでしまう、スキップができない、体を上手にコントロールできないといった身体を操作する能力の低下も指摘されています。さらに、運動不足や生活習慣の乱れ等は、肥満傾向の割合を増加させ、生活習慣病への危険性を高めています。

(4) 将来の社会全体への影響

児童生徒の体力の低下は、将来的には国民全体の体力低下にもつながり、生活習慣病の増加やストレスに対する抵抗力の低下など、心身の健康に不安を抱える人々が増え、社会全体の活力が失われる事態が危惧されます。

ウ 体力の意義と求められる体力

体力は、人間の活動の源であり、健康の保持増進の他、意欲や気力の充実に大きく関わっており、人間の発達・成長を支える基本的な要素です。特に、小学校低学年の児童は、他者との遊びなどによる身体活動を通して、体の動かし方を会得し、脳の発達を促し、社会性を学んで

いくなど、運動と心身の発達が密接に関係しています。

(7) 運動をするための体力（行動体力）

この体力は、瞬発力、持久力、調整力など運動をするための基礎となる身体的能力のことで、各学校で実施する「新体力テスト」により把握できます。求められる体力は、児童生徒一人一人異なりますが、楽しく思い切り遊び、運動し、スポーツをする中で、体力が向上していくようにすることが大切です。特に、運動することに消極的な児童生徒に対しては、内発的動機付けを引き出す個に応じたきめ細かな指導が重要です。

(4) 健康に生活するための体力（防衛体力）

この体力は、体を健康に維持し、病気にならないようにする体力のことを指しており、インフルエンザにかかりにくいなど、病気に対する抵抗力として捉えられます。このような体力を表す適切な指標としては、生活習慣病につながる要因に関する値（肥満傾向・血中総コレステロール高値などの割合など）や生活習慣病にかかっている者の割合などが考えられます。これらの値を現在より下げ、健康な状態で生活できる基本的な体力を高めることが必要です。そのためには、定期健康診断の結果から実態を把握し、養護教諭と連携し、家庭の理解と協力を深めていくことが大切です。

エ 学校体育の充実

学校では生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくことの基礎を培う観点を重視しています。その中で、児童生徒の発達の特性を考慮した運動に、仲間と豊かに関わりながら取り組むことによって、運動に親しみ運動を好きにさせることが大切です。「うまくできないからやりたくない、いやだ」と思わずに「頑張ればできるようになる、みんなでやると楽しい」と児童生徒に感じさせる体育的活動を行うことが重要です。

(7) 児童生徒が主体的に運動する体育授業の実践

児童生徒が自ら運動する意欲を培い、生涯にわたって積極的に運動に親しむ資質や能力を身に付けるためには、発達の段階に応じた指導の充実を図るとともに、運動の特性に触れ、楽しさや喜びを味わわせ、自ら進んで学習に取り組める授業を実践する必要があります。

【よい体育授業の条件】

- ① 心と体を一体としてとらえる観点の重視

運動による心と体への効果を理解し、体を動かす楽しさや心地よさが体感できるようにする。
- ② 運動学習時間の確保（精一杯運動させてくれた授業）

活動欲求が満足できる十分な運動量が確保されている。
- ③ 学習規律の確立（友達と協力できた授業）

きまりや約束事が徹底されていて、学習に集中している。
- ④ 教師の肯定的な働きかけ（先生が認めてくれた授業）

教師が児童生徒に積極的に関わり、称賛、助言、励ましなどの言葉がけが多い。
- ⑤ 学習集団の肯定的な関わり（友達と仲良く学習させてくれた授業）

児童生徒同士の認め合い、励まし合い、助言、補助等の協働的な関係が多い。
- ⑥ 学習目標の明確化（何をすればよいか分かる授業）

授業のねらいが明確で、児童生徒がはっきりと理解している。学習課題が具体化されていて、課題解決を意識した活動が展開されている。
- ⑦ 教材や場づくりの工夫（技や力を伸ばしてくれた授業）

児童生徒の実態に合った優れた教材が準備され、わかりやすく技能の向上に有効な安全な場が用意されている。
- ⑧ 教師の指導性の確立（分からないことを教えてくれた授業）

説明、示範、指示が適切で、発問、応答、補助等の相互作用の行動が多い。

全体や集団への関わりだけでなく、個々への関わり、特に運動を苦手とする児童生徒への関わりを多くすることが重要です。

(イ) 児童生徒が楽しく取り組み、体力を高める体育的活動の充実

児童生徒に積極的に体を動かす意識をもたせるとともに、体を動かす機会を意図的、計画的に提供できるよう体育的活動を教育活動全体に位置付け、全教職員の共通理解のもとに積極的に行う必要があります。

【授業前、休み時間、授業後等、運動の実践の工夫】

外遊びを促すような言葉かけをし、教師と一緒に遊ぶことが何よりも有効です。心と体の緊張がほぐれ信頼関係を築くことにもつながります。最近では集団遊びの機会が少ない現状から、教師の積極的な働きかけと見届けは、活動が軌道に乗るために特に必要です。また、児童生徒の体力の向上を目指した意図的、計画的、継続的な学校全体としての取組を計画し、全教師が積極的に実施していくことが重要です。

【児童生徒が遊びたくなる、動きたくなるような運動場の環境整備】

運動の生活化や発達の特性に合った多様な運動実践には、運動したくなるような施設や用具を整備することが重要です。運動場の小石の除去やライン引き、体育用具室の整理・整頓なども日常の取組として必要です。

【運動部活動への積極的な参加】

学校の教育活動の一環としての適正な運動部活動を実施し、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、運動の楽しさや喜びを味わわせ、好ましい人間関係を育てることが大切です。運動部活動の指導では、肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とを

しっかりと区別する必要があります。適切な指導を心がけ、生徒の意欲の喚起や自主的、自発的な活動を促しましょう。

【埼玉県の一部活動の在り方に関する方針】

平成30年3月、スポーツ庁より示された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、県では同年7月に「埼玉県の一部活動の在り方に関する方針」を示しました。

この方針は適切な活動時間や休養日の設定について示し、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うよう求めています。この方針に則り各学校において作成される活動方針を十分に理解し、計画的に活動を行いましょう。

(以下、「埼玉県の一部活動の在り方に関する方針」一部抜粋。)

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定と公表

部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会・コンクール等の日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会・コンクール等の参加日程等）を作成し、校長に提出する。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度な練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレー

ニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化部顧問は、生徒が生涯を通じて文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間でも効果が得られる指導を行う。

(2) 部活動用指導手引等の活用

部顧問は、本県が作成する指導手引や「運動部活動指導資料」各スポーツ競技の国内統括団体等が作成する指導手引等を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

(1) 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会・コンクール等への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、一定程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

ウ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(ウ) 体育的活動時における事故防止の徹底

【体育授業・運動部活動における事故防止の5則について】

① 児童生徒の実態に即した指導計画の作成

学校の教育目標や部活動の運営方針に即した年間指導計画や日々の活動計画を作成すること。その際、児童生徒の体力や技能等の実態に即した計画を作成すること。また、運動部活動においては、児童生徒や保護者に練習日と休養日を明示すること。

② 施設・設備・用具などの日々の安全点検の励行

定期点検や活動前の事前点検を励行し、異常がある場合は速やかに適切な処置を施すこと。また、用具の保管場所を決め、整理・整頓に努めること。

③ 活動開始前の健康観察の実施

活動開始前に、児童生徒の健康状態を必ず把握すること。また、児童生徒自身が自己の健康状態や体力を知り、それに応じて運動を実践することができるよう指導をすること。

④ 活動中の声かけと安全確認

活動中は、児童生徒に常に声をかけ、技能、態度及び健康状態を把握すること。また、同一場所で複数活動している場合には、常に周囲の状況を確認し、安全確保に努めること。

⑤ 事故発生時の迅速かつ適切な対応

万一の事故発生時には、一人に対応することがないように、日頃から全教職員が迅速かつ適切な対応ができるよう役割分担や手順を明確にしておくこと。

特に、頭部への負傷やAEDの使用など、初期対応に万全を期すこと。

(I) 集団行動の徹底

学校の教育活動においては、集団が一つにまとまって行動することが多くあります。集団としての行動を秩序正し

く、能率的に、安全に行うための集団行動の指導が大切です。

体育の授業において学習した基本的な行動様式が学校の他の教育活動における基礎となることが多いので、毎時間の体育の授業において、適切に指導し、身に付けさせておく必要があります。さらに、その指導の効果を高めるために、各教科等、教育活動全体を通じて指導されるよう配慮することが必要です。

【集団行動の指導の要点】

- ① 集団行動の意義や必要性を理解させる。
- ② 集団行動の基本的な行動様式を身に付けさせる。
- ③ 集団の約束や決まりを守って行動させる。
- ④ 敏速・的確に行動させる。
- ⑤ 互いに協力して自己の責任を果たさせる。
- ⑥ リーダーの指示に従って行動させる。
- ⑦ 安全に注意して行動させる。

(才) 校内体力向上推進委員会の充実

県や各市町村教育委員会の体力向上推進委員会との連携を図りながら、校内の活動を充実させることが必要です。新体力テスト等の結果を分析し、自校の児童生徒の体力の実態を踏まえ、児童一人一人の課題に応じた具体的な取組により、全校を挙げて組織的に総合的な体力向上に取り組むことが最も重要です。

〈参考文献〉

- ・「中教審答申（平 14 子どもの体力向上のための総合的な方策について）」
- ・「小・中学校学習指導要領解説、保健体育審議会答申（平 12 スポーツ振興基本計画の在り方について）」
- ・「学校体育必携、集団行動指導の手引き（平 5 文部省）」「運動部活動指導資料三訂版（平 28 埼玉県）」

(2) 健康教育（学校保健・学校安全・食育・学校給食）

健康教育の目標は、時代を超えて変わらない健康課題や日々生ずる健康課題に対して、一人一人がよりよく解決していく能力や資質を身に付け、生涯を通じて健康で安全な生活を送ることができるようにすることです。

健康教育は、児童生徒の発達の段階を考慮して、体育科（保健体育科）、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習（探究）の時間などにおいても、それぞれの特質に応じて、学校の教育活動全体を通じて適切に行います。

ア 学校保健

学校保健は、保健教育と保健管理の諸活動を通して児童生徒の健康の保持増進を図り、学校教育目標の達成に寄与することを目指すものです。

その領域と内容は、87ページの図1で示すとおり、教職員はもとより家庭や地域との連携を図りながら進められなければなりません。

(7) 学校保健計画・学校安全計画

学校保健計画は、学校保健の活動の総合的な基本計画として、保健主事が中心となって作成します。学校安全計画は学校安全の活動について、総合的な基本計画として作成します。学校安全計画は安全主任が中心となって作成する場合があります。学校保健計画・学校安全計画の策定は、学校保健安全法（第5条・第27条）に示されています。

(4) 保健教育

保健教育とは、児童生徒が健康についての基礎的・基本的な事項を理解し、身近な健康の問題を自分で判断し、解決することができる実践的な能力と態度を身に付けることです。

関連教科（体育科、保健体育科、生活科、理科、家庭科、技術・家庭科、道徳科等）や総合的な学習の時間、特別活動

などにおいて、それぞれの特質に応じて適切に行うこととされ、教科等横断的な視点で教育活動全体を通じて行われます。養護教諭の専門性や保健室で把握している健康に関する情報等を活用した授業の実施も効果的です。

(ウ) 保健管理

保健管理は毎日の健康観察にはじまり、健康診断の実施と事後措置、健康相談、救急処置や感染症の予防といった対人管理、学校環境衛生検査の実施と事後措置などの対物管理、と多岐にわたっています。日常の保健管理が危機管理にもつながります。

これらの活動計画の立案に当たっては、保健主事が養護教諭等と協力して策定の中心となります。全教職員が連携して活動を推進し、一つ一つの活動については、それぞれの立場や分担に応じて積極的に協力しなければなりません。

【対人管理】

○ 心身の健康管理

① 朝（始業前）の健康観察は主として学級（ホームルーム）担任が行うものですが、全ての教職員が常時、健康観察に配慮しなければなりません。心身の健康問題を早期に発見して適切な対応を図り、学校における教育活動を円滑に進めるために行われる重要な活動です。

② 健康相談（学校保健安全法第8条）は、特定の教職員に限らず、養護教諭、学校医・学校歯科医・学校薬剤師、学級（ホームルーム）担任など関係職員が児童生徒の心身の健康に関する問題について、児童生徒や保護者に対して、関係者が連携し、相談等を通して問題解決を図り、学校生活によりよく適応していけるよう支援していくことを目的としています。

学校医等の医療的見地から行う健康相談は、事前の打ち合わせを十分に行之、相談の結果について、養護教諭、

学級担任、保護者等と共通理解を図り、連携して支援を進めていくことが大切です。

③ 学校は集団生活の場であることから、特に感染症の蔓延や学習の障害となる疾病について配慮しなければなりません。学校事故についても、常にその防止に努めるとともに、万一事故が発生したときは、適切な処置を行うことができるよう、教職員一人一人が、平素から応急手当の手順を心得ておくことが大切です。

なお、学校管理下で発生した災害（損傷・疾病・障害または死亡）については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害救済給付制度などに加入している場合、その内容に応じて医療費や障害見舞金の給付を受けることができますので、担当者で相談することが必要です。

また、児童生徒が個別に有する疾患の状況（食物アレルギーでアドレナリン自己注射薬「エピペン®」の処方を受けている、ぜん息、心臓病など）について保護者との連携、相談のもと、日常の校内体制や緊急時の対応などを把握しておくことも必要です。

④ 健康診断の実施に際しては、事前指導、保健調査の実施・確認及び事後措置に協力します。また、健康診断の結果を活用して自校の健康課題を把握するとともに、児童生徒に自己の発育・発達、健康状態などについての理解を図り、健康の保持増進に積極的に取り組むよう指導します。健康診断の結果は保護者・本人に通知しなければなりません。特に、治療や精密検査を必要とする児童生徒については、必要な治療や検査を受けるよう指導します。なお、通知や指導に当たっては、プライバシーや個人情報の取扱いに十分に配慮をすることが必要です。

○ 生活の管理

児童生徒が健康を保持増進していくためには、日課表や時間割、休み時間の過ごし方や情緒面の問題など、学校生活全体について健康上の観点から十分配慮しなければなりません。健康診断の結果等から、座席の配慮等の学校環境を調整することも大事なことです。

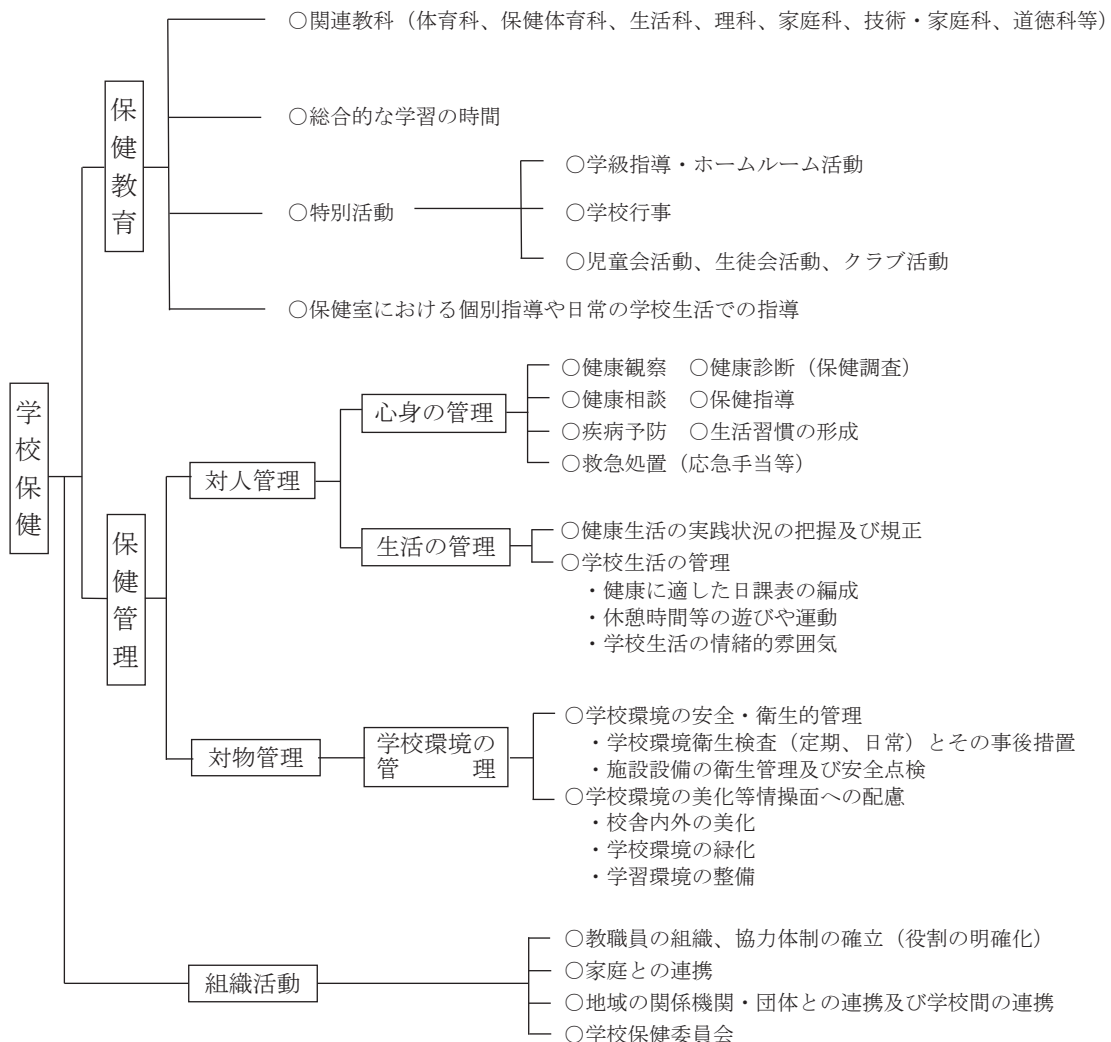
【対物管理】

教室内外の環境衛生については、学校保健安全法(第6条)に基づき、換気、採光、照明、保温、清潔保持等について、適切な環境の維持に努める必要があります。

平成30年度健康教育・食育行政担当者連絡協議会 (H30.6.8) 資料から

図 1

学校保健の領域と内容



イ 学校安全

学校において、児童生徒が安全で安心な環境で学習活動に励むことができるようにすることは、公教育の実施において不可欠なものです。そのため、各学校が事件、事故あるいは災害に対して、児童生徒の安全の確保が的確になされるよう、学校安全に取り組むことが重要です。

学校安全は、自他の生命を尊重し、生涯にわたって自ら安全な生活を営むことができる資質や能力を育てることをねらいとし、安全管理と安全教育の両面から取り組むことが求められています。また、学校安全は、生活安全（防犯教育を含む）・交通安全・災害安全（防災教育等）を領域としています。

安全教育は、児童生徒が安全に関する基礎的・基本的事項を理解し、安全について適切な意思決定を行い、常に安全な行動ができるようにすることをねらいとしています。

安全管理は、児童生徒の学校生活が安全に営まれるように必要な条件整備を図ることをねらいとし、安全教育との一体的な取組が望まれます。

学校安全の領域と内容は、91ページの図2で示すとおりです。

(7) 学校における安全教育

安全教育は、安全についての知識や技能の取得を目指して各教科等で行われます。安全についての知識や技能の習得は、主として、「保健」の領域において行われますが、その他、社会科学、理科、生活科、図画工作科、美術科、家庭科、技術・家庭科などの教科や総合的な学習の時間においても、それぞれ基本的な内容と関連付けながら指導します。

また、児童生徒が日常生活における様々な危険を予測して、常に安全を確認し、正しい判断のもとに適切に行動できる資質や能力を、特別活動を中心

に計画的、継続的に取り組みます。

a 生活安全

- 始業前、放課後、休み時間の安全
- 授業中、清掃時等の安全
- 学校行事（校外行事）の安全
- 登下校時の安全（防犯対策）

b 交通安全

- 道路の歩行横断時の安全
 - ・ 交通ルールとマナー
 - ・ 通学路について
 - ・ 気象の変化に伴う危険と安全な行動
- 自転車の交通ルールとマナー

c 災害安全

- 地震や火災、風水害時の安全
なお、具体的な内容については、学校の実情（地域環境、児童生徒の実態等）に応じて行うことが必要です。

(4) 学校における安全管理

事故を防ぐには、事故の要因となる児童生徒の行動や危険な施設・場所などを早期に発見し、それらの要因を速やかに除去することが大切です。万一の事故や災害の発生に対応するため、適切な応急処置や安全指導ができるような体制を確立し、児童生徒の安全の確保に万全を図ることが必要です。

ウ 食育・給食

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものです。そのため、学校給食は、学校教育活動の一環として捉えられ、学習指導要領においては特別活動の「学級活動」に位置付けられています。さらに、同総則で「学校における食育の推進」が位置付けられ、関連する教科等において、栄養教諭・学校栄養職員等の専門性を生かすなど、教職員間の連携により「教育効果を引き出すよう取り組むことが重要である」としています。そのため、学校では、学校給食と学校給食

を活用した食に関する指導の実施について全体計画や年間指導計画を定め、学校の教育活動全体を通じて、食育の推進及び学校給食の普及充実を図ることが重要です。

(7) 学校給食の目標

「学校給食法」第2条では、学校給食の目標を食育の観点から踏まえ、次のように規定しています。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上になり立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

また、学習指導要領の総則では、小・中学校とも「生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない」と示されています。

(イ) 給食時に指導する基本的な内容

「給食指導」は、食に関する指導の目標を達成するために、毎日の給食の時間に学級担任が行う食に関する指導です。学級担任は、食育の観点から「給食指導」の重要性を認識し、日々の指導を

行う必要があります。以下に指導に関する基本的な内容を示します。

① 小学校

- a 食事についての基本的な習慣を身に付けるようにする。
 - ・当番児童は当番にふさわしい服装を整える。
 - ・手をきれいに洗い、洗った手をよごさないようにする。
 - ・食前、食後の挨拶を正しくする。
 - ・よい姿勢で、よくかみ、適当な速さで食べる。
 - ・楽しい話題でなごやかに食事する。
 - ・不快を与えない、感じのよい態度で食事する。
- b 病気や事故を防ぐために清潔や安全に努め、自主的に活動できるようにする。
 - ・運搬及び配膳を安全に手順よくする。
 - ・当番や係の仕事に協力するとともに、食器や食べ物を清潔に扱う。
 - ・食後は、必ず歯磨き、又はブクブクうがいをする。
- c 一人一人の児童をよく理解し、個人差に応じた指導について考慮する。
- d 食べ物の好き嫌いをする児童については、原因を把握して適切な指導をする。（食物アレルギーなどについて十分留意すること）
 - ・主食、主菜、副菜を組み合わせ、好き嫌いをしないで食べることが、健康によいことを知る。
 - ・友達同士の食べ物の受け渡しは行わないようにする。
- e 栄養についての指導は、その日の食事の内容に即して行い、児童の興味・関心を深める。
 - ・献立を通して、栄養のバランスのとれた食事について知る。
- f 楽しい食事ができることを喜び、感謝の気持ちをもつよう指導

する。

- ② 中学校及び高等学校定時制課程
小学校の内容に準拠して発展的に
指導します。

(ウ) 食に関する指導

食に関する指導の充実を図るためには、「食に関する指導の全体計画」や「食に関する指導年間指導計画」を作成し、各教科等において教科横断的に指導していくことが重要です。また、食に関する指導を効果的に展開するためには、学級担任等と栄養教諭や学校栄養職員が連携し、専門的知識を生かすことができるよう指導体制を構築することが重要です。

(エ) 家庭との連携

保護者の学校給食に対する関心を高めることが大切です。試食会・給食参観などの実施、「給食だより」の発行など、学校給食についての理解を得ることが大切です。

(オ) 食中毒の予防

食中毒は、その原因となる細菌やウイルスが食べ物に付着し、体内に侵入することによって発生します。食中毒を防ぐためには、細菌などを食べ物に「つけない」、食べ物に付着した細菌などを「増やさない」、食べ物や調理器具に付着した細菌などを「やっつける」が原則です。この3原則を踏まえて、予防のため以下のように指導します。

- ① 給食は衣服を整え、衛生的な服装とし、事前の手洗いの徹底を図り、日常生活においても、丁寧に洗う習慣をつけるよう指導します。
- ② 体の抵抗力をつけるため、栄養のバランスのとれた食事をとり、休養・睡眠を十分にとり、規則正しい生活を送らせるようにします。
- ③ 常に健康に留意し、腹痛・吐き気・下痢などの症状を示した場合、栄養教諭等と相談して速やかに医師の診断を受けさせる等の措置を講

じ、他の児童生徒の健康状態も把握します。

(カ) 食物アレルギー対応

学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方は、全ての児童生徒が給食時間を安全に、かつ、楽しんで過ごせるようにすることです。そのためにも安全性を最優先し、食物アレルギーの児童生徒を受け持つ担任のみならず、校長等をはじめとした全ての教職員、調理場及び教育委員会関係者、医療関係者、消防関係者等が相互に連携し、当事者としての意識と共通認識を強くもって、組織的に対応することが不可欠です。

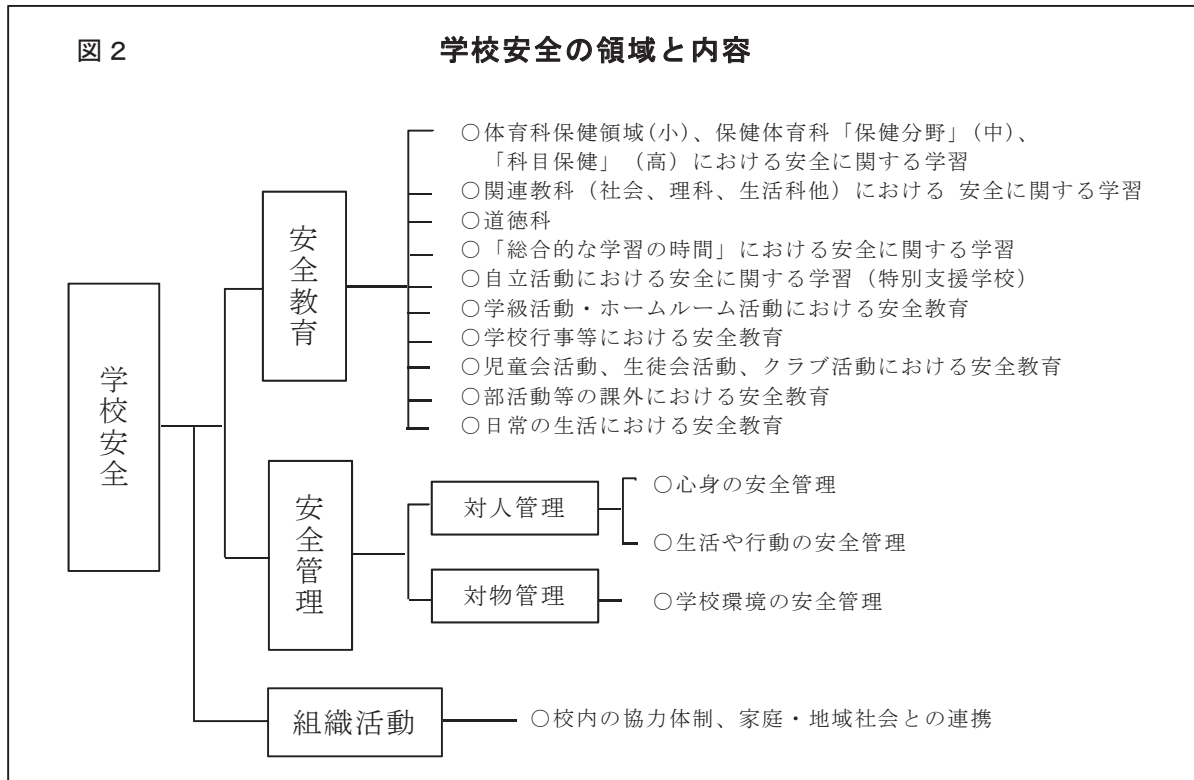
そのため、学校には日本学校保健会の「ガイドライン」の徹底、教職員の研修の充実、緊急時におけるエピペン®の使用、関係機関との連携体制の構築などの対応が求められています。

食物アレルギーがあり、学校での管理や配慮を必要とする児童生徒については、学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の提出が必須です。提出された指導表に基づいて、校長、担任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、保護者等が話し合い、個別取組プランを作成します。学校では、この個別取組プランに従って個別に食物アレルギー対応を行います。

この情報を学校全体でも共有し、緊急時に備え、組織的・具体的に対応できるようにすることが大切です。



埼玉県マスコット
「コバトン」



3 開かれた学校づくりと家庭・地域との連携

(1) 開かれた学校づくりの背景とねらい

児童生徒を取り巻く社会の急激な変化に伴い、学校に寄せられる期待も変化し、学校教育は大きな変革期を迎えています。また、児童生徒の生活や遊びは大きく変化し、いじめや不登校問題の深刻化、青少年非行の増加、家庭や地域の教育力の低下など、極めて憂慮すべき状況も生じています。

このような状況を踏まえ、一人一人の児童生徒に「生きる力」や「社会性」を培っていくには、教育基本法第13条に示されているように、学校・家庭・地域が連携・協力し、社会全体で教育力の向上に取り組むことが重要であり、中でも学校は、連携の核として「開かれた学校づくり」に取り組むことが大切です。

「学校を開く」とは、とかく閉鎖的といわれる学校が自らを開いて、学校の教育活動全般の見直し改善を図ることです。そのためには、学校のもつ情報を家庭や地域に広く知らせるとともに、保護

者・地域の人々の意見を十分聴こうとする学校側の姿勢が不可欠です。

- ① 施設を開く(校庭・体育館の一般開放や放課後子供教室の実施)
- ② 教育を開く(学校支援ボランティアによる学習支援)
- ③ 経営を開く(学校評議員制度の充実、学校運営協議会の設置)
- ④ 情報を開く(学校の自己評価と学校関係者評価の実施、結果の公表)

特に、「情報を開く」については、学校教育法施行規則に、「①教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、結果を公表するものとする②自己評価の結果を踏まえ、保護者その他の学校関係者による評価を行い、結果を公表するよう努めるものとする③自己評価と学校関係者評価の結果を設置者に報告するものとする」と定められています。

このように、開かれた学校づくりの取組を充実することが喫緊の課題であると受け止め、学校の説明責任を果たし、地域に開かれ、信頼される学校づくりを進めていくことが求められています。

(2) 学校・家庭・地域の連携

学校では、「開かれた学校づくり」を進めるため、余裕教室の効果的な利用方法を工夫したり、学校を公開し教育活動を広く知ってもらう取組を行ったりしています。

また、家庭・地域との連携を深め、地域の人材（学校応援団）を活用した体験的な学習や個に応じたきめ細かな指導、部活動指導など、充実した教育活動を展開しています。

ア 学校にとっての効果

- (7) 情報機器の操作や英会話、地域の歴史などの学習で地域の人にゲストティーチャーとして協力してもらうことにより、質が高く幅広い専門性が得られます。
- (4) 多様な人々と児童生徒との交流が生まれ、豊かな人間関係が育まれます。また、児童生徒に心の居場所ができ、不登校やいじめなどの問題行動への適切な支援が期待できます。
- (7) 校舎や飼育小屋などの補修・塗装、図書書の整理や貸出などへの協力により、学習環境が整備され、施設の効果的利用が促進されます。また、登下校時の通学路や授業中の校内の巡回により児童生徒の安心・安全な環境が確保されます。

イ 家庭・地域にとっての効果

- (7) 児童生徒の教育活動に関わることにより、やりがいを感じ、教育活動への関心をさらに高めるとともに地域住民同士の交流を深めることができます。このことが、地域の活性化と地域の教育力の向上につながります。
- (4) 学校の教育活動や教員の努力の様子などを把握でき、保護者や地域住民の学校に対する理解が深まります。

(3) これからの学校の在り方

公立学校教育に対する多様な期待に応え、信頼される学校づくりを進めるためには、保護者や地域の人々のニーズが学校運営に反映されることが重要です。このため、学校評議員制度の導入や、自己点検・自己評価の取組が図られてきました。

そして、これまでの学校運営の改善の取組をさらに一歩進めるものとして、平成16年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）が導入されました。

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置している学校のことを指します。学校運営協議会には主に、①校長が作成する学校運営の基本方針の承認をすること、②学校運営について教育委員会又は校長に意見を述べるができること、③教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べるができること、の3つの機能があります。また、学校運営協議会は、教育委員会が学校や地域の実情に応じて学校を指定し設置します。これにより、教育委員会の判断により、保護者や地域の人々が、合議制の機関である学校運営協議会を通じて、一定の権限をもって学校運営に参画することが可能となりました。この制度は、保護者や地域の人々が、教育委員会、校長と責任を分かち合いながら学校運営に携わっていくことで、地域に開かれ、地域とともにある学校づくりを実現することを目指すものです。

(4) 彩の国教育の日

教育に対する県民の関心と理解を一層深めるとともに、学校・家庭・地域の連携の下に県民全体で教育に関する取組を推進する契機となるよう、また、本県教育の充実及び発展を図るため、平成15年度から、11月1日を「彩の国教育の日」、11月1日～7日を「彩の国

教育週間」としてしています。

この日を中心に、県全体で教育に関する様々な取組を実施しています。

ア 学校の取組例

- ・学校公開の実施（授業公開・施設紹介）
- ・芸術鑑賞会や教育講演会の開催
- ・小・中・高・特別支援学校間の交流授業

イ 家庭の取組例

- ・家族での地域行事への参加
- ・携帯電話の使い方、我が家のルールの設定
- ・「3つのめばえ」カルタの活用

ウ 県・市町村の取組例

- ・美術館、博物館等での体験講座の実施
- ・優良図書の推奨

エ 地域社会・各種団体の取組例

- ・各種フォーラムや競技大会の実施
- ・フェスティバルや演劇教室の開催
- ・県、市町村とタイアップした広報活動

各学校が、このような取組を継続して行い、家庭や地域とともに子供を育てるといった視点に立った教育の推進が重要です。

(5) 「親の学習」

家庭の教育力の向上を目指して行われる学習です。中学生・高校生対象の「親になるための学習」と、親対象の「親が親として育ち、力をつけるための学習」があります。

中高生対象の「親の学習」は、家庭科や総合的な学習の時間などで実施されることが多く、赤ちゃんふれあい授業や妊婦体験学習などが行われています。

親対象の「親の学習」は、就学時健康診断や入学生説明会、家庭教育学級や懇談会などを活用して実施されており、ロールプレイなどを取り入れた参加型の学習が行われています。県で養成した「埼玉県家庭教育アドバイザー」が指導

者となって講座を進めます。

(6) 子育ての目安「3つのめばえ」

学校・家庭・地域で子供を取り巻く全ての大人が共有できるよう、「生活」「他者との関係」「興味・関心」の3つの視点からまとめた「子育ての目安」を「子育ての目安『3つのめばえ』」として示しています。

(7) 「接続期プログラム」

幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、特に配慮が必要な幼児期の教育の5歳児1月から小学校教育の第1学年5月までの「接続期」を対象としたプログラムです。

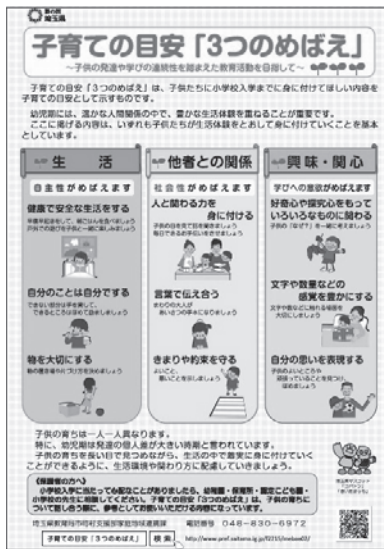
幼児期の教育と小学校教育では、子供の発達の段階の違いに起因する、教育課程の構成原理や指導方法等の様々な違いがあります。しかし、子供一人一人の発達や学びは、幼児期と児童期とはっきりと分かれるものではありません。

その連続性・一貫性を含めた接続の構造を体系的に理解し、幼児期と児童期の教育双方が接続を意識する期間を「接続期」と捉え、「接続期プログラム」等に基づき、幼稚園、保育所等と小学校が連携して、それぞれのカリキュラムを作成することが重要です。

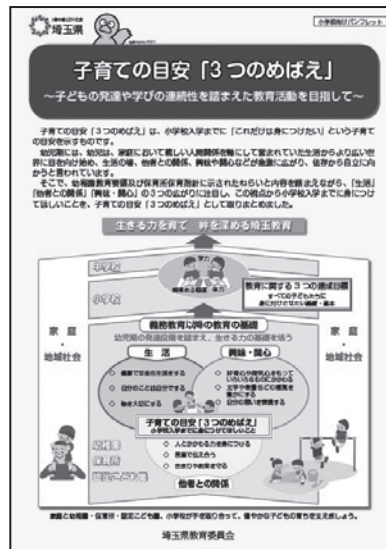
子育ての目安「3つのめばえ」

幼児期は特に育ちの個人差が大きい時期であるため、「子育ての目安『3つのめばえ』」で示す力の身に付き方は子供によって様々です。小学校では、幼稚園や保育所等との円滑な接続を図る際の資料としての活用を推進しています。

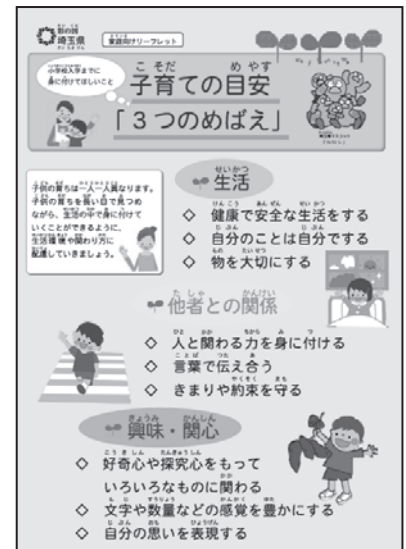
「子育ての目安『3つのめばえ』」には、ポスター、パンフレット、リーフレット（日本語版・外国語翻訳版）をはじめ、カルタ、カルタカレンダー、保護者向け説明資料、活用事例集などの関連資料があります。（<http://www.pref.saitama.lg.jp/f2214/mebae02/>）



ポスター



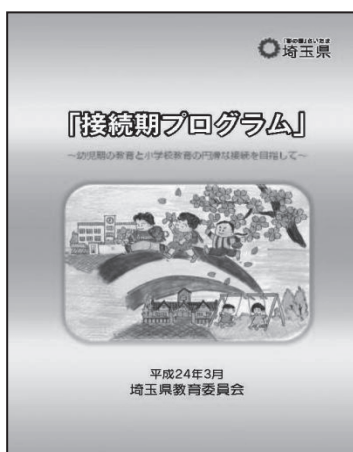
パンフレット



リーフレット

「接続期プログラム」

幼稚園・保育所・認定こども園における「アプローチカリキュラム」、小学校における「スタートカリキュラム」の作成や、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の教職員向けの研修等に活用できます。



「接続期プログラム」



「接続期プログラム」実践事例集

「親の学習」



このほか、『親の学習』プログラム増補版、『親の学習』埼玉県家庭学習支援プログラム集」等があります。

各学校では、「埼玉県家庭教育アドバイザー」の派遣要請をして、保護者や中高生を対象とした講座を行うことができます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/f2214/setsuzokuki.html>

Q & A 編

I よりよい授業をつくる

II よりよい児童生徒の生活を考える

III よりよい学級（ホームルーム）をつくる



埼玉県マスコット「コバトン」

◆ Q & A 編の活用の仕方 ◆

- 1 本編で取り上げた質問（Q）は、初任者研修（研究協議・演習・事例研究など）を通して、初任の先生方の中で話題になったものの中から、特に選んで編集したものです。
- 2 質問として取り上げた事例とその解説は、校種を問わず共通のものと、校種別のものがあります。したがって、これらの事例を読む際には、それぞれの校種に置き換えて読むようにしてください。そうした読み取り方ができるようにしておくことも、教師としての専門性を高めるうえで大切です。
- 3 「Q & A 編」を読んで、なお、分からない箇所があったときは「基本編」に戻って、もう一度読み返してみてください。それでも理解できないようなときには、指導教員やその他の先輩に質問して説明してもらいましょう。
もちろん、総合教育センターへ来られたときなどを利用して、所員（指導主事）に質問することもよい方法です。

I よりよい授業をつくる

1 「学習指導案」の意義

Q 教育実習のとき、指導の先生から「教師は学習指導案を書くことによって児童生徒や教材への理解が深まる」と教えられました。そこで、もう一度「学習指導案」を書くときの心構えから勉強し直そうと思いますが、「学習指導案」に関わる基本的な考え方は、どのようなものでしょうか。

A (1) 「学習指導案」の意味

「学習指導案」のことを、「教案」や「授業案」と呼んでいた時期もありましたが、現在では「学習指導案」と呼ぶことが一般的です。授業を行うに当たっての計画を、あれこれと思いめぐらし、工夫し、シナリオ化したものが「学習指導案」です。

研究授業の場合などの一時間分を詳細に書いたものを特に「細案」といい、日々の実施計画を校長などに提出したり、備忘のために書いたりしたものを「略案」と呼んでいます。作成に当たっては、既存の学習指導案を参考にするなどして、児童生徒の実態に応じた内容にすることが大切です。

(2) 「学習指導案」の内容と活用

ア 「学習指導案」には、自校の年間指導計画に沿って、児童生徒の実態、教師の教材観や指導観について具体的に記述する必要があります。

イ 「学習指導案」には、教師の活動、つまり学習場面設定のための発問・課題・資料などの説明、支援・評価活動などが盛り込まれ、準備されていなければなりません。また、児童生徒の予想される反応やそのことに関わる留意事項についても記述しておきます。

ウ 「学習指導案」は、授業の青写真であると同時に「羅針盤」の役目を果たすものでもなければなりません。したがっ

て、授業の進行に当たっては、「学習指導案」で目指す方向に沿って授業を展開し、効果のある学習活動とするように努めることが大切です。

エ 授業は、必ずしも「学習指導案」どおりに展開するわけではありません。したがって、「学習指導案」は授業を終えたあとの反省や評価のためにも使います。実際の授業と計画とのずれ、不十分な点などが見られたときに、学習指導案に朱書きしておき、次時以降の学習計画や次年度の年間指導計画の作成に役立てるようになります。

2 「学習指導案」の書き方

Q 今度の校内授業研究会で、研究授業をすることになりました。そこで、当日行う授業の指導案を事前に研究主任に提出しなければなりません。指導案の形式や書き方の基本的事項はどのようなもののでしょうか。

A 学習指導案の形式については、特に決まったものではありません。ここでは一般的に使われている小学校算数科学習指導案を例に、説明します。

(1) 「単元（題材）」について

ここでは、今まで学習してきた系統性、本単元（題材）の特性、児童の学習状況、児童に付けさせたい力などを記述します。

指導案例（算数科）のように、(1)教材観、(2)児童観、(3)指導観、に分けて記述すると、読み手にとって分かりやすくなります。

「教材観」には、学習指導要領解説などを参考に、単元（題材）の主なねらい（児童に付けさせたい力）や既習内容との関わり、以後の学習内容への発展、単元（題材）の数学的な価値などについて記述します。

「児童（生徒）観」には、本単元（題材）に関する児童の実態、既習内容の定着状

(学習指導案例)

第3学年1組 算数科学習指導案

平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 第〇校時
指導者 (または授業者) 〇 〇 〇 〇

1 単元 (題材) 名 「ぼうグラフと表」

2 単元 (題材) について

- (1) 教材観 →

・本単元の主なねらい
 ・既習内容 (前学年や前単元までの学習) とのかかわり、
 ・その後の学習内容とのかかわり など
- (2) 児童観 →

・本単元に関する児童の実態、既習内容の定着状況
 ・事前調査 (県や国の学力調査、レディネステスト等) の
 結果、考察 など
- (3) 指導観 →

単元のねらいと児童の実態を踏まえ、
 ・どのように指導していくか (指導の方針、指導形態)
 ・個に応じた指導、配慮事項、実生活へのつながり など

3 指導目標

資料を分類整理し、表やグラフを用いて分かりやすく表したりよみ取ったりすることができるようにする。

- (1) 目的に応じて観点を決め、資料を分類整理して、進んで表やグラフを用いて表そうとする。
【算数への関心・意欲・態度】
- (2) …………… 【数学的な考え方】
- (3) …………… 【数量や図形についての技能】
- (4) …………… 【数量や図形についての知識・理解】

4 指導計画 (11時間扱い)

- (1) せい理の仕方・・・2時間 (本時 1 / 2)
- (2) ぼうグラフ・・・6時間
- (3) ……………

・4と5を合わせて表で示し、
 「指導と評価の計画」としてもよい。

5 単元の評価規準

6 本時の学習指導

- (1) 本時の目標 日常の事象について、観点を決め、落ちや重なりがないように分類整理しようとしている。
【関心・意欲・態度】
観点を決め、落ちや重なりがないように分類整理することができる。 【技能】
- (2) 展開

学 習 活 動	指 導 上 の 留 意 点	評 価 (支 援) 等
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 60%;"> ・「予想される児童の反応」という項目で記載することもある。 </div>		

7 備 考 在籍児童数 32名

況、事前調査（県や国の学力調査、レディネステスト等）やアンケートなどの実態調査を行った場合は、その結果や考察も記述しておくといよいでしょう。「指導観」には、教材観・児童観を受け、単元（題材）のねらいと児童の実態を踏まえた指導の方針、指導形態、個に応じた指導や配慮事項、実生活へのつながりなどについて記述します。

(2) 「指導目標」について

ここでは、単元（題材）全体を通してのねらいをはっきり記述します。その際に、関心・意欲・態度、数学的な考え方、技能、知識・理解の4観点から目標をしっかりと捉えることが大切です。

(3) 「指導計画」について

ここでは、学習内容の全般を大局的にとらえ、どのような学習内容を、どのような時期に実施するかを記述します。あわせて、単元（題材）の評価規準を記述しておくことが大切です。

(4) 「本時の学習指導」について

ここでは、授業の進め方を具体的に想定し、項目ごとに整理して述べておかなければなりません。

指導案例では、「学習活動」「指導上の留意点」「評価（支援）等」の3項目を設定してありますが、他の形の指導案もあります。

評価については、「おおむね満足」の評価規準と、そこに達していない児童への指導の手立て、評価方法などについて記述します。

展開場面では、児童の反応やつまづきを、どれだけ予想できるかが重要です。理解の早い児童に対する発展的な課題の用意や、理解が順調に進まない児童に対する手立てなど、具体的な支援を考えて記述しておくことが必要です。

※指導案の書き方は、編成要領・指導資料・評価資料・指導実践事例集など、県教育委員会が作成している資料を参考にしてください。

3 「教科書」・「補助教材」の使用

Q よく研究会などで、参加者から「教科書を教える」「教科書で教える」といった意見を聞くことがあります。特に後者の「教科書で教える」ということは、どのようなことでしょうか。併せて、教科書以外の補助教材を使用するときの配慮事項には、どんなことがありますか。

A (1) 「教科書」は教科の主たる教材

教科書とは「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するもの」（教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項）と規定されています。

また、教科書については法令で「小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない」（学校教育法第34条）「中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校においては、第49条、第49条の8、第62条、第70条第1項、第82条において準用」と示され、教科書を使用しなければならないこととされています。

(2) 「教科書」を活用するための工夫

教育基本法等に示される教育の理念・目標や学習指導要領の内容等は、教科書が作成されることによって、初めて目に見える形で実現されます。したがって、学校ではこの教科書を主たる教材として使用し、児童生徒に各教科における基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせていくことが大切です。

教師に期待されることは、教科書を主たる教材としながら、教師の創意工夫を生かし、学習指導を展開していくことです。そのため、教師自らが教科書を繰り返し読み、教科書の行間に込められてい

る内容や考え方などを読み取り、魅力のある授業展開をしていくように努めなければなりません。

(3) 「補助教材」の精選

授業を展開していく上で教科書の役割は極めて大切ですが、児童生徒に対して、きめ細かい授業を行うとき、「教科書を補充する教材（補助教材）」が必要になってくる場合があります。教師個人の判断で勝手に取り入れるのではなく、学年や教科部会等に諮り、児童生徒への学習効果や保護者の経済的負担等から検討し、十分活用できるものを精選して取り入れるようにしなければなりません。なお、小・中学校では、補助教材を使用する場合には、あらかじめ校長に、その旨を申し出て、校長が市町村教育委員会の承認を受けたり、届け出たりすることになっています。

4 「発問」を行うときの心構え

Q 「教育的に価値の高い変化を引き起こすことができ、初めてすぐれた発問となる」と言われますが、具体的にどのような発問をすればよいのでしょうか。

A (1) 発問は授業の命

発問は、「教材」「児童生徒」「教師」の間のかけ橋になるものであり、児童生徒の中にある考え・変化を引き起こし、発展・変容させていこうとするときの働きかけとなるものです。授業は、この働きかけ、つまり発問の善し悪しでうまくいかどうかが決まることから、「発問は授業の命」と言われています。

(2) 二種類の発問

一つは、児童生徒に記憶の再生を求める発問です。もう一つは、学習していることをどれだけ理解できたか、あるいは応用できるかを見る発問です。

特に大事なことは、その発問が児童生徒の学習意欲を喚起し、教材に対して興味・関心をもたせ、考える動機付けを与える力や内容をもっているかどうかということです。

また、授業の展開に関わる主な発問は、

授業前にあらかじめ用意されることとなりますが、実際には、授業の中で目の前の児童生徒の発言内容や考え方に対応して、即時的、補助的に発問する必要があります。ここで教師に望まれることは、深い教材研究の他に、児童生徒一人一人を理解し、普段から児童生徒の発言内容を的確に聞き取り、その結果を整理・構成する力を身に付けていく努力をしていくことです。

(3) 「よい発問」の条件

- A** 重要な知識や概念について理解度等を確認できる。
- I** 学習に必要な経験的背景があるかどうかを見られる。
- U** 児童生徒が総合的にどれだけ理解したかを評価できる。
- E** 考えを誘発したり、刺激したりできる。
- O** 学習意欲を喚起できる。
- K** 児童生徒が意見や考えを発表する機会を与えられる。

その他に、内容以外の指導技術として、児童生徒にとって分かりやすい言葉づかいや教師の話し方（調子・間・声の大小）、表情などが、よい発問を支える条件です。

5 「考える力」を育む授業

Q 研究授業をしたとき、指導者から「考える力を伸ばそうとして、あれこれと思いをめぐらせているだけでは本当の考える力は育たない」との助言がありました。

では、考える力を育む授業を行うにはどのような点に気を付ければよいのでしょうか。

A (1) 授業の導入の工夫

児童生徒の能力と興味・関心、理解度、それに児童生徒の考え方の傾向などの実態を、教師は前もって把握し、一人一人を伸ばす授業の導入を工夫することです。ただし、児童生徒にとって興味・関心があればよいというわけではありません。必ずこのあとの学習のねらいにつな

がる内容を含んだ課題、つまり、考え始めるきっかけ（動機）を提供するものでなければならないのです。

(2) 児童生徒が考えるきっかけづくり

どのような課題を設定することが効果的なのかを考えてみることにします。

例えば「鉄は沈むのに、鉄の船はなぜ浮くのだろうか？」といったように、これまでもっていた知識との間にずれや矛盾を感じさせるようにすることも効果的です。

ただし、このあと、教師の方で最初から「こんなふうに考えなさい」とか「これこれを」と言って、考え方まで指示しては「考える力」を身に付けさせられません。教師は、児童生徒が思考する活動について考えるべき課題にしっかり向きあわせ条件を整えるとともに、考える方向を示すようにします。

(3) 言語活動の充実

児童生徒の考える力を育むためには、児童生徒の実態や学習内容に応じて、話し合い活動を行ったり、レポートを書いたりするなどの言語活動を効果的に設定し、その充実を図ることが大切です。

例えば、理科の実験レポートを作成する場合、仮説を立て、実験結果の考察をするという学習の過程で、児童生徒は思考・判断し、自分の考えを表現する力を身に付けることができます。

また、指導に当たっては、授業中の観察やワークシートの記述等から児童生徒の思考の過程を捉え、個に応じたきめ細かな指導を的確に行うことが重要です。

6 「指導過剰」な授業

Q 教材研究してきたことを、全て教えようと思って授業をしているのですが、子供たちは、私の話（説明）を聞こうとしません。そこで私は、つい大声で注意をし、その場を引き締めようとするのですが、思うようにいかずいつもイライラしてしまいます。どこに問題があるのでしょうか。

A (1) 説明の多い授業（指導過剰な授業）

経験豊かな教師でも、つい、しゃべり

過ぎて、児童生徒がすべきことまで、教えたり、やってしまったりがちです。こうした授業は、児童生徒にとっては、退屈で緊張感も持続しにくいものです。おそらく、あなたの授業も少なからずそうしたことが原因となっていたのではないのでしょうか。

一度、自分の授業を録画や録音をして検討してみてもはどうでしょうか。きっと、あなたの一方的な話や指示で授業を進めていることに気付くはずです。もしそうだとしたら、説明しなくてもよい所はどこだったか反省し、その所を思い切って削除して、児童生徒に考えさせたり、発表させたりする時間を多く設けるよう工夫してみましょう。

(2) 過剰な指導の減らし方

A 教材研究をしっかりと行い、自信をもって授業に臨めるようにすること。

イ 指導の方向を変えてみることに。

（発問を止め、ノートをとらせるなど）

ウ 1つの発問に対して、数名の児童生徒を指名すること。

エ 児童生徒の質問、解釈、感想から授業を展開すること。

オ 児童生徒が「はっ」とするような大きく飛躍のある発問に切り替えること。

(3) 「教師が教えること」「児童生徒が考えること」

「教材研究したことは全て教えなければならない」という焦りや、失敗に対する警戒心が原因となって、重苦しく沈滞した空気の中で、あなたは授業を行っているのではないのでしょうか。

そのような授業を長い時間続けていくと、児童生徒は疲れ、精神的にも落ち着かなくなり、教師の話や聞かなくなるところか、隣同士でおしゃべりを始めてしまうものです。

児童生徒にとって楽しく学び甲斐のあるよい授業とは、分かりやすく、自らの学びを実感できる授業です。そのためには、教材研究で「教師が教えること」「児童生徒が考えること」をはっきりさせることです。そして、「教師が教える

こと」を絞り込み、児童生徒が考えたり、活動したりする時間を確保しましょう。教えることを絞り込むことも大切な教材研究です。

7 学習の遅れがちな児童生徒

Q 私が担任するAさんは、学級の中でもたいへん明るく活発で、授業中も意欲的なのですが、学習内容の理解については他の生徒より遅れがちです。Aさんのような生徒の指導はどうしたらよいでしょうか。

A (1) 学習の遅れがちな原因の究明

担任として最初に手掛けることは、その原因は何かを調べてみることです。例えば、前学年までの基礎的な学習のつまづきが、それ以降の学習に遅れを生じさせた場合もあるでしょうし、また、本人の学習の仕方などに問題があり、そのことが原因となって遅れる場合もあるでしょう。Aさんの場合も、何が原因なのか、次のようなチェック項目について教師の指導方法の問題も含めて調べてみるのが大切です。

- ア** 健康上の問題はないか（例、目や耳の機能、鼻や喉に問題がないか）
- イ** 学習していくためのレディネスに課題はないか（例、既習内容の学習状況）
- ウ** 学習方法や学習習慣に課題はないか（例、学習への取り組み方）
- エ** 教師の指導方法が適切か（例、学習形態・教え方・ほめ方・しかり方・動機付け）

(2) 遅れを生んだ原因の解消

児童生徒は様々な動機によって、学習に対する興味をもち始めるものです。そこで、Aさんの学習の遅れの原因が分かったら、まずそれを解消するための特別の対策や処置を行い、次に学習への動機付けを図っていく必要があります。

- ア** 健康上の問題が認められたとき
専門医の診断と治療を早目に受けるよう家庭に連絡を取る。
- イ** 学習の仕方に原因が認められたとき

- (7) 個別に指導する。例えば、机間指導をして、理解しにくいと思われるところを指導する。
- (4) Aさんに対する発問や助言は、学習内容や活動のステップを小刻みにして、Aさんが考えやすくする。
- (ウ) 既習事項を基にしたり、観察、操作や実験などの具体的な活動を取り入れたりして、学習課題を明確にとらえ学習できるようにする。
- (エ) 放課後などを利用して遅れを取り戻すための個別指導をするなど、補充指導の場をつくる。

ウ 教師の指導法に原因が認められたとき

- (7) 先輩等に自分の授業を見てもらい、指導法のどこに問題があるか助言してもらう。
- (4) ティーム・ティーチングやグループによる学習形態等を取り入れ、Aさんに適した指導ができるように配慮する。

8 授業中での個別指導

Q 先日、校内研修が行われました。その際、生徒の興味・関心、能力などの個人差に応じた個別指導の重要性が強調されました。普段の授業の中で、この個別指導についてどう進めていったらよいのでしょうか。

A (1) 個別指導の必要性

授業は、学習の主体である児童生徒の活動と、指導の主体である教師の活動とが一体となって機能していなければなりません。したがって、授業は、常にそれぞれの主体の活動が確実に展開されない限り成立しません。

授業は一斉に展開される学習形態、すなわち、一斉指導（あるいは一斉授業）として行われているのが一般的です。しかし、一斉指導の場合、同一の目標、同一の課題で、しかも、同一の時間の中で多数の児童生徒を対象として指導が展開されるので、中には自分の学習活動と合致しない児童生徒が出てくることも予想

されます。この不一致を是正するために個別指導が必要になります。それをいつどのように行うかを児童生徒の実態と教材や学習内容等を踏まえて計画しなければなりません。

(2) 個別指導の実際

ア 机間指導を重視した授業

同一の課題で一斉に学習する場合、教師が机間指導しながら一人一人の児童生徒の学習状況を把握し、つまずきに応じて個別指導を行います。なお、机間指導で気付いたことを全員の指導に生かすことも大切なことです。

イ 課題選択の場を設定した授業

授業の中で、児童生徒全員が同一の課題で一斉に学習する部分と、一人一人が自分に合った課題を選択して学習する部分とを組み合わせる授業です。1時間の授業の中で5分でも10分でも一人でじっくり考えたり、活動したりする場を設けることは大切なことです。

ウ 学習形態を工夫した授業

ペア学習やグループ学習など、身に付ける学習内容等に応じて、学習形態を工夫し、その中で個別指導を行います。また、これらの学習は、励まし合ったり、助け合ったりする学習も展開され、子供の資質能力を育成することができます。

エ 習熟の程度に応じた個別指導

習熟の程度に応じて学習を個別化し、その中で個別指導を行います。この指導では、学習の習熟度に応じたグループ（学級）を編成する際、差別感を起こさせないような配慮も必要です。

9 「協働的な学習」における留意点

Q 先日、B先生の授業を参観させていただき、協働的な学習の素晴らしさを学びました。早速、この学習形態を取り入れて授業を行ってみたいですが、グループによってはボスのな子供が出たり、学習の遅れがちな子供は友達から敬遠されていたりして、B先生のような授業はできませんでした。協働的な学習を取り入れるときは、どのような点に留意したらよいのでしょうか。

A (1) 「協働的な学習」を取り入れるかの検討

本時の指導内容が、協働的な学習に適した内容であるのか、それとも一斉学習向きの内容かを、教材研究の中で検討し、準備します。

(2) グループ編成のねらいと編成の仕方

一口に協働的な学習と言っても、そこには、習熟の程度や興味・関心等が共通する児童生徒で編成するグループと、条件を特に定めずに編成するグループがあります。前者は、教師が予め児童生徒の習熟度を配慮した上でのグループ編成のため、グループ毎の児童生徒に適した教材を用いて学習させることができます。それに対して後者は、グループ毎に児童生徒の学び合いが異なるため、教師が予め想定した授業のねらいを超える学習成果が期待できる学習形態です。いずれにしろ、協働的な学習では、「三人寄れば文殊の知恵」という諺があるように、児童生徒同士が意見を交わす中で、考えたり、葛藤したりと、個別の学習では成し得ない教育活動を通して、個人の考えをより良くすることができます。

(3) 「協働的な学習」を取り入れる場合の配慮事項と問題点

協働的な学習を取り入れれば、授業はいつでも成功するとは限りません。例えば、「船頭多くして、船、山に上る」の諺があるように、時には統制がとれなくなって失敗に終わってしまうこともあります。あなたの悩みは、そういったところに原因があったのではないのでしょうか。

例えば、特定の児童生徒ばかりが活躍し、他の児童生徒にとっての学習が成立しなくなることがあります。そうしないためにも協働的な学習を取り入れるときには、その学習活動のねらいや方法を児童生徒に十分理解させた上で取り入れるようにすることが大切です。

10 板書の技術と配慮事項

Q ある雑誌の「忘れられない先輩教師」という随想欄に、「C先生の板書は生きていた」と題して次の文章が載っていました。「…子供は水を打ったような静けさの中で、かたずを飲んで板書を見つめ、だれ一人目をそらす者がいなかった。」これを読んで私も少しでもC先生を見習おうと、板書の技術向上に打ち込んでいるのですが、思うような板書ができないで悩んでいます。どんな点に気を付けたらよいのでしょうか。

A (1) 生きた板書

「C先生の板書は生きていた」というのは、おそらく消してしまうのが惜しいような板書だったからではないでしょうか。本来、板書とはそういうものです。

よい板書にするためには、十分な準備が必要です。あなたもこの点に気付かれて、努力しているようですが、思うような板書ができるようになるには、次に掲げる板書の「ポイント」を押さえておくことが大切です。

(2) 板書の教育的意義

ア 学習内容の要点・重点の意味を含んでいること。

イ 学習内容の継続的指示であること。

ウ 1枚の板書で、子供の学びの思考過程が明らかにされること。

(3) 板書のタイミング

ア 授業の導入段階などで学習活動を指示したり、ねらいや課題を提示したりするとき。

イ 学習内容で児童生徒に強調したい事項があるとき。

ウ 児童生徒にとって学習内容についての理解が困難なとき。

エ 話し言葉だけでは児童生徒にとって理解が困難なとき。

オ 学習内容の発展的展開をしたいとき。

カ 授業の途中や終わりの段階で学習内容のまとめや学習内容の定着を意図するとき。

生きた板書にするためには、そのタイ

ミングを誤らないようにしなければなりません。たとえ書いた内容は同じであっても、タイミングよく書いたのと、タイミングをはずしてしまったのでは学習効果に差が生じます。早過ぎると児童生徒は、受け入れの用意が整わないことがあります。また、反対に遅過ぎると、せつかく盛り上がった気持ちがしぼんでしまいます。

なお、文字は、丁寧に正しい筆順で書くことが基本であることを常に心掛けることです。

11 「ノート指導」での留意点

Q 「授業中にとったノートが家庭学習などであまり役立たない」という子供たちの声を聞き、どう指導したらよいか悩んでいます。ノートが、学習した事柄を理解させたり定着させたりしていくためにも大切であることは分かっているのですが、ノート指導をする上で、どんな点に注意したらよいのでしょうか。

A (1) ノート（学習帳）の機能とノート指導の意義

相田小学校元校長（豊岡市但東町相田）東井義雄氏は「村を育てる学力」の中で、ノートには様々な機能があると言って、次のことを挙げています。

ア 書き取り練習や計算練習などをノートで行う。

イ 教師の板書したことなどをノートに書き取り、記憶の助けとする。

ウ 友達の発言や自分で調べたことを、ノートにメモしておく。

エ 自分で感じたこと、思ったこと、考えたことを文章に書いて整理し、ノートに保存する。

オ 問題意識をもって書き、書きながら考え、考えながら書くことによって、自分の考えを明確にし、考えを伸ばしていく。

カ 児童生徒の感じたことを思い切り吹き出させるために、ノートに文章を書かせる。

教師は、学習のねらいによって、以上

のようなノートをとることの機能を生かすように指導することが大事です。

(2) ノートの指導

児童生徒が主体的に学習に取り組むようにするためには、計画的な指導が必要になってきます。では、そうした指導はいつ行えばよいのでしょうか。もちろん、ノート指導は毎時間の授業で行うことが必要ですが、特に、その成果を期待するには、年度初めにノート指導のための時間を設定して、次のようなことをしておくことが効果的です。

ア なぜノートをとることが大事なのか、児童生徒と話し合いながら、基本的な事柄を教えます。

イ 前述したことのうち、特に「A(1)エ」について指導します。つまり、後の学習で役立つノートにするためには、ただ板書事項だけを写すのではなく、気付いたこと、調べたこと、自分で考えたことなどについても書き込むことの大切さを教えます。

(3) ノートの評価

ノート指導の成果をあげるには、一人一人への指導や助言が大切です。形式的な「検印」で終わらせることのないよう心がけたいものです。授業の中では、ノートに書いたことを発表させたり話し合わせたりすることや机間指導を通して、励ましや助言を与えたりすることができます。また、学習内容に関する意見、考え、感想などが書かれたノートは、児童生徒一人一人の学習状況を把握する貴重な資料となります。児童生徒も教師も十分にノートを活用することが大切です。

12 ICT機器等を効果的に活用するときの配慮事項

Q 校長先生に授業を見ていただいたときに、「ICT機器を活用すれば、もっと効果的な授業ができますよ」という助言をいただきました。しかし、どのように活用すればよいかわからず、悩んでいます。どのような点を心掛けたらよいのでしょうか。

A(1) ICT機器の特徴

ICT機器を利用するためには、授業のねらいを踏まえ、次に挙げる機器の特徴を把握する必要があります。

ア 拡大提示装置（電子黒板、プロジェクター、実物投影機等）は、教材を拡大して見せるためのツールとして使われます。

イ タブレットPCは、一斉授業での提示用、グループ学習、協働学習、個別学習等で使うことができます。

(2) ICT機器の機能

ア 児童生徒の興味を喚起し、積極的に学習活動に取り組ませることができます。

イ 学習意欲を高めることができます。

ウ 経験を拡大し、深化して、学習内容の実感を伴う理解を図ることができます。

エ 理解や思考を助け、知識や技能を確実なものにすることができます。

オ 児童生徒に共通な情報を与えることができます。

(3) ICT機器の活用例

大型提示装置やタブレットPCの活用例を以下に挙げます。

授業内容を振り返る	前時の学習を振り返り、本時の学習につなげる
わかりやすく説明する	説明図を拡大提示し、書き込みをしながら説明する
興味・関心を高める	画像や動画を映す等、興味・関心をもつようにする
実演を行う	教師の実演を実物投影機で提示する
児童生徒が発表する	個人またはグループで調べたことを発表する

(4) 大型提示装置と黒板の使い分け

すべての授業で、大型提示装置を使うということではありません。それぞれの特徴を生かして、上手に組み合わせるなど工夫することが大切です。「大型提示装置と従来の黒板の使い分け」の考え方は次のとおりです。

	大型提示装置	従来の黒板
提示に適するもの	従来の黒板では表現できない動画、写真、実技等	文字や簡単な図等
提示内容	準備した教材を瞬時に提示	時間をかけずに書けるもの、児童生徒の発言内容
提示時間	短時間で書き消しする、再提示する	しばらく残しておく内容、ノートを取らせる内容

1.3 児童生徒の励みになる通知表

Q 児童生徒を見ていますと、各学期末に受け取る通知表（通信簿）が自分の成績の全てであるかのように受け取る傾向も見られます。たとえ評価が下がったとしても、通知表を手にした児童生徒が、さらに意欲をもって次の学期へ向けて頑張るようになるには、どうしたらよいでしょうか。

A (1) 「通知表」の意義

「通知表」は指導要録とは異なり、公簿ではありませんが、学校から家庭へ知らせる児童生徒の教育に関する大切な情報です。学校での学習や生活の状況、変化や成長の記録であり、その後の学習や生活に役立てていくものです。教師・学校と児童生徒・保護者をつなぐ役割があります。

「通知表」には、決まった形式がありません。学校がそれぞれ工夫して作成することになります。

(2) 「通知表」の評価のポイント

- ア** 一人一人の普段の学習や生活における言動、学習成果をよく観察し、記録を積み重ねておくことが大切です。
- イ** 目標や評価規準に照らして一人一人の現状を把握し、学期や学年にわたる変容や成長をとらえるようにします。
- ウ** 一人一人のよい点や可能性、努力し

ている点、成長している点、改善が必要な点等を把握し、所見・通信欄を活用して具体的に伝えるようにします。

(3) 「通知表」を指導に生かす

「通知表」は、児童生徒が自らの生活や学習を振り返り、新たな目標や課題をもつきっかけにしていかなければなりません。そのためには、「通知表」を手渡す前後に、場を設定して、教師が適切な指導を行う必要があります。

指導を学級活動や学級での指導として学級全体で行うことは効果的です。自己評価や児童生徒の相互評価を工夫して取り入れることで、自分の生活や学習の様子を改めて見つめ直し、自分のよい点や可能性を自覚させ、意欲を向上させることにつながります。

また、児童生徒と個別に話し合い、個に応じた適切な指導を行うこともたいへん重要です。評価の資料等を基にしながら、自分の学習や生活の状況を振り返らせ、新たな目標や課題をとらえて、その後の学習や生活に意欲がもてるよう導いていきます。その際、児童生徒のよい点や努力の過程を認め、励ますことを基本とします。その上で、改善・向上のための具体的な方法を明らかにしていくことが肝要です。

児童生徒の「通知表」の評価は、「教師自身の指導に対する評価」でもあります。教師は自らの指導を振り返り、その改善に努めていかなければなりません。

1.4 学校図書館の活用

Q 研究会などで児童生徒の主体的な学習を促す必要性が強調され、その対応の一つとして学校図書館利用の促進がしばしば聞かれます。学校図書館を有効に活用するにはどのような手立てを考えたらよいのでしょうか。

A (1) 学校図書館の機能

学校図書館は、一般の図書館とは異なり、いわゆる教育図書館の性格をもっています。そのため、学校図書館には以下

の3つの機能が期待されます。

○「学習センター」としての機能

児童生徒の学習の深化や自主的な学習を促す。

○「読書センター」としての機能

読書を通じて、豊かな感性や情操を育む。

○「情報センター」としての機能

教員の研修や教育活動を援助したり、学校における多彩な文化活動を推進したりする。

こうした機能は、全教職員が図書館利用による学習活動や文化活動を意図的、計画的に教育活動に位置付けて実践を進める心構えをもたなければ十分には発揮されません。

(2) 学校図書館の活用指導

小学校及び中学校において、国語の教科指導の中に本や文章を選んで読むことが重要視されています。

ア 学年段階による利用指導の重点

○ 小学校低学年

読書指導を中心として、図書や図書館への親しみや、図書館を利用する楽しさを味わわせる。

○ 小学校中学年・高学年

各教科や総合的な学習の時間の学習と直結させ、学校図書館を活用した学習活動を積極的に年間指導計画に位置付け、効果的に活用していく。

○ 中学校・高等学校

教科等の指導目標や指導内容に応じて学校図書館を活用した学習活動を積極的に年間指導計画に位置付け、課題学習や自主学習に取り組めるようにする。その結果、主体的に資料の検索・選択、効果的に活用する能力を培い、レポート作成や研究発表に役立てる。

イ 読書指導

読書指導については、各教科等の指導や学級活動・ホームルーム活動などを通して計画的に読書指導を進めることが望ましく、目的に応じた読書方法や、主体的、創造的な読書態度などが身に付くようにし、読書の習慣化を図ることが大切です。そのためには学級文庫の設置や

利用、推薦図書の選定、図書紹介（ブックトーク）、読書会、読書感想文の指導や発表会などが有効な方法と言えます。

また、発達の段階に応じた読み聞かせや朝の一斉読書等を通して、児童生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせることが大切です。



埼玉県マスコット「コバトン」

II よりよい児童生徒の生活を考える

1.5 指導の仕方に差がある場合の生徒指導

Q 児童生徒が学校のきまりに違反したとき、個々の教師の指導方法や指導内容に差が見られるため、いざ自分が指導するというとき、戸惑うことがあります。生徒指導を進めていくには共通理解・共通実践が大切と聞いていますが、指導上どのようなことに留意したらよいのでしょうか。

A (1) 全教職員が歩調をそろえて進める効果的な生徒指導

個々の教師が、それぞれの基準で異なる指導をしているのは、効果的な生徒指導を行うことは難しいでしょう。学校のきまりを守らせる指導であっても、問題行動への対応の仕方であっても、学校全体が具体的な指導のよりどころとなる一つの方針に従って指導する、つまり全校一致の体制で臨まなければ、学校の中が混乱してしまいます。いかなる事情があろうと、全教職員の共通理解のもとに、歩調をそろえて指導に当たることは、生徒指導の原則です。このため、各学校では、具体的な対応マニュアル等を作成し、取り組んでいます。

(2) 指導上の留意点

しかし、現実には教師によって指導方法や指導内容に差がある場合が見られます。そうした中で生徒指導を進めるのはなかなかたいへんですが、新任教師として取り組む上での留意点をいくつか挙げてみます。

ア 校内に指導の不一致が見られるときは、自分だけの考えではなく、学年主任や生徒指導主任に相談したり、管理職から指導を受けたりして取り組むようにします。

イ 指導する上で迷いが生じたときは、自分だけの考えではなく、学年主任や生徒指導主任に相談します。例えば、直面している身近な問題事例について、どのような指導が適切か、他の人の意見を聞くなどして、共通理解に基づく指導

の姿勢を明らかにします。

ウ 指導の不一致で一番被害を受けるのは児童生徒です。指導の不一致により児童生徒の信頼を損なうことは絶対にあってはならないことです。

エ 児童生徒が遅刻を繰り返すような場合、本人にただ注意を促すだけの指導で終わらせず、遅刻をせざるを得ない理由や原因に目を向けて、改善策を共に考えていくようにします。また、確かな指導体制により、教師の役割分担を明確にした指導を進めます。

オ 個々の教師が指導する場合と、共同で指導する場合ははっきり区別します。全教職員で指導する場合には、共通実践できるよう、共通理解を図っておきます。具体的には

- ① 全員が意見を出し合い、互いに傾聴し、指導の手立てを見出すことです。
- ② 協議を通して、全員が同一歩調で指導できる方法を見出すことです。
- ③ 決定した事項については、個人的に反対でも、全員が実行することです。

1.6 基本的な生活習慣を身に付けさせる指導

Q 小学校低学年では、挨拶や返事などがしっかりと身に付いていないことがあります。こうした基本的な生活習慣も、学校で指導しなければならないのでしょうか。また、そうであれば、その指導はどのようにしたらよいのでしょうか。

A (1) 身に付けさせたい基本的な生活習慣

基本的な生活習慣は、人間の態度や行動の基礎になるもので、児童生徒にとって、社会的な自立や自己実現のためにたいへん重要なものです。個人的な生活習慣（朝一人で起きる、顔を洗うなど）については家庭で十分に身につけるべきことですが、集団生活や社会生活に関する生活習慣（時間を守る、挨拶をするなど）については学校における指導も必要です。

基本的な生活習慣の内容についての例として、具体的には、次の事項があり、家庭と学校の両面からの指導が大切です。

- けじめのある生活ができる
 - ①時刻を守る
 - ②身の回りの整理整頓をする
- 礼儀正しく人と接することができる
 - ③進んで挨拶や返事をする
 - ④丁寧な言葉遣いを身に付ける
- 約束やきまりを守ることができる
 - ⑤学習のきまりを守る
 - ⑥生活のきまりを守る

〈参考文献〉「規律ある態度」(県教育委員会)

(2) 基本的な生活習慣の指導

基本的な生活習慣を身に付けさせるためには、児童生徒の発達段階に応じて、習慣化されるまで継続した指導を行うことが大切です。食事・睡眠・排泄・衣服の着脱・衛生などの習慣ができていないときは、学校で補完しなければなりません。

ところで、基本的な生活習慣の指導は「習慣化」に重点があります。特に小学校低学年では、児童は生活経験も少ないので、具体的な行動の模範を示し、一つの正しい行動様式を身に付けさせることが大切です。挨拶をする習慣も毎日行うことから身に付きます。指導者としては「ねばり強く」、「必ずできるまで」の指導姿勢が必要です。

ただし、指導が一方的にならないよう、本人の意志で習慣化に導くような「動機付け」を工夫する必要があります。それには道徳教育との関連などにも配慮し、学年が進むにつれて、基本的な生活習慣のもつ意味・必要性・価値などについても考えさせるようにしたいものです。また、1日の活動の流れを掲示するなど、児童が見通しをもって生活できるようにすることも必要です。

17 忘れ物をなくすための指導

Q 小学校4年生で、忘れ物を繰り返す子があります。その都度注意しているのですが、その時は「はい、気を付けます」というものの、翌日また別の物を忘れ、そのたびに注意をするのですが、効果が上がりません。どうしたらよいのでしょうか。

A (1) 忘れ物をする原因

忘れ物の原因は、多くの児童生徒に共通しているものと、児童生徒によって異なる

ものがあります。効果的に指導するためには、その児童生徒なりの原因をつかむことが必要です。それらの手掛かりとなるものをあげると次のようになります。

- ア** 依存心が強く、ルーズな生活態度はないか。
- イ** 連絡事項をよく聞いたり、掲示板をよく見て行動したりしているか。
- ウ** 必要な事項についてメモをとる習慣が身に付いているか。
- エ** 忘れ物の種類に目立った傾向が見られるか。
- オ** 家庭に帰ってから、翌日の準備をする習慣が身に付いているか。
- カ** 生活支援などを必要とする家庭環境であるか。

(2) 学級(ホームルーム)担任としての指導の手立て

児童生徒一人一人に連絡帳を持たせ、次の日の授業の内容や準備する物などを記録させる方法があります。小学校の場合は、できれば学級で同じ様式の連絡帳を用意させて、その様式に合わせて黒板に枠どりをしておくと、児童生徒が黒板の内容を迷わず書くことができるので便利です。

また、帰りの会の時に、次の日に持ってくる物の説明をしたり、各自が正しく連絡帳に書いているかを見届けたりすることも大切です。さらに、持ってくる物の見本を並べて示す方法も、忘れ物をなくすことばかりでなく、興味・関心を高める上でも効果のある方法です。

さらに、連絡帳に書いても家庭に帰ってから連絡帳を開かないようでは無意味になります。そこで毎日見る習慣が身に付くまでは、必ず家の人に見てもらって、見たというサインや押印をしてもらえるよう、家庭の協力を得るようにしましょう。

(3) 忘れ物をなくすための指導の留意点

忘れ物をしたことに対して罰を与えることは好ましいことではありませんが、時には、忘れ物をしたときの不便さを体験させたり、人から物を借りると、貸してくれた人にたいへん迷惑をかけることを分からせたりすることも大切です。また、忘れ物を家庭に取りに行かせることは、交通事故などにあう危険があるばかりでなく、学校管理の面からも問題がありますので、学校全

体で方針を決めておく必要があります。さらに学校生活から逃避したい気持ちから、わざと忘れてたり、家庭で工面できずに「忘れること」を繰り返したりしていないか、留意する必要があります。

18 授業や活動の始まる時刻を守らせるための指導

Q チャイムが鳴っても休み時間の延長のように廊下で遊んでいる児童生徒がいます。教室に入るように指示しても素直に入ろうとする態度の見られない児童生徒もいます。どのように指導したらよいでしょうか。

A(1) 心の触れ合いのある学級づくり

まずは、毅然とした態度で、教室に入るよう指導することです。授業は学校で一番大切なものだということを、教える必要があります。

次に、集団行動をとれるように、学級としてのまとまりを工夫することが必要です。学級には人を育てる機能があり、まとまりのある学級には、教師と児童生徒、児童生徒相互の間に心の触れ合いを通して高め合う雰囲気があります。

心の触れ合いを育てるには、次の点に留意する必要があります。その一つは、「言葉を通しての心の触れ合い」です。それは、互いの意見を認め合い、話し合いを深めることです。例えば、指示・伝達の場合でも、教師から一方的に話すだけでなく、児童生徒の意見や感想を述べ合う機会を多くつくることによって心は開かれるものです。

二つには、「共に考えることや協同作業を通して得る心の触れ合い」です。学級行事や学校行事を行う際に、児童生徒と共に考え、準備し、実施することを通して心の触れ合いが生まれます。

三つには、「共通の活動を通じた心の触れ合い」です。例えば、学級活動でゲームやスポーツのようなものを取り入れると親しみを感じるようになります。言葉よりも共通の活動の方が、心が通じる場合があります。心と心の触れ合いを通して、学級の児童生徒同士が同一目標に向かって連帯感を強め、集団行動なども速

やかにとれるようになるものです。

(2) 他の教師と協力して行う指導

チャイム着席ができていない状態が学校全体に蔓延している場合、一人の教師の努力だけでは効果は得にくいものです。このような場合、教職員の共通理解の下、学年や学校全体で取り組むことが必要です。ある学校では、児童生徒が、職員室から教室までの教師の移動時間を見計らって廊下に群がる悪い習慣が身に付いていて、なかなか直りませんでした。次のような取組で、これを直したそうです。

ア 教師全員が始業、終業の時刻を守る。

教師はチャイムが鳴る前に職員室を出て、教室の中でチャイムを聞くようにし、終わりのチャイムも守りました。

イ 共通実践による指導を進める。

チャイム着席をしない児童生徒には、必ず指導することを教師間で確認し、全ての教師が実践しました。

ウ 巡回指導を行う。

授業の空いている教師は、チャイムと同時に、学年ごとに廊下を巡回し、チャイム着席を指導しました。

19 遅刻の多い児童生徒への指導

Q 度々遅刻をする児童生徒がいます。その度に遅刻をしないよう指導していますが、「だれにも迷惑をかけていない」「欠席よりはましだ」などと反抗することもあり、困っています。どのように指導したらよいでしょうか。

A(1) 遅刻はよくないことと理解させる

学級内に勝手気ままに遅刻する児童生徒がいると、その学級は集団としてのまとまりがなくなります。まとまりのない学級生活が続くと児童生徒に情緒不安が生じ、学級内での学習及び諸活動の成果が思うように上がりません。その意味で、遅刻は他人にも迷惑をかけていると理解させる必要があります。また、定刻に集合することは、社会生活において時刻を守るという意味で基本的なルールです。実社会に出る前に基本的な生活習慣を十分に身に付けることが必要であることを理解させます。

(2) 遅刻の原因を探り、指導の対策を立てる

遅刻の指導では、単なる注意だけでは指導の効果は上がりません。遅刻の原因を調べ、指導の方法を再考する必要があります。本人に係るものとして、怠け心によるものなのか、周囲に対する反抗なのか、何か健康上の問題があるのか、また、学校に係るものとしては、特定の曜日と関連はあるか、家庭に係るものとしては、保護者のしつけが不十分なためか、家庭のやむを得ない事情によるものかなど、その原因を探ることが大切です。

原因を探る手立ては、学校生活のあらゆる機会を通じて話しかけるなどコミュニケーションをとり、よりよい人間関係づくりを図ることです。また、保護者と本人を含めて話し合いをもつことも大切になります。

なお、中・高校生の場合は、心理的に親から独立したいという欲求が強いため、本人が三者面談を拒否する場合、事態を悪化させないように、保護者に働きかけるなどの配慮が必要です。いずれにしても、全ての児童生徒は、心の中ではよくなりたいという気持ちをもっていると考え、その気持ちに訴え、前向きに改善するための指導をしていきます。

(3) 遅刻指導の組織的な取組

遅刻を放置すると、やがて常習化してしまいます。放置することで遅刻者の数が増し、集団化し、担任一人の取組では指導が困難になります。生徒指導部または学年の教師が中心となって、他学年・他学級の教師や養護教諭等との連携を図りながら、一人一人の教職員の役割を明確にして指導に当たることが必要です。

20 休みがちな児童生徒への指導

Q 病気ではないのですが、欠席の多い児童生徒がいます。登校の折には繰り返して注意をしたり、頑張るよう励ましてきたりしましたが効果はありませんでした。どのように対応したらよいのでしょうか。

A (1) 欠席の原因の理解

学校を休むのは、怠け心によるものとは

限りません。身体的な理由以外に家庭の都合や学校生活の悩みによる場合もあるかもしれません。時には、児童生徒自身も上手に説明できない漠然としたものであることもあります。

ア 面接の実施

原因を考えると、本人から事情を聴き取ることが何より大切です。もしかしたら本当の理由を、最初は話してくれないかもしれません。また、様々な要因から理由を説明できないこともあります。それでも、そのとき話せることを誠実に受け止め、児童生徒のおかれた状況を少しでも理解しようとする姿勢が必要です。

イ 周囲からの情報収集

親しい友人や、中学校・高等学校の場合は教科担任や部活動の顧問からも、日頃の様子を聞いてみることも児童生徒の理解に役立ちます。また、家庭訪問で様子を見たり、保護者と面談したりすることも有効です。

(2) 学習指導の工夫

欠席をすると学習が遅れ、それが嫌になり、また欠席するという悪循環が生まれます。

ある担任は、休みがちな児童生徒の家庭を訪問する中で、「授業が分からない」という声を聞いたので、お互いに励まし合える協働的な学習を取り入れたり、その児童生徒に合う教材を用意したりして、その児童生徒なりの学習達成のプログラムを作って、これに挑戦するよう支援しました。さらに、学習が一番遅れている科目を選び、保護者の理解を得て、相談室などを利用し、毎日放課後30分間の勉強をさせることにしました。これを継続することによって休みも減り、効果があつたと報告されています。

21 頻繁に保健室へ来る児童生徒への指導

Q 私は養護教諭です。毎日のように保健室へ来る児童生徒がいます。そのたびに検温をしたり体の様子を聞いたりしていますが、病気ではないと思われます。本人への対応や学級担任への連絡をどのようにしたらよいのでしょうか。

A (1) 来室動機の把握

来室する児童生徒の中には、

- ア 病気や負傷で来る者
- イ ある決まった時間や授業になると「先生、頭が痛い」などと訴えてくる者
- ウ 廊下で保健室の様子をうかがいながら室内に児童生徒がいないと入ってくる者
- エ 休み時間になると決まった顔ぶれで来てはおしゃべりをしている者
- オ 「ただなんとなく」「漠然とした理由」等で来室する者

などがいます。イ～オの理由で、来室する児童生徒の中には、おそらく、養護教諭と話したい、さらには心身の問題などについての相談相手になってもらいたいなどの願望をもっている者も多いと思われます。来室する動機によって対応の方法がいろいろと違いますので、来室の真意を押さえる必要があります。

なお、本当に病気が隠れている時もありますので、誤った判断をしないように丁寧な対応をしましょう。

(2) 児童生徒の気持ちの支援

来室する動機がどうであれ、この児童生徒への対応としては、まず体調を心配して優しく声をかけ、これをきっかけにして本人の言い分や悩みなどを受容し、児童生徒の存在を認め信頼関係をつくります。「信頼できる先生」と児童生徒が思ったとき、初めて本音が出てきます。

しかし、受容することと甘やかすことは違います。チャイムが鳴ったら原則として教室へ戻らせるなど、毅然とした態度で対応し、優しく諭しつつ、学校のきまりは守らせるようにします。また、保健室利用のルールを明確にして、日常から児童生徒や他の教師、保護者に理解してもらえるようにしておくことも大切です。

(3) 学級担任や他の教師との連携

児童生徒との対応で得た情報のうち、自分一人の指導では限界を超えと思われる内容（例えば犯罪に関わること、生命に関わること等）については、担任・管理職・生徒指導部などへ必ず報告し、連携を図り対応します。

なお、養護教諭は、その職務の性質上、保健室にいたることが多くなります。情報が集まる職員室にも足を運び、多くの教職員

と児童生徒についての情報を交換し共通理解に努めましょう。

2.2 反抗的な児童生徒への指導

Q ちょっと注意してもカッとなり、大声を出して反抗する児童生徒がいます。この児童生徒のために学級も落ち着きません。どのように指導したらよいのでしょうか。

A (1) 特定の教師に反抗する場合

特定の教師だけに反抗し、他の教師とはよい関係を保っている場合、反抗の背景としては、価値観や考え方の相違による苛立ち、こじれ、注意のされ方の不公平感による反発、授業が分かりにくいなど教え方に対する不満をもっていることなどが考えられます。

そのような場合、誤解等から感情のこじれが生じていることが考えられますので、気持ちが通じ合うことによって解決できます。そのための手立てとしては、あなたの指導に対して、児童生徒がカッとなって暴言を発したとき、その態度の非を責めることを一時保留し、「言いたいことがあれば話してごらん」、「何が気にいらないの」などと、じっくり傾聴し、ゆとりのある態度で児童生徒に接することが考えられます。その場で話がすぐに聞ける場合もありますが、もし黙っているようであれば「あとでまた話そう」などと、話のできる機会をもつようにします。

このようにして、教師と児童生徒が本音で語り合える「場」「状況」「雰囲気」をつくるのが大切です。そして、児童生徒の言いたいことに耳を傾けながら折をみて、教師も自分の気持ちを語っていきます。児童生徒は自己主張しながらも自らの非に気付く、さらに、あなたの生き方に触れ、考え方を知ることによってあなたの指導を受け入れるようになるでしょう。反抗する児童生徒ほど、心に安らぎを求めているのですから、安心して話合いのできる機会や場を早急につくるようにしましょう。

一方、短気な性格による反抗であることが判明した場合は、感情的にならないように、静かでゆったりした口調で話しかけ、気持ちを落ち着かせてから、話を進めるよ

うにします。相手によって態度を変えることなど、児童生徒に不公平と感じられることのないように注意が必要です。

(2) どの教師にも反抗する場合

一人の教師だけでなく、どの教師の注意にも反抗する場合、反抗の背景には、幼児期から年齢に応じてつけられるべき自己規制が身に付いていない、大人全般への不信感をもっているなどの背景があることが考えられます。

このような児童生徒は、一人の教師だけの努力では行動が改まりません。家庭の協力も得ながら学校全体で組織的に対応する必要があります。ある学校での実践例では、「教師に対する反抗が見られたときには、どの教師も必ず注意する」「まちまちの対応を避ける」「家庭でも親に対する口のきき方の悪い場合があったら、必ず注意してもらおう」など具体的で実行可能な指導を継続して行いました。この対応は、保護者と学校の連携に基づいた再学習とも言うべきもので、効果が上がったと報告されています。

2.3 規則を守らない児童生徒への指導

Q 2学期になり、学校の中に派手な髪型の児童生徒が数名出てきました。また、他の児童生徒にも服装の乱れが見られるようになりました。どのように指導したらよいのでしょうか。

A (1) 行動の背景にある考え方や環境の理解

児童生徒は、教師のとっている態度の中で「公平さ」ということに極めて敏感に反応します。例えば、えこひいきがあったり、児童生徒の短所ばかりを指摘してさげすんだりするような態度を最も嫌います。こうした態度があるとしたら、児童生徒は教師を信頼せず、何度注意されても規則を守る気持ちが起きません。どんな不正も許さない毅然とした態度と、厳しさの中にも温かさがあり、一人一人を尊重している教師の言動によって校内の秩序が保たれ、規則が遵守されます。

髪型や服装の違反などをする児童生徒の心理状態には、自己主張、欲求不満のはけ口、劣等感の解消、大人や規則への反発な

どが見られます。そこで指導方針としては、第一に、違反行為に対して毅然とした態度で認められない行為であることを告げ、直す必要のあることを伝えます。第二に、違反行為の背景にある児童生徒の考え方を理解するために、本人や保護者と繰り返し話し合います。第三に、社会の現実や規則の必要性を教えます。第四に、教師自身の行動も大切です。力で押さえ付けることが、別の形、例えば喫煙や器物損壊などの行為として現れる場合があるので、学校生活や進路などへの関心・意欲を高め、やる気を起こさせる指導が必要です。

(2) 個別的な指導と全体的な指導の組合せ

規則遵守の指導では、違反者だけでなく全校児童生徒への指導も同時に行います。

A 個別指導

集団生活に規則は必要だと明言した上で、児童生徒の言動に注目して言い分を十分に聴き取ります。裏切られてもあきらめない粘り強い指導から、次第に心の交流ができるようになります。

イ 学級での指導

学級内での孤立感や劣等感がますます違反の状況を悪くする場合があるので、全員の前での厳しい注意は避け、あとで個別に指導します。改善の兆しが見えたら励ましたり、褒めたりします。また、係や仕事を任せて責任をもたせることで自尊心を高め、学級内での存在感を与えます。そうした仕事を通して、約束を守ることや助け合うことの必要性を理解させることも大切です。

ウ 全校・学年指導

学級や学年によって対応に違いを生じさせないように指導基準を確立します。

2.4 落ち着きのない児童生徒への指導

Q 授業中落ち着きがなくキョロキョロしたり、出歩いたり、他の児童生徒に話しかけたりする児童生徒がいます。どう対応したらよいのでしょうか。

A 多くの教師が解決に向けて時間をかけて努力していますが、その中の効果的な指導例、支援例を次に述べます。

(1) 原因の見極め

ア 実態の調査

特定の教科や場面で落ち着きがないのか、全ての場面において落ち着きがないのかを調べます。さらに、児童生徒の具体的な行動や教師の指導に対する反応などについても、注意深く調べます。

イ 背景の調査

児童生徒の生育歴、病歴、親子関係、友人関係などの他、学業成績や諸検査の結果なども調べます。前担任と連携を取り合うことも大切です。

ウ 児童生徒への接し方の配慮

児童生徒は仲間や教師に認められなかったり、授業が分からなかったり、欲求が満たされなかったりしたときに落ち着かなくなります。教師の言葉や行動が児童生徒の心には敏感に響きますから、きめ細かな配慮をすることが大切になります。

エ 保護者との信頼関係の構築

保護者の協力と家庭生活の中での継続的な指導がないと、指導効果は期待できません。保護者に学校で新たに身に付いたよさなどを伝えるなどして子育てに自信をもたせ教師が保護者とともに最善の支援を考える話し合いができるようにします。

(2) 原因に応じた指導・支援

ア しつけ不足で善悪が判断できない児童生徒の場合

必要な養育を家庭で受けていないために、規律ある生活習慣が身に付いていない場合があります。この場合は、一つ一つの具体的な場面で取るべき正しい行動を教え、それができたら褒めます。

イ 気持ちが不安定な児童生徒の場合

学習面、友人関係、親子関係などで不安や心配があると、特異な行動が現れることがあります。学習面では、本人の理解度やつまずきの箇所気付かせ、授業形態や発問を工夫し、分かる楽しさを体験させます。

また、友人関係を観察し、からかいや仲間はずれがないか、細心の注意を払います。親子関係では、保護者の態度が変わると児童生徒の行動が変わる場合も多く見られます。保護者の過保護や過干渉、あるいは情緒の不安定さなどに留意し、児童生徒の発達の段階に応じた接し方や自主性を伸ばす方法などについて保護者と共に考えます。

ウ 原因が発達障害等にあると考えられる児童生徒の場合

特異な行動が顕著に見られる場合は、特別支援教育コーディネーターや養護教諭などに相談し、支援方法の検討及び相談の結果、病院や専門機関等に相談するように勧める必要が出てくることもあります。その際、管理職に報告し、保護者の心情にも十分配慮する必要があります。

2.5 教室にいつも一人でいる児童生徒への指導

Q 学習の成績や行動面では特に問題はないのですが、仲間に入れずにいつも一人でいる児童生徒がいます。できる限り声を掛けたり友人づくりの援助をしたりしているのですが、効果が上がりません。どのように対応したらよいでしょうか。

A (1) いろいろなタイプの児童生徒の存在 いつも一人でいる原因を考えると、

ア 一人でいることを気にせず、一人でいることを好む場合

イ 他の児童生徒と話をしたり遊んだりしたいのだが、一緒に遊べなかったり、その機会をつかめなかったりする場合

ウ 仲間はずれがある場合

エ かん黙傾向や自閉的傾向がある場合などが挙げられます。

児童生徒の行動を見ていると、ア～エが単独で現れる場合や、幾つかの要因が組み合わせられて現れてくる場合とがあります。他の教師から情報を得たり、保護者と連絡をとってこれまでの経緯や保護者が抱える心配やその背景などを正確に把握したりして、情報を指導に生かすようにします。そのような配慮をしないで働きかけをすると、学校嫌いや不登校などの原因になることもあるので注意が必要です。

(2) 対応のポイント

ア 一人でいることを気にしていない児童生徒への対応

児童生徒のこうした行動は、他との関わりをもととする意欲が低い場合に多く見られます。だからと言って、すぐに他の

児童生徒と関わらせようとして声をかけるのではなく、帰宅後の様子、前学年までの様子や友人関係などの情報を集めます。それから無理なく他の児童生徒と関わる方法を検討していくことが大切です。

ここで考えられる方法としては、一緒に行う作業を多くしたり、スキンシップのとれるゲームやスポーツをできるだけ多く行い、さまざまな機会に言葉を掛け、関わりを深めたりしていきます。

こうした個人的な関わりの後に、グループになじませ人間関係づくりのスキルを体験的に学習させていきます。

しかし、精神的に発達の早い児童生徒は、協調性もあり、一人でいても安定している場合もあります。一律に対応するのでなく、児童生徒の個性を見極めて対応していきます。

イ 一人でいることを気にしている児童生徒への対応

こうした児童生徒は、本当は他の児童生徒との関わりをもちたい欲求がありながらも、うまく関われなかったり、関わり方が分からずに困っていたりすることが考えられます。そうした児童生徒には、面接など様々な機会を通して心の内を聴き出すようにします。

その際、教師が留意すべきことは、できるだけ指示、命令は避け、児童生徒自身に自分が今後実行可能なことを考えさせ、教師がその解決に向けての支援役になることです。そして、児童生徒自身に仲間と一緒に物事に取り組めるような人間関係づくりのスキルなどを学習させます。まずは、身近な友人への働きかけからはじめ、徐々に大きな集団への働きかけを行っていきます。

ウ 仲間はずれがある場合の対応

いじめの疑いを視野に入れ、児童生徒に寄り添った対応をしつつ、他の教員からも情報収集するなどして、児童生徒のおかれている状況を把握します。

26 不登校と思われる児童生徒への指導

Q 不登校のうち不安など情緒的混乱が原因だと思われる児童生徒やその保護者に対して、どのように見定め、対応したらよいのでしょうか。

A (1) 不登校の前兆

不登校とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」を言います。次のようなことが起きたら、不登校の前兆と考えられますので、早急に対応する必要があります。

- ア** 欠席や遅刻・早退が次第に増えてくる。
- イ** 朝食や給食を食べたがらなくなる。
- ウ** 授業中ぼんやりしている。
- エ** 口数が減る。
- オ** 教室に居づらいと言う。
- カ** 人の目を気にする。
- キ** 身体の不調を訴え保健室に出入りする。
- ク** おどおどした態度をとる。
- ケ** 登校前になるとよくトイレに行く。
- コ** 不眠を訴える。
- サ** 登校前に頭痛や腹痛を訴える。

などです。

こうした兆候の背景に、気分の落ち込み、対人的な悩み、不安の高まり、自信の喪失などが隠されていることがあります。したがって、教師は児童生徒のこれらの行動に気付いたら、あれこれ指示や助言をする前に、まず、ゆっくりと話を聴き、今気になっていることや感じている不安を受け止め、共に考えていく姿勢をもつことが大切です。

(2) 不登校の児童生徒の特徴と対応

不登校の状態が固定化することがあります。夜寝つけなく眠りが浅かったり、朝起こしても起きられなかったりします。逆に早朝に目が覚めてしまう例も見られます。また、自室に閉じこもり一人で過ごしたり、外出が困難になったりします。電話に出ることも嫌がります。家族とも話をしたがらず、イライラすることが多くなります。発熱や下痢などの身体症状が現れることも少なくありません。

このような状態に陥った場合には、児童生徒自身が心を休め、心のエネルギーを回復させることも大切です。友人に迎えに行かせたり、遊びに行かせたりするのは控えたほうがよいでしょう。家庭訪問の場合でも、本人や保護者の意向をふまえ、児童生徒の負担に注意しながら進めます。

保護者の心には不安や焦り、怒り、自責の念などが入りまじるので、教師は保護者と定期的に連絡を取り、その不安などをよく聴き取り、支えるよう努めます。

保護者との連絡を定期的にとることにより、児童生徒の心理的变化を把握し、登校へ向けての具体的な方法や開始の時期などを管理職や学年主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーなどと十分に話し合うことが大切です。保護者と教師の落ち着いた姿勢が問題解決につながります。さらに、教育センター等の専門機関の助言や支援を得ることも有効な方法となります。なお、専門機関や医師による診断を勧める場合は、管理職との十分な打合せが必要です。

27 こだわりの強い児童生徒への指導

Q Dさんは、とても得意なことがあり「〇〇博士」と言われています。一方、自分なりの独特な日課や手順があり、集団行動に参加できにくく、会話の仕方が一方的で、間合いがとれなくなることがあり、友達とのトラブルが絶えません。担任としてどのように指導すればよいのか困っています。

A Dさんには、他人とのやりとりや言葉の発達の遅れ、興味や関心に偏りがあるなど行動上の特徴が見られます。未発達な面や発達の偏りがあるものの、教師の適切な支援や周囲の理解により、好ましい対人関係が築けるようになります。

(1) 学習環境への適応

Dさんには、特性に応じた教育的配慮が必要だと思われます。したがって、学校や家庭生活における教育環境を大切にし、個別の指導計画を作成し、一貫性のある教育的支援をすることが必要です。

例えば、

ア 一日の生活の流れなどを視覚的に示して見通しを持てるようにする。

イ スモールステップによる達成可能な努力目標を提示し、プラス評価をする。

ウ 座席を担任の近くに置き、比較的關係のよいモデルとなる友達を隣の席にする。などにより、Dさんが安心して、精神的に安定できる環境を整え、活動に参加することができる配慮をすることが大切です。

(2) 担任との関わり

全体への言葉かけだけでは、指示が伝わりにくいことが考えられますので、わかりやすい簡潔な言葉を個別にかけたり、目に見えるように提示したりして行動の見届けをすることが大切です。さらに、Dさんの表情、動作や特徴的な行動などをよく観察してみましょう。これによって、何らかの意思表示を事前に察知できるようになります。本人の苦手さを十分に理解した上で、人との適切な関わり方について、Dさんの実行可能な範囲で具体的に指導することも大切です。

(3) 家庭との連携

Dさんの家庭環境を理解し、健康状態、身辺自立、基本的な生活習慣などについて、家庭との連携を十分に図りながら、継続的に指導しなければなりません。また、校長、特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任などとも相談したり、特別支援学校のセンター的機能を活用したりするなど、組織的に対応するとともに、保護者と連携を図りながら、より適切な教育的対応を講じていくことが大切です。

28 選択性かん黙の児童生徒への指導

Q Eさんは、現在小学校5年生です。4年生の3学期に父親の仕事の関係で転校してきて以来、学校では声を出したことがありません。何事にも消極的で、表情も乏しいのですが、4年生から同じクラスだった2、3人の友達とはうなづく程度のコミュニケーションはできています。

Eさんは選択性かん黙の子供と考えられますが、どのような指導をしたらよいのでしょうか。

A (1) 選択性かん黙の背景要因の理解

選択性かん黙とは、言語能力はあるのに、学校などの特定の場面や特定の人に対して、話すことができない状態を言います。家庭ではよく話すことが多いので、保護者が気付かない場合もあります。

選択性かん黙に共通する要因として、家庭外での対人的緊張と不安が強いことがあげられます。したがって、Eさんへの対応としては、話そうとしても話せないという緊張や不安、恐怖心を取り除くようにすることが重要となります。話ができるようになることを急ぐあまり話すことを強要したり、話さないことを理由に叱ったりするなど強引に言語表現を促すことは逆効果です。むしろ、根底にある不安を理解することが大切となります。

(2) 温かく受け入れられる集団編成の工夫

例えば、班の構成メンバーについては、親切で物事にこだわらず、いつも明るい児童生徒や同じクラブに属している児童生徒などと同じ班にするなどがよいでしょう。ただし、担任は班の児童生徒にあまり負担のかからないような配慮をする必要があります。

また、具体的な対応については、発達障害・情緒障害通級指導教室担当者など専門的な知識を有する者に相談することが大切です。

(3) 心を開き、対人関係での緊張を和らげる手立て

担任は、さりげなくEさんが心を開いてくるような手立てを考えることが大切です。Eさんと接する時間を作り、少しずつ関わりを多くするようにし、担任と一緒にする仕事をつくり、その仕事を通して心を開かせるように努めます。

言葉は出さなくても児童生徒は話をよく聴いています。Eさんのよい面や得意な分野に気を配りながら話をすることも大切です。

(4) 自信をもたせ、自己表現できるような場面づくり

絵画や造形など言語に依存しない学習活動を活用することも大切です。例えば、図画工作で作った作品のよいところを褒め、保護者から感想を求めるなどもその一つです。その他、Eさんのよい面を認めるように心掛け、Eさんが意欲的、主体的に活動

するような場面を自然な形でつくるのが大切です。

29 遠足（旅行）・集団宿泊的行事などの実地踏査をする上での留意点

Q 私は現在、小学校5年生を担当していますが、今度、学年で実施する遠足の実地踏査に行くことになりました。遠足・集団宿泊的行事などの実地踏査では、どんなことに注意すればよいでしょうか。

A (1) 遠足（旅行）・集団宿泊的行事のねらいの把握

学習指導要領に示された遠足（旅行）・集団宿泊的行事のねらいから判断して、具体的には、次のような意味を読み取ることができます。

ア 校外の豊かな自然や文化に触れる体験をしたり、文化・経済・産業・政治などの重要地を直接見聞したりすることにより、学校における学習活動を充実発展させること。また、広い知見と豊かな情操を育成すること。

イ 校外における集団活動を通して、教師と児童生徒、児童生徒相互の触れ合いや自然との触れ合いを深め、また、基本的な生活習慣や公衆道徳等についての体験を積むことによって、互いを思いやり、共に協力し合うなど、人間関係を築く態度を育てること。

(2) 実地踏査に行く目的の把握

遠足（旅行）や集団宿泊的行事などの実施に当たっては、普段の授業の数倍の力が注がれるものです。したがって、実際の行事の実施が最大限の効果を期待できるかどうか、教室を離れての学習をするにふさわしい所か、さらに、安全面、衛生面などについて調べておくことが必要です。

そこで、実地踏査においては、どんなことを調べてくればよいか(3)の事項を踏まえて事前に検討し、はっきりした目的をもって行うことが大切です。また、できる限り実施当日に近い状況下で調査することも大切なポイントです。

高等学校においては、修学旅行の実地踏

査は原則認められていません。仲介する旅行業者に(3)の事項を十分に確認させ、安全確保には万全を期す必要があります。なお、校長が必要と認め、県教委との事前協議で認められる場合に実施できます。

(3) 実地踏査での確認事項

- ア コース…道順、道路の状況、歩行の危険の有無、所要時間、自然・社会的状況
- イ 日程…行程の余裕の確認
- ウ 交通機関…交通事情、乗換駅等の状況
- エ 休憩・昼食場所…場所の適正と安全確認、トイレの数、人数掌握の難易、飲料水の可否、雨天の避難場所
- オ 雨天の場合の対策…コース(避難経路)や日程の変更、休憩や昼食場所
- カ 不測事態の発生時の対策…現地の医療機関、警察署、保健所、タクシー会社等への電話番号等連絡方法の確認
- キ 見学場所等…見学に要する時間、方法、指導事項、必要な資料の収集、安全性の確認
- ク 宿泊場所(修学旅行などで集団で宿泊する場所)…施設・設備の安全状況・非常口・非常時の避難経路・避難場所などの確認

30 「清掃指導」を行うときの留意点

Q 清掃の時間になると、児童生徒は解放された気分になるためか、何度注意しても真剣に取り組もうとしません。早く終わったからといって、校庭へ出て遊んでしまいます。どのように指導したらよいのでしょうか。

A(1) 清掃は教育活動の重要な一場面

学校における清掃活動は、単なる施設・設備の保全のためではなく、役割を分担して学習の場をきれいにすることを通して、「働くことの尊さ」、「仲間との協力」、「仕事に対する責任」等、児童生徒に集団の一員としての在り方を考えさせ、日常の学級生活の実践の場としても位置付けることができます。しかし、「清掃の時間」と聞いただけで、児童生徒は「やらされる」「やらされた」という気持ちになりがちなもの。そこで、教師がまず心がけることは、この「やらされる」という気持ちを

「進んでやろう」という気持ちに高めさせる工夫をすることです。

(2) 「清掃条件」の整備

- ア 教師が率先して清掃するように努め、実際の場合を通して具体的に「ほうきの使い方と掃き方」「ぞうきんのかけ方とすすぎ方、絞り方」などを丁寧に教えます。
- イ 何をどのようにやっていいかわからず、送っている場合があるので、いつ、どこを、だれが、どのように清掃するのかといった役割分担を明確にします。
- ウ よりよい清掃のために、めあての確認やお互いに助言できるような工夫をして、清掃の大切さを実感させます。
- エ 清掃用具の状況をチェックして、必要な用具がきちんと準備されているように配慮します。
- オ 家庭での手伝いなど、集団の一員として役割を果たすことの大切さについて、学校と家庭の双方で指導します。

31 勤労生産・奉仕的行事のねらいと進め方

Q 勤労生産・奉仕的行事とは、どのようなものですか。また、指導に当たってどのようなことに気を付けたらよいのでしょうか。

A(1) 勤労生産・奉仕的行事の目指すもの

「勤労生産・奉仕的行事」とは、勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動など社会奉仕の精神を涵養する体験が得られるような活動を行うことです。

ねらいは、学校内外の生活の中で、勤労生産やボランティア精神を養う体験的な活動を経験することによって、勤労の価値や必要性を体得できるようにするとともに、自らを豊かにし、進んで他に奉仕しようとする態度を育てることにあります。

(2) 活動を進める上での配慮事項

勤労生産・奉仕的行事には、飼育栽培活動、校内美化活動、地域社会の清掃活動、公共施設の清掃活動、福祉施設との交流活動などが考えられますが、地域の人々との連携を図り、児童生徒の体験的な活動を豊

かなものとするために、学校の教育活動について、積極的に地域の人々に理解してもらう必要があります。

これらの活動では、全学年あるいは複数の学年の全児童生徒が、同時に活動する機会が多いので、それぞれの学年の発達の段階の特性を的確に把握し、画一的にならないようにすることが望まれます。さらに、児童生徒に自主的な活動意欲をもたせることが大切であり、活動によっては、児童生徒の意見や考えを反映させたり、創意工夫を生かしたりできるようにすることが大切です。

また、「思いやりのある児童（生徒）の育成」等の教育目標や、指導の重点の具現化を図るためには、各教科、道徳科、外国語活動・外国語、総合的な学習（探究）の時間及び特別活動と有機的な関連を図ることが肝要です。

次に、この活動で留意したいことをいくつか述べます。

- ア** 活動の教育的意義を理解し、進んで活動できるように指導する。
- イ** 活動で収穫したものの扱いについては、生産の喜びを味わえるような指導をする。
- ウ** 児童生徒の発達の段階を考慮して計画実施する。その際、安全面に十分配慮する。なお、清掃箇所ポイントを絞り、清掃週間として通常の清掃時間で扱う方法もある。
- エ** 教師も一緒に体験するという姿勢をもって指導する。
- オ** 一般的に行われている大掃除は、勤労面を重視して行う場合、勤労生産・奉仕的行事として取り上げることも可能である。

3 2 生徒指導における地域や関係機関との連携

Q 問題行動を重ねる児童生徒がいますが、保護者の教育力に不安があるため、効果的な指導ができません。指導する上で地域や他機関との連携が必要だと考えられますが、どんなことに配慮して指導や対策を進めたらよいでしょうか。

A (1) 地域や他機関との連携の重視

生徒指導を進める上で、地域や他機関と協力・連携を図ることは大切なことです。特に、保護者の教育力に不安があるときや期待がもてないときは、地域や他機関へ積極的に協力を求めることが必要です。

また、最近の児童生徒の問題行動の背景には、児童生徒の意識と行動の質的变化が加わっており、児童生徒の心理面に関する専門的な判断の必要性や学校だけでは対応できない新たな問題が増えてきていることを十分に認識する必要があります。

(2) 適切な判断の下の積極的な連携

地域や他機関と連携して指導していく場合、次のことに留意することが大切です。

- ア** 地域や他機関との連携の必要性が生じたとき、決して個人的な立場で行動しないことです。生徒指導に関する問題を一人で解決しようとする「抱え込み」の意識は、必ずしも良い結果に結びつきません。他機関との連携が必要となる生徒指導上の問題が発生した場合は、教頭、学年主任、生徒指導主任などと共通理解を図り、さらに校長の指示を受けて行動します。
- イ** 他機関へ相談をするときは、学校内での指導記録を整理し、学校組織の中で十分検討した上で適切に判断します。事例によっては、役割分担を明示しつつ、主たる対応を別の機関にゆだねる場合も考えられます。

学校・家庭・地域社会が情報共有をしっかりと行い、児童生徒の健全育成に向け、積極的な連携を進める必要があります。

(3) 問題行動の種別や要因による連携先の決定

保護者の抱えている問題が経済的な事由による場合は、民生委員・児童委員、福祉事務所などの機関に、また家庭環境に問題がある場合は、児童相談所、児童自立支援関係の施設などの機関に、生活面の問題であれば総合教育センター、教育相談所、そして、非行面の問題については、警察署などというように、ケースに応じて最適の連携先を選ぶことも大切です。

今後は、地域の学校警察連絡協議会（学警連）や小・中・高等学校等合同生徒指導委員会などの組織の活性化を図るとともに、スク

ールソーシャルワーカーを活用した関係機関との積極的な連携ができる体制づくりを進めたいものです。

3.3 校内で発生した児童生徒のけがや事故に対する処置

Q 先日、休み時間に児童生徒がけがをしたので、すぐに保健室で養護教諭に手当をしてもらいました。幸い軽傷だったので、ほっとしましたが、もしこれが大きなけがだったら…と、想像したら急に不安になってきました。児童生徒がけがをしたときの処置はどのようにしたらよいのでしょうか。

A (1) 学校における救急処置

学校における救急処置とは、学校の管理下で発生した傷病に対して、救命・悪化防止・苦痛の軽減を目的とした一時的な処置を行うことです。内服薬を与える事や同一傷病に対する継続的な処置は、救急処置の範囲を超えるものです。

また、救急処置を必要とした疾病についての情報を収集して分析し、保健指導等で再発を予防する教育的な意義もあります。

(2) 緊急連絡体制の周知

突発的な傷病発生に際して、適切かつ冷静な対応が行えるよう、各学校では緊急連絡体制が整えられています。

まず、日頃から自校の危機管理マニュアルや校内緊急連絡体制について把握し、全ての教職員が共通の認識をもつことが大切です。

(3) 救急処置の順序

救急処置は次のような順序で進めますが、それぞれの段階で児童生徒に保健指導を行うことも大切です。

ア 主訴の聴き取り／状況把握

事故が起きたときには、慌てず落ち着いて対応します。本人が症状を訴えてきたときは本人から主訴を聴き、本人でなく通報者が来たときにはその報告内容から傷病の程度を判断します。

イ 観察

以下のことを速やかによく観察します。

- ・現場周辺に危険がないか
- ・意識の有無
- ・呼吸の有無

- ・脈拍の有無
- ・出血の有無
- ・顔色
- ・その他（けいれん、四肢の麻痺や運動障害、激痛など）

ウ 処置

当該児童生徒を保健室に搬送することが困難な場合は、養護教諭に連絡し、事故現場での対応を協力して行います。その際、教師は当該児童生徒のところから離れないで、周囲への協力を求め（周囲の職員に応援を求めたり、他の児童生徒を連絡に行かせたりします。）、ためらわずその場でできる処置を行います。状況によっては、AEDを準備し、心肺蘇生を実施します。

また、アドレナリン自己注射薬（エピペン®）を処方されている児童生徒には、呼吸器症状等アナフィラキシーショック症状がみられる場合には、エピペン®をすみやかに使用し、救急車を要請します。使用したエピペン®を持って医療機関を受診します。

養護教諭の在・不在に関わらず、傷病発生時は、その場にいる者が最善の処置を行わなくてはなりません。「救命の連鎖」（予防・早期認識と通報・一次救命処置・二次救命処置と心拍再開後の集中治療）を理解し、傷病者に対処する必要があります。

エ 事後措置

- ・記録（事故発生の状況、処置・対応の状況の事実及び時系列の整理）
- ・報告・連絡（校長・教頭・学年主任・保健主事などの関係者へ）
- ・手続き（事故報告、(独)日本スポーツ振興センターへの手続きなど）
- ・職員への報告（同様の事故発生を防ぎ、対処方法を他の職員が知るためにも、事故発生状況、処置の状況等について）

(4) 留意すること

ア 首や顔部、頭部のけがの場合は、専門医へ受診するようにします。（後で急変したり、後遺症が残ったりすることもあるため。）また、軽微なけがであっても、観察を継続すること、状況によっては専門医の受診を勧めます。

イ 自分が処置・対応している間に二次災害が起きないように、他の教職員に協力を

求めましょう。他の児童生徒に動揺を与えないように、事故現場から遠ざけるなど配慮することも大切です。

ウ 医療機関に搬送するときは、保護者に連絡し（養護教諭が対応している場合は養護教諭と連携して）、具体的に状況を伝えます。保護者に過度の不安を与えないように気を付けます。事故の発生状況についても保護者に連絡します。その際は、事実について十分把握しておくことが重要です。その後も保護者との連絡を密に取り、信頼関係を保つよう心掛けます。保護者への連絡は、電話だけでなく、直接出向いて伝えることも必要です。保護者の心情に配慮し、誠意をもって対応しましょう。

なお、軽微なけがの場合でも、けがをした状況や処置について保護者に連絡しておくといいでしょう。

保護者への対応については、学年主任や校長、教頭、関係者等に相談しながら行いましょう。

エ 危険な場所や壊れた遊具・用具などがないか、常に点検を行い、整備にも気を配ることが必要です。それとともに、児童生徒には用具の安全な使い方や危険などについて指導します。

オ 自分自身がいざという時に適切な処置や対応ができるよう、救急法の研修・講習等で必要な知識や技術を身に付けておくことも重要です。

カ 傷病者の容態が重篤と判断される場合は、迷うことなく救急車を要請しましょう。



埼玉県マスコット
「さいたまっち」

Ⅲ よりよい学級（ホームルーム）をつくる

3 4 学級（ホームルーム）担任としての心掛け（※以下、「学級」のみの表記とする。）

Q 校長先生から「あなたに2年3組の学級担任をお願いします」と言われました。私はたいへんうれしく思いましたが、反面、不安な気持ちになりました。最初の児童生徒との出会いから日々の心掛をどのようにしたらよいのでしょうか。

A (1) 開かれた学級経営〈学級経営案の作成〉

学校の教育活動は全て組織で行われるものです。学校教育目標を達成するために、学校・学年経営を踏まえ、学年主任や他の学級担任と連携を取りながら、学級経営目標を設定し、具現化のための計画を立案しましょう。

特に、指導要録等、学級の児童生徒の実態を把握するための資料を確認し、指導上配慮を要する児童生徒が在籍する場合には、保護者や関係する教員等と十分な連絡を取り合い、新学期に備えましょう。

また、保護者や児童生徒に対し、学級経営の方針を分かりやすく説明するための資料（シラバス等）を作成しましょう。相互理解を深め、保護者と一体となって児童生徒を育てる姿勢が最も重要なことです。

さらに、学級経営の評価項目を事前に示すことも、信頼関係を築くためには有効です。

(2) 児童生徒との人間関係づくり

まず、担任教師として自らの心を開いていくことが大切です。担任としての思いや願い、学級経営目標を、児童生徒に分かりやすい言葉で説明する努力をしていきましょう。

次に、年度当初の学級活動の時間に児童生徒とともに学級目標を決めましょう。児童生徒の思いや保護者の願いが込められた学級目標を決めることで、「この学級をみんなの力でよりよい学級にしていこう」とする自立心が芽生えてきます。

話し合い活動を中心とした「学級の組織づくり」、「学級の問題の解決」、「学級集会活動（レクリエーション）」などの議題（題材）で学級活動を行い、集団や社会の一員として

の自覚を深めさせることも大切です。そして、きれいに清掃した教室に花を飾り、児童生徒の作品を掲示するなどの教室環境にも配慮しながら、児童生徒が安心して学習や生活ができるような学級づくりを心掛けましょう。

また、毎日児童生徒全員に一言でも声をかけるよう心掛け、特に元気のなさそうな児童生徒からは、心配事や悩みなどがないか、よく話を聴くことも重要です。このことは、いじめなどの生徒指導上の問題の未然防止や早期の発見・対応のためのサインを見極めるきっかけにもなります。

そして、児童生徒とのやりとりは記録にまとめ、整理することで、その日一日の児童生徒との関わりを振り返るとともに、児童生徒の理解を深める貴重な情報となります。このように、児童生徒をよく見て、声をかけながらよい点を見出し、認め、励ましながら毎日を送るように心掛けましょう。

(3) 保護者との連携

学校教育は、校内で完結するものではありません。児童生徒のよい点を伸ばし、欠点を改めていくなど児童生徒に対する指導の在り方については、保護者と共通理解を図る必要があります。連絡を密にとり、学級通信や保護者会、家庭訪問など相互の交流を通して、保護者と信頼関係を築いていくことが重要です。

3 5 学級目標を立てる上での留意点

Q 学級経営では、学校の教育目標を具現化させるような学級目標を立てることが大切とされていますが、どのような点に留意して、設定し実践していったらよいのでしょうか。

A 学級目標を設定し実践するには工夫が必要です。目標の羅列であったり、それらを単に教室に掲げておいたりするだけで、その実現のための具体的な手立てがないために、うまく機能しない場合があります。そのため、次の点に留意しておく必要があります。

(1) 学級目標の設定

学級目標は学校の教育目標、学年目標と関連させることが大切です。

学級目標は担任としての方針をはっきりさせ、児童生徒の実態、保護者の学校に対する期待などを十分把握して設定します。ですから、4月早々に、慌てて設定するのではなく、実態を見据えた上で設定することが大切です。

(2) 児童生徒が取り組める学級目標

ア 児童生徒の学級への期待感、貢献する気持ちの育成

例えば、「なかよく」という学級目標を設定する場合でも、小学校低学年では「クラスのとちとなかよくしよう」、高学年では「学校の友だちとなかよくしよう」というように、児童生徒にどんな学級・学校にしたいか、児童生徒の抱負について十分に話し合わせた上で、発達の段階を考慮して、決めていくことが大切です。

イ 学級目標を実現させる指導

担任は学級目標の実現に向けて漠然とした指導ではなく、児童生徒の行動目標を決めるなどして、実現に向けて積極的に取り組むことが大切です。その際、次の二点について考慮し、実践することが必要です。

(7) 学級目標の具体化

学級目標が児童生徒に具体的に理解されるために、発達の段階に応じた表現、例えば、「友だちと仲よく」という目標ならば、自分は、この学級目標実現のために何をすべきかということが分かるようにすることが大切です。

(イ) 学級目標実現への具体的な活動

目標実現に向けての具体的な活動計画を立てることが大切です。例えば、学校行事や学年行事などの中で「私たちの学級はどのように参加し、どう取り組むのか」ということを具体的に計画し、活動することです。また、毎朝あるいは短い期間内に評価できる目標を活動に取り入れ、常に実践活動を振り返り、改善しながらこれを達成しようとするのが大切です。

36 まとまりのある学級づくりの具体策

Q 先輩の先生に「学級づくりで大切なことは、児童生徒に、自治的な態度をもたせることです」と言われました。学級の現状は、一人一人の関心がバラバラでまとまりがなく、学級内の仕事なども進んでできず、指示を待って行う状態です。子供が自主的、自発的に行動し、学級としてまとまりのある行動を生み出すには、どうしたらよいでしょうか。

A (1) 学級の生活目標をつくる過程の重視

まとまりのある学級をつくるための方法の一つに生活目標の設定があります。以下の点に留意しながら、児童生徒にも話し合わせて、どんな学級にしたいかなどの願いを盛り込み、担任と児童生徒の気持ちが結集されるようにつくり上げ、運用していくことが大切です。

- ① 生活目標は、毎日の生活の中で常に意識されるよう具体的な言葉や表現等で表す。
- ② 日々の学級の活動を生活目標に照らして点検・確認する。
- ③ 重点目標を、学期毎あるいは月毎につくって、当面の課題を適切に取り上げる。
- ④ 生活の目標が達成されたときは、学級全員で喜びを分かち合う。

こうして自分たちの学級は自分たちの手でつくっていくのだという意識を、いつも喚起しておくことが必要です。

(2) 触れ合いの場の設定

児童生徒は、先生と一日に一度は話したいという気持ちをもっています。そこで大切なことは、学級担任として児童生徒との触れ合いの場を多くもつことです。そのために、日々の声かけはもちろんのこと、休み時間などは一緒に遊んだり、スポーツをしたり、楽しいことを一緒に行ったりします。

また、清掃時間などにおいては、ともに働き、その中で声をかける機会をもつようにします。このように、児童生徒と一緒に過ごすことで、心の交流が深まるとともに、児童生徒一人一人への深い理解と学級の実態把握ができ、学級の課題解決の糸口が見つかるものです。

ただ、教育の仕事は、根比べの面もあり、

時には待つことも必要です。児童生徒はそれぞれに悩みや苦しみをもちながら、強く生きていこうと努力しているのです。教師は、待ちの姿勢と長い見通しをもった温かい目で児童生徒一人一人を認め、励ましながら指導していくことが大切です。

(3) 学級活動等への積極的な参加

学級活動をはじめとして、児童会活動・生徒会活動、学校行事、クラブ活動・部活動などへ積極的に参加するように勧めることが大切です。学級生活向上のために係活動を活性化させたり、全員で役割を分担し、協力して楽しい集会活動を行うなどしたりして、その成果をしっかりと見届け、認め励まし、学級への所属感を深めることが重要です。そのためには、活動のための時間、場所を決めておいたり、活動に必要な用具（紙やペン等）を準備しておいたりするとよいでしょう。これらの経験が、学級の中での協力的な態度や積極的な活動を生み出す力となり、児童生徒は自ら活動する中で成長していくものです。

3 7 係活動、当番活動の指導

Q 学級の係活動や当番活動の仕事に対して、児童生徒の取組が活発ではありません。児童生徒が役割意識をもち、学級の中でよりよく活動するためにはどのようなことに配慮し、指導・援助する必要があるのでしょうか。

A (1) 「係活動」と「当番活動」の特質

「係活動」は、児童生徒が自主的に役割を分担し、協力して、学級生活の充実と向上を目指す活動です。また、児童生徒の創意工夫に満ちた主体的な活動を通して、学級生活がより楽しく、明るく、豊かになることをねらいとしています。

「当番活動」のねらいは、集団生活を維持することにあります。児童生徒全員が輪番で仕事を分担し、取り組みます。教師が意図的、計画的に活動内容を編成したり、指導したりするところに係活動との違いがあります。

(2) 仕事の内容とその必要性の理解

担任になったとき、児童生徒に、自分たちの学級をどのような学級にしていきたいか、そのためには何をどのようにしていけばよ

いかについて全員で十分話し合わせ、考えさせるようにします。その際に、教師が学級をよりよくするためのビジョンをもち、「自分たちの学級にはどのような仕事が必要で、その具体的な内容は何か」を柱に、児童生徒のアイデアを取り入れていくことが重要です。

係活動や当番活動は、自主的、実践的に取り組むことが大切ですが、当然担任の適切な指導が必要です。特に注意したいことは、児童生徒の活動が滞ったときです。担任があせって、強制的にやらせようとする、自主性を阻害し、かえってやる気を低下させてしまいます。担任には「待つ心」も必要です。どこに原因があるのか、しっかりと見定め、その上で意欲を高める指導をしていく必要があります。

(3) それぞれの係や当番への協力

係活動、当番活動は、目標にどれだけ近づいたかという視点と、個人としてどれだけ集団に寄与し、貢献したかという視点から考えさせていくことが大切です。

例えば、係活動に対して自分はどんな点で協力や工夫ができたかを新聞づくりを通して考えさせます。また、仕事をしたらシールを貼るなど、働きぶりを見える化していくことも意欲につながります。

一人一人の児童生徒が係活動や当番活動についての役割意識をもち、責任を自覚して学級の仕事に取り組むとき、学級は活発になり、魅力あるものになります。一人一役を定めて協力して当番活動に当たらせ、みんながいろいろな体験をすることができるように工夫をすることも大切です。児童生徒は、認められることによって、意欲的になります。

学級の中で一人一人の児童生徒の取組をしっかりと見取り、適切に評価し、認め励ますとともに更なる指導に生かす「指導と評価の一体化」を図っていくことで、児童生徒は自己有用感や学級における所属意識を高め、係活動や当番活動はより自主的、実践的な活動となります。大切なことは、教師が活動のよき理解者であるとともに、支援者であることです。

38 「朝の会」「帰りの会」のより効果的な運営の仕方

Q 朝の会・帰りの会（高校はSHR）は時間が短いため、どうしても連絡や担任からの注意など事務的になりがちです。もっと効果的に活用して、児童生徒を生かす学級活動にしていくには、どんな点に注意して指導していったらよいでしょうか。

A 毎朝、児童生徒は、今日一日に期待をもって登校してきます。そして児童生徒同士の出会い、学級担任と児童生徒との一日の出会いが朝の会です。気持ちのよいスタートが切れるよう心掛けましょう。

帰りの会は、児童生徒が一日の授業を終えた安堵感の中で、その日の反省や連絡などを行う時間です。一人一人の心の安定を図り、明日への希望につなげていく配慮が大切です。このようなことから、朝や帰りの会は短時間ですが、学級経営や学級活動、児童生徒を生かす係活動を考える上からも大事な時間です。運営に当たっては、児童生徒の実態を考えて、ねらいを明らかにし、活動を継続することによって、生活の習慣化が図られるようにしたいものです。

(1) 指導事例

朝や帰りの会で、プログラム化が必要な主要項目を次に挙げます。

【朝の会】

- ・挨拶
- ・出席確認と健康観察
- ・連絡（今日の予定は忘れずに）
- ・生き生きとした一日の出発を促す話

【帰りの会】

- ・一日の反省
- ・連絡（明日の準備）
- ・心のこもった話
- ・挨拶

他に時間の許す限り、次のような内容を組み込んでみましょう。

- ・「本の紹介や感想」など、テーマを決めた一分間スピーチ
- ・クラスの歌や今週の歌（今月の歌）
- ・スポットニュース
- ・今日の一句、今日のことわざ紹介

- ・今日の「キラリ賞」（頑張っていた友達）の紹介（※特定の人ばかりに偏らないよう配慮が必要）など

なお、児童生徒の発表などには、励ましの言葉を添え評価することが大切です。

(2) 指導のポイント

- ① 出席確認と健康観察は、必ず学級担任が一人一人の顔を見ながら呼名をし、表情や顔色、返事の声などに気を配る。
- ② 常に新鮮な企画をして、マンネリズムに陥らないようにする。
- ③ 司会などはできるだけ児童生徒が行い、普段発言の少ない児童生徒にも発言の場を与えるようにする。
- ④ 学級（ホームルーム）活動との関連を図りながら運営を進める。

39 学級担任として、座席を決めるときの留意点

Q 多くの学級では、学年、学期の始めなどに座席の決定が行われます。また、児童生徒から座席替えの希望が出されることもあります。そのような場合、担任としてどのような点に留意したらよいでしょうか。

A 児童生徒にとって、自分の座る席の位置は、重大な関心事です。例えば、友人や先生からの距離、窓際か廊下側か、黒板の見やすい場所か否かなど様々です。そこで、担任は、一人一人の児童生徒の学校生活がより充実するように、座席を決めなければなりません。そのためには次のような点を考える必要があります。

ア しっかりした指導観

座席の位置は、教師が様々なことを考慮して決めることが原則です。しかし、児童生徒からは、いろいろと個人的な希望が出やすいものです。この場合、児童生徒の希望や言い分などについて、十分に耳を傾けることは大切ですが、安易に流されず、教師はしっかりした指導観をもって、適切に対応することが必要です。

イ 学校生活の節目へ配慮

学期の始めなどでは、新たな気分で学習に取り組めるようにするために座席替えも必要です。また、多くの友達と関わ

り、友人関係を深められるようにすることが重要です。

ウ 保健管理上の配慮

児童生徒の身長・座高・聴力・視力などの健康面からも配慮する必要があります。身体に合わない机や椅子があった場合には、調節が可能なものは担任自らで調節し、そうでないもの場合は、担当の教員等に申し出て交換してもらいます。

エ 学習指導上の配慮

様々な学習形態に対応でき、学習の能力が上がるように座席の配置を考えることが必要です。

オ 生徒指導上の配慮

学級内の和を大切にす、新しい友人をつくる、学級の仲間と助け合う、沈滞した雰囲気を変換することなどを意図的に考えて、座席を決定することも大切です。また、特別支援教育の視点からの配慮も必要です。

40 学習意欲の低い学級の指導

Q 私が担任している学級の児童生徒は、授業中何となく落ち着きがなくてザワザワしており、授業に集中しません。他の先生からは、学級全体に学習意欲が見られないと指摘されました。どう指導したらよいのでしょうか。

A 児童生徒にとって安心でき、気持ちの落ち着き、意欲的に学習できる環境をつくることは、担任の重要な役割の一つです。多くの担任がよりよい学級経営を目指して、あなたと同じように悩み、努力しています。

学習意欲は、児童生徒の心理状態に左右されることが多いと言われています。児童生徒に落ち着きがなく活気が見られないなどの背景には、学級の雰囲気、学級内の人間関係、生活・学習上の規律、授業の進め方、学習形態、担任との関わりなどの要因が考えられます。

(1) 心に安らぎを与える学級

学級の雰囲気は、担任の影響の他に、児童生徒同士の間関係も大きく関わっています。児童生徒の中に次のような状況はありませんか。「一部の児童生徒の勢力に振り回さ

れてしまい、他の者の意見が通らない。真面目な行為が認められず、正直な児童生徒が損をしている。無責任な言動や規則違反が多い。からかいや仲間はずれ、グループ化が目につく。学級全体に関わる仕事をしない。児童生徒の意欲が抑圧されている。教師に対して反発したり、逆に甘えたりして従わない。」これらの現象が見られたら、次の点に留意して指導に当たります。

- ① 人間関係をよくするために、グループ編成や座席の配置、友人関係の調整などに努める。
- ② 互いの力を認め合い、創造性を引き出すために、学校行事や学級活動などを利用して、一人一人が活躍できる場や、グループでの協働的な活動の企画を意図的に作り、担任も積極的に参加する。
- ③ 学級内の環境整備や規律維持に努め、最低限守るべきことがらを約束させるなど、毅然とした態度で指導に当たる。
- ④ 学級会や帰りの会などの中で、友達のよさ紹介し合い、認め合える活動を取り入れる。

(2) 積極的に取り組める学習指導の工夫

- ① ノートなどを提出させる機会に日頃感じていることを記し、担任の意図を伝える努力をする。
- ② グループ学習の中で互いに意見を交換して学び合わせ、仲間との触れ合いや問題解決の喜びを味わわせる。
- ③ 評価をする時には問題解決の過程を重視し、努力した点を称賛して認めるとともに、児童生徒自身による自己評価を通して、自己の能力の再発見を促し、自信をもたせることなどを行う。

(3) 一人一人の児童生徒の尊重

児童生徒が、安心して自分の考えが言える学級では、担任が児童生徒の存在感を認め、児童生徒の話をよく聴いています。児童生徒の人格を認め、叱るべき場面では叱り、褒めるべき場面では褒めることを行うと、担任と児童生徒との間に信頼関係ができ、意欲が生まれてきます。

4 1 教室で動物を飼育することについての判断

Q 子供たちが教室で動物を飼いたいと言ってきましたが、どのような点に気を付ければよいのでしょうか。

A 動物一般の場合について考えてみます。児童生徒は、生き物に対して大きな興味・関心をもっています。動物と触れ合うことは、児童生徒の心を豊かにし、生命尊重の精神を培うことに大きな意義があります。教師は、児童生徒が動物の飼育を通して、生き物について、いろいろなことを学ぶことを積極的に支援し、指導していかなくてはなりません。しかし、教室で動物を飼育することは、児童生徒の希望だけではなく、様々な点から判断していく必要があります。

(1) 飼育に関する条件

ア 教育課程への位置付けの有無

飼育の意義、目的などが、教育課程に明確に位置付けられていて、年間指導計画も作成されている必要があります。

イ 管理や繁殖、施設や環境などへの配慮

動物の飼育には、その動物の習性を考慮することが必要です。その際、地域の獣医師と連携して、動物の適切な飼い方についての指導を受けるなどして、常に健康な動物と関わることができるようになります。

ウ 教育活動への配慮

教室で飼育をする場合、児童生徒の関心が本来の学習活動から離れ、集中力がなくなるようでは困ります。また、動物の嫌いな児童生徒にとって、恐怖心を抱く状態では、教育的効果も望めません。このような点からも、動物の飼育を考える必要があります。

エ 衛生面への配慮

動物によっては、排泄物、悪臭、ダニの発生、脱毛、換羽などの問題があり、日常の衛生面で当然配慮されなければなりません。また、児童生徒の動物アレルギーや感染症などについて、事前に保護者と連絡を取り合うなどの配慮も必要です。

(2) 飼育を通じた学習目的の明確化

教師は、動物の飼育を学習の一環として考え、児童生徒に何を学ばせるのかを、明らかにしておくことが大切です。その上で、飼育

の必要を認めても、担任の判断だけで、飼育を決定するのではなく、必ず、管理職の判断を仰ぐことが必要です。

また、飼育した動物は、最後まで責任をもたせること、休業日の世話や病気、死んだときの対応をどうするのかなどをはっきりさせておくことが大切です。

4 2 家庭訪問の留意点

Q 初めて家庭訪問をすることになりました。どのような準備をし、どのような点に注意して訪問したらよいのでしょうか。

A (1) 訪問の目的の明確化

家庭訪問は、児童生徒の家庭環境や家庭生活などを直接保護者を通して知り、学校における指導に役立てるとともに、保護者との相互理解や信頼関係を深め、あわせて具体的な指導について共通理解を図り、協力を求めるためのものです。

学校では、ある期間を設けて全校一斉に行ったり、その他必要に応じて行われたりすることもあります。いずれの場合でも、訪問して実際に見聞きしなければ分からないことなどを把握するとともに、保護者の子供への接し方や育て方、期待などについてよく聴き、指導に生かすことが必要です。

(2) 訪問に当たっての留意点

- ① 学校の基本的な方針に沿って計画的に実施する。
- ② 事前に訪問の方針・目的などを文書などで保護者に知らせ、訪問日時の上承を得る。
- ③ 湯茶等の接待は不要である旨を事前に連絡しておく。
- ④ 指導要録や個人調査票などに目を通し、訪問時における聴き取りの要点を整理しておく。
- ⑤ 訪問時間は、始まりと終わりの時間を守り、なるべく短くし、それぞれの家庭によって差が生じないようにする。
- ⑥ 児童生徒の家庭生活を軽率に批判することは慎み、また、他の家庭との比較をしないようにする。
- ⑦ 家庭訪問によって知り得た事項は慎重に取り扱い、守秘義務（地公法第34

条)に留意する。

- ⑧ 保護者に違和感を与えるような服装での訪問は避ける。
- ⑨ 問題行動に関わる場合は、複数で訪問し、核心に触れるような話の切り出しには注意をし、感情的にならないように配慮しながら話し合いをする。
- ⑩ 校長、教頭の旅行命令を受けてから家庭訪問に行くようにする。

保護者からの質問に対して、即答できないことについては、調べたり、学年主任などに聞いたりして、終了後速やかに回答するようにします。また、訪問時の感想や家庭に対する一般的な要望を学級通信などを通じて知らせることも、保護者との連携を更に強める一助になるでしょう。

4 3 要保護世帯・準要保護世帯の児童生徒に対する配慮

Q 要保護世帯・準要保護世帯の児童生徒に対して、児童生徒の心を傷つけないように指導するには、どのような点に配慮すればよいのでしょうか。

A (1) 児童生徒の生活実態の把握

現行の生活保護法は、基本原理として憲法第25条の生存権保障を軸とし、国が定めた生活保護基準に該当する「生活に困窮する者」が一時的に受けられる公的扶助や保護を目的としたものです。保護者が、国や地方自治体などに申請し、審査を受け、認定された世帯を、要保護世帯・準要保護世帯といいます。具体的には、生活費や医療費、住宅・教育費などの支給、扶助などが行われています。

要保護世帯・準要保護世帯の児童生徒を担当した場合には、いたずらに児童生徒の生活内容にまで立ち入ることは、プライバシーの侵害にもなるので慎重な態度で対応しなければなりません。そのために、前任者からの引継事務をしっかりとしておくこと、児童生徒の家庭環境や生活の実態を家庭訪問などで早く把握することが必要です。

(2) 学級の中に差別意識が芽生えないような指導

生活保護世帯などには、国から、現金が一括して支給されるため、「教育扶助費」が生

活費の不足の一部に使われ、児童生徒の教育費に充てられない場合もあります。このため、給食費や諸経費が長期にわたり滞納される場合があります。

しかし、生活保護世帯に限らず、未納の児童生徒を責めたり、他の児童生徒の前で叱ったり、児童生徒を通して保護者に支払いの催促をしたりすることなどは、絶対に避けなければなりません。管理職、学年主任と連携して、担当の民生委員と相談し、家庭と十分話し合っ、児童生徒の学校生活に支障をきたさない解決方法を状況に応じて、個別に考えることが大切です。

時として、教師の不注意な言動が原因となって、いじめのきっかけになったり、不登校につながったりする場合があります。

4 4 社会科見学や遠足などの通知文作成上の留意点

Q 学年で「社会科見学」を行うことになりました。早速、保護者宛に通知を出すことになり、その事務を私が担当することになりました。どのような点に注意して作成したらよいのでしょうか。

A 社会科見学や遠足などの通知文も、「公用文」に準じて書くとよいでしょう。したがって、受け取る保護者の気持ちになって、心を込めて作成したいものです。では、どのような点に気を付けて書いたらよいか、通知文の例で、①②③…の順に説明していくことにします。（「通知文の例」参照）

- ① 通知文を出す日を明記しておきます。この時、例のように右上に元号で書くことが普通です。
- ② 授業の一環として行うものですから、「校長名」で出すことになります。したがって原稿のうちに学年主任に見せ、その後、校長の決裁を受けてから浄書し、印刷します。
- ③ 何の通知であるかが一目で分かるように、中央に件名を的確に書きます。
- ④ 文章は「です・ます」調で、やさしく表記します。特に、書き出しの部分は、要点を明確に記すようにします。
- ⑤ 「記」の中の項目には、伝達しようと

する内容（目的・目的地・期日・日程など）を明記しておきます。特に「費用」がかかる場合は、金額と集金方法を明示します。

- ⑥ 「付記」は、本文に付け加えて知らせる事項について、簡単に記しておきます。

通知文は、学校や学年を代表する文章です。正しい言葉で、誤字や脱字がないように気を付け、丁寧に書くように努めましょう。



埼玉県マスコット「コバトン」

(通知文の例)

	平成〇〇年〇月〇日	①
第〇学年 保護者 様		
	〇〇立〇〇小学校 校長 〇〇 〇〇	②
	社会科見学のお知らせ	③
	新学期がスタートして〇か月、子供たちの気持ちも成長に向かって高まっており、毎日元気に活動しています。	
	さて、先月の学校だよりでもお知らせしましたように、社会科見学を下記のとおり実施します。	④
	つきましては、この趣旨を御理解の上、御協力いただきますようお願いいたします。	
	記	
1 目的	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
2 目的地	〇〇工場 (所在地) ××× (電話) ×××	
3 期日	平成〇〇年〇月〇日 (〇) 雨天でも実施します。	⑤
4 日程	ア 集合時刻 午前 8 時 イ 集合場所 体育館前 ウ 出発時刻 午前 8 時 20 分 エ 学校到着時刻 午後 3 時 00 分 (予定) オ 解散 午後 3 時 20 分 (予定)	
5 持ち物	弁当、水筒、しおり、〇〇…	
6 費用	〇, 〇〇〇円 ※この費用は、旅行積立金から支出しますので、現金等による集金は行いません。	
7 付記	詳細につきましては、後日配布予定の「見学のしおり」にてお知らせします。	⑥

用語解説編

朝の一斉読書活動

人間は言葉により思考し、言葉によって他者とのコミュニケーションを図ります。言葉の力は全ての学習の基本です。読書は、「言葉の力」を育て、「心の豊かさ」を育むためにたいへん有効な方法であると考えられています。

例えば、「朝の読書」活動は、昭和63年頃に始まり、今では全国約2万9千の小中高等学校で取り組まれています。毎朝、始業前の10分程度、全校で一斉に、本を読むという取組です。

この活動の当初の目的は、児童生徒の私語や徘徊、遅刻などの問題行動を改善することでした。しかし、その効果は読書量の増加や教科の学習・生活への意欲にも表れています。

「朝の読書」活動には、①みんなでやる ②毎日やる ③好きな本を読む ④ただ読むだけ といった原則もあるといわれていますが、取り組む学校によって、ねらいが異なることも考えられます。最近では、児童生徒の学力向上のためや、言語に関する能力を育成するために導入する学校もあります。

平成11年8月、国会で「子ども読書年に関する決議」が採択され、平成12年が「子ども読書年」と位置付けられました。さらに、平成13年12月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立し、「子ども読書の日」を4月23日とするなど、一層の環境整備が行われ、現在に至っています。

本県では、第2期『生きる力と絆の埼玉教育プラン』の基本目標Ⅱ「豊かな心と健やかな体の育成」の主な取組の一つに「読書活動の推進」を設け、「埼玉県子ども読書活動推進計画」（第三次）が策定されています。

インクルーシブ教育システム

「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加する

ことを可能とするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みを指します。障害のある者が「general education system」(教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされています。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要です。

ADHD（注意欠陥多動性障害） (Attention Deficit / Hyperactivity Disorder)

(1) ADHDの定義

文部科学省「教育支援資料（平成25年10月）」に次のように示されています。

「注意欠陥多動性障害とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性を特徴とする障害であり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態である。通常7歳以前に現れ、その状態が継続するものであるとされている。注意欠陥多動性障害の原因としては、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。

一定程度の不注意、又は衝動性・多動性は、発達段階の途上においては、どの子供においても現れ得るものである。しかし、注意欠陥多動性障害は、不注意、又は衝動性・多動性を示す状態が継続し、かつそれらが社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す程度の状態を指す。」

(2) ADHDの特性

ADHD（注意欠陥多動性障害）の特徴的な状態は、「不注意」「多動性」「衝動性」の3つに現れます。（現れ方は様々です。）

不注意

- 学校での勉強で、細かいところまで注意を払わなかったり、不注意な間違いをしたりする。
- 課題や遊びの活動で注意を集中し続けることが難しい。
- 面と向かって話しかけられているのに、聞いていないように見える。
- 指示された活動を最後までやり遂げられない。
- 学習などの課題や活動を順序立てて行うことが難しい。
- 気持ちを集中して努力し続けなければならない課題を避ける。
- 学習や活動に必要な物をなくしてしまう。
- 気が散りやすい。
- 日々の活動で忘れっぽい。

多動性

- 手足をそわそわ動かしたり、着席していても、もじもじしたりする。
- 授業中や座っているべき時に席を離れてしまう。
- きちんとしていなければならない時に、過度に走り回ったり、高い所によじ登ったりする。
- 遊びや余暇活動におとなしく参加することが難しい。
- じっとしていない、または何かに駆り立てられるように活動する。
- 過度にしゃべる。

衝動性

- 質問が終わらないうちに出し抜けて答えてしまう。
- 順番を待つのが難しい。
- 他の人がしていることをさえぎったりじゃましたりする。

この障害には、不注意優勢型、多動性—衝動性優勢型、混合型の3つのタイプがあります。

なお、ADHDの児童生徒は、LDや自閉症を併せて有する場合があります、その程度や状況は様々です。

(3) ADHDの児童生徒への支援

ADHDの児童生徒への支援は、児童生徒の状態を正確にとらえ、分かりやすい支援

をすることが重要です。支援のポイントは、次のとおりです。

- 落ち着ける環境を作ること。
- 成功体験を積み重ねること。
- 認知の特性を活用すること。
- 目標を具体的にし、見通しをもたせること。

いずれもごく当たり前のことですが、ADHDの児童生徒に対しては特に意識して行うことが大切です。

具体的な支援として、まず、学校では、活動する場を計画的に設定するとともに、刺激を制限した落ち着ける場をつくる必要があります。また、指示や説明は、注目させてから簡潔に行うことが効果的です。

次に、学習の苦手さや友達関係でのトラブルなどで自信をなくしたり、消極的になったりする場合もあります。そのような児童生徒には、先生や友達から認められたい、褒められたいという承認欲求の充足が、やる気を喚起します。したがって、係活動や得意な教科での出番を設定することなどが効果的です。

適切な理解と支援が、児童生徒の二次的障害の予防に役立ちます。

LD（学習障害）

(1) LDの定義

文部科学省「教育支援資料（平成25年10月）」に次のように示されています。

「学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。」

(2) LDの特性

LDは、感覚器官を通して入ってくる情報を受け止め、整理し、関係付け、表出する過程のどこかで十分に機能していない部分があると推測されます。そこで、「聞く・話

す・読む・書く・計算する・推論する」などの能力のうち、いずれかの部分に困難さが現れます。認知（情報処理）過程の部分的な障害であるため、得意、不得意の差が大きく、困難さの現れ方が一様ではありません。

そのため、やる気のなさや集中力の問題などと間違いやすく、気付かれにくい障害です。

児童生徒の困難さを把握するためには、心理検査をもとに、それぞれの認知の特性を理解することも一つの方法です。そしてその特性に応じた指導法を工夫します。

例えば、視覚的な情報処理が得意な児童生徒には、黒板や絵図、大型モニター、タブレットPCなどの視覚情報を多く活用して指導することが効果的です。このように、得意とする認知の特性を活用することが指導法のポイントとなります。

(3) LDのある児童生徒の支援

LDのある児童生徒の中には、見て理解することは得意でも、聞いて理解することが苦手な児童生徒がいます。逆に、聞いて理解することは得意でも、見て理解することが苦手な児童生徒もいます。

見て理解することが得意な児童生徒は、言葉による説明だけでなく、その内容を実物や絵で示したり、実演したりすると分かりやすくなります。言葉で詳しく説明するよりも、完成したものを見せて「今日はこういうことをします。」と伝えた方が、何をすればよいのかが把握しやすくなります。

一方、聞いて理解することが得意な児童生徒は、実物を見せたり、やってみせたりするだけでは、どこからどのように手をつけたらよいか把握しづらいので、言葉で一つずつ説明してもらう方が分かりやすくなります。例えば、「最初に〇〇します。」「二番目に△△をします。」などと順を追って説明するのが有効です。また、自分で見ているものを的確に分析することも難しい場合があるので、「□□のように見えるね。」「××の上に◎◎があるね。」などと情報を言語化することも効果的です。

<参考文献>

- ・文部省（1999）「学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議」（報告書）
- ・埼玉県立南教育センター（1999）「学習障害

（LD）児等の指導に関する調査研究」研究報告書 第266号

- ・文部科学省（2004）「小・中学校におけるLD（学習障害）ADHD（注意欠陥/多動性障害），高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」

外国人児童生徒等への支援 （多文化共生）

県内外国人居住者の増加に伴い外国人児童生徒も増加しています。そのような中、日本語の習得が不十分な児童生徒への支援が学校教育の課題の一つになっています。

現在、埼玉県では、多文化共生の視点に立った外国人支援策を推進しています。多文化共生の理念とは、国籍や民族の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係でそれぞれの能力を發揮しながら共に生きることです。

日本語の習得が不十分なことは、その児童生徒の学力向上に影響するばかりか、不登校や問題行動等の誘因になる可能性もあります。学校は、多文化共生の視点に立ち、保護者との連絡を密にするとともに、行政や民間団体と連携しながら、外国人児童生徒等への日本語学習支援を進める必要があります。

各市町村では独自の支援体制を構築するよう努めていますが、言語の種類などによっては、市町村の支援体制だけでは対応できない場合も生じます。そこで、埼玉県・埼玉県教育委員会でも、外国人児童生徒等への教育支援事業を実施しています。

まずは市町村の支援体制（行政支援や民間ボランティア支援）をよく理解し、相談していくとともに、県の支援策にも留意し、必要に応じた活用を図ることが必要です。

【埼玉県・埼玉県教育委員会の支援策例】

- ・日本語を母語としない子どもと保護者の高校進学ガイダンス（埼玉県国際交流協会他）
- ・帰国児童生徒・外国人児童生徒への教育充実サポート事業（埼玉県教育委員会）
<http://www.pref.saitama.lg.jp/f2214/kikokugaikokujinsapoutojigyou240120.html>

カウンセリング・マインド

カウンセリングは「個人のもつ悩みや問題行動を解決するため、助言を与えること」と訳します。また、相談とは、「相談者が何かの問題に直面し、その解決や処理について困難を感じたとき、それを打開するために他の人に助言を求めること」を言います。しかし、単なる相談だけでは、満足な結果を得られない場合もあります。相談を効果的に進めるには、特別な配慮と技術が必要になります。カウンセリング・マインドとは、カウンセリングを効果的に行うのに必要な心構えのことです。カウンセリング・マインドは、教師の感性の働きに関わる場所が大きいと言えます。

その第一は「話を十分に聴くこと」を最優先にすることです。カウンセリングの最も基本にあるのは児童生徒（相談者）と教師（被相談者）の間の信頼関係です。その中で、個人のもつ悩みや問題を解決するために援助・助言を与えるには、適切な事実の把握や原因の分析が必要です。相談者が何を考え、何を求めているかなどを教師が理解するだけでなく、相談者にも問題の所在を気付かせ、そのことから自分で問題を解決する力を付けさせるためにも、「話を十分に聴くこと」が鍵になります。

第二は、児童生徒の「存在を認めること」です。人は常に存在を認められたい願望をもっています。この願いを十分に満たすことによって教師への信頼が深まり、効果的な相談が進むものです。

第三は、児童生徒の「価値を認めること」です。全ての児童生徒の人格を尊重するという態度をもつことです。優れたところを児童生徒本人に気付かせることから自己指導能力の芽が伸びていきます。

第四は、教師は常に自分の言動が相手にどう受け止められ、どんな影響力をもっているかについて細心の注意を払い、児童生徒に接することです。したがって、言葉一つ、動作・姿勢などの一挙手一投足が重要な意味をもちます。

児童生徒の心に触れ、「教える」より「分かる」とする姿勢は、日常の教育活動の全

てにおいて大事な意味をもちます。授業の場面でも、児童生徒の学習意欲を高めるためには、一人一人の児童生徒の動きをよく観察して、児童生徒の発言を大切にすることが重要です。カウンセリング・マインドを備えた教師は、常に、児童生徒の中に何かを発見し、感動し、児童生徒から学ぶことができるのです。

科学技術教育

人間の知的創造力が最大の資源である我が国にとって、諸外国以上に、科学技術の発展は重要です。学習指導要領でも「理数教育の充実」が教育内容に関する主な改善事項の一つに掲げられています。初等中等教育段階においては、児童生徒に豊かな科学的素養を培い、将来の科学技術を担う人材の育成を図るためには次のような取組が必要です。

- ① 児童生徒の自由な発想を大切にし、児童生徒が「発見する喜び」や「創る喜び」などの体験を通して、科学に対する興味・関心を高める。
- ② 理科教育については、目的意識をもって観察・実験、探究活動などを行い、問題解決的な学習や体験的な学習を重視する授業改善を図っていく。具体的には、日常生活との関連を図り、疑問を感じ、科学的な思考・表現を通して、感動を覚えるなどの学習の過程を大切にすること。
- ③ 問題解決的な学習や体験的な学習などを生き生きと展開するために、身近な自然や社会教育施設などの活用を図る。
- ④ 理科だけではなく、他の教科や総合的な学習（探究）の時間との関連を図りながら、科学と人間や自然との関わりなどについての学習を充実させていく。

埼玉県教育委員会では、科学教育振興展覧会を主催し、研究物の展示を通して児童生徒に科学への探究心を高めています。また、文部科学省は、科学好きの裾野を広げることを目的とした中学生対象の科学の甲子園ジュニア全国大会、高校生対象の科学の甲子園全国大会の実施や、理科・数学教育を重点的に行う高等学校等（スーパーサイエ

ンスハイスクール)の指定を行い、次世代の科学技術人材の育成に取り組んでいます。

学級がうまく機能しない状況 (いわゆる「学級崩壊」)

学級は児童生徒にとって学習の場であるとともに、学校における生活の場であり、学校教育を担う教師にとっては、教育の原点の場です。

近年、児童生徒を取り巻く環境や児童生徒自身の変化、また、それらの変化に対応し切れない教師や学校の問題等が指摘され、学級を中心とした様々な問題状況が深刻化してきています。埼玉県教育委員会が行った市町村立小学校における「学級がうまく機能しない状況」に関する調査では、通常の学級において、「児童が教室内で勝手な行動をして教師の指示に従わず、授業が成立しないなど、集団教育という学校の機能が成立しない学級の状況が一定期間継続し、学級担任による通常的手法では問題解決ができない状況に立ち至った場合」を「学級がうまく機能しない状況」と定義しています。マスコミなどでは、このような学級の状況を「学級崩壊」と呼び、深刻な教育問題の一つとして取り上げられています。

調査から、学級がうまく機能しない状況は、担任の性別、学年、学級規模等、学級の要素などと関係なく発生しており、どの学校、どの学級でも起こりうると考えられます。「学級がうまく機能しない状況」になる要因として、次のようなことが考えられます。

- ・児童生徒の自己を律する力の未熟さや基本的な生活習慣の不足が見られること。
- ・教科等の授業の指導法に改善を要する部分があること。
- ・担任の児童生徒に対する接し方に改善を要する部分があること。
- ・保護者と連携する体制が十分に取れないこと。

「学級がうまく機能しない状況」に至る前に、学年主任や管理職に相談し、一人で抱え込まないことが何よりも大切です。対応策として、次の3点が基本的な取組として挙げられます。

(1) 一人一人を生かす手立ての工夫

一人一人の児童生徒及び学級集団の課題を常に把握して、日常の触れ合いを通して、児童生徒への理解を深め、信頼関係を構築することです。一人一人が主人公となる場を設定したり、児童生徒との話し合いを通して、ルールを定め、行為の善悪を指導したりすることも大切です。

(2) 校内組織の活用

交換授業やチーム・ティーチングを積極的に導入し、多くの教師が該当の学級に関わることです。学年合同の行事や授業など、学級の枠を越えた指導を展開し、問題の発生に際しては、生徒指導部会や職員会議に報告し、複数教員による指導を導入するなど全教職員が一丸となって対応することが必要です。

(3) 保護者や地域との連携

指導の方針や学級の様子を学級通信などにより、積極的に保護者に知らせ理解を得るようにします。また、保護者からの相談をいつでも受け入れる姿勢を示し、その場を用意することです。困難な状況の発生に際しては、管理職に相談し、学級懇談会を開催し協力を要請することも手立ての一つです。授業において、保護者や地域の人々の知恵や技能を活用することも、開かれた学級づくりに必要です。

「学級がうまく機能しない状況」は、単に学級担任一人の問題というより、学校全体の問題としてとらえるべきです。授業、学級経営の在り方や、柔軟性を欠いた校内の指導体制を根本的に見直し、全教職員の共通理解のもと、解決に向けて学校全体で組織的に取り組んでいかなければなりません。

学校応援団

「学校応援団」とは、学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備、部活動などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織を言います。

(1) 主な活動内容

ア 学習活動への支援

「ゲストティーチャー」や「学習支援

ボランティア」として児童生徒の学習活動を支援していただいています。

イ 安心・安全確保への支援

校区内で防犯パトロールを行うなど、児童生徒の登下校時の安全確保を支援していただいています。

ウ 学校の環境整備への支援

校内の花壇を整備したり、教室や校舎の修繕を行ったりするなど、教育活動の環境整備を支援していただいています。

エ 部活動への支援

部活動指導の補助や大会への引率補助等の支援をしていただいています。

(2) 学校応援コーディネーター

「学校応援コーディネーター」は、学校から依頼を受けて学校と学校応援団(支援ボランティア)の調整を行います。

現在、町内会長・区長・自治会長など地域の代表者やPTA役員、地域の退職教員、支援グループの代表者などが「学校応援コーディネーター」として活動して下さっています。

(3) 今後の取組

現在、全ての小・中学校で「学校応援団」が組織されています。

今後、コーディネーターやボランティアなどの人材を確保し、学校と地域が連携・協働して活動の充実を図っていくことが大切です。

学校における性に関する指導

学校における性に関する指導は、人間の性を人格の基本的な部分として生理的側面、心理的側面、社会的側面などから総合的にとらえ、人格の完成、豊かな人間形成に資することを目的として行われています。学校は全ての児童生徒に対して、人間尊重、男女平等の精神の徹底を図るとともに、人間の性に関する基礎的・基本的事項を正しく理解させ、同性と異性との人間関係や現在及び将来に直面する性に関する諸問題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるよう性に関する指導を充実する必要があります。

また、学校における性に関する指導は、学

習指導要領に基づいて各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動などにより編成されるそれぞれの学校の教育課程に位置付けられた教育活動を通して実施される場合と、学校教育活動全体を通じて、集団的、個人的に行われる生徒指導としての指導や支援とが統合されて成り立っています。最近の児童生徒の性的成熟や性意識・性行動などの実態を考え合わせ、学校、家庭、地域社会が連携して取り組む必要があります。

校種毎の目標を挙げます。

(1) 小学校

ア 生命の誕生及び心身の発育・発達における男女差や個人差に関する基礎的事項を理解するとともに、自己の性を認識し、自分を大切にしようとする心情や態度を育てる。

イ 男女には体の特徴や発達段階などに違いがあるが、互いに相手の人格を尊重し合うことが大切であることを知り、相手を思いやる心情や態度を育てる。

ウ 家庭における役割は、男女の別なく分担し、互いに助け合うことが大切であることを知り、家庭や社会の一員として適切な判断や意思決定ができる能力や態度を育てる。

(2) 中学校

ア 心身の発育、発達や変化など人間の性の成熟について科学的に理解するとともに、発達途上にある自己の性を受容し、自他を大切にしようとする心情や態度を育てる。

イ 男女の心身の特質をもとに男女が互いに相手を理解し、人格を尊重する心情や態度を育てる。また、望ましい人間関係を築いていくため、より適切な意思決定に基づく行動選択ができる能力や態度を育てる。

ウ 男女の生き方は多様であることを理解し、家庭や社会における期待される役割や自己の将来の生き方について考えるとともに、社会における性的な事象を見つめて、家庭や社会の一員として適切な判断や意思決定、行動選択ができる能力や態度を育てる。

(3) 高等学校

ア 心身の発育、発達や変化など人間の性

の成熟について理解を深めるとともに、それらを科学的・総合的に理解し、自他の性に対する認識を深め、人間としてより適切な行動を選択しようとする態度を育てる。

イ 男女の心身の特質と人間としての平等性について認識を深め、男女が互いに人格を尊重する心情や態度を育てる。また、将来を見通して、望ましい人間関係を築いていくため、より適切な意思決定に基づく行動選択の能力や態度を育てる。

ウ 社会における自己の役割と責任について自覚を促すとともに、将来の生き方について自分の考えを確立する。また、性に関する歴史文化や習俗、社会現象などを理解するとともに、男女平等、人間尊重の精神を基盤とする性の望ましい価値観を確立し、適切な意思決定や行動選択ができる能力や態度を育てる。

障害のある児童生徒の性に関する指導の目標も、障害のない児童生徒の目標と同じです。しかし、その障害の状態や程度に応じて、障害を克服し、共に生きる社会の一員としての自覚を高め、社会的自立を促すようにすることが大切です。このため、障害のある児童生徒に対する性に関する指導の目標は、障害の種別や状態に応じて設定する必要があります。

性に関する指導を進めるに当たっては、①発達の段階を踏まえること、②学校全体で共通理解を図ること、③保護者の理解を得ることに配慮しながら進めることが大切です。

〈参考文献〉

- ・埼玉県教育委員会「知識を活用した保健学習一性に関する授業編一」平成23年2月
- ・埼玉県教育委員会「学校における性教育実践のための事例集」平成19年3月
- ・埼玉県教育委員会「同 第二集」平成21年3月

学校の管理下における事故

学校の管理下における事故は、一般には、学校の教育活動及びこれと密接な関係にある活動に伴い発生した児童生徒の負傷や死

亡事故のことを言います。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令等によると、学校の管理下となる範囲は164ページの〈表〉のとおりです。

事故に際しては、行政上や刑事上の責任が問われたり、時には民事上の賠償責任をめぐって裁判で争われたりすることがありますので、事故発生の状況や原因などについては、いわゆる5W1Hなどを、具体的に管理職に報告する必要があります。次の例は、腕の骨折事故の場合の記録の観点と要点です。

- ・どういう時…体育の授業時、教師指導のもとで
- ・どこで…体育館において
- ・何をしていた…跳び箱を跳び越して
- ・何が原因で…手をつく位置がちがっていたため
- ・どのような状態になり…バランスをくずし、右足が跳び箱にかかって転倒
- ・どこをどうして…右腕を床に強く打ちつけ
- ・どうなった…右前腕部を骨折した

〈参考文献〉

- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター 東京支所「事務のてびき」

学校と説明責任

(1) 学校に求められる説明責任

現在、学校は、保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して、開かれた学校づくりを一層推進することが求められています。

このため、学校は、教育活動その他の学校運営の状況について、保護者や地域住民等に対する説明責任を果たすための取組が必要となっています。以下、関係する中央教育審議会からの答申を紹介します。

(中央教育審議会)

『「新しい時代の義務教育を創造する」(平成17年10月答申(抜粋))第II部第3章 地方・学校の主体性と創意工夫で教育の質を高める』より

(1) 学校の組織運営の見直し

イ 学校・地方自治体の取組の評価

- 現在、学校評価は、学校が教育活動の自律的・継続的な改善を行うとともに、「開かれた学校」として保護者や地域住民に対し説明責任を果たすことを目的として、自己評価を中心に行われている。
- 今後、更に学校評価を充実していくためには、…自己評価の実施とその公表を、…今後全ての学校において行われるよう義務化することが必要である。
- また、自己評価の客観性を高め、教育活動の改善が適切に行われるようにしていくためには、公表された自己評価結果を外部者が評価する方法を基本として、外部評価を充実する必要がある。…国は、…第三者機関による全国的な外部評価の仕組みも含め、評価を充実する方策を検討する必要がある。

ウ 保護者・地域住民の参画の推進

- 地域に開かれ信頼される学校を実現するためには、保護者や地域住民の意見や要望を的確に反映させ、それぞれの地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりを進めることが不可欠である。
- このため、…学校評議員制度の積極的な活用を通じて、保護者や地域住民の学校運営への参画を促進する必要がある。

(中央教育審議会)

『「教育基本法の改正を受けて緊急に必要なとされる教育制度の改正について」(平成19年3月答申(抜粋))教育基本法の改正を踏まえた新しい時代の学校の目的・目標の見直しや学校の組織運営体制の確立方策等』より

- (2) 概要 ②学校の評価等に関する事項
…学校評価及びその前提となる情報提供の充実を図るために、以下のような規定を(学校教育法に)新設すること。
- 学校は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図る…
 - 学校は、保護者及び地域住民その他

の関係者との連携及び協力の推進に資するため、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供する…

(2) 説明責任を果たすために

文部科学省は、中央教育審議会等の提言を受け、関係法令の改正を行っています。

ア 学校評議員制度

〈学校教育法施行規則 (H12. 4. 1施行) 〉

第49条 小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。

(注) 中学校、高等学校等にも準用

イ 学校評価の実施と積極的な情報提供

〈学校教育法 (H19. 12. 26施行) 〉

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

(注) 中学校、高等学校等にも準用

また、学校教育法第42条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令が平成19年12月26日から施行されました。この省令は、「文部科学大臣が定めるところにより」行われる学校評価の実施及び公表等について定めたものです。

〈学校教育法施行規則 (H19. 12. 26施行) 〉

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するも

のとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第66条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。（注）中学校、高等学校等にも準用
この規則の施行に伴い、小学校設置基準等の自己点検・評価及び情報提供に関する規定は削除されました。なお、平成27年12月21日、中央教育審議会より三つの答申が出されました。このとき、文部科学省は、「一億総活躍社会の実現と地方創生の推進には、学校と地域が相互に関わり合い、学校を核として地域社会が活性化していくことが必要不可欠である」との考えの下、三答申の内容の実現に向けて、学校・地域それぞれの視点に立ち、「次世代の学校・地域」両者一体となった体系的な取組を進めていくことを示しました。（平成28年1月25日『次世代の学校・地域』創生プラン）

三答申のうち、特に「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」においては、これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿として、「地域とともにある学校への転換」、「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築」、「学校を核とした地域づくりの推進」が示され、「連携協力」から更に「連携・協働」により、学校と地域が一体となって学校づくりを進めることが求められています。今後、法整備等が図られ、具体的な取組となっていくことが考えられます。

学校評価

学校評価は、各学校が自らの教育活動そ

の他の学校運営について、自律的、継続的に改善していくために、具体的な目標や、その達成状況、達成に向けた取組の適切さなどを評価するものです。

文部科学省では、学校評価の実施手法を次のように分類し、「自己評価」を最も基本となるものと位置付けています。（学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕）

① 自己評価

自己評価は、学校評価の最も基本となるものであり、校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行うものです。

② 学校関係者評価

学校関係者評価は、保護者、学校評議員、地域住民、青少年健全育成関係団体の関係者、接続する学校（小学校に接続する中学校など）の教職員その他の学校関係者などにより構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行うものです。

教職員による自己評価と保護者等による学校関係者評価は、学校運営の改善を図る上で不可欠のものとして、有機的・一体的に位置付けるべきものです。

③ 第三者評価

第三者評価は、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえて、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うものです。

第三者評価は、実施者の責任の下で、第三者評価が必要であると判断した場合に行うものであり、法令上、実施義務や実施の努力義務を課すものではありません。

学校評議員制度

学校評議員制度は、学校が家庭や地域と連携協力して、開かれた特色ある学校づくりを一層推進するため、学校運営に関し、

- ① 保護者や地域住民等の意向を把握・反映すること
- ② 保護者や地域住民等の協力を得ること
- ③ 学校運営の状況等を周知するなど学校としての説明責任を果たしていくことなどができるようにする制度です。

この制度の導入により、例えば、「総合的な学習の時間」などへの地域からの支援や児童生徒の地域ぐるみの育成など、地域と連携した教育活動が展開され、特色ある学校づくりが進められています。

県教育委員会では、学校教育法施行規則の改正（平成12年4月1日施行）を受け、学校評議員制度の趣旨を生かすため、埼玉県立学校学校評議員設置要綱を制定し、平成14年4月1日から施行しています。（平成20年3月13日一部改正、平成20年4月1日施行）

主な内容としては、

- ① 学校評議員の人数は、当分の間、一校当たり5名とする。
- ② 校長は、学校評議員として、保護者や地域住民等の中から教育に関する理解や識見を有する者を人選し、県教育委員会に推薦する。
- ③ 県教育委員会は、推薦に基づき委嘱する。
- ④ 学校評議員の役割は、校長の求めに応じて、学校評議員一人一人がそれぞれの責任において意見等を述べ、当該学校の学校運営や教育活動を支援することである。
- ⑤ 校長は、学校の教育活動等の状況について、学校評議員に対して十分な説明を行う。意見等については、学校運営に生かす。などです。

環 境 教 育

私たちはこれまでに、豊かで快適な生活を追求する一方で、資源やエネルギーの大量消費と不要物の大量廃棄を繰り返してきました。そのため、地球的規模での環境破壊が問題となっています。また、都市化が進み、児童生徒の自然体験が減少し、自然に対する感性を養う機会も減少しつつあります。

私たちの子孫に、豊かな自然環境を引き継いでいくためには、エネルギーの効率的な利用など、環境への負荷が少なく、持続可能な社会を構築することが求められています。

このような状況を受けて、国は、平成15年に公布した「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」について法律名を含め改正し、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」を平成24年10月1日に施行しました。この法律は第9条において、「国・県及び市町村は、環境の保全に関する体験学習等の充実、教育職員の研修内容の充実、環境教育に係る教育職員の資質の向上、資料等の情報の提供、教材の開発、校舎・運動場等の学校施設の整備の際の適切な配慮、当該施設を活用した環境保全活動の促進等、必要な措置を講ずるよう努めるものとする」と明確にしました。

そして学校における環境教育が目指すべき方向は、

- ① 自然に対する畏敬の念や環境を大事にしようとする心を育てる。
- ② より良い環境づくりや環境の保全に配慮した行動がとれる能力や態度を育てる。
- ③ 環境問題を解決するために必要な能力を育てる。
- ④ 環境の保全や改善に主体的に働き掛ける能力や態度を養う。

であり、児童生徒の発達の段階に即し、意図的、計画的、総合的に指導していく必要があります。

そのためには、教師は授業や学校行事の中に自然体験や生活体験等を積極的に取り入れ、自然に対する豊かな感性を育て、人間と環境との関わりについて関心と理解を深めさせることが大切です。単に知識の習得にとどまらず、環境について考えるための体験を通じた技能の習得や態度の育成を目指し、科学的・総合的なアプローチができるように支援していくことが望まれています。

児童生徒は、地球規模の環境破壊を遠い世界での問題ととらえがちです。そこで、節水・節電・リサイクルなどの身近な取組に注目させることで環境への興味・関心を引き出し、身近な環境問題が地球的規模の環境問題につながっていくことを理解させると

ともに、地球環境に配慮した問題解決への意欲、態度、行動力を育てていかなければなりません。

また、教師は地域の実態や環境を把握し、特色を生かした教材の開発や実態に即した環境教育を推進することも大切です。その際、家庭への啓発を積極的に行うとともに、地域や関係機関等と連携して取り組むことが重要です。

教育課程の編成

(1) 教育課程の基準

学校教育法においては、小・中・高等学校のそれぞれの目的や目標が定められ、さらに教育課程に関する事項は文部科学大臣がこれを定めると規定しています。これを受け、学校教育法施行規則において、各教科等や授業時数等教育課程に関する基本的事項を定めています。教育課程の編成に当たっては、これらの他、教育課程の基準として、文部科学大臣が公示する学習指導要領によるものとする定められています。

学習指導要領は、公の性格を有する学校教育において、教育の機会均等を確保する必要から設けられているものであり、教育基本法の精神を具現化したものといえます。

(2) 教育課程の編成

教育課程とは、各教科（特別の教科である道徳を含む）、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間、及び特別活動について、それらの目標を実現するように教育の内容を学年に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であると言えます。各学校においては、教育課程に関する法令等に従い、地域や学校の実態及び児童生徒の心身の発達段階と特性を十分考慮して適切な教育課程を編成していくことが大切です。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会は、学校の設置者として、教育水準の維持向上のため、法令の範囲内で地域の実態に応じ必要な教育課程の基準を定めることになっており、公立学校においては、その定めに従う必要があります。

(3) 教育課程の充実

学習指導要領などの教育課程の基準を見ると、各教科等の目標や内容などは中核的な事項にとどめ、実際の各教科等の指導に当たっては、地域の自然や文化を教材として活用するなど、地域の実態に応じた創意工夫ができるようになっています。また、地域や学校の実態に応じて多様な教育活動ができるようになっています。これらは、現行の学習指導要領における、「学校の教育活

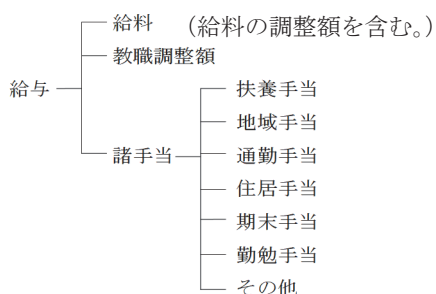
給 与

給与とは、職員が提供した労働（勤務）の対価として地方公共団体が支給する金銭であり、給料（給料の調整額を含む）、その他の諸手当を含むものです。

給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬（学校職員の給与に関する条例）であり、諸手当算出の基礎となるという意味から、給与体系の中で最も基本的な部分です。

諸手当は、給料に対する一種の補完的なものとして支給されるものです。給料の調整額は、特別支援教育に直接従事することを本務とする教育職員に支給されるものです。また、教職調整額は、教育職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき支給されるもので、このため、教育職員には時間外勤務手当は支給されません。

なお、諸手当を受給するためには、職員本人からの届出が必要です。また、届出が遅れることで、手当の支給が遅れたり、手当を返納する場合があります。このことから、職員本人も、自身の給与についてよく知っておくことが必要であり、責任をもたなければなりません。



動を進めるに当たっては、各学校において、児童（中学校・高等学校では「生徒」）に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。」という、教育課程編成実施の基本理念に基づいています。そこで、教育課程の充実のためには、児童生徒や地域の実態を踏まえ、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程（カリキュラム）を編成・実施・評価し、改善を図る一連のPDCAサイクルを計画的・組織的に推進していく、カリキュラムマネジメントの推進が重要となります。

各校種においては、各教科等の年間授業時数を確保して基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得を図りつつ、各学校が創意工夫を生かして時間割を編成することができるよう、授業の1単位時間や授業時数の運用の弾力化を図っています。例えば、小学校では、一部の教科を除いて、教科の特質に応じて学年の目標及び内容を2学年まとめて示すとともに、合科的・関連的な指導を進めることができるようにしています。さらに、高等学校では、学校・地域・学科の特色に応じて国の基準で定めた以外の教科・科目を開設できるようにしています。

教育の情報化

教育の情報化とは「情報教育」「教科指導におけるICT活用」「校務の情報化」の3つの側面を通して教育の質の向上を目指すものです。①学校における情報モラル教育の推進と家庭・地域との連携、②教員のICT活用指導力の向上や学校におけるICT環境の整備、③特別支援教育における教育の情報化、④教育委員会・学校における情報化の推進体制の確立を図ること等、学校教育全般に係る体系的な取組が必要です。

教育の情報化に係る3つの側面の具体的な内容は次のとおりです。

(1) 情報教育

情報教育とは、児童生徒の情報活用能力の育成を図ることです。①情報活用の実践力（課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・処理・創造・表現し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力）、②情報の科学的な理解（情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善したりするための基礎的な理論や方法の理解）、③情報社会に参画する態度（社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度）の3つの観点を相互に関連付け、バランスよく身に付けさせることが重要です。

(2) 教科指導におけるICT活用

各教科等の目標を達成するために、教員や児童生徒がICTを有効に活用することで、分かりやすく深まる授業の実現を図ります。ICTの有効活用により、児童生徒同士が相互に教え合い、学び合う双方向の授業展開や、児童生徒の学習履歴を把握・分析することも可能となります。

特別支援学校等では、障害の特性に応じて各教科や自立活動等の指導において、その効果を高めることが可能であり、コミュニケーション手段としての活用も期待されています。

また、児童生徒が、被害者や加害者にならないようにするために情報モラル教育を推進し、教員や保護者への情報モラルに関する啓発と理解の深化を図ることで、児童生徒が情報社会に適正に参画し活動するための基礎となる考え方や態度を養う必要があります。

(3) 校務の情報化

校務の情報化は、ICTを活用した情報共有によるきめ細かな指導、教員の事務負担の軽減と児童生徒と向き合う時間の確保を図るものです。校務の効率的な遂行により、教員が児童生徒と向き合う時間のほかに、教員同士が相互に授業展開等を吟味し合う時間が増加し、教育の質の向上と学校運営の

改善に資することとなります。

また、教員間や教員と保護者間で共有する情報（学籍・出欠・成績・保健・図書等の管理や、教員間の指導計画・指導案・デジタル教材・児童生徒の学習履歴、その他様々な情報）の充実、情報共有による相互連携の強化等により、保護者や地域住民の学校に対する理解を一層深めることにつながります。

教員免許更新制

教員免許更新制は、教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すため、平成21年4月1日から導入されました。

教員免許更新制により、教員免許状に10年間の有効期間が定められました。教員は、所定の期限までに30時間以上の免許状更新講習を受講し、都道府県教育委員会に申請を行う必要があります。

所定の期限までに教員免許更新を行わないと、教員免許状が失効し、公立学校教員の身分が失われます。所持する教員免許状の有効期限がいつか、日頃から確実に把握しておくことが大切です。

なお、事由によっては、免許状更新講習の受講延期（延長）や免除を受けられる場合があります。（延期等を受ける場合でも、申請が必要ですので、注意してください。）

教員免許更新制の詳細は、文部科学省や埼玉県教育委員会のホームページなどを参照してください。

教員免許状は、個人の資格であると共に教壇に立つ資格を公証するものです。教員免許状の重要性を理解し、自らの責任においてしっかりと管理しましょう。

教科書採択

(1) 教科書が使用されるまでの流れ

ア 著作・編集（1年目）

現在の教科書制度は、民間の教科書発行者による著作・編集が基本です。各発

行者は、学習指導要領、教科用図書検定基準等をもとに創意工夫を加えた図書を作成しています。

イ 検定（2年目）

文部科学省の教科調査官による調査や教科用図書検定調査審議会での審議を経て、文部科学大臣の検定を受けます。検定は、ほぼ1年かかります。

ウ 採択（3年目）

学校で使用する教科書を決定します。市町村立学校は市町村教育委員会に、県立学校は県教育委員会に採択の権限があります。8月末までに採択を行い、9月16日までに次年度必要な教科書の冊数を国に報告します。

エ 使用開始（4年目）

義務教育諸学校で使用される教科書は、全ての児童生徒に対し、国の負担によって無償で給与されています。

高等学校で使用される教科書は有償での購入となります。

(2) 採択の方法

ア 市町村立小・中学校の場合

県が地域の諸条件等を考慮して採択地区を設定（24地区）しています。なお、義務教育諸学校においては、通常4年間同一の教科書を採択します。

① 単独採択地区

1つの市で地区を構成しています。市教育委員会で教科書を採択します。その際に、教員等が調査員として教科書を調査・研究し、採択のための参考資料をつくります。

② 共同採択地区

2つ以上の市町村で構成しています。地区内の市町村教育委員会で構成される採択地区協議会において協議をして同一の教科書を選定し、その後、各市町村教育委員会で採択します。その際に、教員等が調査員として教科書を調査・研究し、採択のための参考資料をつくります。

イ 県立・市立高等学校の場合

県立高等学校は県教育委員会で、市立高等学校は市教育委員会で教科書を毎年採択します。その際に、各学校で教科書の調査・研究を行って選定案をつくり、

それを参考に教育委員会で採択を行っています。

(3) 教科書センター・教科書展示会

県は、教員等の教科書の調査・研究や、保護者・県民の教科書への理解・支援のために教科書センターを県内26か所に常設し、教科書の見本本を置いています。また、毎年6月から7月の間の一定期間、教科書展示会を行っています。

児童生徒の学力向上には、教員の指導力の向上が必要不可欠です。そのためには、教科書研究を通じて授業の質を高めることが大切です。

(4) 採択の公正性・透明性を高める

平成27・28年度に発覚した、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせた事態を受け、県教育委員会では、教職員の教科書採択への関わりや教職員と教科書発行者との接触などについてまとめました。平成28年10月21日付け教義指第682号「質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために【ガイドライン】の周知徹底について(通知)」、平成28年10月21日付け教高指第1346号「教科書選定に係る公正性・透明性の確保について(通知)」で周知徹底を図っています。全ての教職員が教科書採択に関わっているという意識を持って、一人一人がその内容を踏まえて行動するようにしてください。

また、各教科書発行者で組織する教科書協会は、教科書採択の公正性を確保するため、平成28年9月9日に「教科書発行者行動規範」を策定しました。

協調学習 ～「知識構成型ジグソー法」～

(1) 協調学習とは

学習者が、答えを出したい問いについて、自分の考えを相手に説明したり、相手の考えを聞いたりすることを通して、考えを比較・吟味・統合して、一人一人の理解や納得を深めていく学習の在り方です。これはまさに、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業改善の視点でもあります。

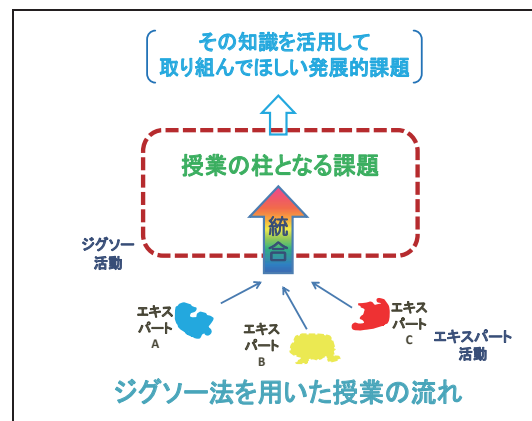
「協調学習」が目指す授業は、一人一人の多様な「分かり方」を活かす授業であるとい

えます。一人一人が考え、納得して自分で表現したことは、その人にとって活用できる知識となりやすいので、課題について視点の異なる他者との相互作用を通じて学ぶことで、自分の考えを表現し、見直すチャンスが何度も生まれ、より質の高い、活用できる知識が生み出されていきます。

(2) 「知識構成型ジグソー法」とは

協調学習を教室で引き起こすための授業デザインの枠組みとして、東京大学 CoREF (以下「CoREF」という。)が提案しているいくつかの異なる考えを組み合わせる課題に答えを出す学習法があります。

次の図に示す一連の流れを通じて、課題についてのいろいろな考えを比較・吟味・統合することで、一人一人が今日の授業の問いについての自分なりに納得できる答えを作り出すことをねらいにしています。



(3) 「知識構成型ジグソー法」の授業の流れ

<はじめに自分の考えを書いてみる>

まず、「柱となる問い」に対して各自が今の力を出せる答えを出しておきます。

<エキスパート活動>

グループ(エキスパート班)で、授業の柱となる問いに答えを出すための部品となる、それぞれ異なる知識を学びます。

<ジグソー活動>

それぞれのエキスパート班で得た知識を新しいグループ(ジグソー班)に持ち寄り、組み合わせながら活用し、柱となる問いに対して答えを出します。

<クロストーク>

各ジグソー班の答えを発表し、聞き合います。多様な解や解法、表現が一般化され、一人一人の納得がより授業のゴールに向け

て深まっていきます。

＜最後にもう一度問いに向き合う＞

「柱となる問い」にもう一度答えを出し、自分なりに納得できたことを確認します。

CoREF はこれまで30を超える都道府県、市町の教育委員会と連携し、多くの小中高の現職教員と「知識構成型ジグソー法」による協調学習の授業デザインを開発して、21世紀型スキルの獲得につながる授業実践評価を推進しています。

埼玉県教育委員会とCoREFは、平成22年度から「知識構成型ジグソー法」を用いて継続的な授業改善に取り組んでいます。

グランドデザイン

「グランドデザイン」とは、「大規模な事業などの全体にわたる壮大な計画・構想」（三省堂『大辞林』による）のことです。

近年、この「グランドデザイン」が「学校の全体構想」を指す言葉として用られているようになってきました。学校の全体構想図は、これまでも多くの学校で、主に教職員向けに作成されてきました。しかし、特色ある学校づくりや開かれた学校づくりがより一層強く求められるようになり、教職員の共通理解のためだけでなく、保護者や地域の人々にも理解しやすい全体構想図が求められるようになってきました。そこで、新しい発想のもとに作成する学校の全体構想（図）を「グランドデザイン」と呼ぶようになってきたのです。

「グランドデザイン」を作成する際に盛り込まれる内容としては、以下のようなものがあります。

(1) 学校の使命やビジョンに関する内容

- ① 学校教育目標及びそれを支える教育理念
- ② 目指す学校像
- ③ 育てたい児童生徒像
- ④ 学校経営方針
- ⑤ 重点目標 など

(2) 学校課題と解決策等に関する内容

- ① 学校の課題
- ② 課題解決のための具体的活動
- ③ 評価 など

(3) 特色ある教育活動に関する内容

- ① 地域の特色を生かした教育活動
- ② 「総合的な学習(探究)の時間」の活動
- ③ 他校にない特色ある教育活動 など

(4) 教職員に関する内容

- ① 校務分掌組織
- ② 教職員の資質向上の取組 など

(5) 関係機関との関わりに関する内容

- ① 国・県・市町村の動向、社会の要請
- ② PTAとの関係
- ③ 幼・保・小・中・高等学校との関係
- ④ 公民館等地域機関との関係 など

(6) 学校に対する期待や願いに関する内容

- ① 保護者の願い
- ② 児童生徒の願い
- ③ 教職員の願い
- ④ 地域の人々の願い など

(7) その他

- ① 児童生徒の実態
- ② 学習環境の整備 など

これら全てを1枚の図に盛り込むことは不可能ですし、かえって難解な内容になってしまいます。そこで、上記のような内容の中から取捨選択し、自校の教育の全体構想が一目で見て分かるように工夫して作成されるものです。

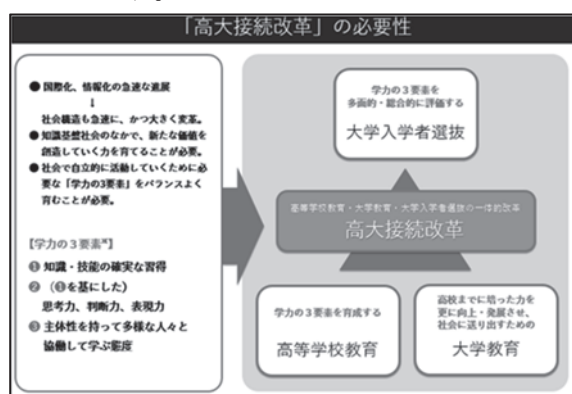
また、こうして描いた図をトップページとして、2ページ以降にそれに続く詳細な計画がまとめられているものを読めば「学校の全体構想」をつかむことができます。

高校教育改革

学習・指導方法の改善と教員の指導力の向上や多面的な評価の推進を図るため、新学習指導要領のもと、主体的・対話的で深い学びの実現（「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善）が目指されています。さらに、「高校生のための学びの基礎診断」を導入することで、測定ツールを用いたPDCAサイクルの構築により生徒の基礎学力の定着を確実に図ることとなります。観点別学習状況評価等の学習評価の見直しや指導要録の改善、キャリアパスポートの導入なども検討されています。

高大接続改革

グローバル化の進展、技術革新、国内における生産年齢人口の急減などに伴い、予見の困難な時代の中で新たな価値を創造していく力を育てることが必要とされています。高大接続改革においては、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜を通じて学力の3要素を確実に育成・評価する、三者の一体的な改革を進めることが極めて重要であると、これらの改革に向けての取組が進められています。



公務・通勤災害補償制度

公務上の災害（負傷・疾病等）又は通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償法の規定により、療養補償・障害補償等の補償を受けることができる制度です。

(1) 災害により負傷した場合

すぐに病院に行き治療を受けてください。医師には公務災害又は通勤災害の手続きをとる予定であることを伝えてください。この場合、原則として共済組合員証の使用（いわゆる保険診療）はできません。医師と相談のうえ、認定されるまで支払いを保留するか、保留が不可能なときは現金払いをする（後日、領収証の提出が必要）こととなります。ただし、緊急やむを得ない場合等は福利課短期給付担当の了解を得たうえで組合員証を使用することができます。

(2) 公務災害・通勤災害の認定請求

校長に災害の報告をし、速やかに公務又は通勤災害認定請求書に必要書類を添えて県教職員課に提出してください。

(3) その他

災害が公務災害又は通勤災害として認定されるか否かについては個々の事例を詳細に調査した上で決定されます。

制度の詳細・様式データについては埼玉県教育局教育総務部教職員課のHPに掲載しています。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2205/kyouiku-koumusaigai3.html>

交流及び共同学習

(1) 交流及び共同学習とは

特別支援学校や特別支援学級の児童生徒と、通常の学級の児童生徒や地域社会の人たちが、学校教育の一環として活動とともにすることを、交流及び共同学習と呼んでいます。また、本県では、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒と一緒に学ぶ機会を拡大し「心のバリアフリー」を育む支援学習の取組も進められています。

(2) 交流及び共同学習の意義

交流及び共同学習では、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒とが共に学び、互いに触れ合うことを通して、同じ仲間として共生社会を形成する一員であるという意識を育て、人間尊重の精神を涵養し、心豊かで思いやりのある人間を育成することをねらいとしています。

障害のある児童生徒にとっては、積極的に社会参加していくためには、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるなど、将来の社会参加に必要な資質を養うことが大切です。交流及び共同学習は、障害のある児童生徒の経験を広げ、社会性を養い、好ましい人間関係を育てる上で重要な役割を担っています。

一方、障害のない児童生徒や地域の人々にとっても、交流及び共同学習は意義深いものです。障害のある児童生徒に対する違和感や偏見がなくなったり、思いやりや優しさ、いたわりの心が育ち、人間の多面的な価値に気付いたりするなど、人間の持っているすばらしい面に改めて気付くことができます。そして、互いに共通する面がたくさんあることに気付くことができます。自分

の生活の姿勢や学習の態度を見つめ直し、生き方を深く考える機会となり、「心の教育」を推進するためにも大切な学習と言えます。

(3) 交流及び共同学習の内容

交流及び共同学習の内容については、例えば音楽や図画工作などの各教科の指導だけでなく、運動会や文化祭などの学校行事、総合的な学習（探究）の時間、朝の運動などの授業前の活動などでの取組が考えられます。また、電子メールやテレビ会議等のコンピュータや情報通信ネットワークなどを活用した間接的な交流も考えられます。

(4) 交流及び共同学習の実施に当たって

様々な活動を効果的かつ円滑に進めるためには、交流に係る組織を設けることが必要です。また、互いに交流の必要性、意義等について理解し合うためには、双方が十分に話し合う機会を設け、意義やねらい、相手校の実態や教育の実際、障害のある児童生徒への接し方等について、共通理解を深めることが必要です。実施に当たっては、教育課程に位置付けて、意図的、計画的に進めることが大切です。年間指導計画を作成し、事前事後の指導を十分に行うとともに、継続的に実施できるよう留意する必要があります。

合理的配慮

「障害者の権利に関する条約」第2条の定義において、「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」とされています。なお、「負担」については、「『変更及び調整』を行う主体に課される負担を指す」とされています。

「合理的配慮」の決定・提供に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなります。各学校の設置者及び学校は、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学

ぶというインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「合理的配慮」の提供に努める必要があります。その際、現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて、共通理解を図る必要があります。

なお、障害のある児童生徒に合理的配慮を行わないことは、障害者差別となります。

国際理解教育

政治、経済、社会、文化等、様々な分野にわたってグローバル化が進展し、異なる考え方や価値観をもつ人々と共生していくことが課題となっています。このような社会においては、国際的な理解と協調は不可欠です。我が国が国際社会の一員として、主体性をもって積極的にその役割を果たし、信頼されるためには、日本及び諸外国の伝統や文化等について深い理解をもつことが重要です。また、地球規模の課題についても深く認識し、その解決に向けての意識やそのために必要とされる能力を高め、世界の平和と発展に貢献する日本人を育成することが必要です。

(1) 具体的な目標の設定

児童生徒の発達の段階や各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間、特別活動等において、次のような具体的な目標を設定し、適切な指導を進めることが大切です。

- ア 国家、民族等に対する偏見や先入観をなくし、基本的人権を尊重する精神を養うとともに、世界の平和と発展に貢献できる能力や態度を育成する。
- イ 我が国の伝統や文化等についての認識を深め、日本人として、また、個人としての自己の在り方、生き方の確立を図る。
- ウ 国際社会において、相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意志を表現できる力を育成する観点から、外国語能力の基礎や表現力等のコミュニケーション能力の向上を図る。
- エ 世界の人々と協調し、国際交流・国際協力等に積極的に取り組むことのできる資質・能力を育成する。
- オ 国際社会における様々な課題やその

背景について理解し、その解決に向けての意識やそのために必要とされる能力を育成する。

(2) 具体的、継続的な指導の実践

国際理解教育は、豊かな国際性を身に付けさせるために、次の点に留意し、具体的、継続的に実践する必要があります。

- ア 教育課程や授業内容等を、国際理解教育の視点に立って見直し、全体計画・年間指導計画の作成・実施を図る。
 - イ 校務分掌組織に明確に位置付けて、校内の推進組織を確立する。
 - ウ 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動等において、児童生徒と外国人や国際的な視野をもつ日本人との交流などを実施し、異文化理解を深める。
 - エ 外国語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。
 - オ 外国人児童生徒や帰国児童生徒の能力や特性を伸ばさせるとともに、多文化共生の観点から人権に配慮し、他の児童生徒との相互啓発を図る。
 - カ 留学生を積極的に受け入れて、国際理解と友好・親善に努める。
 - キ 国際社会の様々な課題を自らの問題として捉え、身近なことから取り組むことで、国際協力・国際貢献に対する意識の醸成を図る。
- 〈参考文献〉
- ・埼玉県教育委員会「平成30年度指導の重点・努力点」

個人情報保護法

「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」という。)とは、平成15年5月に、個人情報の不適正な取り扱いによる個人の権利利益の侵害を未然に防止するため、国の行政機関・独立行政法人等が個人情報の取扱いに当たって守るべきルールを定めた法律で、平成17年4月から全面施行されています。

「個人情報保護法」は、官民を通じた基本法の部分と、民間事業者に対する個人情報の取扱いのルールの部分から成り立ってお

り、地方公共団体においては、法の趣旨を踏まえ、それぞれの区域の特性に応じて個人情報保護条例が制定されています。

埼玉県でも、平成29年3月28日に改正された新しい「埼玉県個人情報保護条例」が施行されています。条例の運用に当たっては、教職員(教員)一人一人が個人情報の定義についてきちんと理解し、適切に個人情報を取り扱い、県民(児童生徒・教職員を含む)の権利利益を守らなければなりません。個人情報の取り扱いの判断に迷ったときは、個人で判断せず、必ず管理職に問い合わせることが必要です。

条例で定義されている「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、以下のようなものを記述することにより、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)を言います。

〈例〉

- ・氏名 ・生年月日 ・住所 ・顔写真
- ・電話番号 ・音声、画像情報
- ・ユーザーID ・マイナンバー
- ・電子メールアドレス

また、個人情報は、電子情報か書面情報であるかを問いません。個人情報を取り扱う学校の義務は、次のとおりです。

(1) 個人情報の利用目的の特定

単に「教育のため」ではなく、利用目的をより具体的に特定する必要があります。児童生徒、保護者に目的・意義を説明の上、同意を得ておくべきです。

(2) 適正な個人情報の取得

個人情報の不正な取得はできません。個人情報の取得を必要とする場合は、児童生徒、保護者に利用目的の通知・公表が必要です。

(3) データ内容の正確性・最新性の確保

学校では、児童生徒の在籍期間中にデータの変化が生じる場合があるため、変更手続き(届出)の仕組みは分かりやすくしておく必要があります。

(4) 安全管理措置、教職員・委託先の監督

委託業者任せにしないことが大切です。

(5) 第三者への個人情報提供の制限

第三者とは、同窓会、保護者会、塾や予備校、児童相談所等ですが、例外措置もあります。

(6) 公表、開示、訂正、利用停止等

本人等の開示請求があった場合に対する措置などがあります。利用停止は、個人情報取扱事業者が法律違反をしている場合のみ認められます。

(7) 苦情処理

受付窓口や苦情処理手順について規程を設けておきます。

教職員（教員）が個人情報を不正に収集、利用、漏えいした場合に罰則が適用されます。

学校では、児童生徒等の多くの個人情報を取り扱います。法令や条例等に則り、適切に個人情報を取り扱い、児童生徒等の権利利益を守ることが求められます。

埼玉県学力・学習状況調査

埼玉県では、平成27年度から本県独自の県学力・学習状況調査を実施しています。本調査は、「学習した内容がしっかり身に付いているのか」という今までの調査の視点に、「一人一人の学力がどれだけ伸びているのか」という新しい視点を加えることで、児童生徒の学力の伸びが把握できる全国初の調査です。県教育委員会としては、子供たちには、現在の実力を知り、「どれだけ自分が伸びたか」を実感し、自信を深めてほしいと考えています。

<先生方へのお願い>

- ① 本調査の個人結果票を返却する際には、日常の学習や生活の様子から分かることと調査結果を組み合わせ、一人一人に寄り添った指導を行い、学習意欲が高まるような声掛けをしてください。
- ② 本調査は毎年4月に行われることから、その結果は前年度の学級の成果です。各学校においては、調査結果を前年度の学級に並び替えて分析を行い、「学力等を伸ばした子供の割合」や「学力等の伸び率」が大きい学年・学級を把握するとともに、担当者からの聞き取りや授業参観を行い、効果的な取組や工夫を共有してください。

(1) 調査の概要

① 調査の目的

本県の児童生徒の学力や学習に関する事項等を把握することで、教育施策や指導の工夫改善を図り、児童生徒一人一人の学力を確実に伸ばすことを推進する。

② 調査の対象

県内市町村教育委員会、小・中学校及び小・中学校の児童生徒。ただし、特別支援学級に在籍する児童生徒、さいたま市教育委員会、さいたま市立小・中学校及びさいたま市立小・中学校の児童生徒並びに国私立小・中学校の児童生徒については別に定めます。

③ 調査事項

ア 児童生徒に対する調査

- ・教科（学習指導要領に示された内容の内、調査する各学年の前学年までの内容）
小学校第4学年から第6学年まで

国語、算数

中学校第1学年

国語、数学

中学校第2学年及び第3学年

国語、数学、英語

- ・質問紙調査

学習意欲、学習方法及び生活習慣等に関する事項

イ 学校及び市町村教育委員会に対する調査

- ・質問紙調査

学校における教育活動並びに学校及び市町村における教育条件の整備等に関する事項

(2) 調査の特徴

- ① 毎年、小学校4年生から中学校3年生までの全ての児童生徒に継続的に実施
- ② 全ての問題に難易度を設定し、学力のレベルを測定
こうした特徴から、「どれくらい難しい問題に正答できたか」により学力を測ることで、一人一人の1年間の学力の伸びの様子を明確に把握することができます。

埼玉の子ども70万人体験活動

(1) ねらい

県内の公立小学校、中学校、高等学校（約70万人）の児童生徒が、他者との関わりや、

社会、自然環境の中での様々な体験をとおり、思いやりの心や規範意識、学習意欲、目的意識、望ましい勤労観・職業観を育むなど、豊かな人間性や社会性など「生きる力」の基礎を築くことをねらいとした平成18年度からの取組です。

児童生徒が、自然体験や勤労生産体験(学校ファームを含む)を行うなど、家庭・地域・企業・NPOなどと連携して、発達の段階に応じた様々な体験活動を実施します。

(2) 主な活動内容(小・中学校)

- ア 勤労体験(小学校)
- 職場体験(中学校)
- イ 勤労生産体験
- ウ 交流体験
- エ 自然体験
- オ 文化・芸術体験

(3) 主な活動内容(高等学校)

- ア インターンシップ等体験
- イ ふれあい体験
- ウ 社会奉仕活動
- エ 研究機関等体験
- オ 海外授業体験
- カ その他の体験活動

持続可能な開発のための教育(ESD) と持続可能な開発目標(SDGs)

(1) 持続可能な開発のための教育(ESD)とは

ESDは、Education for Sustainable Developmentの略で「持続可能な開発のための教育」と訳され、我が国の働きかけにより、2002年のヨハネスブルグサミットで、「持続可能な開発のための教育の10年」が提言されました。これを受け、同年の国連総会において、2005年から2014年までの10年を「国連ESDの10年(DESD)」とすることが決議されました。

現在、世界には、環境・貧困・人権・開発といった様々な地球規模の課題があります。

ESDとは、地球に存在する人間を含めた命ある生物が、遠い未来までその営みを続けていくために、これらの課題を自らの問題として捉え、一人一人が自分のできることを考え、実践していくことを身に付け、課題解決につながる価値観や行動を生み出

し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。

つまり、ESDは持続可能な社会づくりの担い手を育む教育です。

現在、地球規模の環境破壊やエネルギー、水などの資源保全が問題になっています。そこで、人類が現在の生活レベルを維持しつつ、次世代も含めて全ての人々に、より質の高い生活をもたらすことができる状態での開発(持続可能な開発)を目指すことが重要な課題になっています。この地球規模の課題を解決するためには、個人個人のレベルで地球上の資源の有限性を認識することが大切であり、自らの考えをもって、新しい社会秩序をつくり上げていく地球的視野をもつ市民を育成するための教育、ESDに期待が寄せられています。このESDの範囲は、環境、福祉、平和、開発、ジェンダー、子供の人権、国際理解、貧困撲滅、識字、エイズ、紛争防止など多岐にわたります。

(2) 持続可能な開発目標(SDGs)とは

SDGsは、Sustainable Development Goalsの略で、「持続可能な開発目標」と訳され、国連加盟193ヶ国が2016年～2030年の15年間で達成するために掲げた目標であり、2015年の国連総会で採択されました。

目標は17の分野で構成され、貧困や飢餓、健康や教育、エネルギーやまちづくり、気候変動など、開発途上国や先進国に限らず包括的な内容になっています。

・17の開発目標

- ① 貧困をなくそう
- ② 飢餓をゼロに
- ③ すべての人に健康と福祉を
- ④ 質の高い教育をみんなに
- ⑤ ジェンダー平等を実現しよう
- ⑥ 安全な水とトイレを世界中に
- ⑦ エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- ⑧ 働きがいも経済成長も
- ⑨ 産業と技術革新の基盤をつくろう
- ⑩ 人や国の不平等をなくそう
- ⑪ 住み続けられるまちづくりを
- ⑫ つくる責任 つかう責任
- ⑬ 気候変動に具体的な対策を
- ⑭ 海の豊かさを守ろう
- ⑮ 陸の豊かさも守ろう

⑯平和と公正をすべての人に

⑰パートナーシップで目標を達成しよう

SDGsの17の目標は、個別に問題解決を行えるものではなく、それぞれがつながりを持って結びつくことで目標の達成が実現するものです。

特に教育では、教育を通じて様々な地球規模の課題について、自らの課題として捉え行動していく力を育てていくことが大切です。これは、ESDを推進することがSDGsの目標達成に近づくものと捉えることができます。

(3) ESDの教育の場

ESDを推進していくためには、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学等の学校教育だけでなく、公民館や博物館等の社会教育、地域コミュニティ、NPO、事業者、マスメディアなど、あらゆる場が実施主体となることが望まれています。

特に子供の頃から持続可能な生活を意識し行動することが重要だとされています。さらに、児童生徒の学習の成果や、その実践を発信することにより、学校を中心として家庭、地域、行政や企業など、全国へESDを浸透させることが可能になります。

このような経緯から、平成20年3月に告示された幼稚園教育要領及び小学校・中学校の各学習指導要領、平成21年3月に告示された高等学校学習指導要領から、ESDの理念が盛り込まれています。

ESDで求められる力は学習指導要領の目指す「生きる力」と重なりが大きく、実践によって児童生徒の学びが深まり、次の学びに向けて意欲を高めるなどの効果が期待されます。そのため、幼稚園及び小・中・高等学校において、各教科や総合的な学習の時間等、学校教育活動全体を通じて、ESDの視点で取り組むことが重要です。

新学習指導要領においても、従前の学習指導要領より引き続きESDの視点が盛り込まれ、さらなる重点化が図られました。

なお、2015年からは新たな「国連ESDの10年」の後継プログラムとして「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム(GAP)」(2013年第37回ユネスコ総会で採択)が開始され、2016年3月には、我が国も引き続きES

Dを一層推進すべく「我が国におけるESDに関するグローバル・アクション・プログラム実施計画(ESD国内実施計画)」を策定しました。これは、ESDの取組の推進・拡大を目指すものであり、持続可能な開発を加速するために、教育・学習の全ての段階・分野で行動を起こし強化することを全体目標にしています。

(4) ESDの学び方

ESDを学ばせるには、「関心の喚起→理解の深化→参加する態度や問題解決能力の育成」を通じて「具体的な行動」を促すという一連の流れの中に位置付けることが大切です。これらの過程では、単に知識の伝達にとどまらず、体験、体感を重視して、探究や実践を重視する参加型アプローチとすることも重要であり、特に次の2つの観点が大切です。

- ・人格の発達や、自律心、判断力、責任感などの人間性を育むこと。
- ・他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性を認識し、「関わり」「つながり」を尊重できる個人を育むこと。

<参考文献>

- ・我が国における「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画(ESD国内実施計画)平成28年3月10日決定
- ・ESD持続可能な開発のための教育(文部科学省HP)
- ・ESD活動支援センターHP
- ・独立行政法人国際協力機構HP

児童生徒への懲戒

学校教育法第11条には、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と規定されています。この懲戒は、その性質から2種類に分けることができます。

第一は、校長及び教員が、教育者として、教育を行うという職務の一つとして教育上必要がある場合に行う懲戒です。これは懲らしめたり反省を促したりする事実行為であり、例えば、授業中騒いだり、学習を怠っ

たりした者に、注意を喚起することを踏まえた上で起立させたり、指導・相談を含めて放課後残ることを命じたりする場合などです。

この場合、児童生徒の心身の発達に应じるなど、十分に教育上必要な配慮をしなければならないものとされ、かつ、人権尊重の立場から、その懲戒が体罰となってはならないとされています。体罰は、懲戒とは異質のものであり、違法行為です。児童生徒との信頼関係を崩す体罰は、厳に戒めるべき行為です。

第二は、併設型の中学校及び高等学校において、校長の有する校務掌理権に基づいて行う懲戒です。

埼玉県立中学校管理規則第11条には、懲戒のうち、退学及び訓告の処分について、また、埼玉県立高等学校通則第27条には懲戒のうち、戒告、謹慎、停学及び退学の処分について、校長が行うとされています。運用については、学校教育法施行規則第26条、埼玉県立中学校管理規則第11条、埼玉県立高等学校通則の第27条、生徒懲戒の手續等に関する基準などを参照してください。

なお、学齢児童生徒に対しては、義務教育の機会を保障するため、懲戒の手段としての退学（併設型中学校を除く。）はもちろんのこと停学処分を行うことはできません。

指 導 要 録

指導要録は、児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、児童生徒の指導のための資料とするとともに、学校外に対しての証明などのために役立たせるための原簿です。

保存期間については、学籍に関する記録は20年間、指導に関する記録については5年間保存になっています。

学校教育法施行規則には、次のように規定されています。

第24条 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

② 校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。

③ 校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し（転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。）及び前項の抄本又は写しを転学先の校長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。

指導要録の様式や記入上の注意などは、文部科学省及び県教育委員会が通知をもって示し、それに基づいて所管の教育委員会が、具体的に独自の様式を定めています。

自 閉 症

(1) 自閉症の定義

文部科学省「教育支援資料（平成25年10月）」に次のように示されています。「自閉症とは、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障害である。その特徴は、3歳くらいまでに現れることが多いが、小学生年代まで問題が顕在しないこともある。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。」

「なお、高機能自閉症とは、知的発達の遅れを伴わない自閉症を指す。同様にアスペルガー症候群（アスペルガー障害）は、自閉症の上位概念である広汎性発達障害の一つに分類され、知的発達と言語発達に遅れはなく、上記3つの自閉症の特性のうち、コミュニケーションの障害が比較的目立たない。」

なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障害（Pervasive Developmental Disorders…PDDと略称）に分類されるもので2013年米国精神医学会が刊行した精神障害の分類と診断基準の改定版（第5版：DSM-5）では自閉症スペクトラム障害（ASD）と変更されました。

※広汎性発達障害は、国際疾病分類第10版

(ICD-10)では、「相互的な社会的関係とコミュニケーションのパターンにおける質的障害、及び限局した常同的で反復的な関心を活動の幅によって特徴づけられる」と定義されています。

(2) 自閉症の特性

自閉症は、知的障害を併せ有することがあります。知的発達に遅れがない場合は、高機能自閉症と呼ばれています。その行動は自閉症の特性をそのまま備えており、高機能自閉症を理解するには自閉症の理解が不可欠です。

自閉症は、言葉や身ぶりを使ってコミュニケーションをとったり、想像を働かせて、相手の気持ちを察したりすることに困難があります。そのため、場面や状況に関係なく、思いついたことを一方的に話し始めることがあります。また、特定のものにこだわると、他のことにうまく切り替えることができません。見通しのもてない変化には、とても不安になりますが、難しい単語を知っていたり、計算ができたりするため、「できるのにやらない」「協調性がない」「わがまま」等とよく誤解されます。

また、視覚、聴覚、嗅覚、触覚などの過敏性や過度の鈍感性もあり、そうした刺激に対して予想を超える反応をすることもあります。私たちの基準で「そんなオーバーな…」と受け止め、丁寧な対応を怠ることで、本人をさらに不安定な気持ちにさせてしまうこともあります。

(3) 高機能自閉症の児童生徒への支援

高機能自閉症の児童生徒は、知的障害がないので、通常の学級に在籍しています。中には発達障害・情緒障害の通級指導教室において通級による指導を受けている場合がありますが、ほとんどの場合、通常の学級のみで教育を受けています。

しかし、前述した行動特性のため、学校生活の中で様々な問題に直面することが多く、その際、周囲の理解が得られないまま不適切な対応が繰り返されると、二次的な問題に発展しかねません。

そこで、まず、担任や専門家がきめ細かな行動観察や心理検査の結果から、それらの状況が生じる背景や原因を理解し、その上で、指導場面を児童生徒にとって分かりや

すい設定にすることが大切です。

例えば、指示は分かりやすい言葉で具体的にはっきりと出す、長い文にしない、いつ、どこまで取り組めばよいのか、活動のスタートとゴールを明確にして見通しをもたせる、目標や約束を絵や文字で掲示しておくことも有効です。

また、叱責や注意で問題行動をやめさせる対応よりも、どうすればよいのか、どうしてほしいのかを具体的に伝え、「できたら褒める指導」を心がけることが重要です。そして、感情が高ぶっている時は、静かな環境でまず気持ちを受け止める対応で落ち着かせてから、自分の行動を振り返らせることが大切です。

習熟の程度に応じた指導

学習内容の理解の程度や知識の定着度、あるいは技能の習得の程度等に応じて、どの児童生徒にも学習内容を確実に身に付けさせることを目指した、個に応じた指導方法を言います。

一般的には「習熟度別指導」と呼ばれ、例えば1クラスを2コース、あるいは2クラスを3コースなどに分け、児童生徒の実態に応じたきめ細かな指導体制を「習熟度別少人数指導」と呼んでいます。

指導形態については、義務教育段階では基本的な学級編制は変更することなく、児童生徒の実態等に応じて弾力的に学習集団を編成し、学習指導の効果を高めるための方法として理解されています。

高等学校学習指導要領(平成21年)において「各教科・科目の指導に当たっては、教師間の連携協力を密にするなど指導体制を確立するとともに、学校や生徒の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、教師間の協力的な指導、生徒の学習内容の習熟の程度等に応じた弾力的な学級の編成など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ること。」と示されています。単に学習指導の方法を習熟度という物差しで調節するという考え方をするのではなく、生徒の個性を十分に配慮してそれを伸ばすことを考慮した学習指導が

計画され、実施されることが重要です。

なお、「(小)[中]学校学習指導要領」(平成29年3月告示)では、(児童)[生徒]が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、(児童)[生徒]や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、(児童)[生徒]の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図るとされています。

()内は小学校：「総則」第1章第4の2(6)

[]内は中学校：「総則」第1章第4の1(4)

集 団 活 動

(1) 集団活動の教育的意義

これからの教育においては、豊かな人間性や社会性を育成するとともに、自分のよい点や個性を発見する素地を養い、自立心を培うことが必要です。このような資質や能力は、学校教育全体を通じて育成されるものですが、とりわけ集団活動と深い関わりがあります。

近年、少子化や外遊びをしない児童生徒の増加などにより、家庭や地域社会において、児童生徒の人間関係が希薄化しています。このような状況が児童生徒の対人関係の未熟さを生み、いじめや不登校などの問題行動の遠因ともなっています。

目的や構成が異なる様々な集団活動を通して、自分や他者のよさや可能性に気づき、発揮できるようにすることが大切です。そのことが、問題行動を解消するとともに、他者と協力してたくましく生きる力をもつ児童生徒を育てることにつながります。

(2) よりよい集団活動の展開

児童生徒の集団活動には、学級活動(ホームルーム活動)のように、主に学級(ホームルーム)集団を単位とするものと児童会活動や生徒会活動、異年齢集団活動、学校行事などのように、学級や学年の枠を越えて組織される集団によるものがあります。児

童生徒が、このような様々な集団に所属し、その中で互いに理解し合い、高め合い、個人と個人、個人と集団、集団相互が互いに作用し合いながら集団活動や体験的な活動を進め、それぞれの児童生徒が全人的な発達を遂げます。

児童生徒の言動は、集団の雰囲気によって大きく左右されます。集団の質が望ましいものでない場合には、社会規範に反する言動をとる危険性もありますので、指導に当たっては、児童生徒一人一人のよさや可能性を発揮できるように、特に配慮する必要があります。

(3) 人間関係づくりに生かす集団活動

学校生活の多くを過ごす学級は、児童生徒にとって居心地のよい集団でなければなりません。よりよい学校、学級生活づくりのために、学級活動の時間が年間35時間(小1は34時間)設定されています。この時間は、学校ごとに年間指導計画を作成し、学級や学校における生活づくり、日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全、一人一人のキャリア形成と自己実現等のために、組織的、計画的に行うことが定められています。児童生徒が自分たちの生活を充実、向上のために話し合い実践する活動と、教師の適切な指導の下、個人の共通の課題について話し合う活動があります。特質の違いを踏まえ、指導することが大切です。

指導に当たっては、話し合い活動を中心に、集団の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度の育成を重視した指導を行うことが大切です。また、小学校段階から、職業観・労働観を育むキャリア教育の推進も求められています。

話し合い、実践、そして活動の振り返りを着実に積み重ねていくことで、学級内の基本的なモラルや社会生活上のルール習得、信頼関係の育成、そして児童生徒一人一人の豊かな人間関係が醸成されます。

年度初めの学級集団において、ゲーム等の体験活動を取り入れることは効果的です。学校行事として、4月から宿泊学習等を行い、成果を上げている例もあります。

本県には、人間関係づくりのための効果的な施設を設置した「神川げんきプラザ」をはじめ、各種の体験活動のできる「げんきプ

ラザ」が6か所あります。

〈参考資料〉

- ・埼玉県立げんきプラザ総合ページ
<http://www.pref.saitama.lg.jp/f2216/genki-plaza/>
- ・体験活動事例集－体験のスズメ－文部科学省
平成20年1月

(4) 学校・家庭・地域との連携

学校週五日制の実施に伴い、児童生徒は、家庭や地域社会において豊かな自然体験や社会体験をする機会が増加しました。このような場と機会に、学校における集団活動の経験が十分生かされ、発揮されるようにするとともに、家庭や地域社会における集団活動の経験を学校教育に生かすことができるようにすることも大切となります。

少人数指導

少人数指導とは、平成13年度から全国の小・中学校で行っているもので、教科等の特性に応じて、学級編制とは異なる学習集団を編成して授業を行うものです。例えば、一つの学級で、習熟の程度や興味・関心に応じた学習などを行うため、複数の学習集団を編成して、それぞれで授業を行ったり、複数の学級を習熟の程度や興味・関心に応じた学習などを行うため、学級数より多い学習集団を編成して、それぞれで授業を行ったりすることです。

各教科等の指導に当たっては、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるように、個に応じたきめ細かな指導を充実させることが不可欠です。

少人数の学習集団を編成する場合としては、

- ① 学習内容の習熟の程度に応じた指導の場合
 - ② 児童生徒の興味・関心等に応じた課題を設定する場合
 - ③ 補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れる場合
- 等が考えられます。

なお、各学校で学習内容の習熟の程度に応じた指導を実施する際には、児童生徒に優越感や劣等感を生じさせたり、学習集団による学習内容の分化が長期化・固定化するなどして、学習意欲を低下させたりする

ことのないように十分留意する必要があります。また、学習集団の編成の際は、教師が一方向的に割り振るのではなく、児童生徒の興味・関心等に配慮し、自分で課題や学習集団を選ぶことができるよう配慮することも重要です。

消費者教育

「消費者教育」とは、「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動（消費者教育の推進に関する法律第2条第1項）」のことです。

(1) 消費者教育の推進について

民法の一部を改正する法律が成立し、2018年6月20日に公布されました。改正法は2022年4月1日から施行されます。改正法により、民法が定める成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。このことにより、満18歳で成人となった者は契約の主体となります。保護者の同意を得ずに締結した契約の取消については18歳未満までとなります。これを踏まえ、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のため、実践的な消費者教育の実施を推進する必要があります。さらに、若年者の消費者被害の防止・救済のためにも、消費者教育の充実を図る必要があります。

(2) 学校教育での取組

学校教育では、学習指導要領に基づき、小・中・高等学校の社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科などの教科等を中心に、児童生徒の発達段階を踏まえ、消費者教育に関する内容を指導しています。また、生徒指導については、在学中に生徒が成年年齢に達することも踏まえ小学校段階から児童生徒が主体的・能動的に学習できるよう、学校の教育活動全体を通じて充実を図る必要があります。さらに、学校と家庭とが協力体制を築き、連携を促進することが重要であることから、各学校においては、当該児童生徒が成

年年齢に達したか否かに関わらず、保護者等と連携しながら指導する必要があります。

情報セキュリティポリシー

児童生徒及び教職員等が安心して教育用ネットワークシステムを利用するためには、ネットワークへの不正侵入やデータの改ざん、破壊、漏えいから個人情報やコンピュータシステムなどの教育情報資産を守ることが不可欠です。そのために、ネットワーク上のコンピュータに蓄積されている情報のうち、保護する対象を明確にし、ネットワークへの不正侵入やコンピュータウイルスへの対策、ネットワークの管理運用方法を明示したものを「情報セキュリティポリシー」と呼びます。教育局、県立学校その他の教育機関ほか知事部局、企業局、病院局等のすべての部局及びそこに所属するすべての職員が適用対象となっています。

この「埼玉県情報セキュリティポリシー」は、情報資産の保護に関する基本的な考え方を示す「情報セキュリティ基本方針」と、その基本方針を実行に移すための全ての情報システムに共通な情報セキュリティ対策に関する基準を示した「情報セキュリティ対策基準」の2階層で構成されています。

また、この対策基準をどのように実現するのかを示した「情報セキュリティ実施手順」は、全庁内で適用される「共通実施手順」と、所属ごとに策定し適用する「個別実施手順」から構成されています。

「共通実施手順」の主な事項としては、「情報の分類」「情報の管理」「コンピュータの管理」「ソフトウェアの管理」「コンピュータウイルス対策」「情報システムの開発」「外部委託」などがあります。

全教職員が、情報セキュリティ対策についての意識を強くもつとともに、「埼玉県情報セキュリティポリシー」に基づき、情報資産の管理を組織的に徹底することが求められています。

情報モラル教育

(1) 情報モラルとは

情報モラルは、「情報社会において、適正な活動を行うための基になる考え方と態度」であると考えられます。

また、情報モラルには、日常生活上のモラルに加えて、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報技術の特性と、情報技術の利用によって文化的・社会的なコミュニケーションの範囲や手段などが変化する特性を踏まえて、適正な活動を行うための考え方と態度が含まれています。

(2) 指導の必要性

SNSを介したいじめや個人情報の漏えい、有害情報へのアクセス、違法コピーによる著作権侵害など、今日の情報社会において児童生徒が無意識のうちに被害者や加害者になる問題が増加しています。したがって、学校は様々な教育活動を通じて、児童生徒の実態や発達段階に即した情報モラルに関する指導を行う必要があります。

(3) 情報モラル教育とは

情報モラル教育は、情報化の「影」の部分を理解することがねらいではありません。情報化社会やネットワークの特性の側面として「影」の部分を理解した上で、よりよいコミュニケーションや人と人との関係づくりのために、情報手段を上手に賢く使っていくための判断力や心構えを身に付けさせる教育といえます。(文部科学省 平成22年10月 「教育の情報化に関する手引」)

(4) 指導の視点

学校教育の様々な場面や機会を通じて、次の視点から取り組むことが大切です。

ア 児童生徒が道徳的心情を豊かにし、道徳的実践力を高めること。

イ 児童生徒がインターネットや携帯電話などの手段や道具の特性を理解すること。

(5) 指導の内容

指導する内容としては、例えば、次のような項目があります。

ア 人権・プライバシー

イ 個人情報

ウ 肖像権

エ 知的財産権(著作権等)

オ 情報の信頼性と有害情報

カ ネットワーク上のエチケット

キ 健康上の問題

ク 情報社会のセキュリティ

各学校において、児童生徒の実態及び発達の段階を考慮し、必要とする内容を適切に選択して指導することが求められます。児童生徒が、誤った情報や有害な情報に惑わされることなく、自ら必要とする情報を主体的に取捨選択し、社会的なルールやマナーを尊重して、情報を発信・伝達できるよう、情報活用能力の育成を図ることが大切です。

(6) その他

学校教育全体で行う情報モラル教育とともに、生徒指導の観点からスマートフォン等の所持率上昇に伴うネットいじめの特性やSNSを起因としたトラブルの実態を把握し、適切に対応にあたる必要があります。その際、「ネットいじめ等の予防と対応策の手引」（埼玉県教育委員会 平成21年1月）や「生徒自身による『私たちのネット利用ルール』づくり」（埼玉県教育委員会 生徒指導課 平成26年から）などを参考にし、具体的に問題を提示し、指導することが大切です。

小 中 一 貫 教 育

小中一貫教育とは、小中連携のうち、小・中学校が9年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育のことです。小中一貫教育が求められている背景としては、小学校から中学校に進学する際の接続が円滑なものになっていないことが考えられます。その原因の一つとして、小・中学校間の接続期における学習指導、生徒指導の違いが挙げられます。児童が小学校から中学校へ進学する際に、新しい環境での学習や生活に移行する段階で、いじめや不登校等が増加する、いわゆる「中1ギャップ」が指摘されることがあります。

埼玉県でも中学校進学に伴う学習環境の変化や人間関係の多様化により、生徒がとまどいや不安を感じ学校生活に適應できないケースが見られます。また、小学校時代は高かった学習意欲が中学校進学後に低下する傾向にあったり、不登校児童生徒の割合が増加傾向になったりするなどの課題も見られ

ます。そのため学習への関心や意欲を低下させることなく、子供たちの学びを継続させることや人間関係の変化に伴う心理的不安の高まりを減らす等の改善が求められています。重要なことは中学校区内で「目指す児童生徒像」や「重点目標」を設定・共有し、授業改善の視点を踏まえた全体計画や系統表、年間指導計画等の教育計画を編成していくことによって、学習指導や生活指導を改善・充実させていくことです。

また、こうした小・中学校9年間の学び（学習面）と育ち（生活面）の連続性を重視し、児童生徒の学習意欲の向上といわゆる「中1ギャップ」の解消のためには、教職員が子供たちの成長を9年間にわたり支える意識を高めることや家庭・地域との連携を深め、学校が主体となる推進組織を編成して、できることから一つずつ進めていくことが大切です。

職 員 会 議

職員会議は、校長を中心に職員が一致協力して学校の教育活動を展開するため、学校運営に関する校長の方針等を周知するとともに、様々な教育課題への対応方策等についての共通理解を深めたり、児童生徒の状況等について担当する学年・学級・教科を超えて情報交換を行ったりするなど、職員相互の意思疎通を図る上で、重要な意義と役割をもつものです。

埼玉県立高等学校管理規則には、次のように規定されています。

第16条 学校に、校長の職務の円滑な執行を補助するため、職員会議を置く。

2 職員会議は、校長が主宰する。

3 職員会議においては、校長が学校の管理運営に関する方針等を職員に周知するとともに、職員相互の意思疎通、共通理解の促進、職員の意見交換等を行う。

4 前3項に規定するもののほか、職員会議の組織及び運営に関し必要な事項は、校長が定める。

また、解説と運用については、平成12年10月6日付け通知「埼玉県立高等学校管理規則等の一部改正について」の「3 解釈

と運用」及び「4 留意事項」に次のことが挙げられています。

3 解釈と運用

(1) 第1項関係

ア 学校教育法第37条第4項において、「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する」と規定されている学校の管理運営に関する校長の権限と責任を前提として、校長の職務の円滑な執行に資するものとして職員会議を位置付けたものである。

イ 施行規則においては、職員会議を置くことができると規定されたが、本県においては、これまで職員会議がすべての学校に置かれ、一定の役割を果たしてきたことを踏まえ、必置としたものである。

(2) 第2項関係

職員会議は校長が主宰するものであり、これは、校長自らが職員会議を管理し運営するという意味であるが、所属職員をして職員会議の司会や記録をさせることができることはいうまでもない。

(3) 第3項関係

ア 職員会議は校長が主宰するものであることから、職員会議においては、校長が必要と認める事項を取り扱う。

イ 校長が意思決定をするに当たっては、所属職員の意見をよく聞き、職員相互の共通理解を図るよう努める。

ウ 分掌、学年間などに共通する事項等について、職員相互の十分な意見交換を行い、調整を図る。

(4) 第4項関係

校長が定める必要な事項とは、職員会議の構成員、招集手続、定例開催日、司会、記録方法などをいう。

4 留意事項

(1) 職員会議においては、校長の職務の円滑な執行に資するため、学校の教育方針、教育目標、教育計画、教育課題への対応方策等について、職員相互の意思疎通、共通理解の促進、職員の意見交換などを行うこと。

(2) 校長には、日ごろから所属職員との円滑なコミュニケーションが必要であり、校長は、職員会議が校長の職務の円滑な

執行を補助するものであることを踏まえた上で、職員会議の場を活用することなどにより、所属職員の考え方や意見を聞き、学校運営に資するよう努めること。

(3) 職員会議を構成する職員の範囲については、教員以外の職員も含め、学校の実情などに応じて学校のすべての職員が参加できるよう配慮すること。

(4) 学校の実態に応じて各種委員会等を積極的に活用するなど、組織的、機動的な学校運営に努めること。

(5) 職員会議録は、公文書とされていることから、その様式、記録方法、決裁の仕方等公文書としての体裁を整える必要があること。

(6) 職員会議に関する内規がすでにある場合は、今回の改正の趣旨に沿って改めること。

なお、県立特別支援学校及び県立中学校は高等学校の規定を準用することになっており、市町村立学校等にあつては、各市町村教育委員会の学校管理規則において定めています。

食農教育と食育

「食農教育」とは、生きる力の源である「食」とそれを生産する「農業」について、体験活動を通して一体的に学習することで、食と農業の関係と重要性を認識することを目的とする教育活動のことです。また、「食育」とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てるための取組のことです。

(1) 「食」の教育の必要性

我が国では、近年、産業構造や生活様式の変化により、食生活の多様化、欧米化、外部化が著しく進みました。また、流通の複雑化や流通技術の発達による生産地(者)と消費地(者)との関係も希薄になりました。これらにより「食」とその材料となる「農産物」及びそれを生産する「農業」との繋がりがほとんど見えなくなりました。

一方、偏った栄養摂取などによる肥満傾向の増加など、食生活の乱れによる健康面

や、生産者の顔が見えない状況で食物を消費することによる食の安全や信頼等の問題が生じました。特に、児童生徒の健康な身体及び健全な心の育成に「食」の影響が大きいことはよく知られています。

これらのことから、「食べること」と「食べ物をつくること」が結び付く教育活動の必要性が高まりました。

(2) 「食農教育」と「食育」

このような状況を懸念し、「食」と「農」の問題を重要視した農業関係業者や農業関係団体が、平成8年頃から「食農教育」という言葉を使い、主に小学校の農業体験活動の支援を始めました。

そして、このことが国全体の課題と認識され、平成11年に「食料・農業・農村基本法」が制定され、翌年「次代を担う子供達が、食習慣を形成する上で重要な時期に、食生活や食料の生産及び消費について正しい知識を習得できるよう、各教科や学校給食等においてこれらに関する教育の充実を図る」、「国民が農業に対する理解と関心を深めるよう、学校教育や社会教育における農業に関する学習の充実、農業体験の機会の充実等を図る」ことを目的に「食料・農業・農村基本計画」が策定されました。

一方、「食育」という言葉は、明治期にすでに使われていましたが、今日言われる「食育」は、平成17年6月、国民が生涯にわたって健全な心身、豊かな人間性を育むことができるようにするため、総合的、計画的に推進することを目的として制定された「食育基本法」に使われています。背景には「食農教育」で述べた課題とほぼ一致しています。

このように位置付けられた「食育」は、関係省庁を中心とした「食育推進会議」で決定した「食育推進基本計画」をもとに、都道府県及び市町村では、「食育推進基本計画」を策定し、実施することになっています。

このように「食農教育」と「食育」は、どちらも食料の生産から消費にわたっており、近年の食に関する課題意識は同様です。ただし、「食育」が食べる側（消費者）からの視点であるのに対し、「食農教育」は農業関係業者や農業関係団体が使用した言葉であり、作る側（生産者）の視点による言葉と言

えます。

(3) 「食」の教育を推進するために

「食」に関する教育を推進するためには、地方公共団体による取組とともに、学校、農業関係業者・農業関係団体、食品関連事業者及びボランティア等の関係者の緊密な連携・協力がきわめて重要です。

埼玉県では、平成20年度から学校内外に「農園」を設置し、農業体験の充実を図る「埼玉県みどりの学校ファーム」の取組を進めています。

また、平成17年4月からは学校に「栄養教諭」が配置されるようになり、食に関する指導の中心的役割を担うことが期待されていますが、食育は全教職員が連携・協力して計画的、継続的に取り組むことが何より大切です。また、家庭や地域社会の果たす役割も重要であり、学校では、学校便りなどによる情報提供や啓発活動などを行いながら、学校・家庭・地域社会が互いに連携・協力し進めていくことがきわめて効果的です。

シラバス

シラバスとは、学校で行われる授業等の学習案内で、教科等の目標や指導計画、学習の実現目標、評価方法等を記したものです。

主に大学を中心に作成されてきましたが、小・中・高等学校においても、年間の教育計画をまとめた冊子などを作成し、これをシラバスとして配布しています。（別の呼び名で配布している学校もあります。）

シラバスは児童生徒が学習する際の動機付け、また計画的な学習の支えとなります。教師にとっても授業方法や評価方法等について記すことで、授業改善の契機、計画的な教育活動を進める手立てとなります。

学校に対する保護者や地域の関心がますます高まる中、シラバスを保護者や地域に公表することは、開かれた学校づくりを推進し、学校の説明責任（アカウンタビリティ）を果たし、各学校の教育活動の評価を推進して、児童生徒、保護者や地域の信頼に応えることにもなります。

作成に当たっては、児童生徒の状況や地域社会の実態等を踏まえ、各学校で編成し

た教育課程に沿う必要があります。管理職や直接指導に当たる教師が、時間をかけて協議し、共通理解を図ります。また、教育課程の評価を適時行い、授業改善と併せて更新していくことが求められます。

人事評価制度

人事評価制度は、公正な人事管理に資するとともに、教職員の資質・能力の向上を図ることにより、学校の教育力を高め、教職員が協力して幼児、児童及び生徒を伸び伸びと健やかに成長させることを目的としています。

この制度では、教職員個々の取組の中に目標の設定(P)→目標達成に向けた取組(D)→評価(C)→評価結果に基づく改善・更新(A)といったマネジメントの流れを取り入れることで、資質・能力の向上を目指しています。実際の評価は、教職員の目標の達成状況(実績)と職務遂行の過程で発揮された能力及び執務姿勢(行動プロセス)を総合して行うほか、キャリア段階に応じたチームワーク行動についても行います。

教職員は、当初申告(目標設定)、中間申告(進行状況の整理)、達成状況申告及び自己評価を行い、それぞれの段階での自己評価シートを提出し、校長等の評価者との面談を行います。目標設定から評価に至るまでの過程では、面談などを通じた評価者と教職員相互の年間を通じた共通理解が重要となります。

当初申告(目標設定:5月)は、学校自己評価システムシート等に記載される「目指す学校像」「重点目標」「当該年度の目標となる評価項目」や校長及び教頭等の目標との連鎖に留意しながら自分の課題を明確にします。次に、学年目標や校務分掌ごとの目標にも連鎖させながら、学校評価のプロセスの中で学年、分掌、教科等で話し合った内容を踏まえて、自らの職務上の目標を評価領域別に設定します。さらに、その目標を達成するための具体的方策や手順等を設定した上で、目標ごとに困難度を設定します。チームワーク行動については、キャリア段階ごとに定める着眼点から、当該年度に重点的に取り組もう

とする重点項目を設定します。あわせて、自身の知識や技能などを高めるために重点的に取り組みたいことがある場合には、それを研修の欄に記入し、校長に提出します。提出後、校長と面談を行って目標、方策、困難度を確定します。

中間申告(進行状況の整理:10月)では、目標、方策、困難度の修正等がある場合に自己評価シートに記入し、校長に提出します。提出後、面談を行います。なお、管理職以外の教職員は、目標等の修正がない場合には、申告する必要はありません。

達成状況申告(12月～)では、学校評価のプロセスの中で学年、分掌、教科等での話し合いの内容を踏まえ、目標に対する取組や達成状況を自ら分析した上で、「目標の達成状況」「方策の取組状況」「次年度への課題」と目標の達成度を自己評価シートに記入します。さらに実績及び行動プロセスについて「行動プロセスに関する着眼点」を踏まえ、総合的に自己評価を行います。チームワーク行動については、重点項目その他の取組状況を記入するとともに、着眼点を踏まえ、自己評価を行います。そして、この自己評価シートを基に校長等の評価者と達成状況面談を行います。

この制度を自分自身の資質・能力や学校の教育力の向上につなげていくためには、評価者である校長等との面談が重要です。面談を行うことにより、目標設定の経過や課題解決のための方策の具体的な内容などについての共通理解が深まるなど、コミュニケーションの円滑化が図られ、学校運営の組織的、機動的な展開が期待されます。なお、最終評価者による評価結果は、教職員本人にフィードバックされます。

平成26年の地公法改正で、「職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とする。」とされました。平成28年度の人事評価結果から次年度の給与へ反映されています。

(参照)

- ・埼玉県教育委員会県立学校人事課の教職員評価システムのホームページ
<http://www.pref.saitama.lg.jp/f2207/kyousyokuin-hyouka/index.html>

スクールカウンセラー

埼玉県では、健全な児童生徒の育成を図るため、臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者を、スクールカウンセラーとして中学校等に配置しています。

スクールカウンセラーは、校長の指導監督のもと次のような活動を行います。(中学校の例)

- ① 教職員と共に生徒の指導について協議、臨床心理の視点からの教職員への助言・援助
- ② 生徒・保護者への支援及びカウンセリング
- ③ 教職員、保護者対象の研修会等での助言・援助や資料提供
- ④ 校長が必要と認めた小学校での助言・援助及び児童・保護者へのカウンセリング
- ⑤ 関係機関との連携等、各学校において適当と認められる活動
- ⑥ いじめ防止対策推進法第22条による学校におけるいじめ防止等の対策の組織に関すること。
- ⑦ その他緊急時における対応(県教育委員会との協議による)

また、市町村でも地域の実情に応じて、日常の相談に応じる身近な相談員を配置し、いじめや不登校等に対応しています。

スクールカウンセラーも地域の相談員も、学校の組織的で計画的な教育活動の中に位置付けられ、配置されるものです。校長の指導監督のもと各分掌・学級担任等との十分な連携を図ることが大切となります。

スクールソーシャルワーカー

児童生徒を取り巻く環境の問題が複雑に絡み合っている中で、学校だけでは解決できない、困難なケースについて、関係機関等と連携した対応が求められています。教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を有する者を、スクールソーシャルワーカーとして全市町村に配置しています。

スクールソーシャルワーカーは、配置された市町村教育委員会の指揮監督の下に、次のような活動をしています。

- ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ② 関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整
- ③ 学校におけるチーム体制の構築及び支援
- ④ 保護者、教職員等に対する支援、相談及び情報提供
- ⑤ 教職員等への研修活動等

スクールソーシャルワーカーは、学校・家庭・地域をつなぎ支えて、児童生徒の問題行動等を解決へと導く対応が期待されており、学校においては、連携・協働した支援ができるよう効果的な活用が望まれます。

全国学力・学習状況調査

(1) 調査の目的

- ・義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- ・学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。
- ・そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

(2) 調査の対象学年

小学校第6学年、中学校第3学年

(3) 調査事項

- ① 児童生徒に対する調査
 - ア 教科に関する調査
 - 国語、算数・数学(毎年度)
 - 理科(3年に一度程度)
 - 英語[中学校]
 - イ 質問紙調査
 - 学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する調査
- ② 学校に対する質問紙調査
 - 学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条

件の整備の状況等に関する調査

(4) 調査方法

平成19年度～21年度 悉皆調査

平成22年度、24年度 抽出調査

平成25年度～30年度 悉皆調査

大学入学者選抜改革

「学力の3要素」(「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」)を多面的・総合的に評価するため、平成32年度から大学入学共通テストが導入されます。国語及び数学については記述式問題が導入され、英語については4技能「読む」「聞く」「話す」「書く」を適切に評価するため、民間等が実する資格・検定試験の活用が始まります。

また、現行の一般入試、AO入試、推薦入試が多面的・総合的な評価の観点からの改善を図りつつ、各々の入学者選抜としての特性をより明確にする観点から、それぞれ一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜に変更となります。

さらに、高等学校段階における多面的な評価への改善の取組を踏まえ、一人一人が積み上げてきた大学入学前の学習や多様な活動等に関する評価の充実を図るため、調査書等の提出書類等の様式が変更になります。

中・高等学校の調査書

調査書は高等学校、大学等の入学者選抜の重要な資料の一つです。この調査書は、校長が生徒指導要録等に基づき、かつ調査書作成に関する委員会の審議を経て、公平、公正、厳正に作成されなければなりません。

(1) 高等学校の入学者選抜(中学校)

高等学校の入学者選抜については、学校教育法施行規則に定めがあり、中学校長は進学しようとする生徒に関する調査書をその生徒の進学しようとする学校の校長に送付しなければならず(第78条)、高等学校の入学は、調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績等を資料として行う

入学者の選抜に基づいて、校長が許可する(同第90条)とされています。(一部例外規定もある)

本県公立高等学校入学者選抜に係る調査書については、「中学校長は、調査書……の作成に当たっては、その客観性と信頼性を高めるために、校長を委員長とする調査書等作成委員会を設け、厳正を期するとともに、保管についても適正に行うこと。」としています。

記載内容は、生徒氏名、性別、生年月日、卒業年月の他に、

- ① 各教科の学習の記録(全学年の成績を併記する。評定については5段階で記入する。)
 - ② 総合的な学習の時間の記録
 - ③ 特別活動等の記録
 - ④ 出欠の記録
 - ⑤ その他
- となっています。

また、学校と生徒・保護者の信頼関係を深めるとともに、生徒の進路選択に資する観点から、調査書の内容を入試前に保護者に対して「成績及び諸活動等の記録通知書」により通知することになっています。

なお、本県公立高等学校の入学者選抜に当たっては、学力検査と調査書(高校により、さらに実技検査や面接)を資料として選抜が実施されます。

〈参考文献〉

- ・平成31年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項・入学者選抜要領
- ・平成31年度埼玉県公立高等学校入学者選抜における各高等学校の選抜基準

(2) 大学の入学者選抜等(高等学校)

高等学校でも、調査書発行の手順などを示した「大学入学者選抜等に係る進路指導事務の事故防止について」(平成16年6月18日付通知)に基づき、調査書作成委員会、推薦選考委員会を設け、校内手続きや点検のシステムを整備し、管理職の決裁の下に公平公正な運営を行わなければなりません。

著作権

著作権とは、著作者がその著作物を排他的に利用できる権利をいい、原則として著作物の創作時から著作者の生存年間及び死後70年間保護されます。著作者の権利は著作権と著作者人格権に分けられます。著作権は、複製権・上映権・公衆送信権・口述権・展示権・頒布権などの財産権を示します。一方著作者人格権は公表権・同一性保持権などを示します。

著作物を利用する場合は著作者の許諾を得るのが原則ですが、学校等における複製等に関しては一定の条件の下で、著作者の許諾を得ることなしに著作物を利用できる例外が認められています。

著作権法第35条では、この例外について「学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない。」と、その許容と限界を規定しています。

市販のワークブックや問題集、ドリル等の見本の全部、または一部を複製して児童生徒に配布することは、教育を担当する者が授業の過程において、必要と認められる限度内において複製したとしても許容されるものではありません。市販の教材は、個々の児童生徒への販売を目的に製作されるものであり、その一部とは言え複製して使用することは、著しく著作者の利益を害することになるからです。

一方、インターネットを通じて著作物をダウンロードすることやその複製物を教材として学習者に配布することは認められません。しかし、ライブラリー化して校内で共有したり、校内LANにアップロードして共有したりすることは認められません。また、他人の著作物を利用した児童生徒の作品等を著作者の許諾なく学校のホームページで

公表することは、著作権の侵害に当たりますので注意が必要です。

通級による指導

「通級による指導」とは、通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対して、大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で行うため、特別の教育課程を編成することができる制度のことです。小・中学校においては平成5年に、高等学校では平成30年に制度化されました。障害の種類は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱です。指導内容は、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」の内容を取り入れるなどしたもので、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた具体的な目標や内容を定め、学習活動を行います。通級指導教室の設置状況に応じて、自校通級（在籍校での指導）又は他校通級（在籍校以外の学校での指導）の形態で実施されています。

ティーム・ティーチング

指導方法の一つで、複数の教師がそれぞれの専門性を生かし、組織的に指導計画や学習指導案の作成、教材教具の収集開発、評価活動等を行いながら、協力して指導を行う方法です。昭和37年頃に、指導の効率を高めることを目的として日本に紹介されました。その後「個に応じた多様な教育の推進」を観点とし、多くの学校で実施されるようになりました。ティーム・ティーチングの指導類型は、ねらいに応じて、一般的に次のようなものがあります。

- ① 同一学級内で習熟の程度等に応じた学習を行うため、複数の教師が協力して指導を行うもの
- ② 同一学級内で興味・関心等に応じて学習課題の選択等を活かすため、複数の教師が協力して指導を行うもの
- ③ 観察・実験及び野外活動などの体験的な学習において、授業の過程で弾力的な

学習集団を編成し、複数の教師が協力して指導を行うもの

ティーム・ティーチングを効果的に行うことにより、個に応じたきめ細かな授業が期待されていますが、実施計画の作成に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- ① 当該学年・教科及び実施単元、実施時間、学習集団の編成方法など、年間を通じての実施計画を適切に立案すること。
- ② 指導計画、学習指導案作成等に当たっては、当該学年・教科等の教師が協力して行うこと。
- ③ 教材教具の収集・開発、施設・設備の有効活用等を当該学年・教科等の教師が協力して行うこと。
- ④ 児童生徒の学習状況の記録や評価を当該学年・教科等の教師が協力して行うこと。

〈参考文献〉

・埼玉県教育委員会「教育行政資料」(H12年4月)

特別支援教育の推進

特別支援教育とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な指導及び必要な支援を行うものです。また、従前の特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害を含めた特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「各学校」という。）全ての学校において実施するものです。

こうした特別支援教育を推進するためには、「校内委員会」の設置や「特別支援教育コーディネーター」の指名、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成が重要な役割を果たします。

(1) 校内委員会

各学校においては、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置する必要があります。

なお、特別支援学校においては、幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校等への支援に当たるため校内組織を整え、センターの機能を発揮する必要があります。

(2) 特別支援教育コーディネーター

各学校においては、特別支援教育を全体計画の中に位置付け推進するため、校内委員会や校内研修の企画・運営、また、医療、福祉、労働等の関係機関と学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に明確に位置付けています。

(3) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成

障害のある幼児児童生徒に対しては、医療、福祉、労働等の関係機関と連携し、様々な側面からの取組も含めた「個別の教育支援計画」を作成・活用して、長期的な視点に立った一貫した支援を行う必要があります。

また、指導に当たっては、一人一人の指導目標や内容、方法等を示した「個別の指導計画」を作成し、教職員の共通理解の下、きめ細かな対応を図る必要があります。なお、本県では作成した「教育支援プランA・B」の写しを保護者に提供することとしています。

日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度

「災害共済給付制度」は、学校の管理下で、児童生徒等の災害（負傷、疾病、傷害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行う、国・学校の設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度です。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法に定める要件に該当すれば、請求・給付の手続きは、学校・学校の設置者を通じて行われ、センター担当部署において審査の上、給付金額を決定し、学校の設置者を通じて保護者へ支払われます。

災害共済給付への加入は、学校が保護者の同意を得た上で共済掛金を集め、学校の設置者が一括加入の手続きをとります。

＜表＞学校の管理下の範囲

①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合(保育所等における保育中を含みます)	【例】各教科(科目)、保育中、特別活動中(学級活動、クラブ活動、運動会、遠足、修学旅行等)
②学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合。	【例】部活動、林間学校、夏休み中の水泳指導
③休憩時間、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合	【例】始業前、業間休み、昼休み、放課後
④通常の経路及び方法により通学(通園)する場合	【例】登校(登園)中、下校(降園)中
⑤その他、これらに準ずる場合として文部科学省令で定める場合	【例】寄宿舎にあるとき、学校外で授業等が行われるときにその場所又は寄宿舎と住居との間を合理的な経路・方法で往復するとき

ノーマライゼーションの 理念に基づく教育

「ノーマライゼーション」とは、障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそがノーマルであるという考え方です(参照「第5期埼玉県障害者支援計画」)。デンマークのバンク・ミケルセンが1953年に障害者の処遇に関して唱えたもので、北欧から世界へと広まった障害者施策の重要な理念の一つです。

地域(社会)におけるノーマライゼーションの進展を図るためには、学校において障害者に対する偏見や差別などの心の障壁を取り除く教育(心のバリアフリーを育む教育)を推進するとともに、障害のある児童生徒に対しては、障害のない児童生徒と一緒に学ぶ機会を通じて、社会で自立できる自信と力を育む教育を推進する必要があります。

さらには、お互いが一人一人の違いを認め合い、時には助け合えるような心を育む教育を進め、ノーマライゼーションというこれからの社会のあり様を理解し、支えることができる人づくりを進めることが大切です。

現在、埼玉県では「共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進」に取り組んでいます。共生社会とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会です。それは、誰もが相互に人格

と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会です。小・中学校及び特別支援学校では、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒と一緒に学ぶ交流及び共同学習の拡充や支援籍学習の定着を図るための取組を一層推進することが必要です。

プログラミング教育

プログラミング教育とは、児童生徒に、コンピュータに意図した処理を行うよう指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」(自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか等を論理的に考えていく力)などを育むことです。

身近なものにコンピュータが内蔵され、プログラミングの働きにより生活の便利さや豊かさがもたらされていることについて理解し、プログラミングを活用できるようにすることが重要になっています。

小・中・高等学校を見通した充実が図られる中で、小学校においては、特に、情報手段の基本的な操作の習得に関する学習活動及びプログラミングの体験を通して論理的思

考力を身に付けるための学習活動を、カリキュラム・マネジメントにより各教科等の特質に応じて計画的に実施することとしています。中学校や高等学校では、簡単なプログラムの作成や、コンピュータの働きの科学的な理解などを目指し、技術・家庭科や情報科において構造化された内容を体系的に学んでいくことが必要です。教育課程全体を見渡した中で、プログラミング教育を行う単元を各学校が適切に位置付け、実施していくことが効果的です。

プログラミング教育の実施に当たっては、「主体的・対話的で深い学び」の実現に資するプログラミング教育とすることが重要であり、一人で黙々とコンピュータに向かっているだけで授業が終わったり、児童生徒自身の生活や体験と切り離された抽象的な内容に終始したりすることがないように授業を組み立てていくことが必要です。

補 助 教 材

補助教材とは、学校教育において主たる教材とされる教科書以外の図書その他の教材を言います。

補助教材には、準教科書（教科書の発行されていない教科・科目において、教科書の代わりに主たる教材として使用する図書）、副読本（教科書、準教科書と併せて使用する図書）、参考書（資料集、解説書等）、ワークブック（学習帳、練習帳、長期休業中の特別の学習帳など）の他に、新聞（NIE: Newspaper In Education〈教育に新聞を〉の略。学校等で新聞を教材にする学習活動のこと。）、雑誌、掲示板用図表、掛け図、掛け地図、紙芝居、模型、スライド、写真、放送番組、映画、CD、DVDなど多種多様なものが考えられます。とりわけ、コンピュータ、プロジェクタなど各種ICT機器の開発や普及がめざましいので、補助教材を併せて使うなど授業の工夫が望まれます。

補助教材は、地域性を考慮した内容を補ったり、教科書の内容をより深めたり、時間的、空間的な制限で直接学習できないような内容を再現してみせたりするなど、指導に当たる教師の創意工夫が生かせるものです。また、児童生徒にきめ細かい、行き届い

た指導をする上で効果的な役割を果たすものです。そのため、法的にも「教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。」とされています（学校教育法第34条第2項）。

補助教材の使用に際しては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という）第21条第6号で「教科書その他の教材の取扱いに関すること」は教育委員会の職務権限に属すると規定しています。また、地教行法第33条では、教育委員会は、その所管する学校における教材の取扱い等について必要な教育委員会規則を定めるものとし、「教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとする。」（第33条第2項）としています。

なお、このような補助教材の使用に当たっては、次のような点に留意する必要があります。

- (1) 補助教材の内容が法令等の趣旨に沿い、児童生徒の発達の段階に即しているものであること。
- (2) 特に政治や宗教について特定の党派や宗派に偏った不公正なものでないこと。
- (3) 安易に問題集などを使用して学習の評価を行うことなどのないよう、教育的、計画的な活用と評価を行うこと。
- (4) 保護者や児童生徒の経済上または学習上の負担を考慮すること。

ボランティア・福祉教育

福祉教育は、基本的人権の尊重の精神を基盤に、福祉社会の実現を目指して、「共に生きる力」や社会福祉に関する問題を解決する実践力を身に付けることなどを目的に行われる、意図的、計画的な活動です。

東日本大震災や熊本地震などの復興支援では多くのボランティアが活躍したことにより、こうした活動に対する関心や認識を高めました。それにより、日本各地で大規模な自然災害が発生した際には、多くのボランティアが活躍しました。ボランティア活動への参加は、身近な社会に関わることの

大切さを学び、高齢者をいたわる気持ちを培うなど、参加者にとっても意義深いことです。

近年、児童生徒の生活体験の希薄化や高齢者と接する機会の減少、社会性の不足などが指摘され、体験的な活動を通して他人を思いやる心や感謝の心、公共のために尽くす心を育てることが求められています。児童生徒にボランティア活動を体験させることは、他者の存在を理解するとともに自分自身がコミュニティの一員であることへの自覚を促します。お互いが支え合う社会の仕組みを考える中で自己を形成し、実際の活動を通じて自己実現を図っていくなど教育的意義が極めて大きいものと言えます。

学習指導要領においても、ボランティア活動など社会奉仕の精神を養う体験が得られる活動を行うことを「特別活動」等の中で明示しています。

薬物乱用防止教育

(1) 薬物乱用とは

薬物を社会的許容から逸脱した目的や方法で自己使用することです。

モルヒネ、コカイン、睡眠剤などの医薬品を医療目的の使用から逸脱して使ったり、覚せい剤、シンナー、大麻など医療目的でない化学物質を不正に使ったりすることを薬物乱用と呼びます。

また、近年「MDMA（錠剤型合成麻薬）」や「脱法ドラッグ」「脱法ハーブ」等と呼ばれる危険ドラッグも大きな社会問題となっています。

(2) 指導の必要性

青少年期はたばこ（ニコチン）、酒（アルコール）を含めた依存性薬物を使用するきっかけが起りやすい時期であり、また心身の発育・発達途上にあるため、依存状態に容易に移行したり、人格の形成が妨げられるなど薬物の影響が深刻なかたちで現れたりする時期でもあります。したがって、学校における発達の段階に即した薬物乱用防止に関する指導が極めて重要な意味を持ちます。

(3) 指導の取組

ア 青少年が抱える健康上の課題や喫煙、

飲酒、薬物乱用防止に関する指導の重要性を認識する。

イ 児童生徒、学校及び地域の実態を的確に把握する。

ウ 学校においては、教職員の共通理解と指導体制を確立する。

エ 学習指導要領の趣旨、目標、内容に十分に配慮するとともに、各学校の実態に即した指導目標と指導計画を立てる。

オ 家庭や地域の関係機関・団体等（学校医、学校薬剤師、保健所、警察署等）と緊密な連携をとる。

(4) 指導の内容

児童生徒には、薬物乱用防止の意義と重要性を認識し、薬物乱用によってもたらされる健康上の影響や様々な問題について理解させ、誘惑されるような機会がたとえあったとしても、上手に断る方法・方策や意志と態度を身に付けさせる必要があります。

指導に当たっては、次のような項目があります。

ア 薬物乱用・依存の成り立ち

イ 薬物乱用の心身への影響

ウ 薬物乱用による社会的問題

エ 薬物乱用防止の対策

オ 意思決定能力の育成

これらの項目の中から児童生徒の実態及び発達の段階を考慮し、必要とする内容を適切に選択して指導することが大切です。生涯を通じて健康な生活を送るという観点から、薬物の乱用をしない態度など賢明な行動選択能力を育成することが大切です。

(5) 相談等への対応

最近では、スマートフォンやインターネットの普及により、一般県民が薬物を入手しやすい環境にあり、青少年への広がり懸念されています。

今後、学校においても、薬物に関する相談を受けたり、薬物を実際に使用している現場を見たりするなど、様々なケースが考えられます。

そのような場合は、必ず管理職（校長）に報告し、学校として対処することが必要です。保護者への連絡、警察署生活安全課（少年係）への通報は、児童生徒を早期に更生させるためには避けては通れないもので、結果的には児童生徒にとって最善の措置であ

ることを認識することが重要です。

〈参考文献〉

- ・日本学校保健会「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料」平成22年3月
- ・日本学校保健会「薬物乱用防止教室マニュアル平成26年度改訂」平成27年3月

ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり

(1) 通常の学級における特別支援教育の現状

文部科学省が小・中学校を対象に平成24年に実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」によれば、知的発達に遅れはないものの学習面や行動面で著しい困難を示すと担任教師が回答した児童生徒の割合は6.5%（埼玉県調査では10.7%）でした。平成21年8月の特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議高等学校ワーキング・グループによれば、高等学校に進学する発達障害等困難のあるとされた生徒の高等学校進学者全体に対する割合は約2.2%と報告されました。このような状況から、通常の学級における発達障害等の児童生徒への支援は、喫緊の教育課題となっています。

(2) ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業とは

ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業とは、埼玉県立総合教育センター平成24年度調査研究報告書「小・中・高等学校及び特別支援学校におけるユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業実践に関する調査研究」において次のように定義しました。①特別な教育的ニーズのある児童生徒への指導・支援の中にある要素と、通常の学級で培った「どの子にもわかる授業」とされてきた要素を融合させた授業、②その結果、児童生徒にとって「わかりやすく」、学習への興味や意欲が喚起される授業の2点を満たす授業です。つまり、学び難さのある児童生徒がいるという前提で、初めから全員に向けて支援や配慮を行うという発想です。

さらに、この報告書では、実践事例集とし

て、具体的に授業づくりの12のポイントとして以下のように整理されています。

- 1 教室環境①「場の構造」
- 2 教室環境②「刺激への配慮」
- 3 ルールの確立（手順や工程）
- 4 生活の見直し
- 5 授業の見直し
- 6 授業の組み立て
- 7 板書の工夫
- 8 集中・注目のさせ方
- 9 指示の出し方
- 10 参加の促進
- 11 個人差への配慮
- 12 学級モラルの形成

ただし、それだけでは不十分な児童生徒には個に応じた別の手立ても必要です。

〈参考文献〉

- ・長江・細渕（2005）による「授業のユニバーサルデザインの7原則」
- ・「通常学級での特別支援教育のスタンダード」東京都日野市公立小中学校全教師・教育委員会 with 小貫 悟，（2010）
- ・平成24年度調査研究報告書（埼玉県立総合教育センターHP）



埼玉県マスコット
「コバトン」

資 料 編



田舎教師の像（羽生市）

- 1 郷土愛を育むために
- 2 埼玉県の概要
- 3 埼玉県の成立
- 4 県民の日
- 5 埼玉県のシンボル
- 6 埼玉県歌
- 7 学校数
- 8 園児・児童・生徒数
- 9 本務教員数
- 10 園児・児童・生徒数の推移

1 郷土愛を育むために

近年、社会の急激な変化や価値観の多様化、国際交流の進展等の中で、自国や郷土の歴史や文化を理解することの重要性が高まっています。

埼玉県教育委員会では、本県独自の道徳教材「彩の国の道徳」を刊行しています。この教材には、県の偉人や伝統文化に関する資料が含まれており、郷土埼玉の先人の生き方から、児童生徒が自らの生き方を学ぶとともに、郷土の文化と伝統を大切にし、郷土を愛する心を育むことをねらいとしています。

また、埼玉県県民生活部文化振興課でも、「埼玉ゆかりの偉人データベース」を作成して塙保己一や渋沢栄一、荻野吟子をはじめ、様々な功績を残した偉人を紹介し、児童生徒が郷土に対する理解を深め、愛着心を育むことをねらいとしています。

「郷土愛」とは、生まれ育った郷土埼玉に誇りと尊敬の気持ちをもって生活し、先人の努力や郷土に寄せる先人の愛情を継承し、さらに発展させようと努力することです。

埼玉県の歴史は、たいへん古いものです。約1600年前の古墳時代には、行田市埼玉（さきたま）古墳群にみられる巨大な墳墓が築かれました。稲荷山古墳からは、国宝の「金錯銘鉄剣」をはじめ、多くの遺物が出土しています。中世には、熊谷直実や畠山重忠などの武蔵武士が活躍し、近世では、江戸幕府のお膝元として発展し、明治維新を経て埼玉県が成立しました。現在の埼玉県は、730万を超える（H30.12）県民が暮らし、交通の利便性も高く、豊かな自然と人的資源に恵まれて、多彩な産業が活気づいています。まさに無限の可能性をもつ21世紀のフロンティアと言えましょう。

新たに埼玉県の教師となった皆さんは、教育公務員としての責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することが求められています。そのための第一歩として、皆さん自身が勤務する郷土埼玉についての理解を深めることが大切です。郷土の自然・歴史・文化財・伝統文化などを理解することは、それぞれの人々の精神的な拠り所となり、また郷土愛を育む上でも極めて重要なことです。この資料編及び参考資料をもとに、児童生徒一人一人に「生きる力」を育み、郷土埼玉に誇りをもてるように指導することを期待します。

〈参考資料〉

- ・ 彩の国の道徳「きょうもげんきに」（小学校低学年） 平成22年2月 埼玉県教育委員会
- ・ 彩の国の道徳「みんななかよし」（小学校中学年） 平成22年2月 埼玉県教育委員会
- ・ 彩の国の道徳「夢にむかって」（小学校高学年） 平成22年2月 埼玉県教育委員会
- ・ 彩の国の道徳「自分を見つめて」（中学校） 平成22年2月 埼玉県教育委員会
- ・ 「明日をめざして」（高等学校） 平成22年3月 埼玉県教育委員会
- ・ 彩の国の道徳「心の絆」 平成24年3月 埼玉県教育委員会
- ・ 埼玉県ホームページ 県民生活部文化振興課 「埼玉ゆかりの偉人データベース」
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0305/ijindatabase/index.html>

2 埼玉県の概要

埼玉県は、関東平野の中央部に位置する内陸県で、東西約103km、南北約52km、面積はおよそ3,800km²です。この広さは、日本国土の約100分の1に当たり、全国で39番目です。山地がおよそ3分の1、残り3分の2を平地が占めています。

人口は、平成14年8月に700万人を超え、全国5位。中でも、年齢構成の若さと人口の増加率の高さが特色です。

特産品には、ネギ、植木、雛人形、茶などがあります。

◇ 面積	3,797.75 km ²	
◇ 人口	7,362,941人	(平成30年1月1日現在)
	3,687,899人(男)	
	3,675,042人(女)	
◇ 平均年齢	45.7歳	(平成30年1月1日現在)
◇ 世帯数	3,259,326世帯	(平成30年1月1日現在)
◇ 市町村数	40市	
	22町	
	1村	(平成30年1月1日現在)
◇ 人口密度	1,938.8人/km ²	(平成30年1月1日現在)

面積は、国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(平成26年10月1日)による。

人口等は、「埼玉県町(丁)字別人口調査」(平成30年1月1日)による。

3 埼玉県の成立

慶応4(1868)年閏4月、新政府は政体書を発布して府藩県三治制を敷き、本県域は川越・忍・岩槻・前橋藩の他、14の藩地と旧幕領・旗本知行地が直轄県となり武蔵・下総の両知県事が管轄しました。直轄県は、明治2(1869)年大宮県・品川県・小菅県・葛飾県・岩鼻県・蕨山県の6県ありましたが、明治4(1871)年6月廃藩置県により川越・忍・岩槻県の3県が新たに誕生。同年9月大宮県を浦和県と改称し、同年11月14日太政官布告により従来の県が廃止され、埼玉県と入間県が置かれました。その後、明治6(1873)年6月、入間県と群馬県を合併して熊谷県を設置しましたが、明治8(1875)年8月千葉県葛飾郡の金杉村など43か村を埼玉県に編入、明治9(1876)年8月には熊谷県を廃止し、熊谷県のうち旧入間県分13郡を埼玉県に合併して現在の県域が確定しました。

4 県民の日

明治4年11月14日(旧暦)、太政官布告によって、「埼玉県」の名称が生まれました。

それからちょうど100年目に当たる昭和46年に、これを記念して、11月14日を「県民の日」としました。県内では、毎年この日を中心にいろいろなイベントが開催されます。

5 埼玉県のシンボル

埼玉県には、自然がいっぱいです。動物や植物が元気よく育っています。県では、本県にゆかりのある鳥や木、花、蝶、魚を県のシンボルとして指定しています。

(1) 県民の鳥「シラコバト」

ハト科に属しシラバト、ノバトなどとも呼ばれ、ほっそりした淡灰褐色色の体、尾が長く、首の後ろに黒い横線が走っているのが特徴である。国内では、主に本県の東部地域を中心に生息していて、国の天然記念物に指定されています。

昭和40年11月3日に、「県民の鳥」に指定されました。

本県のマスコット「コバトン」、そして平成26年11月14日に誕生した「さいたまっち」は、「シラコバト」をモチーフにして考案されたものです。



(2) 県の木「ケヤキ」

ニレ科の落葉樹で春に新しい葉とともに、うすい黄緑色の小さな花をひらきます。県内に古くから自生し、「清河寺の大ケヤキ（さいたま市）」をはじめ、各地に県の天然記念物に指定されたケヤキがあります。昭和41年9月5日に、「県の木」に指定されました。



(3) 県の花「サクラソウ」

サクラソウ科に属する多年草で、川のほとりや野原に自生し、春先にハート形の花びらの花を咲かせます。北海道南部から、四国沿岸まで分布し、県内でも、かつては荒川沿岸に広く自生していました。田島ヶ原（さいたま市）の自生地は、今も昔ながらの面影を残し、国の特別天然記念物になっています。昭和46年11月5日に「県の花」に指定されました。



(4) 県の蝶「ミドリシジミ」

シジミチョウ科に属し、ハンノキやヤマハンノキの葉を食べます。埼玉県には、ハンノキが幅広く分布しているので、県内に広く生息しています。大きさは約4cmで、夏の夕方、羽根をキラキラと緑色に輝かせて飛びます。平成3年11月14日、「県の蝶」に指定されました。



(5) 県の魚「ムサシトミヨ」

トゲウオ科の淡水魚で、清く澄んだ小川に生息します。現在では、熊谷市の元荒川上流部でしか見られなくなり、その生息地の一部が、県の天然記念物に指定されています。大きさは、4～6cmで、オスが巣を作り、子育てをします。平成3年11月14日、「県の魚」に指定されました。



6 埼玉県歌

埼玉県歌等制定審査会選定

岸上 のぶを 作詞

神保 光太郎 補作

明本 京静 作曲

Marciate
mf

ち ち - ぶ の く も の - む ら さ き - に

か ぜ - も み ど り の - む さ し - の - よ - め -

ぐ み ゆ た か - な こ の さ - ん - が - わ -

れ ら う ま れ - て こ こ に あ り - お お

お さい た ま さい た ま - か が や く さい た ま

1 秩父の雲の むらさきに
風もみどりの むさし野よ
恵み豊かな この山河
われら生まれて ここにあり
おお 埼玉 埼玉 輝く埼玉

3 日に日に進む 産業に
こぞるちからも たくましく
希望はもえる このあした
われら明るく ここにあり
おお 埼玉 埼玉 輝く埼玉

2 古き伝統 新しき
いのち 生命をこめて しあわせの
未来をひらく この文化
われらつどいて ここにあり
おお 埼玉 埼玉 輝く埼玉

4 北に大和根 荒川は
南をめぐり 人和して
県旗はまがたま この理想
われらちかいて ここにあり
おお 埼玉 埼玉 輝く埼玉

7 学校数

(平成30年5月1日現在)

区分			県立	市立	町立	村立	計	国立	私立	
幼稚園				39	9		48	1	495	
幼保連携型認定こども園									78	
小学校	本校			726	84	1	811	1	5	
	分校			0			0			
中学校	本校		1	372	40	1	414	1	30	
	分校			1			1			
高等学校	本校	独立		全日制	116	5		121	1	46
			定時制	4			4			
			通信制							7
	併置	全日・定時制	18	1			19			
		全日・通信制								2
		定時・通信制	1				1			
	分校	独立								2
計			139	6			145	1	57	
特別支援学校	本校	視覚障害	1				1			
		聴覚障害	2				2			
		知的障害、肢体不自由、病弱	33	4			37	1	1	
	分校	知的障害、病弱	4				4			
	計			40	4			44	1	1

8 園児・児童・生徒数

(平成30年5月1日現在)

区分		県立	市町村立	国立	私立
幼稚園			2,865	80	89,918
幼保連携型認定こども園					14,713
小学校			370,010	628	2,125
中学校		240	177,051	513	9,087
高等学校	全日制	108,621	5,942	489	55,800
	定時制	4,407	202		
	通信制	2,980			2,179
特別支援学校（視覚障害）		90			
特別支援学校（聴覚障害）		271			
特別支援学校（知的障害、肢体不自由、病弱）		7,121	206	59	22

※専攻科の生徒は含まない。

9 本務教員数

(平成30年5月1日現在)

区分		県立	市町村立	国立	私立
幼稚園			266	6	6,099
幼保連携型認定こども園					1,636
小学校			20,590	27	132
中学校		17	11,763	27	608
高等学校	全日制	7,302	417	44	2,934
	定時制	550	22		
	通信制	58			84
特別支援学校（視覚障害）		98			
特別支援学校（聴覚障害）		178			
特別支援学校（知的障害、肢体不自由、病弱）		3,622	169	32	10

10 園児・児童・生徒数の推移

(各年5月1日現在)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
幼稚園	112,823	106,391	102,070	97,257	92,863
幼保連携型認定こども園	-	6,500	9,021	11,867	14,713
小学校	378,894	376,578	375,064	374,119	372,763
中学校	196,228	195,156	193,238	190,182	186,891
高等学校	184,345	183,699	183,093	182,568	180,620
特別支援学校	7,022	7,133	7,331	7,547	7,769

※専攻科の生徒は含まない。

教師となって第一歩
平成31年3月 発行
編 集 埼玉県立総合教育センター
〒361-0021 行田市富士見町2丁目24番地
発 行 埼玉県教育委員会
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
印 刷 関東図書株式会社 048-862-2901



埼玉県マスコット「コバトン」



埼玉県マスコット「さいたままる」



埼玉県立総合教育センター
<http://www.center.spec.ed.jp/>